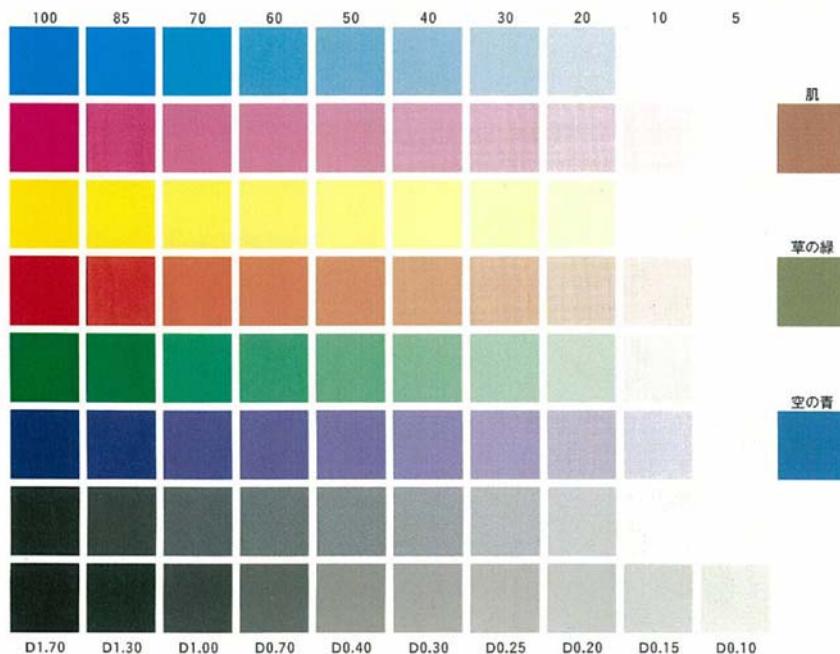


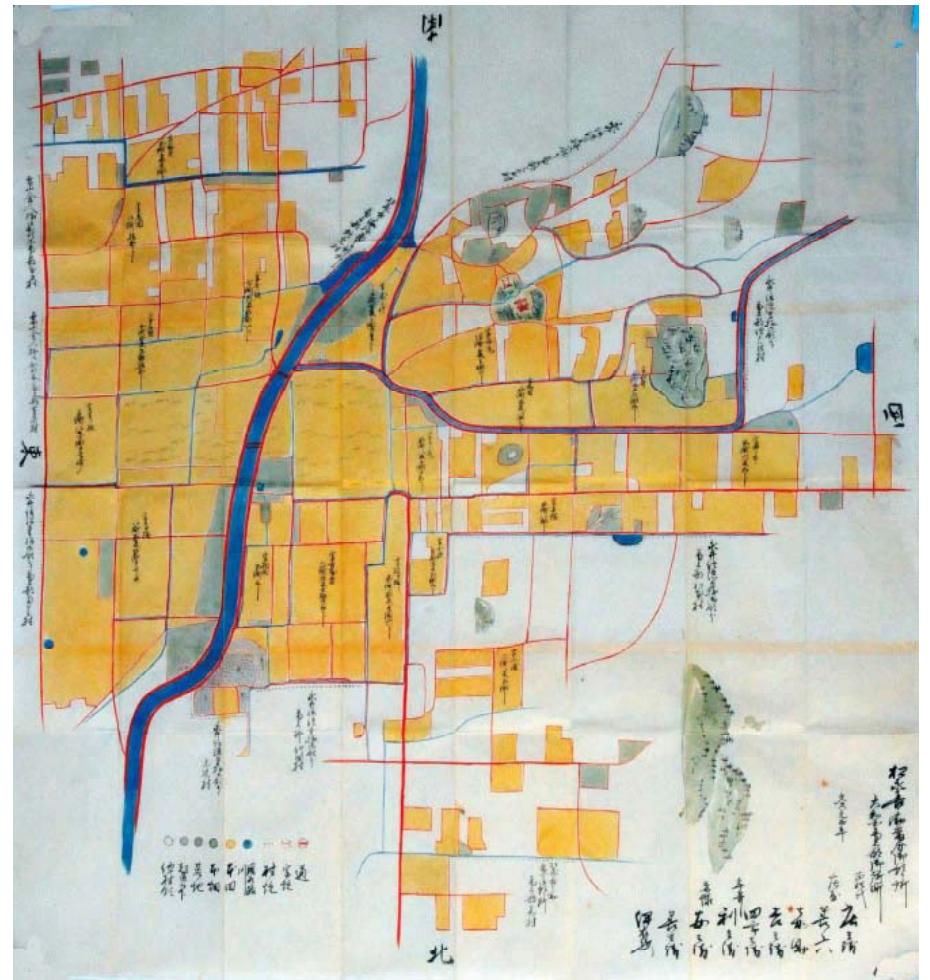


博士論文

近世後期大和国御所町に関する研究

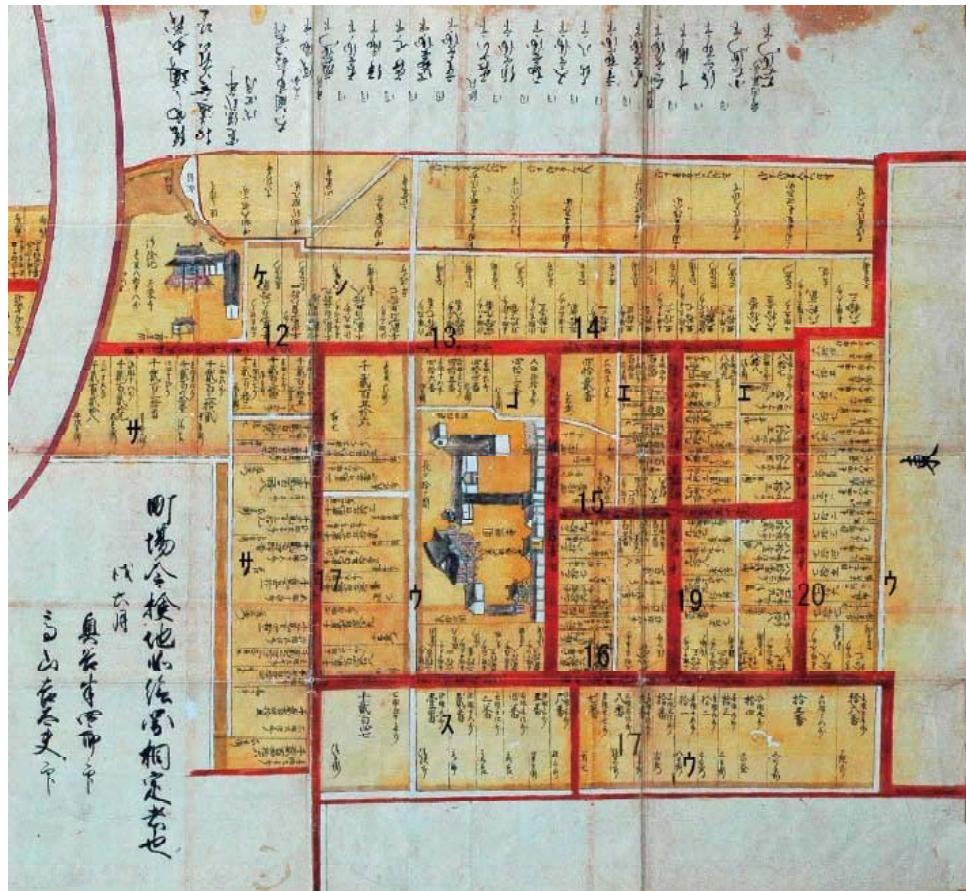


関西大学大学院文学研究科
中井 陽一



図絵1 大和国葛上郡御所町耕地絵図

松永善之助當分預り所 文久元年(1861)



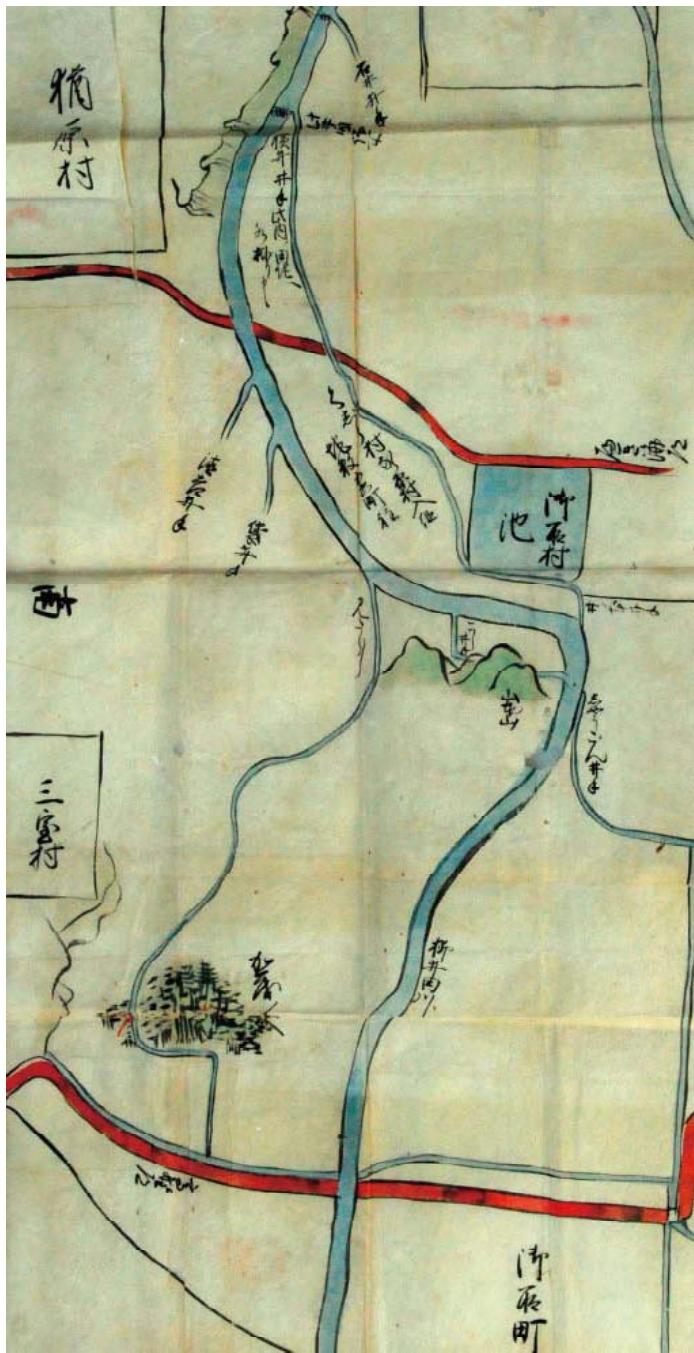
- 12 新町通 町幅式間五尺 軒下三尺宛、 13 是より寺内
 14 北町通 町幅式間三尺 軒下三尺宛、 15 御堂中通 町幅式間 軒下一尺五寸宛
 16 南町通 町幅式間三尺 軒下三尺宛、 17 代官町通 町幅式間三尺 軒下三尺宛
 18 御堂町筋 町幅式間 軒下一尺五寸宛、 19 中町筋 町幅式間 軒下一尺五寸宛
 20 東町筋 町幅式間 軒下一尺五寸宛
 ケ 正栄寺、ヨ円照寺、サ請堤、シ地番千式百五九番、ス地番毫番

口絵2 御所村町場検地絵図 寛保二年(1742)



- 1 北町通 町幅式間半 軒下三尺宛、 2 六軒町通 町幅式間 軒下一尺五寸宛
 3 本町通 町幅式間半 軒下三尺宛、 4 久保町通 町幅式間 軒下一尺五寸宛
 5 裏町通町幅八尺軒下一尺五寸宛、 6 西町 町幅式間半 軒下三尺宛
 7 御堂町 町幅式間 軒下一尺五寸宛、 8 魚町 町幅式間 軒下一尺五寸宛
 9 中町 町幅式間 軒下一尺五寸宛、 10 北本町 町幅式間半 軒下三尺宛
 11 東町 町幅式間半 軒下三尺宛、
 ア 遠見遮断、イ 地番九百四番、ウ 環濠、エ 浄宗寺、オ 正福寺、カ 春日社
 キ 觀音寺

口絵3 水利絵図（寛延三年（一七五〇）のものと推定）



口絵4 早稲御検見付絵図 万延元年八月(1860)



請 堤

柳田川

(南が上)

口絵5 御所流れ絵図(赤塚家文書) (黒色は紙の破れ)

目次

緒言

第一章 御所町の概要

- はじめに
- 第一節 支配の変遷
- 1. 概要 八、2. 御所藩およびその後八、
- 3. 郡山藩領 一〇、4. 今井代官所支配 一二、
- 5. 戒重藩・芝村藩預り 一一、6. 高取藩預り 一二、
- 7. 幕末一二

第二節 近世御所町の成立についての考察

- 1. 概要 一三、2. 検地絵図 一三、
- 3. 地番と名請人 一四、4. 一六世紀の御所 一五、
- 5. 御所町の町場の成立 一五
- 第三節 石高と人口
- 1. 概要 一六、2. 石高 一六、3. 人口 一八、
- 4. 石高と人口の関係 一八
- 第四節 耕地および水利慣行
- 1. 概要 二〇、2. 御所町の耕地 二二、
- 3. 葛城川堤防の外の湧水 二三、
- 4. 俱戸羅の溜池 二六、

八七

第二章 年貢および町入用

- はじめに
- 第一節 年貢および町入用関係文書の概要
- 1. 概要 四七、2. 年貢免定 四七、
- 3. 皆済目録 四九、4. 掛札 五〇、
- 5. 免割目録 五一、6. 小入用帳 五一
- 第二節 毛付高、免および石代銀納の値段
- 1. 概要 五一、2. 石砂入、皆無引等 五一、
- 3. 石代銀納値段の決定 五四、
- 4. 毛付高、免、石代銀納値段等の推移 五五

四六
四七
三九
三七
三六
三五

5. 柳田川の井出 二七、6. 元禄四年の水論 二八、

7. 加茂下りの番水 二九

三〇

第五節 御所村・御所町

- 1. 概要 三一、2. 諸文献等の記述 三〇、
- 3. 史料による検討 三〇

三一

第六節 御所流れ

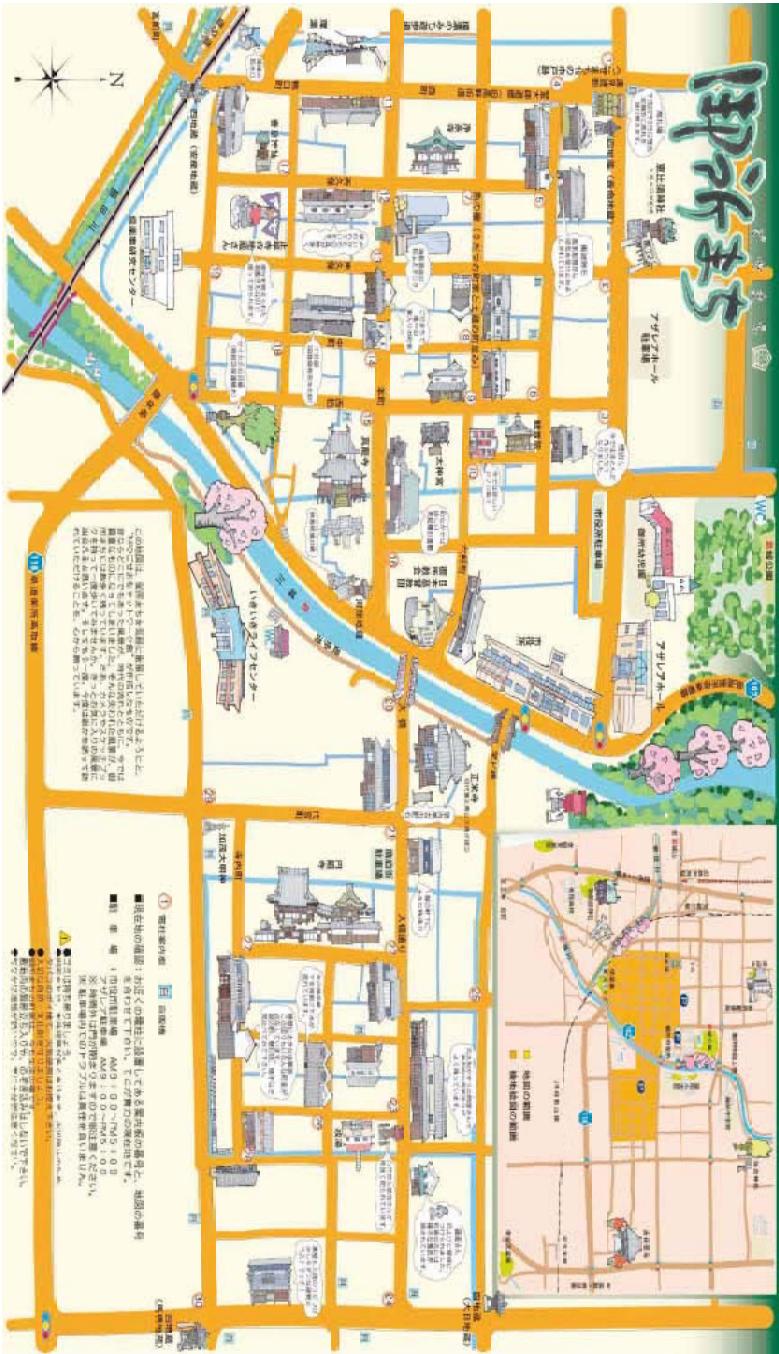
- 1. 概要 三一、2. 諸文献等の記述 三一、
- 3. 御所流れの実際 三一、

三二

第七節 史料による検討

- 1. 大洪水とされた理由 三三
- 2. おわりに

三三



口絵6 御所まちガイドマップ

第四章 近世後期の人々の動向 その二	第一節 現存する宗門改帳の概要 1. 概要 一一四、 2. 宗門改帳の形式および記述内容 一二四、 3. 期間中の移動 一一六、4. 奉公人の取扱 一二六、 5. 同家人の取扱 一一七、 6. 宗門改帳前書および後書 一二七
第三節 人口の変動および人口増減の要因 1. 概要 一一八、2. 各年の人口および戸数 一二八、 3. 出生および死亡 一二〇、4. 婚姻および養子 一二一、 5. 引越し 一二二、6. 家出 一二三	第二節 家族、夫婦等の様子 1. 概要 一二四、2. 家族の人数 一二四、 3. 配偶者の有無 一二六、4. 夫婦の年齢差 一二七、 5. 子供の数 一二九、 6. 父母と第一子との年齢差 一二九
第四節 他の村々との交流 1. 概要 一三二、2. 婚姻 一三二、 3. 奉公 一三二、4. 旦那寺 一三四	第三節 家族、夫婦等の様子 1. 概要 一二四、 2. 家族の人数 一二四、 3. 夫婦の年齢差 一二七、 4. 年齢差 一二八
第五節 石代銀納の米価、年貢徵収の米価および米相場 1. 概要 六〇、2. 石代銀納の米価 六一、 3. 年貢徵収時の米価 六一、4. 米価の推移 六一	第六節 町入用 1. 概要 六八、2. 町入用の内訳 六八、 3. 町入用の割当 七二
第六節 おわりに 1. 概要 六八、2. 町入用の内訳 六八、 3. 町入用の割当 七二	
添付資料 史料 註 第一節 現存する高名寄帳の概要 はじめに	

第八章 文政十三年おかげ参りの再検討	3. 立山 二〇七、4. その他の行事 二〇九 おわりに 二〇九
波及範囲、施行の実態、参宮者等一 はじめに 二〇九	
第一節 波及範囲等	二一八
1. 概要 二一九、2. 各種記録のまとめ 二一九、 3. 波及範囲の推定 二一九、	二一九
第二節 施行および施行宿の実態	二二三
1. 概要 二二三、2. 史料にみる施行の実態 二二三、 3. 御所町での施行 二二四	二二三
第三節 参宮者および施行関係者の参宮	二二五
1. 概要 二二六、2. 宮川の渡し 二二六、 3. 史料に記された参宮者数 二二七、 4. 先行研究等の参宮者数 二二九、 5. 参宮者数の推算 二二九	二二六
おわりに	二二三
第六章 賴母子講および金錢貸借	二二三
はじめに 二二三	二二三
第一節 文政九年の仕法書	二二三
1. 概要 一七一、2. 講の概要 一七一、 3. 講の特徴 一七三、4. 江戸時代の物価 一七三	二二三
第二節 加茂神社修復のための講	一七三
1. 概要 一七三、2. 講の概要 一七五、 3. 講の特徴 一七五	一七三
第四節 慶応元年の仕法書	一七七
1. 概要 一七七、2. 講の概要 一七七、 3. 講の特徴 一七九	一七七
第五節 金錢貸借等の利足	一七九
1. 概要 一七九、2. 屋敷田畠の質入れの利足 一八〇 3. 金錢貸借の利足 一八〇	一七九

緒 言

本研究は、大和国葛上郡御所町に關し、残つてゐる近世後期の地方文書等に基づいて、当時の町の実態、社会情勢等について考察するものである。御所町は、現在、奈良県御所市的一部分で、大和盆地の南西部に位置している。なお、御所市は、江戸時代の葛上郡の全部と忍海郡の一部が合併して昭和三十三年（一九五八）に成立した。

「御所町」と書かれた史料と「御所村」と書かれたものがあり、この件については、第一章で検討することにするが、本書では「御所町」または「御所」と表記することにする。また、現在の町については、近世と区別するために「御所まち」とする。なお、御所まちは、近世の御所町の町場の範囲であり、町おこしのグループがこのように呼んでいるのである。

御所町に関する先行研究は、昭和二十八年（一九五三）に刊行された『大和御所町誌』があるのみである。これは、まわりの村々と合併して、御所市になることが決まったため、急きよ作成されたもので、十分な検討が行われたものではない。昭和四十年（一九六五）に刊行された『御所市史』の旧御所町に関する部分は、ほとんどが『大和御所町誌』の引用である。そして、地理辞典類や『奈良県史』は、『御所市史』を参考して書かれているようである。参考のため、『角川日本地名大辞典』および『奈良県の地名』の近世御所町に関する部分を史料1と史料2として本項末に添付する。

本研究は、八章で構成する。各章の概要、本研究の目的等は、左記の通りである。

第一章では、御所町の概要として、支配の変遷、近世御所町の成立、耕地と水利慣行、石高と人口、村か町か、御所流れ等について検討する。支配の変遷は、桑山氏領、本多氏領、幕府領であったということがわかつてゐるだけである。また、石高については、地目ごとの内訳は不明であるし、人口は、江戸時代を通じて二年分しかわかつてない。これらわかつてないことについて、残つてゐる史料等によつて明らかにする。御所町では、寛保二年（一七四二）に検地が行われ、その検地絵図が残つてゐる。その絵図と現在の町並みを比較するとともに、絵図等に基づいて、近世の御所町の成立について考えてみる。また、この検地に関連した新しい史料を発見した。この新発見の史料等によつて、御所町か御所村かの問題について検討する。耕地については、現在の行政区が、江戸時代からの町の範囲であると想っていたが、近世の耕地絵図を見ると疑問がある。耕地においては、御所町か御所村かの問題について検討する。また、これらの耕地への灌漑の水源として、川からの取水、川の堤防外にある湧水および溜池が利用されていた。これらの水源は、近隣の村々と共に共同で利用されていたため、利用等の取り決めの史料が残つてゐる。それらの史料によつて、近世の水利慣行について検証する。御所町の住民にとって、元文五年（一七四〇）に起つた洪水は、「御所流れ」といわれ大事件とされている。この洪水の実際の被害、大洪水とされた理由、この洪水にまつわる伝説の由来等を明らかにする。

年賀に關し支配者が発行する史料として、免定、皆済目録、

る。なぜ意見が分かれるかを考えてみる。

最大の疑問は、文政十三年のおかげ参りに、四〇〇万人から五〇〇万人の人たちが参宮したとされていることである。これが通説になっているが、五〇〇万人といえば、当時の全人口の約六分の一ということになる。この参宮者数には疑問があるの

で、先行研究等とは異なる観点から検証する。

以上が本研究の概要であるが、本研究には二つの目的がある。その一つは、ほとんどわかつていない御所町の歴史を明らかにすることであり、もう一つは、先行研究等で常識になっている事柄等を再検討することである。

【付記】

本研究において、解析に用いるまたは参考する文書類は、左記の通りである。

(1) 中井家文書

本研究は、主に筆者が所蔵している「中井家文書」についての検証である。文化から天保期の地方文書が主なものであるが、幕末から明治初期を含めて約七五〇点のものがある。これらその他に、年貢の請取、小作帳、土地等の取引の証文等、私的なものが約三五〇点あるが、今回は、これらのなかで年貢の請取等を参照する。なお、これらの文書を用いた場合は、註記を省略する。

(2) 円照寺文書

円照寺は、寺内町の中心となつてゐる浄土真宗西本願寺派の寺院である。二〇〇点ほどの地方文書が残つてゐる。宗門

改帳や五人組帳は、寺内分をまとめた後、町のものに転記されている。年貢は、寺内独自で処理されていて、今後、検証する必要がある。本研究では、文久二年（一八六二）に作成された「円照寺由来」を参照する。

(3) 赤塚家文書

赤塚家は、長年にわたつて年寄を務めていた家である。「大和御所町誌」は、赤塚家文書を参考して編纂されたと考えられるが、それらの史料は、現在、検地絵図、「御所流れ」の絵図等を除いて行方不明である。最近、寛保二年（一七四二）に行われた検地に関連した「御検地用集帳」等を発見したので本研究で参照する。

(4) 清村家文書

清村家は、御所町の氏神である鷹都波神社の世話役をしていた家である。また、境内を流れてゐる川の番水に関する井出頭を務めていた。本研究では、神社の補修に關する寛永十五年（一六三八）の「議定」および番水関係の史料を参考する。

(5) 神宮町文書

神宮町は、現在、御所町の太神宮の社がある近辺の町名である。文政十三年のおかげ参りおよび太神宮の社の建設に関する史料が保管されていた。現在、これらの史料は、御所市の文化財になり、市教育委員会で保管されている。

(6) 檜原村鏡

御所市檜原に住んでいた人が、他地域に引っ越しに当り、御所市教育委員会に寄贈したもので、現在、教育委員会で保管されている。

掛札があり、年貢・町入用について、町方で作成するものとして免割目録、小入用帳等がある。第二章では、これらの史料等によつて、記載内容、年貢の仕組み、附加税の内容や徵収方法、年貢率や米価等の推移、年貢の納入および徵収方法について検証する。また、町入用については、費用の項目とその額および徵収方法を明らかにする。

第三章は、近世後期の人々の動向について、高名寄帳に基づいての考察である。高名寄帳は、屋敷・田畠を各名請人ごとにまとめたもので、寛保三年（一七四三）から明治三年（一八七〇）までの間で、八年分が残つてゐる。これらによつて、高持の持高の分布、高い高持や低い高持の動向等について、各年の推移を調べるとともに考察を加える。また、高持の持高の変化等から、田畠売買禁止令の有効性や一般的に云われてゐる幕末における富の二極化について検証する。

第四章では、同じく近世後期の人々の動向について、宗門改帳によつて検証する。宝暦二年（一七五二）から明治三年（一八七〇）の間の宗門改帳や関連史料等によつて、宗門改帳の形式、前書および後書の記述内容、人口と戸数の変化、人口変動の要因等を調べる。また、家族の人数、子供の数、夫婦の年齢差、父母と第一子との年齢差等、当時の家族の様子について、経年変化を交えて明らかにする。それらの結果をもとに、近世後期において総人口が横ばい状態であった要因等について考察する。また、宗門改帳に書かれている配偶者や奉公人の出身地および旦那寺の所在を調べることによって、御所町の人々と隣の村々との交流・移動等について検証する。

二〇年分の五人組帳および家出人の借財を五人組が処理した記録が残つてゐる。第五章では、これらの史料と諸文献によつて、近世の五人組について考察する。五人組帳前書の内容を調べ、実際に五人組に何が義務付けられていたかを明らかにする。また、家出人の借財処理に五人組が果たした役割を検証する。これらによつて、五人組の概念とされている年貢の納入等の連帶責任、犯罪防止の相互監視等の実効性について考察するとともに、五人組の実態について再検討する。

第六章は、頼母子講についての考察である。まず頼母子講はどうなものののか、辞典類、先行研究等によつて調べる。そして、残つてゐる三冊の仕法書に基づいて、頼母子講のシステムや資金の動きを解析する。頼母子講の掛銀が、今の貨幣価値でどの程度のものか、また、掛銀の運用に關連して、当時の利子について調べる。

おかげ参りは、江戸時代に繰り返し起つた伊勢神宮への群參現象である。文政十三年（一八三〇）のおかげ参りの時に、御所町において一万人弱の参詣人に対する宿泊の施行等が行われ、その記録が残つてゐる。第七章では、これらの記録に基づいて、宿泊者の動向、宿泊の世話以外の施行、施行のための寄進、施行が終わった後の行事等について調べ、おかげ参りの実態について考察する。

第八章も文政十三年のおかげ参りに関する検討である。おかげ参りについて調べているうちに、先行研究等に疑問を持った。その疑問の一つは、波及範囲がどうか、施行のみを頼りにして参宮できたかどうか等の問題に意見が分かれていることであ

【史料1】

『角川日本地名大辞典』二九巻、奈良県（角川書店、一九九〇）、四六三頁

近世御所町

江戸期～明治二十二年の町名。葛上郡のうち。はじめ御所村と称した。慶長五年御所藩領、寛永六年幕府領、同十六年郡山領、延宝七年からは幕府領。村高は、「慶長郷帳」では、「御所三室共三」と見え「一四一九石余、『寛文郷帳』では御所村と見え一二四二石余、「元禄郷帳」二四八六石、「天保郷帳」一四九二石余。慶長年間～寛文年間までに三室村と松本村を分村。慶長五年から寛永六年に御所藩の陣屋が置かれ、円照寺と正榮寺付近、および葛城川の西に町場が形成された。寛保三年の高一四九二石余・反別九六町五反余。寛文十一年以降御所町と呼ばれることが多くなった。宝暦五年の家数八七三・人數三二四〇（男一六四八・女一五九二）。元文五年閏七月十七日葛城川の洪水により西御所の被害（御所流）が起きた。記録によれば、

「未の刻より酉の上刻迄大雨車軸築をみたすことく、しかれども此大雨大震をしなべて降りしにあらず。葛城川の河上金剛山より麓の里にては、森脇村より佐味村迄の間の大震」とある。葛城川・柳田川の堤防の決壊により、「水勢さかたつ山の如くまくれ来り、西御所村は半分余流れ、財宝を捨てて逃る者魚の鵜に迫る如し」という有様であった（観音寺文書）。被害は流死人五六というが一説に流家六〇一・漬家五八・流藏三〇〇・残家四一・残藏一八・流死二一八・流牛馬一四という（赤塚家文書）。平坦部と吉野山間部の中継地としての役割を果たし、

木綿や菜種の栽培を背景に木綿織業や絞油業が発達した。元禄十四年に起きた水越峠をめぐる大和側と河内側との水論には、

大和側の吐田郷八か村の訴訟を応援し、大和側を勝訴に導いた。宝暦年間頃から大和絹が盛んに生産されるようになる。嘉永六年「西国三十三所名所図会」には、「五所・新庄・高田の辺り

は、惣て木綿の紺かすりをはじめ種々の異なる縞の類ひ、或は絹の糸を交へてめずらしき縞を織出すを家の手業とせり、是を世に大和縞と号して名産とすされば、村中に藍染の紺挿多くの総糸を染て軒端に干す、表の傍には機織處女小歌を謡ひ、裏には糸織老婆謡歌をあぐる爪の長き仕入の商人あれば、気の短き織屋の親仁ありて、恰もいさかひの如く算盤の音機音に混じて甚静かならざるは正しく土地の榮といふべし」と見える。浅田松堂による大和絹の發明は宝暦五年頃で、「御所流」後の惨害から立ち直るよりどころとなつた。

【史料2】

『奈良県の地名』、日本歴史地名大系三〇巻、（平凡社、一九八二）、一九一頁

慶長五年（一六〇〇）から寛永六年にかけて御所藩の陣屋が置かれた。陣屋跡は現在不明であるが、葛城川から東に残る外堀川・内屋敷・東外屋敷・西外屋敷・および的場・馬場・代官町の地名からほぼ推定できる。このなかに円照寺を中心とする寺内町と代官町および正榮寺南側に町並みがあり、これが御所藩の城下町として組織されたもので、葛城川西方には、中世以後発達しつつあつた市場町があり、環濠集落として城下町の一部

【付記2】

今までに、学会等で発表、または学会誌等に投稿した実績は、左記の通りである。

- (1) 平成十六年十二月 関西大学大学院祭で発表
- 論題 御所町の成立に関する一考察
- （2）平成十七年十二月 関西大学歴史地理学会で発表
- 論題 文政十三年おかげ参りについての考察
- （3）平成十八年一月 関西大学大学院 修士論文
- 論題 一大和国御所町の施行記録等に基づいて一
- （4）平成十九年一月 『史泉』、一〇五号
- 主題 文政十三年おかげ参りに関する考察
- （5）平成十九年七月 大阪歴史学会 近世部会で発表
- 論題 文政十三年おかげ参りについての考察
- （6）平成十九年九月 奈良歴史学会で発表
- 論題 文政十三年おかげ参りについての考察
- （7）平成二十年三月 『関西大学博物館紀要』、一四四号
- 主題 河内国丹北郡松原村・別所村文書について
- （8）平成二十年十一月 大阪歴史学会 近世部会 読書会で発表
- 論題 速水融著 『歴史人口学で見た日本』について
- （9）平成二十一年三月 大阪歴史学会 近世部会で発表
- 主題 五人組の機能に関する考察
- （10）平成二十二年三月 吹田市教育委員会編『旧西尾家住宅調査報告書』、報告書の『西尾家文書について』を担当、
- （11）平成二十二年一月 『史泉』、一一一号
- 主題 近世五人組に関する再検討
- （12）平成二十二年四月 『交通史学会』、七二号
- 主題 文政十三年おかげ参りについての再検討
- （13）平成二十三年九月 『月刊大和路ならら』、一五六号
- 主題 「御所流」はなかつた
- （史料の提供および論旨の説明）
- （14）平成十五年十月から平成二十二年七月まで
- N P O 法人「御所まちネットワーク・創」主催「御所まち講座」で近世の御所町に関する講演、十八回
- （津田秀夫文庫目録七一）

はじめに

寛保三年（一七四三）の検地により村高は一四九二・三四八石、段別は九六町五段一畝二七歩、ほかに荒地二ヵ所、湧州三ヵ所、個人溜池、除地に・・（略、本書九六頁、表2の寛保三年～明治二年の反別を記載）。なお、寛文二年（一六七二）以降、御所町と公称されることもあつた。宝暦五年の戸数は、・・（略、本書一九頁、表3の宝暦五年の戸数と人口を記載）。

元文五年（一七四〇）閏七月一七日葛城川・柳田川の堤防が決壊し、西御所を濁流が襲い、「水勢さかたつ山の如くまくれ來り、西御所村は半分余流れ、財宝を捨てて逃る者魚の鵜に迫るる如し」（観音堂所蔵「御所流」といい、「荒時村年代記」（天理市荒時区有文書）には「五所町千式百軒之所家数七百軒流れ、其外諸道具ハ不及申三百人程ながれ死申候（中略）洪水当國にては前代未聞之事にて候」とある。

宝暦頃、大和絢の生産が盛んとなり、地方産業の発展に資した。「西国名所図会に・・（略、史料1と同じ）」。当地の名産として御所柿がある。「日本山海名産図会」にも「和州御所村より出柿の極品なり。余国にもこの種ひろまりて多し。御所より出る物名物なる故に御所柿といふ」と書いている。さらに、産業としては近世以来大和壳菴が盛んであつた。壳菓は「御免」として畿内はもちろん、全国的に行商販売されるようになつた。

近世の御所町の概要として、支配の変遷、近世御所町の成立、耕地と水利慣行、石高と人口、御所町か御所村か、御所流れ等について検討する。

御所町の支配の変遷について、『大和御所町誌』⁽¹⁾および『御所市史』⁽²⁾の記述をまとめるに左記のようになる。

①両書とも、慶長五年（一六〇〇）から寛永六年（一六二九）まで二九年間は、桑山氏が支配していたとしている。

②『大和御所町誌』には、承応二年（一六五三）から延宝七年（一六七九）までの二六年間は、本多氏が支配。「五所村の内」とあるので一部が本多政長の領地で、残りが本多肥前守の領土であった。『御所市史』では、本多氏領になつたのは寛永十六年（一六三九）からとなつてある。

③『大和御所町誌』は、直轄地になつたのは、延宝七年から元禄十三年（一七〇〇）の間としている。『御所市史』には、「詳細はあきらかにしがたい」と書かれている。

このよう非常にあいまいな御所町の支配について、諸史料に基づいて検討する。なお、慶長五年以前については全くわかつていながら、推定する史料がないので、今後の課題とする。また、明治以降の行政については、『御所市史』⁽³⁾に記載されているので割愛する。

寛保二年(一七四二)に御所町および近隣の村々の検地が行われ、その時に作成された町場の検地絵図が残っている。その絵図の特徴・現状との比較等について述べるとともに、絵図に基づいて御所町の町場の成立について考察する。

寛保二年の検地以降の石高は幕末まで変化がなく、一四九二石余りである。この内の内訳、すなわち屋敷、田畠の地目ごとの石盛、高、反別等を調べる。寛保二年の検地以前の石高について、『南葛城郡志⁴』には、元禄期に二四八六石となつていて、『御所市史⁵』には、慶長五年後、一四一八石余りとなつていて、これらの記載事項を整理するとともに、「御検地用集帳」等によつて検地以前の石高について検討する。

御所町の場合、反別で約九〇パーセントが耕地である。その耕地の所在等について、反別帳、耕地絵図等で調べる。これらの耕地に対する水源は、御所町の中心を流れる葛城川の堤防外の湧水、葛城川の支流の柳田川からの取水、隣の俱戸羅村にある溜池の三つである。これらの水源は、近隣の村々と関係をもつていたため、それらの村々との間で交わされた史料が残つてゐる。それらの史料によつて、水利慣行について検証する。

表1 御所町の支配の変遷

	支配の始り	支配の終り	期間	所領	支配	領主または代官
1	慶長5年	1600	元和6年	1620	20	御所藩 桑山氏領
2	元和6年	1620	寛永6年	1629	9	御所藩 桑山氏領
3	寛永6年	1629				幕府領 御所代官所?
4			寛永16年	1639	10	幕府領 京都代官所
5	寛永16年	1639	寛文11年	1671	32	郡山藩 本多氏領
6	寛文11年	1671	延宝7年	1679	8	郡山藩 本多氏領
7	延宝7年	1679	延宝8年	1680	1	幕府領 今井代官所
8	延宝8年	1680	元禄8年	1695	15	幕府領 今井代官所
9	元禄8年	1695	元禄15年	1702	7	幕府領 今井代官所
10	元禄15年	1702	元禄15年	1702	0	幕府領 今井代官所
11	元禄15年	1702	享保元年	1716	14	幕府領 今井代官所
12	享保元年	1716	享保5年	1720	4	幕府領 今井代官所
13	享保5年	1720	享保7年	1722	2	幕府領 今井代官所
14	享保7年	1722	享保12年	1727	5	幕府領 今井代官所
15	享保12年	1727	享保17年	1732	5	幕府領 今井代官所
16	享保17年	1732	享保19年	1734	2	幕府領 今井代官所
17	享保19年	1734	元文元年	1736	2	幕府領 今井代官所
18	元文元年	1736	寛保元年	1741	5	幕府領 今井代官所
19	寛保元年	1741	延享2年	1745	4	幕府領 芝村藩預り
20	延享2年	1745	安永7年	1778	33	幕府領 戒重藩預り
21	安永7年	1778	寛政6年	1794	16	幕府領 戒重藩預り
22	寛政6年	1794	寛政6年	1794	0	幕府領 京都代官所
23	寛政6年	1794	文政11年	1828	34	幕府領 高取藩預り
24	文政11年	1828	嘉永元年	1848	20	幕府領 高取藩預り
25	嘉永元年	1848	嘉永6年	1853	5	幕府領 高取藩預り
26	嘉永6年	1853	嘉永6年	1853	0	幕府領 高取藩預り
27	嘉永6年	1853	安政3年	1856	3	幕府領 高取藩預り
28	安政3年	1856	安政5年	1858	2	幕府領 五條代官所
29	安政5年	1858	文久2年	1862	4	幕府領 五條代官所
30	文久2年	1862	慶応2年	1866	4	幕府領 大津代官所
31	慶応2年	1866	慶応3年	1867	1	幕府領 京都二条代官所

「御所町」と書かれた史料と「御所村」と書かれた史料がある。このことに関し、「御検地用集帳」に興味ある記述を見つけた。その記述内容を紹介するとともに、他の史料も参考にして、時代を通じて町か村かの問題について検討する。

「御所流れ」は、元文五年(一七四〇)に御所町を襲つたとされる大洪水である。『大和御所町誌』、『御所市史』や緒言に史料1、史料2として添付した地理辞典類にも記載されている。しかし、その被害状況について、二つの説があつてはつきりしない。御所流れの翌年の高名寄帳によつて、被害状況を明らかにするとともに、この洪水にまつわる伝説について検証する。

まとめたが、各時代ごとの検討の経緯、問題点等について述べることにする。

和御所町誌』、『御所市史』および『南葛城郡誌』の記述が一致している。桑山氏の石高の変遷等については、それぞれの記述が異なるので割愛するが、最終的な石高は二万六千石余りである。

『寛政重修諸家譜』によると元和六年(一六二〇)に桑山元晴が没し、次男の加賀守貞晴が遺領を継いだ。貞晴は寛永六年(一六二九)に二十六歳で没し、子供がなかつたため、弟の栄晴を跡継にすることを申し出たが、末期養子が許されず改易になつた。『寛政重修諸家譜』に記載されている桑山氏の系図のうち、御所町に関係のある部分を図1に示す。

図1 桑山氏系図



『南葛城郡誌』には、改易の後について「収公せらる」とあり、幕府領になつたと考えられる。「檜原村鏡」には「寛永十六年御代官伊丹理右衛門殿御支配之時御改被成候」とあり、また、「御検地用集帳」には、「寛永拾三年子伊丹理右衛門様御検地」とある。この伊丹理右衛門について、『幕領陣屋と代官

2. 御所藩およびその後

関ヶ原の戦の後、慶長五年(一六〇〇)に和歌山城主桑山修理太夫重晴の次男桑山伊賀守元晴が領有したことは、前述の『大

あつたとはいえない。

「舗腹附願ニ付覚書」にててくる肥後守は、政長の弟の政貞である。後に政長の弟の監物政信の養子になつて名前を忠英とし、寛文二年（一六六二）に部屋住料一万石を領する。しかし、肥前守から肥後守になるのは、延宝六年（一六七八）で、「舗腹附願ニ付覚書」にある延宝二年（一六七四）とは合わない。また、本章の「はじめに」に示したように『大和御所町誌』には、政長と肥前守が二分していたとあるが、このことについても確認できない。このように政勝の後については特定できないので、表の領主欄は空白にした。延宝七年（一六七九）に政長の養子の中務大輔忠国が奥州福島に、肥後守忠英が播州山崎に転封になり本多氏の支配は終わる。したがつて、本多氏の支配は、寛永十六年（一六三九）から延宝七年まで約四〇年間である。

「檜原村境」

領半兵衛様御支配に罷成候」と記載されているが、前述の『大和郡山市史』の記述と一致する。『幕領陣屋と代官支配』によると、国領半兵衛は今井代官所の代官である。第五節で引用する「御検地用集帳」のなかの史料⁷には、近山清右衛門・幸田善太夫・会田伊右衛門という代官の名前がでてくる。『今井町史』⁸には、歴代の今井代官所の代官の名前が記載されているが右記の三名の代官の名前があり、延宝七年から今井代官所支配であったことがわかる。表1では、『今井町史』に記載されて いる歴代の代官の名前を採用した。

支配』によると寛永十九年（一六四二）まで京都代官であつたとされているが、就任の時期についてのデータはない。

3 群山藩領

君は落合であつたことがわかるが、『延宝八年正月二十一日付』に「**君は落合であつたことがわかるが、**」とある。これは洪水四八)に作成された「舗腹附願三付覚書」がある。これは洪水の記録で、「延宝二寅年乱水、郡山城主本多肥後守様御領知成候節」と書かれている。「檜原村鏡」に「四十一年卯年¹本多内記様御下ニ罷成候、廿六年午年²本多中務大輔様御下ニ罷成候、八年子年³本多出雲守様御下ニ罷成候」とある。

5 戒重藩・芝村藩預り

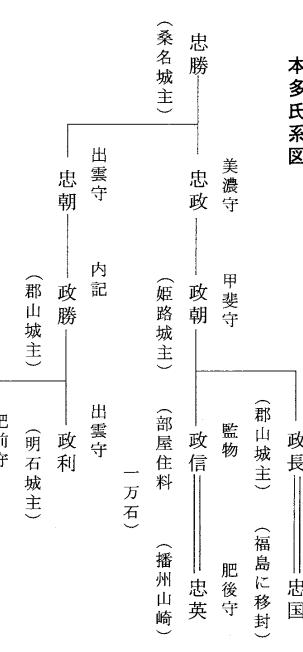
『青蓮の詩集』(文部省圖書監修官認定圖書)によれば、この御所町は織田政権下に置かれたもので、その歴史は古く、元の名前は「御所町」である。『櫻井市史』によると、織田田代預りの期間中の御所町に関する出来事は、左記の通りである。

丹後守輔宜であつた。前述の「檜原村鏡」には「芝村幸次郎様預り」となつてゐるが、芝村は間違いであり、幸次郎は輔宜の幼名である。

②延享二年（一七四五）に陣屋が畠重林から芝林に移された
「これ曾祖父長清がときゆるされしところなり」とある。

主になる。

圖 2



本多氏については、『大和郡山市史』^(一)を参考にする。本多内記政勝が姫路から郡山に転封になつた時の石高は一九万石である。寛文十一年(一六七一)に政勝が死去すると、九六騒動といふ藩を二分したお家騒動が起る。その結果、政勝の子の出雲守政利は六万石を領して明石城主となり、郡山は本家の手中務大輔政長が嗣いで九万石を領することになる。政長は部屋住料として承応二年(一六五三)に三万石を受けていたので、「檜原村鏡」はこのことを表していると考えられるが御所町も同じで

宛になつてゐる。これは支配が変更になつたため、寺院の由來を報告したものであり、この年に支配が大津代官所になつたと考へられる。文久二年十一月付の「戊年免定之事」の発行者は、石原清一郎である。『新修大津市史』^{〔2〕〔3〕}によると、石原清一郎は安政二年（一八五五）二月から慶応四年（一八六八）三月まで大津代官所の代官であつた。

慶応元年（一八六五）九月付の「当丑稻綿内見小前帳」は「大津御役所」宛になつていて、慶応二年（一八六六）三月付の「宗門御改帳」の宛先は「小堀數馬様御役所」になつてゐる。この間に支配が変更になつたことがわかるが、年が断定ができないので、表1では、慶応二年は大津代官所、慶応三年は小堀數馬役所とした。なお、「幕領陣屋と代官支配」によると、小堀數馬は天保十四年（一八四三）から慶応三年まで京都二條代官所の代官であつた。

幕末は、短期間で支配が変わつてゐる。五條代官所が八年間、大津代官所が四年間、京都二條代官所が一年間である。慶応四年（一八六八）は、一月：南都參謀御役所、二月：大和國鎮撫總督府、六月：奈良知縣事御役所、八月：奈良府、明治二年七月：奈良県である。短期間で変更されている。

第二節 近世御所町の成立についての考察

一 寛保二年の検地絵図に基づいて

1. 概要
寛保二年（一七四二）に御所町および近辺の村々の検地が行われ

れた。その時に作成された「町場令検地如絵図相定者也 戊六月」と書かれた絵図（以後、「検地絵図」または「絵図」といふ）が残つてゐる。その絵図を見ると、道路は碁盤の目状になつており、道路と道路の間、すなわち各宅地の裏側には背割下水が配置されている。これらのことから、計画的に造られた町であることが明らかである。このような町並みが、いつ、誰によつて造られたかについて考察する、また、検地絵図と現在の町並みとの比較等を行ふ。

2. 検地絵図

検地絵図の写真を口絵2に示す。通り名の文字は写真では読めないので、1・2等の番号を付けて註記し、その他の事項をア・イ等として註記する。この検地絵図は、三点が現存している。その一点は、『大和御所町誌』^{〔4〕}に写真が掲載されているもので、「赤塚家文書」のなかに現存している。二点目は、「御所市史」^{〔5〕}に写真が掲載されているもので、新庄町歴史民俗博物館の企画展の図録^{〔6〕}および土平博氏の報告にも掲載されている。三点目は、「中井家文書」のもので、本書では他の章も含め、これに基づくものとする。これらは、絵図としては少し異なるところがあるが、検地のデータは同じである。

御所町は、葛城川を挟んで西御所と東御所に分かれている。検地絵図の記載事項、町並み等の特徴、現状との比較等は、左記の通りである。
① 東御所の葛城川から少し東に「是より寺内」（13）と書かれている。その所に比較的幅の広い水路があり、口絵1に

長い間預かっていた天領を召しあげられた。
以上のように、織田氏預りは寛保元年（一七四一）から寛政六年までの約五三年間である。

6. 高取藩預り

高取藩預りであつたことを示す史料は「中井家文書」に多いが、いつ変更になつたかがわかる史料はない。「今井町史」によると、今井町は寛政六年（一七九四）に芝村藩預りから、一旦京都代官内藤重三郎支配になり、同年に高取藩預りになつたとされている。芝村藩預りであった御所町も同様の経緯であつたと考えられる。前述のように、『桜井市史』の「天領を召しあげれた」という記述もこのことを裏付けている。「幕領陣屋と代官支配」によると、内藤重三郎は寛政元年（一七八九）から寛政七年（一七九五）まで京都代官所の代官であつた。

『高取町史』等による寛政六年以降の藩主の変遷は左記の通りである。なお、受領は最後のものを示す。

① 寛政六年における藩主は植村出羽守家長であり、当時の石

高は二万五千石である。「六年七月十八日大和國のうち一万二千石余を増預らる」と記載されている。なお当時、すでに一〇万石余預けられていた。

② 文政十一年（一八二八）に家長が没し、長男の出羽守家教が家領を嗣ぐ。

③ 嘉永元年（一八四八）に家教は病により退隠し、弟の出羽守家貴が家領を嗣ぐ。

④ 嘉永六年（一八五三）に家貴が没し、出羽守家興が家領を嗣ぐ。

7. 幕末

前述のように安政三年（一八五六）、御所町は五條代官所支配になり、その時の代官は内藤左衛門であつた。万延元年（一八六〇）三月の「家數人別増減差引帳」は、「松永善之助様御役所」宛になつてゐる。『幕領陣屋と代官支配』によると、松永善之助は安政五年（一八五八）から文久二年（一八六二）まで五條代官所の代官を勤めていた。

前述の「円照寺由来」は、文久二年五月付で「大津御役所」

ば地番が変わる。この地番の取り方は、明治時代も引き継がれた。明治二十二年（一八八九）の土地台帳規則に基づいて、明治二十三年に作成された土地台帳附属地図（「御所町実測全図」^{〔2〕}、以後、「実測全図」という）の地番が、現在の番地になつている。ただし、寺内の番地は、新町の最後の次から始まっている。この番地は固定化され、分筆には子番号で対応している。

検地絵図には、その時の名請人の名前が記載されているが、西御所および川東の場合、その名前がその後の土地の特定に用いられている。反別帳、屋敷の売買証文や質入れ証文等には、「ケンチ〇〇」としてその名前が書かれている。これは、田畠についても同じである。

寺内の土地に書かれている名前が、名請人が円照寺の借地人かを区別することができない。高名寄帳等では、「円照寺請地三十五石九斗七升弐合」として一括処理されている。また、前述の「円照寺由来」には、「御請地御年貢之儀ハ当ち取立、町役人迄相納」と書かれている。この問題については、再度、第三章で考察する。

4. 一六世紀の御所

一六世紀の御所については、ほとんどわかつていない。史料①に示した「円照寺由来」によると、「天文年間（一五三二～一五五五）に河内横小路の桑山治太夫の弟笑雲が一寺を建立し、本願寺十世の証如（一五六～一五五四）から淨徳寺という寺号を与えた」とある。なお、現在の寺号の円照寺は、十二世の准如（一五七七～一六三〇）から与えられたと書かれている。

示した絵図では、涌水から水が供給されている。この水路は環濠であり、環濠で囲まれた内側は寺内町である。
②西御所の絵図にウとして示す水路は、幅が広く外部から水が供給されているので、これも環濠であると考えられる。
③町内の道路は、ほぼ碁盤の目状になっている。検地絵図には道路の幅が記載されているが、現在の道路の幅とほぼ一致している。なお、口絵⁶として現在の町並みがわかる「御所まちガイドマップ」を示しているが、道路は所々外へ抜けるようになっている以外、ほとんど絵図と同じである。

④②で示す六軒町と⑩で示す北本町の交点は、道路が少しづれていて、絵図ではわからぬが、辻で少しづれている所が多く、道路の途中でずれたり、幅が少し変わっている所等がある。これらは、成立を考える上で重要なことである。
⑤道路と道路の間、すなわち各敷地の裏側には背割下水が設置されている。寺内の背割下水は真直で道路と道路の真中に設置されているが、西御所は複雑である。

⑥東御所の入口部は新町で、その東の南北の通りは代官町である。北町通、中町、東町等、西御所と寺内とで同じ町名がある。東御所は東西が「通」で、南北が「筋」である。

これは大坂城に対する通と筋の原則と同様、円照寺に対し原則が合致している。西御所では、東西は「通」であるが、南北には「通」も「筋」も付いていない。
⑦西御所には、真龍寺（浄土宗）、正福寺（浄土宗）、淨宗寺（浄土真宗大谷派）、觀音寺（真言宗、現在は觀音院）および春日社があり、東御所には円照寺（浄土真宗西本願

『多聞院日記』^{〔3〕}の永禄十二年（一五六九）七月十八日条に左記の記述がある。

一 檜原御所庄ニ一向宗道場始立之間、曲事旨被申届、則先年襲名、今度種々令懇望彼堂社會破却（以下略）

『南葛城郡誌』^{〔2〕}に檜原氏の麾下の一人として「御所刑部秀全」という名前が出てくる。御所氏の他に、中世の郷士として、俱

戸羅氏（現、櫛羅）、佐味氏、名柄氏、松本氏、本馬氏、柳原氏、十楚氏（現、十三）、戸氣氏（現、戸毛）等の名前がでてくる。「御檢地用集帳」に「天正年中ニ御所久保刑部秀全此地ニ一宇建立」と、現在西御所の西久保町（江戸時代は久保町）に

ある正福寺の説明のなかに記載されている。これらのことから、御所庄は西御所であり、「一向宗道場」は西御所にある淨土真宗大谷派の淨宗寺の可能性が考えられる。

検地絵図によると、西御所と寺内にそれぞれ環濠がある。したがつて、西御所の環濠内は、御所庄という環濠集落で、寺内は、環濠をもつた寺内町として存在していたと考えられる。

5. 御所の町場の成立

御所町の町並みは、前述したように、道路はほぼ碁盤の目状で、道路の幅は統一され、道路と道路の間には背割下水が設置されている。このような状況から、計画的につくられた町並み

と同一の場所に現存している。

⑧西御所の西に二ヶ所、寺内の東に一ヶ所に遠見遮断がある。西御所の北のものは現在も残っている。

⑨東御所の南西部に諸堤（葛城川の堤防が切れても住宅地への浸水を防止する堤）がある。

3. 地番と名請人

検地絵図の各敷地には、地番・面積・名請人の名前が記載されている。葛城川の東にある東御所は、新町・代官町・寺内に

分かれている。近世後期の文書をみると、新町と代官町は、「川東」として、寺内とは別扱いになつていて、西御所および川東の地番は、町の北西の隅から始まり、最初は九〇四番である。なお、一番から九〇三番は、周りの田畠であるが、これら田畠の地番については、本章第四節で検証する。

町なかの地番の順番は、南北の通りの西側の家並みを南に進み、向かい側の家並みを南から北に引き返す。途中に東西の通りがあると、背割下水までを往復する。次に一つ東の通りへ進んで繰り返し、西御所が終わると川東に進む。川東では、新町から代官町を往復し新町で終わっている。

寺内の地番は南西の隅から一番で始まり、東に進んでいる。複雑な順番の取り方になっているので説明は割愛するが、西御所とは異なったルールである。このように地番の取り方が異なるということも注目しなければならない。

なお、この地番は今の番地と異なり、分筆または合筆があれ

表2 御所町の石盛・反別・石高

石盛	反 別					石 高				
	石	町	反	畠	歩	個別割合	全体割合	石	個別割合	全体割合
上田	1.7	43	1	8	27	54.2 %	44.7 %	734.213	58.6 %	49.2 %
中田	1.5	23	8	4	18	29.9 %	24.7 %	357.690	28.5 %	24.0 %
下田	1.3	10	9	7	0	13.8 %	11.4 %	142.610	11.4 %	9.6 %
下々田	1.2	0	8	2	9	1.0 %	0.9 %	9.876	0.8 %	0.7 %
砂田	1.0	0	8	8	18	1.1 %	0.9 %	8.860	0.7 %	0.6 %
田方計		79	7	1	12	100.0 %	82.6 %	1253.249	100.0 %	84.0 %
上畠	1.4	1	1	8	0	16.4 %	1.2 %	16.520	21.8 %	1.1 %
中畠	1.2	1	9	2	0	26.7 %	2.0 %	23.040	30.4 %	1.5 %
下畠	1.0	2	0	1	9	28.0 %	2.1 %	20.130	26.5 %	1.3 %
下々畠	0.9	1	2	0	24	16.8 %	1.3 %	10.872	14.3 %	0.7 %
山畠	0.8	0	8	8	3	12.2 %	0.9 %	5.286	7.0 %	0.4 %
畠方計		7	2	0	6	100.0 %	7.5 %	75.848	100.0 %	5.1 %
屋敷	1.7	9	6	0	9	100.0 %	9.9 %	163.251	100.0 %	10.9 %
合計	96	5	1	27			100.0 %	1492.348		100.0 %

・下々と二つ劣り」としている。谷山正道氏の調査による近隣の村々の上田は、一石五斗か一石六斗であり、拙稿で以前に述べているように、御所町の田畠の石盛は、他地域に比べても高いようである。また、屋敷の石盛について、『地方凡例録』は、「上畠並みまたはそれより上げて中田の位に付けている処がある」としているが、御所町は、上田と同じである。反別では、石盛の上田が約四五パーセント、屋敷が約一〇パーセントで、石盛の高い土地が多い。

御所町の石高に關し、文禄檢地の檢地帳は残っていない。また、当時の石高がわかる史料もない。『御所市史』には、慶長五年（一六〇〇）後として「一四一九石一斗六升」（三室共）と記載されている。『御所市史』に記載の「三室共」という意味がわからないが、出典が書かれていないので検証することはできない。なお、『南葛城郡誌』に記載されている元禄十三年（一七〇〇）の「大和國鄉帳」では、御所町は幕府領で二四八六石、三室村は新庄藩永井氏領で七三六石余りである。御所町の石高について、「御檢地用集帳」には左記の記述がある。

寛永拾三子年伊丹理右衛門様御檢地

一高戸千四百八拾六石

内 千戸百四拾三石武斗武升四合 無地高拾割四毛内

千戸百四拾三石武升四合 元高

此反別八拾七町三反武拾九歩

この石高は、前述の「大和國鄉帳」と一致している。元禄期以降、寛保二年（一七四二）の檢地までは、この二四八六石である。

であることが明らかである。このような事業を行うためには、強力な指導力が必要であるが、前節の表1に示したように、御所町を直接支配したのは桑山氏だけである。したがって、桑山氏が支配した慶長五年（一六〇〇）から寛永六年（一六二九）までの二九年の間に町づくりが行われたと考えられる。

一六世紀には、別々に存在していた二つの環濠集落を、慶長五年に桑山氏が両方を支配し、二つの集落の間に町並みができる一つの町になるとともに、環濠内の区画整理が行われたと考えられる。このことは、左記の事項によつて補完することができる。

①寛保二年の檢地絵図によると、東御所の入口は「新町」である。新しくできた町であることがわかる。

②西御所と寺内に同じ通り名がある。一つの集落であれば、このようないふことはないものと思われる。

③檢地絵図で寺内と寺内以外では、別の地番の取り方になっている。このことは、寛保二年当時も、寺内は別の行政組織であったと考えられる。

④「円照寺由来」には、寺内の請地の年貢は別に処理したと書かれている。このことは「高名寄帳」でも確認でき、「高名寄帳」には、寺内分は合計のみが書かれている。なお、宗門改帳・五人組帳は、円照寺文書のなかに寺内分のみのものがあり、それを町全体のものに書き写している。

前述のように、西御所の道路は、辻や道路の途中で少しづれたり、道幅が少し変わつたりしている。絵図ではわからないが実際には背割下水も真直に通つていないので、これらの区画整理の

時に、地権者の関係でこのようになつたものと考えられる。寺内の方は、背割下水・道路とも真直で間隔もほぼ等しい。また、屋敷地の面積がほぼ同じのものが多い。寺内という性格から、区画整理が容易であつたと考えられる。

第三節 石高と人口

1. 概 要

寛保二年（一七四二）の檢地以降、幕末までの石高は、一四九二石三斗四升八合である。その石高について、地目ごとに石盛・反別・石高の内訳等を調べる。また、檢地以前の石高について諸史料に基づいて推察する。

残存している宗門改帳等によつて、人口と戸数を調べ、石高と人口の関係について考察する。なお、宗門改帳に関しては、ここでは、人口と戸数の各年の変化を示すのみとし、詳しくは第四章で考察することにする。

2. 石 高

文久元年（一八六一）の「大和國葛上郡御所町高反別帳」に記載されている地目ごとの石盛・反別・高の内訳を表2にまとめた。表には、それぞれの割合を計算している。なお、御所町の石高は、寛保二年以降、幕末まで変わらないので、これらの数值も変わらないものと考えられる。

御所町の上田と屋敷の石盛は、一石七斗である。石盛について『地方凡例録』には、「上田が一石五斗で、それから中・下

表3 御所町の家数および人数

年号	西暦	家数			人數			1軒の 人数	史料	
		家持	借家	計	男	女	計			
宝暦2年	1752	329	553	882	1,539	1,631	3,170	3.59	宗門御改帳	
宝暦5年	1755	335	543	878	1,648	1,592	3,240	3.69	大和御所町誌	
文化6年	1809	303	419	722	1,291	1,384	2,675	3.70	宗門御改五冊寄帳	
文化7年	1810	293	425	718	1,291	1,371	2,662	3.71	宗門御改五冊寄帳	
文化8年	1811	292	421	713	1,293	1,375	2,668	3.74	宗門御改五冊寄帳	
文化9年	1812	290	421	711	1,284	1,365	2,649	3.73	宗門御改五冊寄帳	
文化10年	1813	290	420	710	1,279	1,345	2,624	3.70	宗門御改五冊寄帳	
文化13年	1816	258	431	689	1,262	1,308	2,570	3.73	宗門御改五冊寄帳	
文化15年	1818	253	452	705	1,301	1,322	2,623	3.72	宗門御改五冊寄帳	
文政2年	1819	247	465	712	1,300	1,336	2,636	3.70	宗門御改五冊寄帳	
文政4年	1821	250	457	707	1,336	1,360	2,696	3.81	宗門御改五冊寄帳	
文政5年	1822	248	478	726	1,371	1,372	2,743	3.78	宗門御改五冊寄帳	
文政7年	1824	237	476	713	1,403	1,396	2,799	3.93	宗門御改五冊寄帳	
天保7年	1838	214	513	727	1,245	1,284	2,529	3.48	宗門御改	
嘉永6年	1853	154	533	687	1,184	1,233	2,417	3.52	大和御所町誌	
安政2年	1855	156	532	688	1,199	1,246	2,445	3.55	宗門御改五冊寄帳	
安政3年	1856	160	546	706	1,229	1,244	2,473	3.50	宗門御改五冊寄帳	
安政5年	1858				715	1,245	1,233	2,478	3.47	宗門御改五冊寄帳
万延元年	1860				873	1,412	1,355	2,767	3.17	家数人別増減差引帳
慶応2年	1866				840	1,386	1,397	2,783	3.31	宗門御改
慶応3年	1867	153	695	848	1,381	1,392	2,773	3.27	宗門御改	
慶応4年	1868	161	685	846	1,383	1,395	2,778	3.28	宗門御改	
明治2年	1869	163	663	873	1,360	1,355	2,715	3.11	家数人別増減帳	
明治3年	1870	172	662	834	1,391	1,367	2,758	3.31	宗門御改	

- 注) 1) 宝暦2年は、下男下女:280人を含む。したがって、他の年と同じ基準では2,890人
 2) 宝暦5年は、下男下女:260人を含む。したがって、他の年と同じ基準では2,980人
 3) 安政5年は、真言宗・日蓮宗・禅宗で家持・借家の区別がない。
 4) 万延元年は、合計しかわからない。
 5) 慶応2年は、全ての宗派で家持・借家の区別がない。

つたことがわかる。「無地高拾割四毛内」とあるが、「内」は切り上げを意味し、二四八六石を決めた後、増し高を計算したと考えられる。元高の一ニ四ニ石七斗七升六合と前述の「三室共に」の一四一九石一斗六升との差は、一七六石三斗八升四合である。この差が御所町の石高に含まれていた三室村の高となると、辻棟が合うが確証はない。

この大和の無地増高については、谷山正道⁽³⁾の報告がある。

その報告によると、無地増高で約二倍になったのは、御所町のみで最も高く、寛保二年の検地での減額率は、約六〇パーセントで最も大きい。なぜ、このよう御所町の增高が大きかったかが疑問である。御所藩および代官伊丹理右衛門が無地增高を行い、郡山藩も二割半無地增高を実施したということであるが、それらの全部の適用を受けた可能性がある。

前述のように、町高の二四八六石を先に決めた可能性があるが、この場合、各高持への高の割り当てをどうしたのか。谷山正道⁽³⁾氏は、無地增高に対し「永荒・池床・災害引などと共に、毛付高から控除されるところとなり、以降それが慣例となつた」と述べているが、実際の石高はどうであったのか等の疑問がある。なお、検地前年の寛保元年に作成された「御年貢掛り高名寄帳」と「立家雜穀高名寄帳」という二冊の高名寄帳がある。

「立家雜穀」は、屋敷と畠で、「御年貢掛り」は、田であると考えられ、幕末の免定でこのように分けられている例⁽⁴⁾がある。これらの合計は、一二八五石余りで、半分以下である。前年の元文五年に「御所流れ」といわれる洪水があり、「立家雜穀」には「砂入り」が書かれた立家等があるが、「御年貢掛り」に

は砂入りと書かれた田地はない。砂入り田が除外されていた可能性があるが、それでも元禄郷帳の二四〇〇石余りとは違いが大き過ぎる。このように、寛保二年の検地以前の石高については、わからないことが多いので、今後の課題としたい。

3. 人口

宝暦二年(一七五二)から明治三年(一八七〇)までの間で、二年分の宗門改帳等が残っている。この他に「五冊分寄帳」、「増減帳」等が残っている年があり、一二二年分の人口・戸数を調べができる。これらによって調べた各年の人口と戸数の集計を表3に示す。表には『御所市史』に記載されている二年分を加えた。

宝暦二年と宝暦五年は、下男・下女が含まれているが、他の年は含まれていない。使用者等の人数については、次項で考察する。江戸時代中期以降の人口は、二五〇〇人から三〇〇〇人で、嘉永・安政期に少し減少し、幕末には少し増加して文化・文政期とほぼ同じになっている。このように総人口には大きな変化はないが、各年の転入・転出はかなり多い。これらについては、第四章で検討することにする。

4. 石高と人口の関係

近世中期以降の日本の人口は、約三〇〇〇万人とされており、全国の石高は、約三〇〇〇万石で、一人について約一石とされている。御所町の場合、石高は約一五〇〇石で、人口は約二七〇〇人であり、一石当たりの人口は、平均の約一・八倍になる。

御所町の中心部を南から北へ、大和川の支流の葛城川が流れている。その葛城川の堤の外の所々に涌水があり、これらが葛城川流域の灌漑の水源になっていた。御所町では三ヶ所の涌水を水源として利用していた。

御所町の西には葛城山があり、この山を水源として、葛城川へ支流の柳田川が流れている。町場の南で葛城川と合流しているが、この柳田川から取水して水源としていた。その取水口のことを「井手」という。井手で取水した水は、近隣の村々と共に利用していたため、種々の水利慣行があつた。

これらの他に、水源としては溜池がある。大和の国中（奈良盆地）では、溜池が主要な水源とされているが、御所町には溜池は一ヶ所のみで、御所町の水源は、これら三種類である。

水源の場所、御所町の町場、耕作地の範囲および近隣の村を図3に示す。この図は、前述の『条里復原図』を基にしているが、原図に書かれている小字名を大きな文字で書き加えた。

水利慣行として、「番水」が重要である。番水について、『国史大辞典』^②の説明は左記の通りである。

用水の配分に関する方法の一つ。同一の用水源に依存して稻作を行う莊園・村落・用水組合間で、一定の日時を一定の順番で引水する慣行が存在した。すでに中世の大和地方で行われており、近世を経て近代に至つても慣習として残り、近代的な用水施設が完備するまで存続した。

番水には、日照り続き等の渴水期間のみに行われるものと、

田植え時期等に定常的に行われるものがある。御所町に残つて

いる史料は、前者のものである。近隣の村における後者の例と

して、葛下郡の村々^③および葛上郡檜原村^④の例がある。なお、番水が行われなくなり、自由に水を取ることができるようになることを「番破れ」という。

史料として「清村家文書」と「中井家文書」を参考にする。

清村家は代々柳田川からの流れの一つである加茂下り神水の井手頭を務めていた。また、「御検地用集帳」に水利のことが書かれているので、適宜参照する。

奈良盆地の南部では、昭和四十九年（一九七四）に吉野川分水が完成して、豊富に水が供給されるようになり、水利慣行はほとんどなくなっている。

2. 御所町の耕地

御所町の田畠は、八七町歩弱である。『大和御所町誌』には、寛保二年の検地時の小字名が記載されているが、その数は七八である。町誌の編纂時には、検地帳が残つていたようである。反別帳は、延享四年（一七四七）、文久元年（一八六一）、明治八年（一八七五）の三年分が残っている。延享四年と文久元年のものは、各田畠の反別、小字名ともほとんど変わりがない。また、ほとんどの小字名は、『大和御所町誌』に記載のものと同じである。

文久元年のものには、「○○名請、當時××」と書かれている。○○は、寛保二年の検地時の名請人で、××は、文久元年の名請人である。高持の家は、世襲名が多いが、これらが一致しているものは少ない。土地取引が活発に行われていたと考えられる。明治八年のものは、反別が異なり、小字の数が五五になつて大幅に減少している。明治六年の地租改正にともなつて、検地と区画整理が行われたことは、確かなようと思える。

元年（一八六〇）の「早稲御検見ニ付絵図」を図4に示すが、緑色が綿作の田地である。「稻木綿内見小前帳」によると、万延元年の綿作率は、二六・八パーセントである。宗門改帳に記載されていない人たちについての史料は、ここで参照した史料一点のみである。この史料は、意図的に米の不足を強調するために作成されたような気がする。しかし、全く根拠なしに作成することはできないので、宗門改帳に記載されている人数以外に、大勢の人たちが居住していたと考えられる。前述の一石当りの人口が約一・八倍であることと合わせて、多数の農業に従事しない人たちが居住していて、商業等が中心の町であったことは、確かなよう思える。

第四節 耕地および水利慣行

1. 概要

御所町の耕地がどうなつていていたかについて検証する。前節の表2に御所町の反別を示したが、約九〇パーセントが田畠である。これらがどこにあるかを反別帳等で調べることにする。反別帳には、小字名が書かれているが、それと昭和五十六年（一九八一）に奈良県立橿原考古学研究所が作成した「大和国条里復原図」（以下、「条里復原図」という）と照合する。

水利は、稻作にとって最も重要な問題であり、それぞれの地域に、その地域に応じた水利構造および長年にわたって培われた水利慣行がある。御所町の水利慣行について、残つている史料等に基づいて考察する。

- ②宝曆時代の下男・下女は、三〇〇人弱であるが、ここでは、奉公人の数を八八五人としている。多すぎるようと思える。
③総人口が四二八七人で、飯料米の合計が七七一六石六斗であり、一人当りの消費量が一石八斗になる。老人・子供を含む平均とすれば多過ぎるようであるが、『斑鳩町史』も一人一年に一石八斗または一人一日五合としている。
④一反当たりの出来立を一石八斗としているが、実際と比べて少ない。『斑鳩町史』は一石六斗から一石九斗で、村によつて異なつていて、『近世の日本農業』^⑤および『日本雇用問題源流考』^⑥に記載されている反当たり収量は、二石から二石七斗である。なお、上田の石盛は、一石七斗であり年貢には余裕があることになる。
⑤田方綿作が約二四パーセントというのは妥当である。万延

れたためである。

文久元年の「松永達之助代官所 大和國葛上郡御所町高反別帳」とともに作成された「大和國葛上郡御所町耕地絵図」(以下、「耕地絵図」という)の写真を口絵1に示す。反別帳では、いくつかの小字を集めてその小計が記載されており、絵図にもその記入がある。表ではその代表となつてある小字名をゴシックで記入している。北浦は、忍海郡で御所の田畠がないのに代表になつてゐるが、その理由はわからない。表には、「条里復原図」に記載されている小字名には「○」を付け、反別帳で小字名が二度出でくるものには二度目に「△」を付けた。

一般的に、村の境はきつちりと線引きされていると思われがちであるが、口絵1をみると、周辺部ではかなり入り組んでいて、小字内で他村と持ち合いになつてゐる。また、田畠の筆数が一桁の小字が多いが、これらも他村との入り組み地である。備考欄に「忍海」と書き入れたが、この小字は「条里復原図」では忍海郡になつてゐる。また、「98」は、図3の南で「条里復原図」のNo.98である。このように入り組んだ状況には疑問がある。一つの考え方として、寛保二年の検地の時、他村にある田畠であつても、名請人が御所に住んでいれば、御所の管轄にしたということがある。村高はご破算にするので、幕府領であれば、どこの村が管轄しても同じであると考えられる。

地番の取り方は、西御所は相田(現、市役所の場所)から反時計回りに取つていき、東御所は相田の対岸の高橋から、時計回りである。屋敷は、田畠の後の続き番号である。

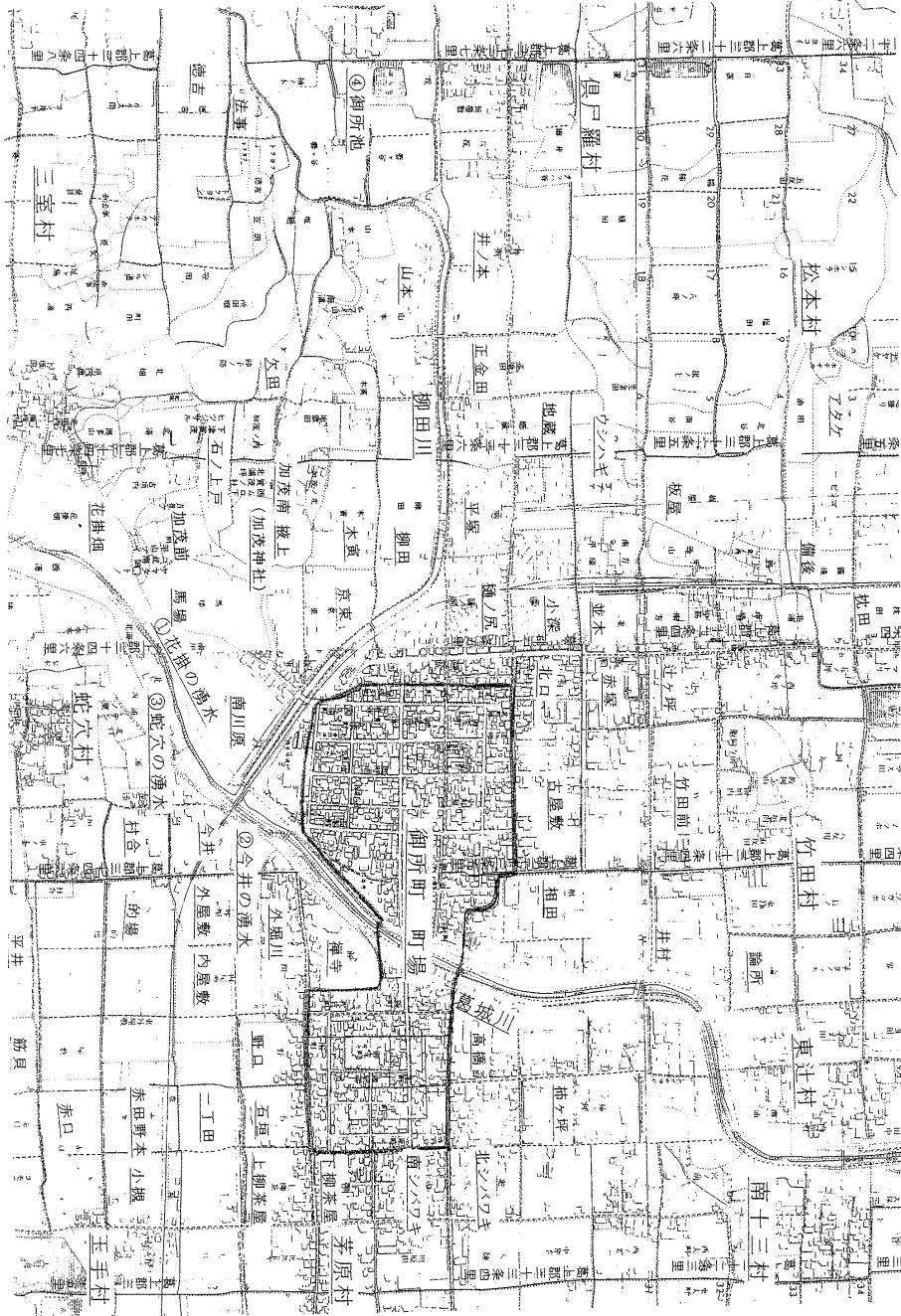


表4 御所町の耕地

		小字	地番		筆数	備考
			始	終		
1	○	相田	1	22	22	5町9歩
2	○	井村	23	36	14	
3		角田	37		1	
4	○	論所	38	42	5	
5	△	角田	43	44	2	
6	○	竹田前	45	62	18	
7		竹田ノ山後	63		1	
8	○	古屋敷	64	102	39	6町9反7畝24歩
9	○	北口	103	107	5	
10	○	赤塚	108	118	11	
11	○	辻ヶ坪	119	132	14	2町2反1畝6歩
12		茶屋前	133	134	2	(北浦)
13		松本北	135	138	4	6町8反5畝
14	○	熊取	139	147	9	熊鳥(忍海)
15	○	大領	148	157	10	(忍海)
16		北大領	158	162	5	
17	○	金焼	163	182	20	カナヤケ(忍海)
18	○	あざけ	183	184	2	アタケ(忍海)
19	○	備後	185	189	5	(忍海)
20	○	枕田	190	194	5	(忍海)
21	○	板屋	195	200	6	
22	○	並木	201	206	6	
23	○	小深	207	215	9	1町7反5畝9歩
24	○	平塚	216	219	4	2町8畝
25	○	牛剥	220	231	12	ウシハギ
26	○	地蔵	232	241	10	
27	○	正金田	242	269	28	
28		ふき道	270	275	6	
29	○	井ノ本	276	314	39	5町6反5歩
30	△	平塚	315	334	20	
31	○	樋ノ尻	335	359	25	2町8反3畝15歩
32	○	柳田	360	395	36	2町9反8畝9歩
33	○	山本	396	424	29	2町9反9畝9歩
34	○	北ほうじ	425		1	法事
35	○	徳吉	426	429	4	
36		畠田	430	434	5	
37	○	石上戸	435	438	4	石ノ上戸
38	○	加茂南	439	445	7	
39		五ノ坪	446	448	3	
40	○	欠田	449	452	4	
41		天王畑	453	461	9	

(1) ○は条里復原図にあり、備考欄に復原図の小字名

(2) △は同じ小字名二回目

(3) (忍海)は忍海郡、図3の北

(4) (98)は復原図No.98、図3の南

		小字	地番		筆数	備考
			始	終		
42	○	木寅	462	477	16	4町3反1畝4歩
43	○	京束	478	496	19	
44	○	加茂前	497	503	7	
45	○	花掛	504	522	19	3町7反3畝1歩
46	○	馬場	523	532	10	
47	○	南河原	533	574	42	
48	○	高橋	575	599	25	8町5反2畝27歩
49	○	柿ヶ坪	600	631	32	
50		道より北	632	658	27	
51		東柿ヶ坪	659	680	22	
52	○	北芝ノ脇	681	691	11	3町8反7畝27歩
53	○	南芝ノ脇	692	699	8	南シバワキ
54	○	下柳茶屋	700	707	8	
55	○	上柳茶屋	708	714	7	
56	○	石垣	715	720	6	5町2反9畝12歩
57	○	野口	721	726	6	
58	○	壱丁田	727	743	17	一丁田
59	○	小槻	744	752	9	
60	○	赤田	753	780	28	8町15歩、赤口
61	○	赤田野本	781	790	10	
62	△	赤田	791	801	11	
63	○	内屋敷	802	829	28	
64	○	筋貝	830	846	17	5町3反1畝
65	○	ひねりめ	847	854	8	ヒネリメ(98)
66		蓬原	855	864	10	
67	△	筋貝	861	869	9	
68	○	平井	870	875	6	
69	○	一ノ坪	876		1	市ノ坪(98)
70	○	六道	877		1	(98)
71	○	佃	878	879	2	(98)
72	△	一ノ坪	880	882	3	
73	△	佃	883	889	7	
74	○	新し	890		1	新子(98)
75	○	南口	891		1	(98)
76		万田	892		1	
77	△	新し	893	895	3	
78		西浦	896	897	2	
79	○	村合	898	914	17	
80	○	的場	915	929	15	
81	○	外屋敷	930	941	12	
82	○	外堀川	942	949	8	7町6反2畝8歩
83	○	禪寺	950	963	14	
84	○	今井角田	964		1	
85	○	今井	965	978	14	

(5) 備考欄に各ブロックの反別の小計を記入

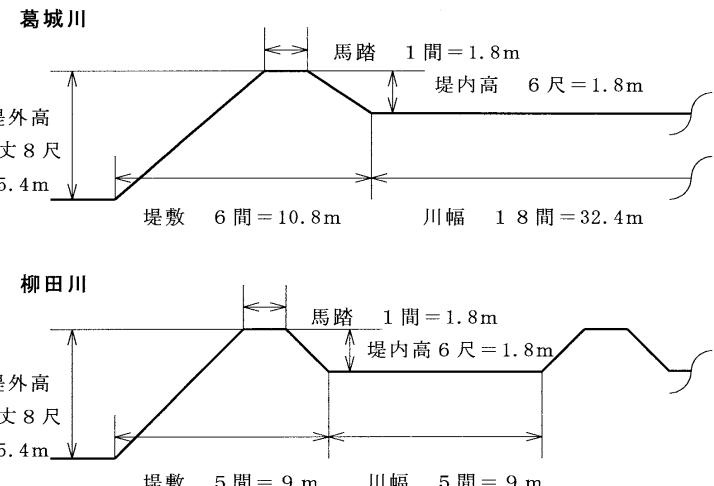


図4 葛城川・柳田川の堤の高さ

(延享四年(1747)の舗腹附願ニ付覚書より)

涌水から三室村への水路を利用してこのように変更されたものと考えられる。明治二十三年(一八九〇)の「実測全図」にはこの涌水が描かれているが、いつ頃このように変更されたかは不明である。

「実測全図」に描かれた水路から、町場の南の字南河原・字馬場(現、宮前町)および西御所の環濠を経由して町場の北の字古屋敷(現、戎町)等の水源になっていたと考えられる。

「耕地絵図」によると、今井の涌水は寺内の環濠に繋がるとともに東御所の町場周辺の耕作地の水源になっている。現在も水路は残っているが、水は流れていない。環濠は次に述べる蛇穴の涌水の水路に繋がっていて、吉野川分水の水が供給されている。現在の地主からの聞き取りによると、最近の経緯は左記の通りである。

①昭和十七・八年頃に涌水量が少なくなつたので、井戸を掘つた。井戸を掘つた後、溜め池の部分を埋めた。

②その後、水の出が悪くなりポンプを設置した。茅原にも供給し、年貢を貢つていた。

③道路工事の時に井戸を埋めた。現在は井戸枠の跡が残つてゐるのみである。

「土地台帳」によると昭和四十六年に一部が道路に地目変更されているので、この年に埋められたものと考えられる。

蛇穴の湧水に関して、町入用の支払いの記録である「小人用帳」に、蛇穴村に対して年貢が支払われていたことが書かれている。この年貢については、次章で検討する。吉野川分水の完成までこの涌水が利用されていたが、現在は墓地になつていて、水路

ると考えられる。

①横井手から取水し、池までの途中の田地に給水する。絵図には、「くじら村・なら原村入組、地数五・六町」と書かれている。

②水が豊富にあるときは、池に貯水するか、またはバイパスを通して井ノ本の田地に給水する。

③渴水期には、池から井ノ本に給水するとともに、柳田川に水を戻す。

④「御検地用集帳」には、「御所村西字地蔵井手筋水懸り地面多ク御座候干損場ニ御座候故俱戸羅村領之内ニ而三拾間四方之溜池御所村江永預り仕」とある。地蔵井手は、こより下流の井出であり、柳田川を経由して、池の水を地蔵井手に供給していたことがわかる。

「土地台帳」によると、明治三十八年（一九〇五）に御所町の仲川範十郎および奥野四郎平から売買によって所有権が御所町に移転している。仲川範十郎は明治八年（一八七五）から戸長を勤めており、奥野四郎平は明治十七年（一八八四）に大区の代議員になっていた。俱戸羅村の村有地がどのような経緯でこの人たちの所有になったかは不明である。昭和五十九年（一九八四）に地目が変更され雑種地になっているので、この時に埋め立てられてグランドになつたものと考えられる。

5. 柳田川の井手

柳田川は葛城川の支流で、源流は葛城山である。流域の村々で共同利用されていたので、水論等やいろいろな水利慣行があ

つた。川の名前について、後述の元禄四年（一六九一）の水論および享保四年（一七一九）の出入には「ほらし川」となつていて、口絵3に示した絵図では、上流が「ほらし川」になつていて、下流が柳井田川になつていて、柳田川と書かれた文書もあるが、口絵4の絵図では、カタカナで「ヤナイダ」と書かれている。これから、上流がほらし川で、下流は漢字がどちらであつても、読みはヤナイダ川であつたと考えられる。現在は上下流の区別なく、柳田川である。

この川の堤の両側に井出でわち取水口があり、農業用水に利用されていた。井出の名前および数について、史料によつて違つてある。それらを左記に示す。

①絵図（年号不明、寛延三年（一七五〇）「加茂下水帳」の付図と考えられる）、（口絵3）

六反井手、米のみ井手、石井井手、横井井手、徳吉井手、袋井手、みたらし井手、こし井手、しやうごん井手
②絵図（年号不明、嘉永六年（一八五三）「加茂下り神水歩割」の付図と考えられる）

かじ屋井手、横井井手、時吉井手、袋井井手、越井手、みたらし井手、正金田井手、地蔵井手、からす井手、柳田井手、樋尻井手
③「文政十一年 加茂下り神水人附控」・「天保十五年 加茂下り神水人附控」（清村家文書）
一番源重良井出、二番かじや井出、三番横居井出、四番よせ井出（文政十一年は徳吉井手）、五番袋井出、六番越し井出、七番みたらせ井出

②その後の四昼夜は御所の用水とする。
③旱魃で茅原村が済えている間は、御所町の取水期間であつても茅原村へ供給する。

④普請は茅原村で行い、費用は二分して負担する。

⑤茅原村へ供給している間に、御所町で水の窃盜があつた場合は、その時の役員が始末する。

番水の開始は、下流の茅原村からの申し出によつて始まることがわかる。御所町と茅原村で年貢は同じであり、補修費用も二分しているが、取水期間は茅原村が二昼夜で、御所町は四昼夜なので不公平である。しかし、旱魃の時に茅原村に優先権を与えることにより、バランスを取つていたものと考えられる。

4. 俱戸羅の溜池

前述の蛇穴の涌水と同様、「小入用帳」に「池床年貢、同郡俱戸羅村へ相納申候」という記述がある。図3に示した「条里復原図」に「御所池」があり、現在は御所市立大正小学校のグラウンドになつていて、また、寛延三年（一七五〇）のものと思われる水利の絵図に「御所村池」とある。この絵図は、口絵3に示しているが、絵図は西が上である。絵図によると、水は柳田川の横井井出から供給されていて、池の水は、柳田川にもどされている。そして、供給口と排出口を結ぶバイパスが設けられている。このことは、明治二十二年の柳羅村の地積図でも確認できる。絵図には池の出口に「井ノ本井手」と書かれており、右への線がある。井ノ本は、この北側の小字名で、地積図にも

は吉野川分水に接続されている。「土地台帳」によると、この土地の現在の所有権者は御所市蛇穴自治会である。

この涌水に関して、明治十二年（一八七九）に蛇穴村と御所町・茅原村との間で締結された「涌水床永預り証券」、および運用に関する御所町と茅原村で交わされた「為取替証書」が、御所市茅原の自治会に残つている。これらによつて、この湧水の運用等について検証する。

これらの翻刻を史料3および史料4に示す。史料3の「涌水床永預り証券」の概要は左記の通りである。
①涌水床は蛇穴村の共有地で、往古から御所町と茅原村に預り米五石四斗八升五合で預けてきた。（前記、「小入用帳」に書かれた御所町の年貢はこの半分である）

②地租改正にともなつて税の有無がわからないので、明治八年から滞納になつていて、明治十二年に改めて契約を改定し、預り米は三石五斗とし、御所町一石七斗五升、茅原村一石七斗五升とする。

③每年十二月三十日までに納める。

この涌水は、前述した今井の涌水の南にある田地、すなわち内屋敷、一丁田等の水源になつていて考えられる。

史料4に示した「為取替証書」のなかの御所町と茅原村の用水の扱いについて、その記述内容を要約する。なお、二町村の位置関係は、御所町が湧水からの水路の上流である。
①茅原村で用水が必要になつた時は御所町に申し入れ、申し入れた日から三日目の午前六時から二昼夜は茅原村へ供給する。

自由に水を取られると、水が来なくなる可能性があるので、番破れは遅い方よい。これらの思惑から水論になつたものと考えられる。これらの論争に対し、得られた結論は左記の通りである。

①横井井手の端の地蔵に四尺四面の板屋根の辻堂があり、この屋根から雨の零が落ちれば番破れとする。

②他の地域に雨が降つても降らなくても、この辻堂からの零で決める。破損した場合は、井郷（俱戸羅村）で修理する。

聞き取りによると、このルールは吉野川分水で水が豊富にくるようになるまで、約二八〇年間続いていたということである。ただし、屋根はブリキ製となり、屋根から零が落ちて三尺（九〇センチメートル）流れた時が番破れになると変更になつたということであるが、変更の時期については不明である。なお、この地蔵は現存していて、「番地蔵」と呼ばれている。

7・加茂下りの番水

多くの井出のなかで水利慣行の史料が残っているのは「加茂下り」に関するものである。みたらし井手・みたらせ井手とでてくるが、鴨都波神社境内の橋に御手洗川と書かれている。この井手は本来「みたらし」井手であつたものが訛つたと考えられる。みたらし井手から鴨都波神社境内を流れる用水が「加茂下り」である。

前述のように番水には毎年田植え時期に定常的に行われるものと、旱魃の時のみに行われるものがある。柳田川の井手の場合は、旱魃のときのみに行われていたようである。柳田川の番

このように史料によつて異なつてゐる要因として、井手には固定した呼び名がなく、時代によつて場所も変わつてゐる可能性がある。また、その時々で、上流または下流が含まれていなければ考えられる。なお、これらのなかで、徳吉・小ぶけ・辻ヶ坪・正金田・地蔵・柳田・樋尻は小字名である。

これらの井出からの取水に関し、元禄四年（一六九一）の水論と享保四年（一七一九）の出入の史料が残つてゐる。享保四年の出入は、井出の替戸から水が漏れでいるとして、その井出を利か用していた三室村と川の下流の御所町・松本村・竹田村との間で出入になつたといふものである。水がムダになつてゐるといふことであるが、補修するとともに、今後は注意するといふことで合意している。この出入で注目すべきことは、たかが水漏れと思われることに、当事者ではない近隣の四ヶ村の人たちが扱人として記名・捺印していることである。これによつて、水利というものが、非常に重要であつたことがわかる。なお、元禄の水論については、次項で詳しく検証することにする。

また、井手の一つである「みたらし井手」からの水は、「鴨下り神水」とされており、多くの番水の史料が残つてゐるので、項目を改めて検討することにする。他の柳田川からの取水に関しても、種々の水利慣行があつたものと考えられるが、史料がなく言及することができない。

6・元禄四年の水論

ほらし川（現、柳田川）に關し、元禄四年（一六九一）六月付の「ほらし川横井七ツ之井手俱戸羅村方と御所町松本村と水

水には二つの段階がある。すなわち、各井手の取水の順番と取水の時間、および井手からの水を各田地に配分する番水時間である。本節5項の②で引用した絵図に左記の記述がある。これには、小字名で書かれているが、各井出の取水順番である。

初日板屋、二日辻ヶ坪・竹田、三日小ぶけ、四日正金田、五日板戸戸、六日平塚、七日地蔵、八日加茂下り、但し

三日三夜

加茂下りは、みたらし井手からの水を各田地に配分する番水であるが、割り当てについて寛延三年（一七五〇）から明治九年（一八七六）までの間で八年分のものが清村家文書および中井家文書に残つてゐる。

これらには、人の名前と取水時間の一歩または二歩とが書かれている。一歩は一刻で約二時間である。いずれも合計は三六歩すなわち三日三夜になつてゐる。前述の絵図の記述に、他の七つの井手は各一日で、加茂下りには三日三夜となつてゐるが、このことがこれらの史料から確認できる。

史料によつて、書かれている人の名前が異なつてゐるものがある。杉浦未希子氏は番水の権利について、各田地に属するか、人に属するかの二種類のものがあり、人に属する場合は、単独で売買される例があるとしている。土地取引の証文が数多く残つており、土地取引の町の記録である「加判帳」も残つてゐるが、番水の権利を取りしたという史料はない。土地取引に伴つて番水の権利が移動していたものと考えられる。

嘉永六年（一八五三）の番水に關し、清村家文書と中井家文書に同じ史料が残つてゐる。写しが関係者に配布されたものと考

論出入曖昧覚」という史料が残つてゐる。この翻刻を史料5に示す。また、取扱人を入れての確認書である「一札之事」を史料6とする。

これは俱戸羅村と御所町・松本村の間で番破れ等についての水論であり、北十三村・南十三村・山口村・宮戸村・檜原村・蛇穴村が取扱人になつて合意している。取扱人の檜原村・蛇穴村・南十三村は図3に示す通りで、宮戸村は三室村の南である。北十三村・山口村は忍海郡の村で北十三村は南十三村の北であるが、山口村は少し離れたところにある。

各村の主張および合意内容は左記の通りである。なお、この水論には取水の順番および時間の論議が含まれてゐるが、これらについては、その後度々変更になつてゐると考えられるので割愛し、番破れの問題のみを取り上げる。

①半夏生（夏至から一一日目に当たる日。梅雨が明け田植の終期とされる）の三日過ぎから番水になつた。番水は横井井手、上下七ツ井手および加茂下りで行われた。

②番破れの条件に関し、論争になつた。

③俱戸羅村の言い分けは、笠（人のかぶる笠と思われる）から零が落ちるほど雨が降れば番破れのする。

④御所町と松本村の言い分けは、俱戸羅村明神社（現、御所市櫛羅・鴨山口神社）および加茂明神社（現、御所市宮前町鴨都波神社）の両方の屋根から零が落ちた時を番破れとす

る。

俱戸羅村は最も上流であり、早く番破れになつた方が有利である。御所町と松本村は下流であり、番破れになり俱戸羅村で

二年間以外は、町であったことになる。しかし、桑山氏が御所を支配した慶長五年（一六〇〇）から享保十七年の約一三〇年間にについても町であったかどうか、『大和御所町誌』の記述をどう考えるかという問題がある。

現存する史料で、御所町と書かれた最も古いものは、寛永十五年（一六三八）の「清村家文書」で幕府領の時代のものである。これは御所町と近隣の蛇穴村・松本村・竹田村・十三村の氏神である鴨都波神社の費用分担等について書かれたもので、『南葛城郡誌』に翻刻が掲載されている。

同じく「清村家文書」に明和六年（一七六九）四月付で「加茂大明神事」と題し、鴨都波神社についての諸出来事が書かれた史料がある。そのなかに、寛文八年（一六六八）八月付で南都梅村庄三郎他と御所町・蛇穴村・松本村の庄屋との往復書簡がある。なお、この時代は本多氏領である。それらでは御所からの「一札之事」は御所村となつていて、先方からのものは御所町となつていて。これらはいずれも私的な史料であるが、村か町かはあまり気にせずに使用されていた可能性が高い。

享保十七年までには支配者の変遷がある。各支配者がどのようにしていったかについて興味があるが、残念ながら史料が残っていない。

第六節 御所流れ

1. 概要
御所町では、元文五年（一七四〇）閏七月十七日に「御所流れ」

えられる。後年は番水の管理は町役場が行つていて、明治四十一年（一九一二）に御所町役場が発行した「鴨下り水 武歩」等と書かれた取水許可証が残っている。

第五節 御所村・御所町

1. 概要

「御所町」と表記された文書と「御所町」と表記されたものが異なる。この件について、文献類にどのように書かれているかを調べた。また、「御検地用集帳」に興味ある記述があるので、その記述を紹介するとともに、他の史料はどうなつていてかについて検証する。

2. 文献等の記述

『大和御所町誌』⁶には左記の記述がある。

江戸時代の初めは御所村（寛永十七年の大和国惣高井知行帳、寛文四年の印知集等）と呼ばれましたが、元禄十三年の国郷帳やそれより少し古い寛文十一年（西暦一六七一年）の大和郷村高附帳等に御所町とありますから、今から二百七八十年位前から町を名乗つていたといふ事になります。緒言に史料1および史料2として添付した『角川地名大辞典』および『奈良県の地名』には、共に「寛文十一年以降御所町と呼ばれることが多くなつた」と記載されているが、右記を引用したものと考えられる。この記述において、元禄十三年（一七〇〇）の大和国郷帳の内容は『南葛城郡誌』⁶に記載されていて

3. 史料による検討

「御所町」となつていて、他の三つの史料は、存在が確認できない。
谷山正道氏⁶は、御所市鴨神の竹村家文書を引用して「寛保三年八月、幕府は地方役所を通じて『御所村古来之通自今御所町と可唱』旨通達している」と述べている。

3. 史料による検討

谷山正道氏の報告を確認できる内容が「御検地用集帳」に記載されている。その翻刻を史料7および史料8に示す。寛保二年（一七四二）の検地の時、検地を行つた村々に同じ内容の触が出されたものと考えられる。

史料7には、寛保二年の十一年前の子年、すなわち寛保七年（一七三二）に三組に分かれての出入があり、当時の代官の近山清右衛門から村とされた。しかし、西年（寛保元年）に村が一本になつたので、町にしてほしいというものである。これに対し、これを認めたのが史料8であり、谷山氏の引用と同じ内容になつていて、出入となつた三組がどうであつたかについての記述はないが、環濠で囲まれた西御所、環濠で囲まれた寺内、およびこの二つの間の地域すなわち桑山氏の入府以降にできた町並みと考えるのが妥当であるような気がする。

史料として残つているものでは、寛保元年（一七四一）の「立家雜穀名寄帳」および寛保二年の検地絵図は御所村となつてゐるが、寛保三年の「新檢御所町・高名寄帳」は御所町となつてゐる。これらによつて、「御検地用集帳」の内容を確認することができる。これらの史料では、享保十七年から寛保三年の十

という大洪水があつたとされている。これは御所町の歴史にとって大事件であつたと考えられていて、『大和御所町誌』では、多くのページを割いている。この内容は、『御所市史』に転記され、地理辞典類にも記載されている。また、六軒町という町名について、御所流れによつて家が流され、六軒だけ残つたので、このような町名になつたという伝説がある。御所まちで生まれ育つたほんどの人々は、この六軒町伝説を信じているようと思える。この他に、長持に入つて隣の竹田村まで流されたという話がある。

幸いにして、御所流れの翌年の高名寄帳が残つていて、赤塚家文書の洪水の絵図は、赤塚家に現存している。その写真を口絵5に示し、文字部分の拡大を写真1とする。ここに書

2. 諸文献の記述

今まで、御所流れに関し参考されているのは、真言宗寺院の観音寺（現、観音院）が所蔵する「御所流」という文書（以下、「観音寺文書」という）と赤塚家文書である。『大和御所町誌』⁶には「明治十年に御所流れで流死した人々の百十回忌を行うについて、過去帳やその頃の記録が虫食のために非常に読みにくくなっているので、新しく書きかえて後の世の記録としたものですね」とある。なお、この全文は、『大和御所町誌』および『御所市史』⁶に掲載されており、明治十年（一八七七）に作成されたものは、観音院に現存している。

赤塚家文書の洪水の絵図は、赤塚家に現存している。その写真を口絵5に示し、文字部分の拡大を写真1とする。ここに書

かれていているが、雜穀以外の田地については、「御年貢掛り高名寄帳」として別の冊子になつてある。屋敷砂入を抜き出して表5にまとめた。この高名寄帳に記載されているのは、分米のみであり、一人の名請人が複数の屋敷を被災した場合でも、合計のみの記載である。「御検地用集帳」によると、寛保二年の検地以前は、屋敷の石盛は一石五斗七升五合である。これによつて、砂入の各反別を計算して表5に加えた。

寛保三年の高名寄帳によつて、砂入と書かれている屋敷の名請人とその高を調べるとともに、寛保二年の検地絵図によつて、その屋敷の場所を特定することにする。検地の前後であり、寛保元年と寛保二年で反別が違つてある。検地絵図には屋号がなく、同じ名前の土地が複数あるものがある。したがつて、簡単に特定することができないが、左記の要領によつて特定した。

① 検地絵図に同じ名前が一人の場合、または、同じ年寄の組に一人の場合は、間違いないとした。最初の列に「○」を入れるとともに、検地絵図の地番と反別を記入した。

② 同じ組で同じ名前の複数の屋敷がある場合は、反別がほぼ同じものを選んだ。

③ 特定できない場合は、それらしいものを選び、最初の列に「？」をいれ、その名前の数を最後の列に書き入れている。

④ 一六番目の油屋六兵衛は、三石以上の被災である。しかし、検地絵図に六兵衛という名前の屋敷が一〇筆あるが、その合計でも二石余りである。「田地砂入」と書くべきところを間違つて「屋敷砂入」と書いたと考え除外した。

⑤ 細井戸屋藤右衛門は、全部で一三筆の屋敷を持つてゐる。

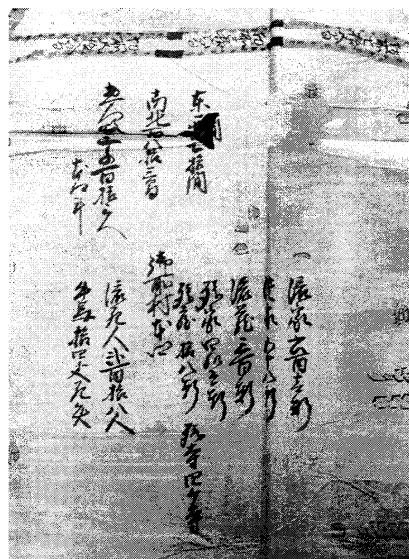


写真1 赤塚家文書の文字部分

かれている文字を見ると、流家六〇一軒等、後述の『大和御所町誌』と同じである。『大和御所町誌』の記述の要約と六軒町伝説の記述は左記の通りである。

①『大和御所町誌』：御所流れは、元文五年閏七月十七日であり、新暦におおすと九月八日になる。観音寺文書によると「未の刻より西の上刻迄大雨車軸築をみたすごとく、しかれども此大雨此國をしなべて降りしにあらず。葛城川の河上金剛山より麓の里にては、森脇村より佐味村迄の間に大雨」とある。(中略) 葛城川・柳田川の堤防の決壊により、「水勢さかたつ山の如くまぐれ來り、西御所村は半分余流れ、財宝を捨てて逃る者魚の鶴に迫るる如し。我一と

赤塚家文書の「潰家」は、五八軒である。これを正として、全部で五八軒になるよう九筆を砂入とした。

⑥ 差右衛門は、検地絵図に見あたらない。水害後、引つ越したものと考えられる。

御所流れの実際の家屋に関する被害は、高名寄帳と赤塚家文書の潰れ家を合わせて考えると、五八軒程度とするのが妥当である。そして、赤塚家文書の流家六〇一軒は、浸水した家が六〇一軒と考えるべきであると思う。

流死人については、『大和御所町誌』⁷⁾に真龍寺と正福寺の過去帳の調査結果が記載されているが、一四人と二人である。真龍寺は、西御所で最も檀家が多い寺院であり、流死人は、観音院文書に記載されている五六人程度であると考えられる。砂入とされている屋敷が、全て倒壊したと断定できないよう思える。倒壊するとすれば、普請が粗末な借家であるが、借家は、一筆の土地に複数戸の家が建てられている例が多い。したがつて、五八軒が正しいとすれば、今回の検証のように、五八筆の土地に建てられた家が全て倒壊したとするのは間違いかもしれない。砂入とされていても、被害が大きかつただけで倒壊していない可能性がある。しかし、検証できないので、被害は伝えられているほど大きくないと指摘するに留める。

4. 大洪水とされた理由

第四節に葛城川と柳田川の延享四年(一七四七)年当時の断面図を示したが、典型的な天井川である。天井川の場合、堤防が決壊したことによる洪水が起ころ可能性が高い。堤防が決壊す

逃るるほどに足弱は石に躓きたばれければ、其の上を踏みつけく松本村をさして逃るも有り。又西の岡を眼がけて逃るも有り。後は白川と成りければ財宝泥に埋もれる事其の数を知らず。かゝる時に宝をおしむ人は水に溺れ死すも有り。(以下略)⁸⁾ という有様であった。被害は流死人五六というが一説に流家六〇一・潰家五八・流藏三〇〇・残家四一・残藏一八・流死二一八・流牛馬一四という。

②『奈良県地誌』⁶⁾：御所流れ。御所市に六軒町の町名が残る。葛城川が決壊して現在の西御所へうちよせ、その付近で六軒だけ辛うじて残つたと解される。

右記の六軒だけ残ったという説は、『奈良県気象災害史』^{6,8)}や『奈良文化叢書』⁹⁾にも書かれており、学術的にも認められたものになつてゐるようと思える。

流死人について、観音寺文書は五六人、赤塚家文書は二一八人ということである。口絵5に示した赤塚家文書の絵図には、三室付近で葛城川の堤防と請堤とされるものが切れたように描かれている。『大和御所町誌』には、これについての説明があり、『御所市史』に転記されている。しかし、この場所で堤防が切れたとしても御所町の被害とは関係がないし、ここに請堤が設けられている意味がわからない。

3. 御所流れの実際

御所流れの翌年、寛保元年(一七四一)の「立家雜穀高名寄帳」には、「屋敷砂入」として前年の洪水によつて被災した屋敷が記載されている。ここには「田地砂入」として雜穀の被災も書

表5 元文5年の屋敷砂入と寛保2年の検地地番

砂入	年寄	寛保元年 立家雜穀高名寄帳				寛保3年 新檢メ高名寄帳				
		屋号	名前	合	畝 步	合	地番	畝 步		
○	1	藤右衛門	魚や	八郎兵衛	191.5	1 7	221	1068	1 9	
○	2	藤右衛門	大坂	半右衛門	360.0	2 9	459	1060	2 21	
?	3	藤右衛門	こん屋	佐兵衛	371.0	2 11	833	1070	2 21	
○	4	藤右衛門	十三屋	平兵衛	410.0	2 18	3,419	1057	3 15	
○	5	藤右衛門	中町	九右衛門	63.0	12	119	1104	0 21	
○	6	藤右衛門	源六		157.0	1 0	170	1185	1 0	
○	7	藤右衛門	久次郎		409.5	2 18	2,907	1113	1 21	
○	8	藤右衛門	東町	宗次郎	190.0	1 6	255	1186	1 15	
?	9	藤右衛門	古金屋	八之助	223.5	1 13	12,665	1114	1 21	
○	10	藤右衛門	古手屋	徳兵衛	393.7	2 15	425	1227	2 15	
○	11	藤右衛門	飛脚	源兵衛	195.0	1 7	204	1181	1 6	
○	12	藤右衛門	大工	吉兵衛	168.0	1 2	204	1180	1 6	
?	13	藤右衛門	細井戸屋	藤右衛門	1,200.0	7 19	203,410		13	
○	14	伊右衛門	布屋	伊右衛門	170.5	1 2	39,796	1079	2 6	
?	15	伊右衛門		善五郎	289.0	1 25	48,485	924	1 27	
?	16	伊右衛門	油屋	六兵衛	3,585.0	22 23	5,153		5 4	
○	17	伊右衛門	油屋	兵助	71.0	14	3,264	988	0 18	
○	18	伊右衛門	くぼ丁	宗右衛門	67.0	13	102	990	0 18	
○	19	伊右衛門	くぼ丁	作兵衛	14.0	3	102	1038	0 18	
○	20	伊右衛門	くぼ丁	源次郎	24.0	5	68	1039	0 12	
?	21	伊右衛門	いかきや	源十郎	243.6	1 16	799	1029	1 21	
○	22	伊右衛門	重助		267.0	1 21	289	970	1 21	
○	23	伊右衛門	北口	喜右衛門	163.0	1 1	170	1001	1 0	
○	24	伊右衛門	道具屋	源兵衛	378.0	2 12	10,134	1055	2 15	
○	25	吉兵衛		長右衛門	11.0	2	1,193	1203	0 12	
○	26	吉兵衛	大坂屋	長四郎	666.6	4 7	408	1124	2 12	
○	27	吉兵衛	戸や	次郎兵衛	205.0	1 9	170	1155	1 0	
?	28	吉兵衛		藤四郎	134.0	26	23,058	1209	1 9 6	
○	29	吉兵衛		淨安	300.0	1 27	14,723	1148	2 18	
○	30	吉兵衛	忍海屋	喜八	451.0	2 26	19,866	1147	5 12	
?	31	吉兵衛	古手屋	四郎兵衛	461.8	2 28	9,321	1117	2 21	
?	32	吉兵衛	玉手屋	弥兵衛	295.0	1 26	5,287	1093	1 27	
?	33	吉兵衛	新口屋	七郎兵衛	101.0	19	7,714	1206	1 3 4	
?	34	吉兵衛	新庄村	六兵衛	399.0	2 16	476	1126	1 15 4	
?	35	吉兵衛	糀屋	善六	293.0	1 26	9,041	1139	1 12 2	
○	36	吉兵衛	今井や	勘兵衛	127.0	24	153	1128	0 27	
○	37	吉兵衛	才かし	九兵衛	130.3	25	136	1132	0 24	
?	38	吉兵衛	才かし	佐兵衛	130.3	25	119	1133	0 21	
?	39	吉兵衛	車屋	弥兵衛	175.0	1 3	5,287	1093	1 27 2	
?	40	吉兵衛		伝兵衛	187.0	1 6	205	1036	1 3	
?	41	吉兵衛	糀屋	差左衛門	144.5	28	検地絵図になし			
○	42	吉兵衛	中町	太郎兵衛	257.0	1 19	272	1096	1 18	
○	43	吉兵衛	きね屋	重五郎	315.0	2 0	391	1088	2 9	
○	44	吉兵衛	飛脚	九郎兵衛	144.5	28	1,881	1089	2 6	
○	45	吉兵衛		七兵衛	199.2	1 8	204	1083	1 6	
○	46	吉兵衛		留十郎	168.0	1 2	2,403	1101	3 3	
?	47	吉兵衛	萩本屋	八郎兵衛	252.0	1 18	727	1123	1 6 3	
○	48	吉兵衛	ぬし屋	小右衛門	246.5	1 17	391	1116	1 18	
○	49	吉兵衛	きも入	六兵衛改	105.0	20	136	1085	0 24	
○	50	吉兵衛	花内屋	四郎兵衛	362.0	2 9	1158	2 9	3	
○	51	吉兵衛	中町	弥助	51.0	10	119	1042	0 21	

註 寛保元年(1741)の立家雜穀高名寄帳による元文5年(1740)の洪水による屋敷砂入りおよび寛保3年の新檢メ高名寄帳による高・寛保2年の検地の地番

る可能性の高い場所は、柳田川との合流点の東側で、洪水の実績をみると、ほとんどが東御所である。寛保2年の検地絵図によると、東御所の南側に請堤が設けられていることがわかる。請堤は、堤防が決壊した場合に、住宅地への浸水を防止するための堤である。ところが、御所流れは柳田川の堤防が決壊して、西御所が浸水した。請堤のない所であり、いわゆる想定外であった。これが大洪水とされた第一の理由である。なお、大和の請堤については、梅崎秀治氏の報告がある。

延享四年(一七四七)に作成された「舗腹附願ニ付覺書」の控に左記のように書かれている。これは葛城川の補修の申請書で、別に目論見書が残っている。

一百廿年以前元和七年六月廿三日乱水

桑山伊賀守様御領知成候節流死百人余流家式百軒余

一七拾四年以前延宝二寅年六月十四日乱水

郡山城主本多肥後守様御領知成候節流死三百五拾三人流家

三百七十五軒(六百三軒を消して)

一八年以前元文五年閏七月十七日乱水

花井庄九郎様御代官所之節流死式百拾壹人流家六百三軒

一右中断之節田畠屋敷砂入荒

分米四百六拾七石三斗六升九合

御所流れについては、流死人・流家とも赤塚家文書に近い数値であるが、少し違っている。他の二件の洪水についても流死人の数が非常に多いように思える。これは、補修の申請書であり誇張して書かれた可能性が高く、赤塚家文書も同じ目的の文書の可能性が疑われる。流死人が二十八人と二十一人、流家が

六〇一軒と六〇三軒という微妙な違いに作為を感じられる。なお、この洪水の後、「幕府から過分の補助金を受けて大規模な工事が行われた」と『大和御所町誌』に書かれているが、工事の時期、史料の出典等は書かれていない。前述の延享四年の「願」が実現したと考えられるが、確認ができない。

個人のものであるが、天保四年(一八三三)に作成された「家屋舗田畠山林書抜帳」という文書がある。これは屋敷・田畠等の来歴を書いたもので、そこに「屋舗証文ノ義ハ元文元申年流レの節流失致候」と書かれている。御所流れ以前の年貢の請取が残っているので、この記述は疑わしい。御所まちには、御所流れのときに流れてきたという地蔵が二体ある。このように、わからないことを御所流れに関連付ける例は多く、御所流れが都合よく利用されてきたようと思える。

寛保2年の検地絵図では、六軒町は今の六軒町のずっと西に書かれている。このことは、『大和御所町誌』も指摘していて、六軒町伝説に対する疑問が述べられている。明治八年(一八七五)の反別帳では、六軒町通りとして、長さが一七五間(三一五メートル)となっている。当時は、通りが町名になつていて、六軒町は、西御所の東西の端から端までである。明治二十三年(一八九〇)の「実測全図」では、六軒町は今の場所になつて、町名はブロックで決められている。これらのことから、六軒町伝説は、町名がブロックで決められるようになつた明治二十三年以降にできたものであると考えられる。なお、六軒町という町名は、全国的にみて珍しくないようである。

る。年貢の納入等、機能的には「村」であるが、「御検地用集帳」から寛保三年（一七四三）年以降は、公的にも御所町と称していたことがわかった。それ以前については、明解な結論をだすことができなかつた。

御所流れは、元文五年（一七四〇）に起つた大洪水とされている洪水である。しかし、実際の被害は、史料の数値を採用したとして流失家屋が五八軒程度、流死人は五六人程度とした。江戸時代には、堤防が切ることを想定して、住宅地等を浸水から守るため請堤が設けられていた。いわゆる防災ではなく、減災という考え方である。御所流れは、想定外のところで堤防が切れ、直接住宅地が浸水したのが大洪水とされた理由の一つである。そして、大洪水という印象が固定化し、堤防の改修の申請に用いられた数値が、真実の数値として伝えられたと考えられる。六軒だけ残つて町名になつたという伝説も、明治二十三年以降にできたものであると考えた。

【註】

- (1)『大和御所町誌』（一九五三）三八頁
(2)『御所市史』（一九六五）一二七頁
(3)前掲（2）二三二頁
(4)『奈良県南葛城郡誌』（一九二五）一六六頁。本書では『南葛城郡誌』と記述する。
(5)前掲（2）一三二頁
(6)前掲（1）七七頁
(7)前掲（2）一七〇頁

- (8)前掲（1）八四頁
(9)前掲（2）一七五頁
(10)前掲（4）一八〇頁
(11)『寛政重修諸家譜』（続群書類從完成会、一九六四）第一五卷、三七四頁
(12)前掲（4）一八四頁
(13)西沢淳男『幕領陣屋と代官支配』（岩田書院、一九九八）付録「幕僚代官・陣屋データベース」で検索。以後、本データベースで検索した場合は、註記を省略する。
(14)前掲（2）一三一頁
(15)『大和郡山市史』（一九六六）二一八頁
(16)前掲（1）六三頁
(17)前掲（15）二二四頁
(18)前掲（15）二一七頁から二三六頁
(19)『今井町史』（一九七八）一〇七頁
(20)『桜井市史』（一九七九）二五一頁から二五六頁
(21)前掲（19）一〇八頁
(22)『高取町史』（一九五三）一六七頁から一八三頁
(23)『新修大津市史』（一九八一）四一頁
(24)慶應四年正月付「太政官触達」壹、同年五月付「太政官布令」式および明治二年正月付「行政官国触」による。
(25)前掲（1）口絵
(26)前掲（2）一六五頁
(27)新庄町歴史民俗博物館（現、葛城市歴史博物館）企画展図録「描かれた町と村」（二〇〇一）七頁

おわりに

とが多いので、今後の課題としたい。人口と戸数について、残つてゐる宗門改帳等を調べ、宝暦二年から明治二年までの変化をまとめた。石高と人口の関係や宗門改帳に記載のない使用人等、農業に従事していない人たちが多く、商業等が中心の町であつたと推論した。

御所町の耕地について、反別帳と耕地絵図で調べた。周辺部で他村の田畠と入り組んでいること、寛保二年と延享四年で田畠の筆数が大きく異なること等の疑問がある。これらを明らかにするためには、行方不明になつてゐる寛保二年の検地帳が必要であるが、見つかる可能性は少ない。

御所町の江戸時代から明治初期の水利慣行について、残つてゐる史料等に基づいて考察した。御所町には涌水が三ヶ所、柳川からの取水、俱戸羅村にある溜池の三種類の水源があつた。「番破れ」に関する取り決めである。その取り決めが、吉野川分水で水が豊富に供給されるようになるまで、約二八〇年間にわたつて続いていた。このことから、水利慣行がいかに重要なことかがわかる。水利に関する図3は、昭和五十六年（一九八一）の地図を基にしてゐる。この地図で見ると、江戸時代の耕地面積の約半分は宅地化されている。その後、図の西の字井ノ本にスープマーケットができてまわりに住宅が建ち、国道二四号線沿いの柳田・木寅等が宅地化されている。また、東御所の県道御所高取線沿いにも住宅が建つてゐるので、耕地面積は江戸時代の三割ぐらいになつてゐるようである。

石高の時代による変化、無地增高の詳細等、まだわからないことも、石盛が他の地域より高いことを指摘した。検地以前の石高について、『南葛城郡誌』、『御所市史』に記載があるが、の石高の時代による変化、無地增高の詳細等、まだわからないこ

とが新しい史料がでてくることは期待できないが、同じ支配であった他地域で、史料が発見されることを期待したい。

寛保二年の検地絵図に基づいて、御所町の町並みの成立について考察した。現在の道路、背割下水等の町並みは、寛保二年の検地絵図とほとんど同じである。町並みの成立は、慶長五年（一六〇〇）から寛永六年（一六一九）の桑山氏支配の時代であるといふ結論を得た。したがつて、町並みは、約四〇〇年間ほとんど変わつてゐないことになる。これは、全国的に見て非常に珍しいことであると思われる。

石高に関し、寛保二年の検地以降の石高は幕末まで変化がない。しかし、その詳細については、『御所市史』等に示されていなかつた。本稿では、石盛、地目ごとの反別等を表にまとめるとともに、石盛が他の地域より高いことを指摘した。検地以前の石高について、『南葛城郡誌』、『御所市史』に記載があるが、

- (54) 堀内義隆「奈良県大正村檜原における水利慣行と農村構造について」(『地理学評論』一九五六)二九(六)、一二頁。これらその他、最近の研究として、高橋清吾「近世葛城山麓における多水源の灌漑と水利慣行」(『歴史地理学』二〇〇七)二三五号、「八頁等がある。
- (55) 『吉野川分水史』(一九七八)五四一頁
- (56) 前掲(1)七四頁
- (57) 「柳羅村地積図」(一八八九)、御所市役所所蔵
- (58) 杉浦未希子「番水株売買にみる「水」取引の要因」(『水資源・環境研究』、二〇〇五)一八(一)一四頁
- (59) 前掲(1)三七頁
- (60) 前掲(4)一六六頁
- (61) 前掲(34)一三頁、註(40)
- (62) 前掲(4)五三〇頁
- (63) 御所おはなしの会編『御所のむかしむかし』(二〇〇一)一二頁
- (64) 前掲(1)八五頁
- (65) 前掲(2)一七五頁
- (66) 閏七月十七日が新暦で九月八日というのは、『大和御所町誌』の八六頁に書かれていてよく引用される。しかし、加唐興三郎編『日本陰陽曆日対照表』(ニットー)、一九九三)下巻、一二八一頁によると九月九日である。
- (67) 堀井甚一郎『奈良県地誌』(大和史蹟研究会、一九六二)六一頁
- (28) 土平博「御所町絵図による近世御所町の町割と屋敷知割」(奈良大学総合研究所編『総合研究所所報』一三号、二〇〇五)四七頁
- (29) 「御所町実測全図」(一八九〇)御所市役所所蔵
- (30) 生没の年は、『国史大辞典』(吉川弘文館、一九八六)七卷、五八九頁による。准如は、同四二五頁
- (31) 英俊著、竹内理三編『多聞院日記』(『増補続史料大成』三教書房、一九三五)三九巻、一三九頁
- (32) 前掲(4)一二八頁
- (33) 大石慎三郎校訂『地方凡例録』(近藤出版社、一九六九)六六、一九七七)二頁および表3
- (34) 谷山正道「大和幕領における寛保検地」(『ビブリア』、一九七七)二頁および表3
- (35) 拙稿「河内国丹北郡松原村・別所村文書について」(『関西大学博物館紀要』第一四号、二〇〇八)六六頁
- (36) 前掲(33)下巻、九一頁
- (37) 前掲(2)一三二頁
- (38) 前掲(4)一六六頁
- (39) 前掲(34)表1
- (40) 前掲(34)四頁。蛇穴村「西京家文書」に「慶長拾五年三桑山伊賀守様御知行之時御增高、又寛永八年三伊丹理右衛門様御代官所の時御增高御座候」とあると書かれている。ただし「後年の史料故、誤記が多い」としている。
- (41) 前掲(34)三頁。『川西町史』(二〇〇四)一七九頁等。
- 郡山藩の二割半無地增高について書かれている市町村史は
- (42) 前掲(34)五頁
- (43) 本書、第二章 史料2に免定の翻刻を掲載
- (44) 前掲(2)一七〇頁
- (45) 速見融『歴史人口学で見た日本』(文春新書、二〇〇一)六七頁
- (46) 本城正徳「近世大和国幕領における皆石代納制の展開過程」(『高円史学』二一号、二〇〇五)二二頁。史料は『斑鳩町史』(一九七九)史料編、五六一頁。『改訂大和高田市史』(一九八二)史料編、八一三頁。『斑鳩町史』に「御所町年寄伊右衛門」名前が書かれている。
- (47) 『斑鳩町史』(一九七九)本編、四九六頁
- (48) 岡光夫他『近世の日本農業』(農山漁村文化協会、一九八二)一六〇頁
- (49) 小林茂『日本屎尿問題源流考』(明石書店、一九八三)八九頁
- (50) 文政十二年(一八二九)から明治元年(一八六八)の間の田方綿作の割合は、最高が四九・一パーセント、最低が一八・四パーセントである。
- (51) 奈良県立橿原考古学研究所編『大和国条里復原図』(吉川弘文館、一九八一)No.91、No.92(掲載許可、平成二十三年十一月一日付、特別利用第一二四号)
- (52) 前掲(30)一卷、七八三頁
- (53) 野崎清孝「水利集団の形成と水利構造一大和国忍海郡もど川筋の場合」(『人文地理』、一九七四)二六(四)、
- (68) 青木滋一『奈良県気象災害史』(養徳社、一九五六)一二二二頁
- (69) 青木滋一「気象災害の変遷」(『奈良文化論叢』堺井先生定年退官記念会編、一九六七)五二頁
- (70) 前掲(1)八八頁、具体的な戒名等を九一頁に註記
- (71) 梅崎秀治「奈良盆地における諸堤の機能と分布」(『地理学評論』三一一〇、一九五八)
- (72) 前掲(1)八八頁
- (73) 元文元申年となつてゐるが、申年は合つてゐるので元年は間違いと考えられる。
- (74) 前掲(1)六八頁

【史料1】(縦帳)

大津御役所江出候
当坊由來書控

乍懼口上覚

一当円照寺之義者、往古天文年中ニ、河内横小路ニ桑山治太夫之弟ニ笑雲と申出家有之、其節右出家当國達磨寺住職致し候折柄、当淨土真宗深帰依候て、当所江一寺建立致し、本願寺十世証如御門主淨徳寺と寺号を被下置候、其後慶長十九年ニ本願寺十二世之門主当國江御下向之節、則円照寺と被下置、其時当御所町者領主桑山伊賀守殿御領分三罷在、右本願寺御門主ら領主伊賀守殿江被仰入候ニ付、当寺者

人數合八百八拾五人 他所乞召し抱え候奉公人
人數合千六拾八人 他所乞參居候店借人

惣人數合四千貳百八拾七人

此飯料米七千七百拾六石六斗

此分他所乞買入米を以、飯料取続仕候

右之通當町取調仕候處、相違無御座候ニ付、御預所平均被為成

下、乍恐江戸表江被為仰立被下度奉願上候、以上

戌七月

御所町

百姓代 弥右衛門

庄屋 善六

年寄 伊右衛門（他二名）

高取 御役所様

涌水床永預り証券

大和國葛上郡蛇穴村之内、宇西浦六百三十六番地

一涌水床式反六畝拾五步 西南東通限り、北ハ堤坊限り

此預り米三石五斗

米 壱石七斗五升 御所町

同 壱石七斗五升 茅原村

右涌水床從來該村共に地ニ罷在、往昔乞御所町茅原村両所江預
り米五石四斗八升五合ニテ預り來候處、去ル明治八年地租改正
之際、有無税不判然ニ付、預り米米延滞相成候ニ付、今般出訴
ニ相成候中配立入裏ニ定約米改正シテ、前記之通り取扱行届、

此訛ケ

米 壱石七斗五升 御所町

同 壱石七斗五升 茅原村

前書之通中配人立入漸々整候ニ付而者、今後に至り老ヶ年にて
も定約貢租及延滞候ハ、当村に勝手取斗候而も御苦情不受候、
依而奥書致置候也

明治十二年卯五月廿八日

蛇穴村 組頭 野口小平印

森井政次郎印

岸田藤七郎印

玉手村 同組頭 東三次郎印

御所町 木村理平印

同区同郡茅原村 総代 取扱人 吉川小平印
同区同郡茅原村 総代 組頭 中
同区同郡茅原村 総代 組頭 中
同区同郡茅原村 総代 組頭 中
同区同郡茅原村 総代 組頭 中
同区同郡茅原村 総代 組頭 中

本願寺門跡掛所と御取立被成下、境内表口南北三十三間、
裏行東西式拾四間者除地ニ被仰付、此外ニ御所町村高之内、
三十六石五斗四升式合御請地と被成下、御掛所此為繁榮人家

立、聊其余米を以堂舍修復仕罷在候、依寺内御請地之分者則
境内ニ於て往古乞会所相建立、寺内役人と申者御年貢取立宗
旨人別帳五人組改之儀者不及申

御公儀御触面之趣、都而右会所ニて取締り仕候ニ付、寺内家
持并借家人乞連印を以て、寺内役江請書差出し候、書類只今

ニ所持仕罷在候、然處右御請地之分寺内分三て支配仕候、役
人中ニ無之ニ付、享保十八丑年ニ本郷分役人江宗旨五人組帳
之始末相頼候ニ付、同年五月十六日ニ町役人乞當寺江規定一

札差入候、依之宗旨人別帳五人組改之儀者本郷分、町役人乞
支配仕候得とも、御請地御年貢之儀ハ當方取立、町役人迄相
納、家売買之節譲り渡證文奥印之儀者、當寺納所寺内年寄乞
仕、其規定者今少も違變無御座候、尤寛保二年ニ神尾若狭守

殿御檢地之節、增高被仰付、當時御請地高四十三石四斗五
升式合ニ相成申候、右御請地御年貢取立支配人、當時小七郎
と申者乞申付、猶寺内年寄之儀者善兵衛と申者相勤、万事町
役人江及示談、懸障無之様仕罷在候、依而安政三辰年正月ニ、

当国五條 御役所ヘ御届ヶ申上置候、前書之訛柄を以て南都
御奉行所諸願御届ヶ之節者、町役人付添加判無之、猶又宗旨
証文も拙寺一判ニテ五條 御役所江年々差上候、右之趣前々
乞仕來り候段、毛頭相違無御座候ニ付御届ヶ申上候間、御聞
届被成下度、乍憚以口上書御届ヶ奉申上候、以上

文久二戊年五月日

本願寺御門跡御掛所

御廻米ニ付去西出来取米人別差引書上帳
和州葛上郡 御所町
凹照寺印

和州葛上郡 御所町

一千四百九拾貳石三斗四升八合 和州葛上郡御所町
此反別九拾六町五反壹畝廿七步

此反別九町六反九步

残高千貳百三拾七石壹升六合

此反別壹町五反三畝三步

此反別七拾八町五反四畝貳拾壹步

高九百五石九斗九升八合 稲作

高三百三拾壹石壹升八合 木綿作

此出来立米千四拾四石貳八升八合

但壹反三付壹石八斗出来立

当戊宗旨御改之面 人數合貳千三百三拾四人

今後毎年十二月三十日限り、分米之通兩町村ヨリ相納可申候、
然ル上者右涌水不用等ト申立差戻シ候節者、該村江迷惑相成不申
様可致候、為後日御所町茅原村へ涌水床永預り連署証券如件
但水災ニテ土砂入又者品替り等出来候節ハ、雙方協議之

明治十二年卯五月十六日

大和國第四大区四小区

葛上郡御所町

今村行重印

赤塚安重郎印

吉川小平印

岸田藤七郎印

玉手村 同組頭 東三次郎印

木村理平印

森井政次郎印

岸田善九郎印

破來申候と被申候

一御所町・松本村之申分、俱戸羅村明神之社・加茂明神之社双方之屋祢占雨落、地江流レ申程雨降候得者、番破り申候、少し降申分ニ而者、破り不申と被申候

一俱戸羅村之申分、番水明六ツ占昼夜手前迄松本村江入来、昼夜前占暮六ツ迄横井上下七井手江入来、暮六ツ占夜半前迄御所町江入来、夜半前占明六ツ迄横手上下七井手江入来候と被申候

一御所町・松本村之申分、番水明六ツ占七ツ迄松本村江入来、七ツ占暮六ツ迄あいの水横井上下七井手江入来、暮六ツ占夜七ツマデ御所町へ入来、七ツ占明六ツ迄あいの水横井上下七井手へ入来候と被申候

一番水破り申儀者、横井井手端之地藏ニ、四尺四面ニ板屋祢之辻堂有之候、近辺雨降辻堂之屋祢之雨零落申候ハヽ、番破り申答、或ハ他所者雨降候共、又ハ降不申候共、夫者用不申、右辻堂之雨落証拠ニ定申候、辻堂破損之時節、井郷占修理仕り以来右の通用可申候

一番水之儀者、明六ツ占昼之九ツ半迄、松本村へ入可被申候、星之九ツ半時占暮六ツ迄、横井上下七井手へ入可被申候、暮六ツ占夜之九ツ半時迄、御所町江入可被申候、夜之九ツ半時占明六ツ迄、横井上下七井手江入可被申候、尤四日目横井番又者、加茂下り番破れ分ケ入之儀者前々通り

右之通り了簡仕扱申候間、御承引候而、出入御済シ可被成候、以上元禄四末年六月五日

北十三村庄屋 治郎兵衛
南十三村庄屋 弥九郎
山口村庄屋 新九郎
宮戸村庄屋 藤重郎
檜原村庄屋 喜右衛門
蛇穴村庄屋 七右衛門
俱戸羅村 庄屋年寄中
三室村 庄屋年寄中
檜原村 年寄中
右御扱之通承届ケ得、其意奉存出入相済申候、右番水破り番水取渡し之刻限りニ付、申分ニ仕間敷候、為後日奥書済証文依如件

元禄四末年六月五日
葛上郡俱戸羅村庄屋 金兵衛印
同断 同断 同断 同断
同村年寄 又 助印
忠兵衛印 市郎兵衛印
源治郎印 宇兵衛印
小左衛門印 忠治郎印
赤塚安重郎印 吉川小平印
東三次郎印 玉手村
木村理平印 森井政次郎印
同町 善九郎印
同郡三室村庄屋
同同
御扱衆中
右者俱戸羅村・三室村・檜原村占、拙者共へ取置候水論済証文ニ而御座候得共、為証拠之各々へ相渡し申候、為其判形如此候、

依テ定約書如件
明治十二年卯五月十六日

大和国第四大区四小区、葛上郡御所町

総代 今村行重印

総代 今村行重印

総代 赤塚安重郎印

総代 吉川小平印

総代 東三次郎印

取扱人 玉手村

取扱人 木村理平印

御所町 同町

代筆人 茅原村

代筆人 岸田奈良三印

【史料4】(縦帳)

為取替証券

大和国葛上郡蛇穴村之内、字西浦六百三拾六番地
一涌水床式反六畝拾五歩 西南東通限り、北ハ堤防限り

此預り米三石五斗

此訳

米壱石七斗五升 御所町

同壱石七斗五升 茅原村

右涌水床從來蛇穴村共有地ニ罷在往昔ヨリ当町該村両所江預

成候未、中配立入裏ニ約定米改正ニシテ、前記之通取扱行届

候、両所へ從前之通預り候ニ付而ハ約定左ニ

正之際ヨリ預り米延滞相成候ニ付、今般蛇穴村ヨリ出訴ニ相

成候未、中配立入裏ニ約定米改正ニシテ、前記之通取扱行届

候、両所へ從前之通預り候ニ付而ハ約定左ニ

一水引方之義者、該村養水入用之砌ハ当町へ掛ケ合有立候節ヨ

リ三日目之午前第六時ヨリ武昼夜間茅原村下り、夫ヨリ四星

夜當町之養水、条ハ右ニ準シ引水可致筈

一早魃之節ハ茅原村占瀬堀トリテ右湧水浚之間者、御所町養水

之間ニテ(毛)該村江水下シ可申答

一右涌水普請等致候節ハ、茅原村占營繕被下入費金之義ハ当町

ト式ツ割ニ相掛リ可申答

一水該村下リ之節、当町領内ニ而水窃盜致候者有之ハ、其時之役前ヨリ始末可致候事

前記定約為左書候上ハ相互違約致間敷候若定約相肖候節御届候

一昼夜番水取渡し申刻限争論
一俱戸羅村之申分、笠之率落ち申程雨降候得者、何時ニ而も番

蛇穴村 七右衛門殿 同村庄屋 清次郎印
 北十三村 治郎兵衛殿 同村年寄 庄次郎印
 南十三庄村屋 弥九郎殿 竹田庄村屋 善五郎印
 山口庄村屋 新九郎殿 同村年寄 弥助印
 宮戸庄村屋 藤重郎殿
 右之通相認メ曖中江申候控如此三候

【史料7】

御檢地用集帳（下卷 六六丁）

乍恐以書付御願奉申上候

一当村之儀、御覽被遊候通町場ニ而、往古より御所町と謂來り候得共、拾壹年以前子年近山清右衛門様御代官所之節、村方出入故三組ニ別候ニ付、御所村と唱申候様ニ被仰付其以來御所村唱申候、然處去西年大小之百姓一統ニ得心仕村老人本三罷成、此度御檢地奉請候可被成儀御座候ハヽ、古來之通御所町と御檢地帳ニ御記シ被遊被下候様ニ、村中大小百姓奉願上候、右之通ニ而少シ茂相障義無御座候、町屋ベリ之為にも罷成候間、願之通り被仰付被下候ハヽ、難有可奉存候、則拾貳年以前亥年迄御所町ニ御座候迄、翌年子年より御所村と申儀、証拠免定指上申候、以上

寛保貳年戌六月

葛上郡御所村
庄屋老人
年寄六人
組頭七人

葛上郡御所村
庄屋老人
年寄六人
組頭七人

以上
 元禄四末年六月五日
 榆原庄村屋 喜右衛門印
 蛇穴庄村屋 七右衛門印
 北十三庄村屋 治郎兵衛印
 南十三庄村屋 弥九郎印
 山口庄村屋 新九郎印
 宮戸庄村屋 藤重郎印
 御所町庄村屋 善九郎殿
 同所 年寄中
 松本庄村屋 小右衛門殿
 同村年寄 清治郎殿
 同村 年寄中
 竹田庄村屋 善五郎
 同村 年寄中

右之通今度扱ニ而相済候ニ付、証文此方より相認メ、何れも判形致し扱中へ相渡候を、後日之証拠ニ俱戸羅村江被相渡候由ニ候、俱戸羅村より此文言之通相認扱中へ被申候ヲ此方江被相渡御所町庄屋年寄所持仕候、何時ニ而も入用之時分者、本紙出し可申候、為後日写し致し其方へ相渡し申候、右井手番水三罷成候刻者、前書之通り直ニ相守り申答ニ候、自今以後も此井手ニ罷成候刻者、入用遣銀半分宛之答ニ御座候、為其前々より相談相極置申候、為永々如此候、已上

元禄四末年六月

御所町庄村屋 善九郎

榆原村 喜右衛門殿

松本庄村屋

小左衛門印

御檢地 運行様
 一亥年御所町御免定 近山清右衛門様 本紙壹本
 一子年御所村御免定 近山清右衛門様 本紙壹本
 一前年御所町御免定 幸田善太夫様 本紙壹本
 一前年御所町御免定 会田伊右衛門様 本紙壹本
 右四年共本紙御免定

右者御檢地御奉行奥谷半四郎様江差上申候

【史料8】

御檢地用集帳（下卷 一二五丁）

申渡し覚

（前略）

一御所村古來之通自今御所町と可唱旨被仰出、尤御檢地帳にも御記被下候間、御所町之者共ハ勿論、近郷可承知候右被仰渡候趣申渡候条、此旨村々写取村々持前之條々尤可相心得候

亥八月七日

葛上郡新檢地村々

芝村役所印
庄屋
年寄
百姓共

同所年寄 善右衛門
庄左衛門
伊右衛門
平右衛門
七兵衛

松本村 庄屋年寄中
竹田村 庄屋年寄中

【史料6】（二紙）

一札之事

一ほらし川横井井手俱戸羅村方と此方御所町・松本村・竹田村と水論出来仕候処ニ、各御出被遊曖被成覚書済証文双方より仕渡し候、俱戸羅村・三室村・榆原村より被致候済証文此方江渡り之証拠として各被相加判形御渡し被成體ニ受取申候、各所持可被成済証文此方江御渡し被成候ニ付、右水論之儀ニ付以來申分無御座候、為証拠三ヶ庄村屋年寄判形仕相渡し申候、依而如件

元禄四年未六月五日

御所町庄村屋 善九郎印
同所年寄 善右衛門印
庄左衛門印
伊右衛門印
平右衛門印
七兵衛印

各年の推移を調べる。皆済目録には、「井料米納」または「井料米渡」という項目がでてくる。これは水源となつてゐる池床、湧水等の年貢の幕府負担分である。幕府がこれらの年貢の半分を負担していた。これの経緯、処理方法等を明らかにする。

米価には、支配者が決めた九分米納の石代納の値段。町方で年貢を徴収する時の値段、大坂等の米相場の値段がある。第四節では、これらの値段の推移を調べ、それらを比較するとともに、変化の社会的背景等について検討する。なお、徴収の米価については、年貢の請取を参考する。個人のものであるが、元文元年（一七三六）以降で、八三年分の年貢の請取が残つてゐる。

第五節では、年貢の徴収および納入について、免割目録、年貢の請取および文献等によつて調べる。これらの史料によつて、年貢の徴収および納入の時期、徴収方法、徴収額と納入額の調整方法等について検証する。

小入用帳には、町入用の費用項目とその額が書かれている。また、免割目録には、町入用の総額、持高一石当たりに課せられる打銀および屋敷に対する課せられる棟役の総額が書かれている。さらに、免割目録には項目は少ないが、町入用に関する収入が書かれている。第六節では、これらの史料によつて、町入用の内訳について調べ、町入用の割当方法等を検証する。また、打銀と棟役の年による推移をまとめる。

第一節 年貢および町入用関係文書の概要

1. 概要

第二章 年貢および町入用

はじめに

御所町の年貢および町入用について、残つてゐる文政期以降の史料等に基づいて考察する。第一章の表^①に示したように、これらの時期の御所町は幕府領である。また、寛保二年（一七四二）の検地以降の御所町の石高は、一四九二石三斗四升八合で、各地目の内訳および石盛は、第一章の表^②に示した。上田が約七三四石で全体の約四九パーセント、屋敷が約一六三石で約一一パーセントである。

年貢に関連して役所から発行される文書として、年貢免定、皆済目録および掛札がある。免定は役所から村宛に出された年貢の請求書である。先行研究や市町村史には、「免状」と書いているものがあるが、御所町に残つてゐるものは「免定」となつてゐるので、こちらを用いることにする。皆済目録は年貢の領收書で、掛けは年貢の納入が済んだことを高持に知らせるための掲示である。詳細の検証には、主に文政十年（一八一七）と安政三年（一八五六）の史料を用いる。文政十年は、全ての史料が残つてゐるとともに、平均的な年と考えられる。安政三年は、支配が高取藩預りから五條代官所に変わった最初の年である。町方で年貢、町入用等に関連して作成される文書として、免割目録、小入用帳等がある。免割目録は、年貢や町入用を高持にどのように割り付けるかが記載されており、小入用帳は、町

年貢に関連して役所が発行した文書として、年貢免定、皆済目録および掛札がある。また、年貢の割付や町入用に関連して、町が作成した文書として、免割目録および小入用帳がある。御所町に残存しているこれらの文書を表^③にまとめた。表からわかる通り、全て文政期（一八一八）以降のものである。町入用に関連して免割小日記という文書がある。これは個々の人に対する支払い等の記録である。町入用のなかで大きな比重を占める会所での費用の明細、屋号と実際の商売の関係等がわかるが、これについての検証は、今後の課題にする。

2. 年貢免定

免定が残つてゐるのは、文政十三年（一八三〇）から天保八年（一八三七）と文久二年（一八六二）の九年分である。しかし、免割目録の始めに写が付けられている年が、前記以外に七年分あり、内容がわかる年は全部で一六年分である。免定の表題は、時代によつて異なる。安政二年（一八五五）以前の高取藩預りの時代は、「〇年御成箇免定」、安政三年以降の五條代官所支配の時代は、「〇御年貢可納割付之事」（〇は千支）、文久二年の大津代官所の場合、「戌年免定之事」となつてゐる。

年貢の額の決定方法には、検見法と定免法があるとされるが、各年の免定をみると、年ごとに免が異なつてゐるので、検見法であったと考えられる。また、文政十一年の免割目録には、「御檢見御泊ニ付余内銀」という項目を町入用の収入にしている。これは、検見役人の宿泊費の余りを町入用に繰り入れ

入用の項目、その額等について書かれたものである。第一節では、これら年貢関係および町入用関係文書の形式、記載内容等について述べる。

第二節では、免定、皆済目録および掛札に記載されている内容のうち、毛付高、免および石代銀納について解析を行う。収穫があり年貢の課税対象となる毛付高は、町の高から洪水等による石砂入、旱損・水腐れ等の皆無の高を引いたものである。まず、これら石砂入等について検証する。免は、毛付高に対する年貢率で、年によつて変化しているので、その推移を調べる。大和の幕府領は、年貢の全額を銀で納入する皆銀納であつたとされている。その石代納の銀は、十分の一は大豆、九分は米の値段であつた。石代納について検証するとともに、石代銀納の値段の推移について調べる。大和の幕領の石代納については、左記の先行研究がある。

① 森杉夫氏「畿内幕領における石代納」（一九五六）

② 同 氏「石代納めをめぐる幕府と農民」（一九六〇）

③ 酒井一氏「幕末期畿内における石代納」（一九七〇）

④ 本城正徳氏「近世大和国における一国幕領皆石代納制の成立と奈良町渡米制」（二〇〇二）

⑤ 同 氏「近世大和国幕領における皆石代納制の展開過程」（一〇〇五）

⑥ 同 氏「近世大和国における幕領皆石代納制の論理」（二〇〇六）

第三節では、免定および皆済目録に記載されている冥加銀、口米、高掛三役等の付加税について、それぞれの内容を検証し、

たということで、検見を実施していたことが裏付けられる。

納入方法は、一〇分の一大豆銀納、九分米銀納の皆銀納である。本城正徳氏は、大和の幕府領が九分米銀納になったのは、元文五年（一七四〇）からとしている。

文政十年（一八二七）と安政三年（一八五六）の免定の翻刻を史

料1と史料2として添付する。記載内容、特徴、検討課題等は、左記の通りである。

①町の高を示し、その高から石砂入、旱損等の皆無を引いて「毛付高」としている。石砂入等については、第二節2項で検討する。

②毛付高に免を掛け、「取米」を算出している。砂入から復旧したところは、「取下」として免を低く設定している場合もある。免等の推移は、第二節4項で述べる。

③高取藩預りの時代は、地目による免の差違はないが、五條代官所支配の安政三年以降は、地目によつて免が異なつてゐる。田高と畠高に分けて、屋敷は畠高に入れていて、屋敷の免を「十」、すなわち一〇〇パーセントにしている。

④「内訳」として、十分の一の大豆値段で納入する高、およ

び九分の米の値段で納入する高が書かれている。

⑤「外」として、冥加銀、高掛三役等の附加税が書かれてい

る。これらについては、第三節で検討する。

⑥日付は、高取藩預り時代は十二月、五條代官所時代は十月、大津代官所時代は十一月である。

⑦代官所の場合は、代官一名の記名・捺印である。五條代官所のもので残っているのは全て写である。大津代官所のもの大きさは、縦二七・五センチメートルの巻紙で、高取藩のものより幅が狭く、紙質が悪い。

3. 皆済目録

皆済目録が残つてゐる年は、免定と同じである。表題は、前述の免定と同じ区分で、「〇歳御年貢銀皆済目録之事」、「〇歳御年貢皆済目録」および「戊御物成皆済目録」となつてゐる。文政十年と安政三年の皆済目録で、文政十一年と安政四年に作成されたものの翻刻を史料3と史料4に示す。皆済目録に書かれている内容をまとめると左記のようになる。

①最初に取米が書かれている。

②十分の大豆の一石当りの値段および九分米の一石当りの値段にそれぞれの石高を掛け、納入すべき銀の額が計算されている。ただし、米の石高からは、五石五斗二升一合が引かれている。これは、池床と湧水床の年貢の幕府負担分であるが、第三節3項で説明する。

③「外」として附加税が書かれている。米の分は、合計して九分米と同じ値段で銀に換算されている。

④最後に「納合」として、全ての銀の合計と「米五石五斗二升一合」となつてゐるが、この米は、実際には納入されない。これについては後述する。

⑤高取藩預り時代の皆済目録の大きさは、縦三〇センチメー

表1 残存する年貢・町入用関係史料

年号	西暦	干支	免定	免定(写)	皆済	皆済(写)	免割目録	掛札	小入用	免割日記	備考
1 文政元年	1818	寅					○	○			以下、高取藩預り
2 文政2年	1819	卯					○	○			
3 文政3年	1820	辰					○	○			
4 文政4年	1821	巳					○	○			
5 文政5年	1822	午					○	○			
6 文政6年	1823	未					○	○			
7 文政7年	1824	申					○	○			
8 文政8年	1825	酉					○	○			免定等写なし
9 文政9年	1826	戌					○	○			
10 文政10年	1827	亥					○	○			
11 文政11年	1829	子					○	○			表題部欠落
12 文政12年	1831	丑					○	○			免割は案
13 天保元年	1830	寅					○	○			
14 天保2年	1831	卯					○	○			
15 天保3年	1832	辰					○	○			
16 天保4年	1833	巳					○	○			
17 天保5年	1834	午					○	○			
18 天保6年	1835	未					○	○			
19 天保7年	1836	申					○	○			
20 天保8年	1837	酉					○	○			
21 嘉永2年	1849	酉					○	○			以下、五條代官所
22 嘉永5年	1852	子					○	○			
23 安政3年	1856	辰					○	○			
24 安政4年	1857	巳					○	○			
25 安政6年	1859	未					○	○			
26 万延元年	1860	申					○	○			
27 文久元年	1861	酉					○	○			
28 文久2年	1862	戌	○	○							大津代官所

註 1) 皆済:皆済目録、小入用:町小入用帳、免割日記:免割小日記帳

2) 免割目録の前に免定と皆済目録の「写」が付いている。

3) 年号は免定を基準にしている。したがって、他のものには翌年の年号が書かれている。

5. 免割目録

免割目録は、町方で作成された文書である。表題は、嘉永二年（一八四九）以前は、「免割目録」となつていて、その後のものは、「免割目録之事」となつていて。免割目録は、二つの部分から成り立つている。前半は、年貢を高持にどのように割り当てるかで、後半は、町入用の割当である。なお、町入用は町の諸経費であり、費用の項目、支出先、割当方法等については、第六節で検証する。文政十一年と安政四年に作成されたもののが翻刻を史料6と史料7として添付する。

免割目録の大きさは、天保期以前は幅二九センチメートルの巻紙で、嘉永以降は、幅が二五センチメートルになつていている。主な形式の違いは、次の二項目である。その一つは、高持の記名・捺印があるかどうかで、嘉永二年（一八四九）以降にはこれらがない。ただし、記名・捺印のないものは、写の可能性がある。文政十一年二月付の免割目録に記名されている名前を、文政九年の高名寄帳で持高を調べると一石以上の高持である。町内の高持が一五四人、その他が四〇人で、全部で一九四人の記名がある。もう一つの違いは、免割と皆済目録の写が免割目録の前に付いているかどうかである。文政八年と文政十一年は写が付いていない。表1に示した免割と皆済目録の「写」は、全て免割目録の前に付けられているものである。

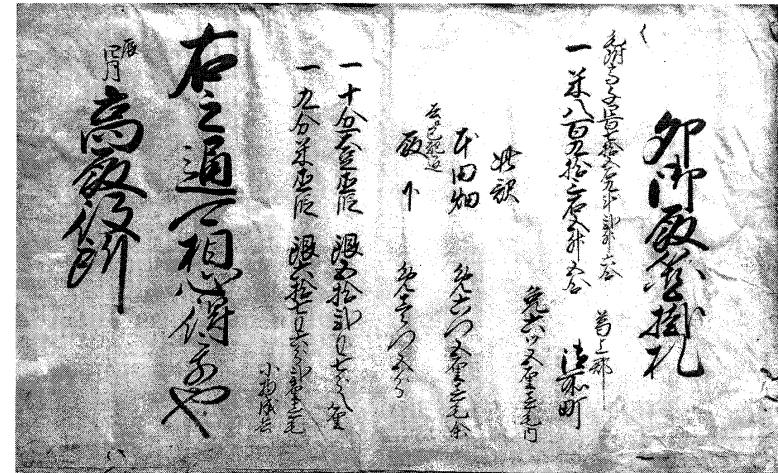


写真3 天保二年の掛札

6. 小入用帳

小入用帳は、町入用すなわち町の諸経費をまとめたもので、表紙に「葛上郡御所町小入用帳」と書かれている。横帳で大き

写真1 文政十三年の免定

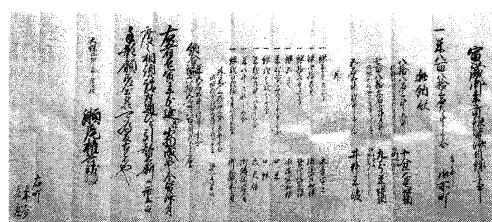


写真2 天保二年の皆済目録

4. 掛札

掛札について、『地方凡例録』の説明は左記の通りである。掛札と云は享保の初比より起り、本百姓入作・越石等に至る迄、年々の取箇を能く知て免割に虚妄なからしめんが為に、年貢高・厘付・反取を委細に書分て、其村の高札場か、又は名主・庄屋の門、或は戸口の上などの諸人見安き處へ板に書て掛け、之を掛けと云、此掛けの下書も役所にて仕立、村々へ渡す、是は年貢納方等に付、役人共も姦邪の筋ならざる為なり、右の説明では、役所で下書きを仕立、板に書くことになつてゐるが、残つてゐるのは、紙に書かれている。糊の跡があり変色しているので、掲示されていたことがわかる。役所の下書をそのまま掲示していたと考えられる。大きさは、縦三一×横四七センチメートルである。

文化十五年（一八一八）から天保七年（一八三六）まで、連続して一九年分が残つてゐる。文政十年（一八二七）の請取として、翌十一年四月に発行されたものの翻刻を史料5に示す。書かれている内容は、毛付高、取米高、免、大豆直段および米直段のみである。天保二年の掛けを写真3に示す。

表2 石砂入および皆無引

文政 六年	免定の記載事項		石	免
	去未午堤切石砂入引	13.649		
去亥土砂入未立帰一作引		2.773		
当未稻作旱損皆無引		52.252		
当未木綿旱損皆無引		16.990		
当未毛替雜毛作旱損皆無引		356.490		
計		442.154		
註 免は全て同じ				

文政 九年	免定の記載事項		石	免
	去未午堤切石砂入引	13.649		
去亥土砂入未立帰一作引		2.773		
当戌稻作旱損皆無引		109.042		
当戌木綿作旱損皆無引		59.325		
当戌毛替雜毛作旱損皆無引		6.221		
計		191.010		
註 免は全て同じ				

文政 十年	免定の記載事項		石	免
	去未堤切石砂入引	13.649		
去亥土砂入未立帰一作引		2.773		
当亥稻作旱損皆無引		5.845		
当亥木綿作旱損皆無引		10.451		
計		32.718		

天保 七年	免定の記載事項		石	免
	去未午堤切石砂入引	13.649		
去亥土砂入未立帰当申一作引		2.773		
当申木綿水腐皆無引		348.314		
計		364.736		

安政 三年	免定の記載事項		石	免
	未亥年堤切石砂入引	11.680		
去卯ヨリ続旱損皆無引		9.703		
当辰無仕付仕付荒旱損立枯皆無引		105.021		
計		126.404		
註 屋敷の免は、1.0				

さは、横一五×縦四七センチメートルである。文政十一年二月付けのものの翻刻を史料8として添付する。

町として支出した諸費用が書かれているが、費用としては、毎年、支出が決められたものと臨時の支出がある。決められた支出には、米で決められているものと、銀で決められているものがある。米で決められているものは、支払時の相場で換算して銀で支払われている。

高持の記名・捺印があるが、高名寄帳で調べると、一〇石以上との持である。その人数は、三〇人弱から四〇人強であり、上によつて異なる。最後に、町役人の記名・捺印があり、役所宛になつてゐる。万延元年(一八六〇)と文久二年(一八六

二)の五條御役所宛のもの最後には、「前書見置者也」五條御役所」と書かれ、役所の印が押されている。なお、他の年のものも役所宛になつてゐるが、役所の書き入れがない。他の年の免すなわち年貢率には、役所が毛付高に対して課する場合のものと、町が各高持の持高に対して課する場合のものとがある。

第二節 毛付高、免および石代銀納の値段

1. 概要

免定、皆済目録および掛札に記載されている項目について検証する。毛付高は、収穫があつて年貢の納入の対象となる石高である。町の高の一四九二石三斗四升八合から減額される要因として、洪水等による石砂入、日照り続による旱損、長雨による水腐れ等があるが、まず、これらについて考察する。

前者は免定および皆済目録に書かれており、後者は免割目録等に書かれている。免定等に記載されている毛付高、免等の推移をまとめる。なお、後者については、第五節で検証する。

皆済目録および掛札には、一石当たりの十分の一大豆値段と九分米値段が書かれている。この九分米値段は、免と同様、免割目録に記載されている町が微収するときの米価と異なつている。これらの米価と相場等の比較は、第四節で行うことにする。他に免定および皆済目録に記載されている事項として付加税がある。付加税については、第三節で検証する。

文政十年(一八二七)、安政三年(一八五六)および免定が残っている年で、毛付高が町の高の九〇パーセント以下になつていることである。天保七年は、少し免定の方が大きいが、免割目録の書き間違いで、両方は同じであると考えられる。このように皆無引が同じになつてゐるのは、この年だけである。文政六年のように、免定では皆無としているが、免割目録では本作の免を「一つ」、入作を「一つ五分」としている。また、表にはないが天保四年(一八三三)は、免定には「三十五石四斗九升四

の措置で増値段は三匁に減額されたものの、十月一日から十四日までの古米相場が加わることになり、大和の幕府領の石代銀納値段は上昇した。なお、享保十九年の元史料は『徳川禁令考』^{〔六〕}に記載されている。このことについて、本城正徳氏は、「こうした所相場平均に増銀つきという石代直段仕法は、以降幕末期に至るまで継承されている」と述べている。

また、同氏が引用している天保九年（一八三八）の「御廻米被仰出候付御歎訴書」^{〔七〕}のうち、米の値段に關係する部分を要約すると左記のようになる。なお、これの差出人のなかに、御所町年寄伊右衛門の名前がある。

①元来は、上米・中米・下米の平均であったが、寛政年中に

御勘定勝与八郎様によつて改訂された。

②摂河泉は、上米の六匁増しであるが、大和は上米三匁増しになつた。しかし、今までには十月十五日から晦日までの平均であつたが、十月一日から晦日までの平均になつたので、

古米の値段が加わることになり、かえつて高くなつた。

③上米三匁増しを赦免してほし。

歎訴の結果が、どうなつたか、実際にどうしていたかは不明である。また、御所町の石代銀納値段が、どのようにして町に伝えられたかにも疑問がある。十月晦日に決まることになつてゐるが、十二月に発行の免定に書かれていらない。特に、幕末期は、米価の変動が大きいので、問題が大きいように思える。

4. 毛付高、免、石代銀納値段等の推移

合五夕当已木綿作根腐皆無引」となつてゐるが、免割目録には、この項目が書かれていない。このように、免定には書かれてゐるが、免割目録に書かれていない皆無等が多い。

表2において、文政六年から天保六年まで、免定には一三石余りの石砂入が書かれているが、免割目録と一致してゐるのは天保七年だけである。免割目録の文政九年と文政十年について、一項目と三項目を加えると免定の石高と一致するが、免定とは干支が違つてゐる。

天保十四年（一八四三）に作成された二種類の「田畠荒所取調書抜小前帳」という史料がある。八月付には全部で一三筆の田地が書かれていて、最初の田地に免定と同じ「去ル未牛堤切石砂入荒」と書かれ、後の田地には全部「同断」となつてゐる。その高の合計は、免定と同じ一三石六斗四升九合である。

もう一冊は、閏九月廿三日改となつていて、田地は同じであるが、各々に「年号相分り不申」、「文化十二亥年石砂入」、「文政五年石砂入」と理由が書かれている。末尾に「右之通閏九月廿三日御役所方御召ニ付相改書上候荒地之分」と書かれている。六筆には付箋が付いていて、部分的な起返の面積が書かれているが、付箋が付けられた時期は不明である。亥年の文化十二年（一八一五）には大きな洪水があり、多くの洪水に関する文書が残つてゐるが、被害を受けたとされる場所は、前記の史料と異なるつてゐるようである。

文政十年の二項目の石砂入は、各年の免定に、「當已一作引」の干支のところを変えて書かれている。「一作引」はその年限りという意味であると思われるが、毎年引かれている。このよ

免定、皆済目録、掛札または免割目録に記載されている毛付高、年貢高、高に対する免、毛付に対する免、米一石当り銀、大豆一石当り銀、納入銀を表3にまとめた。納入銀は、付加税を含んでおり、皆済目録の「納合」に書かれていた値である。なお、付加税については、次節で別の表にまとめる。表3には、納入銀を一四九二石三斗四升八合で割つた値を「町高石当り銀」欄に記入している。また、最下段には、各項目の平均値を記入した。表の内容および特記することは左記の通りである。

①安政七年は免割目録だけであり、毛付高がわからないので、空欄になつてゐる。

②安政三年以降は、地目によつて免が変わつてゐるが、免は加重平均を記入している。

③不作の年には、米が値上がりするのが一般的である。これは、銀納の納稅者にとつて二重苦になる。しかし、不作の年には、免を低くし、納稅者の負担を軽減するような措置が取られている。

④毛付高が低いときは、免も低いことが多い。したがつて、納入銀の起伏が大きくなる傾向がある。このことは、文政六年、文政九年等の町高一石当り銀でみるとことができ、前後の年と比べるとかなり低くなつてゐる。なお、これらの年は、徵収するときの屋敷の免を「八つ」あるいは「七つ」にして、不作の影響がない土地との間で平等感を持たせるようとしている。

⑤文政七年と文政八年を比べると、毛付高には大きな違いはない。しかし、石代銀納の米価は、二五パーセント余り、

うに免定には、文政六年（一八二三）から嘉永二年（一八四九）まで三〇年近くの間、同じことが書かれている。

安政三年の石砂入は、免定と皆済目録とで石高は同じであるが、干支が異なつてゐる。翌安政四年については、皆済目録は、前年と同じ一石余りであるが、免定は五石二斗八升八合が、当日起返取下となつて、六石二斗九升二合に減つてゐる。

これらのことから、高取藩預りの時代は、実態を調査せず、同じ事が書かれていた可能性が高い。五條代官所支配になつて、調査するようになつたとも考えられるが、起返が皆済目録に反映されていないことに疑問がある。いずれにしても、実態が正確に反映されていなかつたことは事実である。これらの皆無引等が、高持からの徵収時にはどうであったかという問題がある。こちらの方は、不公平がないように、実態に即して処理されていたようと思える。

3. 石代銀納値段の決定

石代銀納値段の決定に関し、『田原本町史』^{〔二〕}に左記のように書かれている。『改訂大和高田市史』^{〔一〕}および『安堵町史』^{〔三〕}にも同じ内容の記述がある。

大和の幕府領の石代銀納値段は、享保十九年（一七三四）に奈良・今井・高取・五條・郡山の十月十五日から晦日までの上新米・大豆の平均値段にそれぞれ六匁増と定められた。（中略）さらに、寛政九年（一七九七）には石代銀納仕法の改正があり、米方銀納値段については、右五ヶ所の十

大豆は、六〇ペーセント余り高くなっている。米等の値段は、他地域の作柄によつて決められていたことがわかる。

⑥文久二年は、納入銀が平均の約二倍になつてゐる。また、この年は、米の値段と大豆の値段が逆転している。

第三節 付加税等の内容および各年の推移

1. 概要

付加税としては、冥加銀、運上銀、高掛三役、口米等がある。これらの付加税について、文政十年（一八二七）と安政三年（一八五六）の内容を検証する。また、免定等によつて額がわかる年について、その推移を調べる。それらの他に、免定、皆済日録には、「井料米納」または「井料米渡」という項目があり、『米五石五斗二升一合』と書かれてゐる。これについて、経緯、処理方法等を明らかにする。

2. 付加税の内容

冥加銀は、酒造、酢造、醤油造および薬種造に対し課せられていて、運上銀は水車運上のみである。高掛三役として、六尺米、御伝馬宿入用、御藏前入用があり、これらのに口米、口銀がある。

冥加銀、運上銀、口銀および御藏前入用は、銀で課せられており、六尺米、御伝馬宿入用と口米は、米で課せられてゐる。米の場合、年貢の九分米納の石当り銀と同じ値段で銀に換算し、銀で納入されてゐる。これら付加税の各年の推移を表4に示す。

表3 各年の年貢および一石当たり銀

年号	西暦	干支	毛付高 石	年貢高 石	高免	毛付免	米石銀 匁	大豆石銀 匁	納入銀 匁	町高石当り 銀匁	史料
1 文政6年	1823	未	1,050.194	413.878	0.2774	0.3941	68.869	47.161	28,646.02	19.195	免定、皆済
2 文政7年	1824	申	1,475.926	894.368	0.5993	0.6060	59.107	45.929	53,468.86	35.829	免定、皆済
3 文政8年	1825	酉	1,474.425	950.387	0.6369	0.6446	74.249	76.301	68,304.26	45.770	免割、抽札
4 文政9年	1826	戌	1,291.338	573.819	0.3845	0.4444	65.598	54.754	38,342.37	25.693	免定、皆済
5 文政10年	1827	亥	1,459.620	899.020	0.6025	0.6159	58.331	57.166	54,115.52	36.262	免定、皆済
6 文政11年	1828	子	1,475.926	874.617	0.5861	0.5926	76.077	55.625	67,932.55	45.521	抽札、免割
7 文政13年	1830	寅	1,470.926	883.091	0.5918	0.6090	74.161	52.705	65,809.93	44.098	免定、皆済
8 天保2年	1831	卯	1,475.926	893.055	0.5985	0.6051	67.614	52.780	61,059.53	40.915	免定、皆済
9 天保3年	1832	辰	1,384.511	755.136	0.5060	0.5454	71.123	65.036	55,030.63	36.875	免定、皆済
10 天保4年	1833	巳	1,440.432	809.728	0.5426	0.5621	98.607	63.708	79,540.76	53.269	免定、皆済
11 天保5年	1834	午	1,435.600	857.434	0.5746	0.5973	75.781	60.452	65,776.64	44.076	免定、皆済
12 天保6年	1835	未	1,475.926	861.841	0.5775	0.5839	79.343	60.878	69,004.35	46.239	免定、皆済
13 天保7年	1836	申	1,127.612	579.290	0.3882	0.5137	73.565	57.638	43,141.12	28.908	免定、皆済
14 天保8年	1837	酉	1,418.532	828.520	0.5552	0.5841	93.897	73.072	78,543.34	52.631	免定、皆済
15 嘉永2年	1849	戌	1,476.268	904.807	0.6063	0.6129	99.295	83.453	91,226.70	61.130	免定、皆済
16 安政3年	1856	辰	1,364.405	664.842	0.4455	0.4873	85.991	77.650	59,163.17	39.644	免定、皆済
17 安政4年	1857	巳	1,485.956	862.586	0.5780	0.5805	101.538	78.406	89,027.22	59.656	免定、皆済
18 安政7年	1860	申	866.418	0.5806	0.5774	105.629	100.441	96,641.50	64.758	免割	
19 文久2年	1862	戌	1,417.374	818.348	0.5484	0.5774	149.724	170.650	128,676.44	86.224	免定、皆済
	平均		1,400.050	799.536	0.5358	0.5642	83.079	70.200	68,076.36	45.617	

文政十年と安政三年の口銀、口米および高掛三役について、『国史大辞典』の説明を要約して引用するとともに、示された計算方法で計算してみる。なお、六尺給、御伝馬宿入用おとなつた。関西では一石に付三升である」とある。文政十年は、年貢高が八九九石二升で、口米は二六石九斗七升一合であり、安政三年は、年貢高が六六四石八斗四升二合で、口米は一九石九斗四升五合である。

①「口米は、江戸時代の雑税の一種で、米納の正租に付加して米で納めさせたものである。代官所に諸経費として支給されていたが、享保十年（一七二五）以降幕府に納めることが出来ない。」

②「口銀は、江戸時代、口米のかわりに貨幣で年貢を納めた場合に、それにかかる付加税。錢で納める場合には口錢、銀で納める場合は口銀と称する。享保五年（一七二〇）以後、一貫文につき三〇文である」とある。

文政三年は、酒造冥加銀：銀二八匁一分、醤油造冥加銀：銀一九匁六分、酢造冥加銀：銀十匁、水車運上銀一匁九分で、口銀は銀一匁二分七厘である。

$$(49+19.6+5+1.9) \times 30 / 1000 = 2.265$$

安政三年は、酒造冥加銀：銀二八匁一分、醤油造冥加銀：銀一九匁六分、酢造冥加銀：銀十匁、水車運上銀一匁九分で、口銀は銀一匁七分九厘である。

$$(28.1+19.6+10+1.9) \times 30 / 1000 = 1.788$$

③「六尺給は、幕府の雜役夫の給米にあてたため、直轄領諸

村に対し、石高を基準に賦課された租税で、享保六年以降、高百石につき米二斗であった」とある。文政十年、安政三年とも一石九斗八升五合である。表4には、その年の九分米銀納の値段を掛けて銀で示してある。

$$1492.348 \times 0.01 \times 0.2 = 2.9846$$

④「御伝馬宿入用は、五街道の問屋や本陣の給米・宿場入用にあてたため徴収した年貢付加税で、上方では高百石について銀一五匁である」とある。文政十年、安政一二三匁八分五厘である。

$$1492.348 \times 0.01 \times 15 = 223.85$$

以上のよう口銀、口米および高掛三役は、計算通りであることが確認できた。しかし、冥加銀については、課税方法を解明することができなかつた。免割目録の「万入用」の明細のなかに、「酒造醸油造水車冥加銀入」として、合計の額を收入として計上している。年貢と一括で納入しているが、集めたものは町入用の収入としているのである。課税方法については、先行研究にもないようで、『大阪商業資料』の「運上金冥加銀御用金」のなかに種々の冥加金が書かれているが、個々の合計のみで、計算方法の記述はない。

表4 各年の付加税

年号	西暦	冥 加 銀					運上	口銀	口米			高 掛 三 役			返納	計	九分米 値段 匁	
		酒 匁	醤油 匁	酢 匁	藁種 匁	水車 匁			御伝馬 匁	六尺給 匁	御藏前 匁	返納	計	計				
1 文政6年	1823	42.00	23.60	5.00	1.90	2.19	12.416	838.07	61.64	205.57	223.85			1,403.819	68.869			
2 文政7年	1824	42.00	19.60	5.00	1.90	2.07	26.831	1,585.90	52.90	176.43	223.85			2,109.655	59.107			
3 文政8年	1825	49.00	19.60	5.00	1.90	2.27	17.214	1,278.12	66.45	221.63	223.85			1,867.828	74.249			
4 文政9年	1826	49.00	19.60	5.00	1.90	2.27	17.215	1,129.27	58.71	195.81	223.85			1,685.410	65.598			
5 文政10年	1827	49.00	19.60	5.00	1.90	2.27	26.971	1,541.82	51.16	170.64	223.85			2,065.248	57.166			
6 文政13年	1830	49.00	19.60	5.00	1.90	2.27	26.517	1,966.53	66.37	221.37	223.85			2,555.892	74.161			
7 天保2年	1831	42.00	19.60	5.00	1.90	2.07	26.792	1,811.70	60.52	201.85	223.85			2,368.491	67.621			
8 天保3年	1832	36.00	19.60	5.00	1.90	1.88	22.654	1,611.22	63.66	212.30	223.85			2,175.408	71.123			
9 天保4年	1833	36.00	19.60	5.00	1.90	1.88	24.292	2,395.36	88.25	294.34	223.85			3,066.186	98.607			
10 天保5年	1834	36.00	19.60	5.00	1.90	1.88	25.723	1,949.31	67.82	226.21	223.85			2,531.575	75.781			
11 天保6年	1835	41.10	19.60	5.00	1.90	2.03	25.855	2,051.41	71.01	236.84	223.85			2,652.744	79.343			
12 天保7年	1836	41.10	19.60	5.00	1.90	2.03	17.379	1,278.49	65.84	219.59	223.85			1,857.398	73.565			
13 天保8年	1837	41.10	19.60	5.00	1.90	2.03	24.856	2,427.80	84.04	280.28	223.85			3,085.601	93.897			
14 嘉永2年	1849	28.10	19.60	10.00	1.90	1.79	27.144	2,695.26	88.87	296.40	223.85			3,365.768	99.295			
15 安政3年	1856	28.10	19.60	10.00	1.90	1.79	19.945	1,715.09	76.96	256.68	223.85			3,021.975	85.991			
16 安政4年	1857	28.10	19.60	10.00	4.90	1.88	25.878	2,627.60	70.22	234.20	223.85			3,908.355	78.400			
17 安政7年	1860	53.50	19.60	10.10	30.00	4.90	26.992	2,834.13	94.54	315.30	223.85			688.00	4,277.462	105.629		
18 文久2年	1862	28.10	19.60	10.10	30.00	5.10	2.79	24.550	3,675.78	134.00	446.93	223.85			5,264.253	149.724		

3. 井料米納
井料米納、または年によつては井料米渡として、皆済目録に五石五斗二升一合が計上されている。町入用の明細を記載した小入用帳に左記の記述がある。

一米七石五斗、池床年貢同郡俱戸羅村江相納申候

一米武石七斗四升武合、浦瀬年貢同郡蛇穴村江相納申候

一米八斗、柳田川堤敷年貢当町七兵衛江相渡申候

メ拾壱石四升武合

内

五石五斗二升一合、從 御上様年々被 下置候

残而、五石五斗武升壹合、

五石五斗二升一合は、俱戸羅村にある池、蛇穴村の湧水等に支払う年貢の二分の一相当額である。寛保二年(一七四二)の検地の後、これらの年貢の半額を幕府の負担にするこで了解を得たものと考えられる。実際の処理方法は、左記の通りであり、文政十年の例で説明する。

①免定の九分米銀納の米の高は、八百九石一斗一升八合であるが、皆済目録には、八百三石五斗九升七合と記載されている。これらの差の五石五斗二升一合が、皆済目録に計上されている井料米納である。

②池床、湧水等の年貢の幕府負担分は、年貢と相殺する形をとる。すなわち、この井料米納は納入されることなく、年貢をこの分だけ少なく納入することになる。

③免割目録では、「銀三百廿武匁五厘 井料米代銀被 下候

他に米相場による価格がある。これらを比較するとともに、米価変動の背景について考察する。

2. 石代銀納の米価

石代銀納の大豆および米の値段は、皆済目録および掛札に記載されている。しかし、御所町に残っているものは、文政元年以降であり、幕末では欠けた年が多い。『三郷町史²⁴⁾』に、宝永七年(一七一〇)から慶応元年(一八六五)まで(欠あり)の南畠村(現、生駒郡三郷町南畠)における米および大豆の石代納の値段が掲載されている。同書の「年貢高変遷表²⁵⁾」に記載の領主欄によると、南畠村は、文政期には高取藩預り、天保期には大津代官所支配で、その後は、五條代官所支配である。支配について、御所町と一致する時期とそうでない時期があるが、値段は表2と一致している。第二節3項で述べたことと合わせて、大和の幕府領は、同じ値段であったことが確認できる。

3. 年貢徴収時の米価

免割目録に年貢徴収時の米価が記載されていて、この米価によつて高持から年貢の徴収が行われていた。免割目録が残つていない年は、年貢の請取に記載されている米価を採用したが、これらは同じである。元文元年(一七三六)から慶応元年(一八六五)までの間で、八三年分の請取が残つている。

徴収する年貢は、各高持の毛付高にこの米価と徴収の免を掛けたものである。米価を低く設定しても、免を大きくすればバランスがとれる。例えば、安政七年は、免を「十」とし、米価

引として、町入用に収入として計上している。

④この年の九分米銀納の米価は、一石に付、銀五八匁三分三厘一毛であり、五石五斗二升一合を銀に換算すると三二二匁五厘になるので一致する。

⑤俱戸羅村等には、支払い時の相場に基づいて銀で支払われている。したがつて、支払い額は、必ずしも収入として計上した銀の額の二倍とはならない。

このように、実際に米や銀が移動することなく処理される。町方では年貢と町入用が、いわゆる井勘定になつている。

①付加税のなかで最も高いのは、口米である。口米は、年貢米の三パーセントで、九分米と同じ値段で銀に換算する。表には、米と銀の両方を記入している。

4. 付加税額等の推移

付加税は、銀で課せられるものと、米で課せられるものがある。米で納入するものは、その年の九分米銀納の米価で換算して、銀で納入される。各付加税の各年の推移を表4に示したが、表を作成するにあたつて補足すること、この表からわかることは、左記の通りである。

②口銀は、冥加銀と運上銀の合計によって増減する。

③酒造冥加銀は、安政七年(一八六〇)には増加しているが、翌文久元年付の皆済目録には、「内銀武拾五匁四分當申讓請」と書かれている。また、文久三年(一八六三)の皆済目録には、「外銀武拾五匁四分讓渡ニ付減」とあり、権利が他村との間で売買されていたことがわかる。

は前後の年より低く設定している。文久三年(一八六三)から慶応元年(一八六五)までも同じである。慶応二年から四年までの間は、米価の変動が大きい。この間に、この米価がどうなつていたかについて興味があるが、請取等が残つていません。

4. 米価の推移

石代銀納の米価(以下、九分米価という)、石代銀納の大豆の価格(一分大豆)、年貢徴収時の米価(徴収米価)に加えて、大坂の米相場(大坂相場)、河内の米相場(河内相場)を比較する。石代納の九分米価は、前述の『三郷町史』のものを採用し、徴収米価は年貢の請取に記載のものである。大坂相場は、『江戸物価事典²⁶⁾』に記載されている「肥後米」の十月一日と十一月一日の値段の平均とした。河内相場は、『三郷町史²⁷⁾』に記載されているものを用いる。

データが得られた全ての年のは、添付資料1に示すことで、文政元年(一八一八)以降で、河内相場以外のデータが揃つてある年のものを表5にまとめた。この表には、徴収の免も加えている。なお、慶応二年と三年は、大坂の変動が大きいのでデータが揃っていないが付け加えた。この二年の九分米価は、『三郷町史』に記載されている西勢野村のもので、九分米と十分の一大豆の加重平均である。参考のため同村の徴収の米価をカッコを付けて記入した。表には、九分米価を「二」として、他の米価との比率を記入している。

添付資料1には、元文元年(一七三六)以降の河内相場、九分米価、徴収の米価と免、徴収額、打銀をまとめているが、徴収の米価

第四節 石代銀納の米価、年貢徴収の米価および米相場

1. 概要

石代銀納の米価は、皆済目録および掛札に書かれている。大和の幕府領における石代銀納の米価を記載している市町村史がある。年貢の徴収時には、石代銀納の米価と免とは別に、町で米価と免を決めていたことが、免割目録等でわかる。この米価は、年貢の請取にも記載されている。米価としては、これらの

と免は第五節で、打銀は第六節で参照する。

鈴木直二氏の『大阪に於ける幕末米価変動史』⁽²⁶⁾（以下、「変動史」という）には、天保期以降について、大坂米価の変動に関するコメントがある。適宜、このコメントを書き加える。この表からわることは、左記の通りである。

① 文政元年（一八一八）から五年（一八二二）までは、河内相場が高いい。御所町においては、徴収米価は低いが、免を高くしてバランスを取っている。

② 文政六年（一八二二）は、御所町は旱損で不作であったが、大坂相場には影響がない。

③ 文政七年頃から、全ての米価が上昇傾向になつていて。

④ 天保四年（一八三三）に大坂相場が高くなっているが、表2ではこの年の毛付高は低くなつてない。天保三年の御所町の毛付高は少し低いが、この年は全国的に不作でその影響がでた可能性がある。『変動史』には、この年の米価高を表した刷り物の写真が掲載されている。なお、天保三年は、徴収米価のデータがないので、表に記入していない。

⑤ 天保七年（一八三六）には、大坂相場および河内相場が高騰しており、特に河内の値上がりが大きい。この年は御所町でも、木綿の水腐れによって毛付高が低くなつていて、全国的に冷害であった。『変動史』には、「冷氣甚だしく、六月に綿入を着る始末」としている。しかし、御所町の九分米価は、前年より下がっている。この件に関し、『斑鳩町史』⁽²⁷⁾には左記の記述がある。

高取藩預所村々一駄から安石代の要求も出された。前十段一三六・九六四匁、十分の一大豆銀納値段八〇・三三五匁であったものが七三・五六五匁、五七・五八八匁とされている。

⑥ 天保七年は、安石代で米価に影響がなかつたが、天保八年と九年は、御所町でも米価が値上がりしている。天保九年のデータはないが、天保八年は、御所町の毛付高は少し低いだけで、木綿の旱損が五三石余りである。前年の他地域における値上がりの影響がでたものと考えられる。『変動史』には、天保八年に入つても米価は下落せず、世情一層暗澹とし」とある。また、「天保九年は前年の豊作をうけ、米価は次第に下落し」とある。

⑦ 天保十一年（一八四〇）には、全ての米価が天保九年の半分近くになつている。『変動史』には、諸国豊作で米価は低迷したが、諸物価は、買い占め等で高騰したままであると記述している。その後、嘉永元年まで大きな変動はない。

⑧ 嘉永三年（一八五〇）には、全ての米価が高くなっている。

⑨ 「変動史」は、天候不順をその理由にしている。

⑩ 嘉永六年（一八五三）には、河内相場と九分米価が高くなつてているが、大坂相場は少し高くなっているだけである。しかし、『変動史』は、この年の世情不安をあげている。付加税の項目で述べたが、この年は大和は不作であったようである。徴収米価は高くなつているが、免を低くしている。

表5 米価の比較

年号	西暦	大坂相場 肥後米		河内相場		九分米	一分大豆	徴収米価		
		匁	比率	匁	比率			匁	比率	免
文政元年	1818	53.85	0.97	60.430	1.09	55.565	49.125	52.0	0.94	0.660
2年	1819	44.75	0.99	49.007	1.09	45.049	42.939	43.0	0.95	0.680
3年	1820	49.45	1.07	52.237	1.13	46.431	41.144	44.0	0.95	0.660
4年	1821	58.30	0.98	63.494	1.07	59.497	52.611	58.5	0.98	0.590
5年	1822	56.35	0.91	63.223	1.02	61.856	50.970	62.0	1.00	0.620
6年	1823	57.00	0.83	65.385	0.95	68.869	47.161	70.0	1.02	0.290
7年	1824	61.70	1.04	65.036	1.10	59.170	45.929	57.0	0.96	0.670
8年	1825	73.80	0.99	80.150	1.08	74.249	76.301	73.3	0.99	0.640
9年	1826	66.25	1.01	68.548	1.04	65.598	54.754	61.0	0.93	0.500
10年	1827	56.80	0.97	62.538	1.07	58.331	57.166	56.0	0.96	0.670
11年	1828	79.65	1.05	82.117	1.08	76.077	55.625	77.0	1.01	0.598
天保元年	1830	78.95	1.06	82.482	1.11	74.161	52.705	74.0	1.00	0.610
2年	1831	74.50	1.10	75.309	1.11	67.614	52.780	68.0	1.01	0.620
4年	1833	111.80	1.57	104.400	1.47	71.123	65.036	102.0	1.43	0.540
5年	1834	78.45	0.80	83.307	0.84	98.607	63.708	65.0	0.66	0.710
6年	1835	83.55	1.10	87.139	1.15	75.781	60.452	74.0	0.98	0.640
7年	1836	139.75	1.76	171.990	2.17	79.343	60.878	74.0	0.93	0.540
8年	1837	105.25	1.43	99.619	1.35	73.565	57.635	96.0	1.30	0.580
9年	1838	121.75	1.16	138.940	1.32	104.929	75.172	122.0	1.16	0.475
11年	1840	61.30	0.91	67.316	1.00	67.488	61.783	65.0	0.96	0.657
12年	1841	74.25	1.02	79.719	1.10	72.769	77.718	73.0	1.00	0.645
13年	1842	69.30	1.00	72.126	1.04	69.383	69.668	68.0	0.98	0.652
弘化元年	1844	77.20	0.97	85.678	1.08	79.244	62.598	72.0	0.91	0.650
2年	1845	96.15	1.09	98.566	1.11	88.434	66.820	84.0	0.95	0.622
3年	1846	80.30	1.03	82.579	1.06	78.259	91.007	77.0	0.98	0.625
4年	1847	79.30	0.99	83.296	1.04	79.938	67.091	84.0	1.05	0.566
嘉永元年	1848	88.90	1.01	92.409	1.05	88.114	85.361	87.0	0.99	0.566
2年	1849	100.05	1.01			99.295	83.453	98.0	0.99	0.635
3年	1850	143.35	1.22	139.481	1.19	117.308	100.599	137.0	1.17	0.528
4年	1851	81.95	1.04	83.226	1.05	78.947	71.643	75.0	0.95	0.712
5年	1852	83.55	0.82	97.022	0.96	101.389	101.906	93.0	0.92	0.456
6年	1853	94.75	0.86	105.284	0.96	109.967	100.455	120.0	1.09	0.335
安政元年	1854	85.90	1.01	88.273	1.04	84.915	75.360	78.0	0.92	0.586
2年	1855	75.75	1.04			72.494	75.053	68.0	0.94	0.649
3年	1856	77.25	0.90			85.991	77.650	88.0	1.02	0.483
4年	1857	98.50	0.97			101.538	78.406	105.0	1.03	0.581
5年	1858	126.15	0.98			128.474	85.737	127.0	0.99	0.597
6年	1859	113.35	0.94			121.125	103.534	125.0	1.03	0.553
万延元年	1860	171.05	1.62			105.629	100.441	65.0	0.62	1.000
文久元年	1861	123.60	1.03	124.231	1.04	119.882	115.427	125.0	1.04	0.574
2年	1862	149.20	1.00	143.813	0.96	149.724	170.650	180.0	1.20	0.481
3年	1863	168.70	0.95			177.226	162.787	90.0	0.51	1.000
元治元年	1864	281.70	0.97	301.791	1.04	289.656	308.483	125.0	0.43	1.000
慶応元年	1865	456.75	1.00			457.212	374.749	145.8	0.32	1.000
2年	1866	1,391.55				833.291	(1250)			
3年	1867	695.60				490.727	(500)			

候也、辰八月

同書は、「辰八月」を安永元年（一七七二）としている。なお、御所町が高取藩預りになつたのは、寛政六年（一七九四）からである。免定には十二月中に納入するようになつてゐるが、最終が三月になつてゐる。

文政十年に個人が町へ納入した年貢の請取は、左記のようになつてゐる。持高・免・取米・納入銀・町入用等が記載され、いるが割愛する。なお、「一」の下には銀の額が書かれているが、カツコ内は、その時に納入した全体に対する割合を示す。

亥御年貢請取通、文政十一年子三月、

内納

七月十二日	一（五三・三%）	小入用
十月六日	一（一一・七%）	上
同廿七日	一（二五・六%）	上
十一月六日	一（一五・六%）	上
同廿四日	一（二七・九%）	上
十二月十六日	一（一三・三%）	上
同廿八日	一（四六・七%）	棟役、小入用
子三月六日	一（一五・九%）	上
安政三年（辰年）の請取は、左記の通りである。		
辰歳御年貢皆済通、安政五年午六月		

内納

七月十日	一（三七・二%）	小入用
九月十三日	一（一四・九%）	上
十月十三日	一（一九・八%）	上

十一月十三日 一（三五・九%） 上
十二月十五日 一（二九・四%） 上
同廿五日 一（六二・八%） 棟役、小入用

文政十年は、最終の納入が翌年の三月であるが、安政三年は、三月が多く、なかには、五月、六月のものもある。ところが、安政三年以降は、十二月までに完納している。安政三年から五條代官所支配になつたが、このために、納期が厳しくなつたものと考へられる。高取藩預り以前で請取が残つてゐる期間は、今井代官所支配、芝村藩預りであるが、高取藩預り時代と大きな違いはない。各回の納入額については、特に決まりないようであり、割合は一定していないう。

3. 年貢の納入額と徵収額の調整

前述したように、年貢の納入と徵収で、免と米価がともに異なつてゐる。したがつて、年貢の納入額と徵収の総額は、違うことになる。それらの関係はどうなつてゐるかについて、調べることにする。

第二章では、免定と皆済目録によつて、毛付高、毛付免、納入銀等を表3にまとめた。これに掛札の残つてゐる年を加えて表6を作成した。米・大豆の値段がわからない年は、前節述べた『三郷町史』のものを採用している。この表は、納入する年貢の額と徵収額の過不足が各々どの程度かを調べるために作成したものであり、過不足の値等には誤差が含まれている。納入額について、表6への記入要領は左記の通りである。

されている万入用の総額を表にまとめるのみとする。

2. 年貢の徵収および納入の時期

文政十年の免定には、「当十二月十五日限急度皆済可仕者也」と書かれていて、安政三年の免定には、「極月十日限急度可令皆済もの也」とある。実際にどのように納入されていたかを示す史料は残っていない。皆済目録には、「度々相納候請取通ひと引替如斯候、重而手形類差出候共可為反古者也」と書かれてゐるので、分割で納入されていたことは確かである。高取藩が管下の幕府領村々へ出した触書として、左記のことが『安堵町史』に掲載されている。

一先達而も申聞候通、元御預所之節者御年貢銀大坂御藏納候處、当御預所之儀者江戸御藏ニ付、冬分并春ニ至り候而も日限取縮取立無之而者江戸表御藏納日限相延、是迄春上納之分大坂為替屋方ニ而為取替相納候得共、年々左様も難相成、依之自今者左之通日限ニ冬納春納相触可申候条、其趣可得其意候

初納 十月廿五日より同廿七日限

十一月八日より同十日限

二納 十一月廿二日より同廿四日限

三納 十二月十日より同十二日限

春納 三月五日より同七日限

同断 三月廿五日より同廿七日限

第五節 年貢の徵収および納入

1. 概要

年貢を高持からどのように徵収していたかについて、免割目録、年貢の請取および文献等によつて明らかにする。免割目録が残つてゐるのは、文政六年（一八二三）から安政七年（一八六〇）までの間で、一四年分である。欠けている年は、年貢の請取で補完する。これらの史料によつて、年貢の徵収および納入の時期、徵収方法、徵収額と納入額の調整等について検証する。

皆済目録には、町入用についても書かれているが、町入用については、第六節で検証することとし、ここでは免割目録に記載

①年号は、年貢の年が基準である。したがつて、免割目録の年号は、表の年号の翌年になつてゐる。

②皆済目録で納入銀のわかつてゐる年は、表3の数値をそのまま記入した。この納入銀には、付加税が含まれてゐる。

③掛札のある年は、年貢高を毛付免で割つて毛付高を計算した。それらの年は、納入銀の欄に「*」を付けてゐる。

④「*」を付けてゐる年は、年貢高の九割に米の石代銀を掛け、同じく年貢高の一割に大豆の石代銀を掛ける。付加税がわからない年は、文政十年のものを採用する。これら三つの額を加えて、納入銀の近似値とする。

微収銀と過不足の計算方法は、左記の通りである。免割目録のない年は、年貢の請取に書かれている微収の米価と本作免を採用する。請取と免割目録の両方が残つてゐる年で確認すると、これらは一致している。

①請取の数値を採用した年は、微収米価の欄に「*」を付けている。

②毛付高に微収米値段と本作免を掛けて、微収銀とする。毛付高のない年は、町の高を採用する。

③文久三年以降は納入銀がわからぬが、微収銀が異常に高くなつてゐるので付け加えた。

④微収銀から納入銀を引いて過不足を計算した。

年貢の納入および微収に関して特記することをおよび表6について付記することとして、左記のことがある。

①本免の他に付加税がある。口米、高掛三役等は、特に微収せず、集めた年貢で一括処理されている。冥加銀と運上銀

も年貢として一括納入されるが、微収したものは、町入用の収入にしている。

②各人への割当は、持高に微収の免を掛けて取米とし、それに一石当りの微収米価を掛けて各人の年貢としている。

③免は、本作と入作で異なり、免定の免が極端に低い年を除き、入作免の方が「一つ」すなわち一〇ペーセント高くない。なお、入作の石高の割合は、文政十年が四・八ペーセント、安政三年が五・七ペーセントであり、全体に与える影響は少ないので無視する。

④微収銀の方が多い場合、免割目録には、「右過銀万人用方江出シ此表皆済也」と記載されていて、微収した年貢の余分は、町入用の収入にしている。

⑤天保四年（一八三二）と文政六年（一八一三）とは、納入銀の方が多く、表ではマイナスとなつてゐる。

天保四年は、第二節2項で述べたように、三五石余りの木綿水垢皆無引が、免割目録にない等の「-」があるので、実際には、銀九九二匁余りのプラスである。

文政六年は、前述のように早損等で四〇〇石余りが皆無である。このような年は全体が不作で、免を高くすることは困難であると考えられる。微収免を毛付免より約「一つ」低く設定しているためにマイナスになつてゐる。しかし、免割目録によると、普段は田畠と屋敷の免は同じであるが、この年は屋敷の免を「八つ」にして微収している。また、前述のように、免定では皆無となつてゐる三一四石余りを免「一つ」等としているので、実際には、銀二〇四匁余りのプラスである。文政九年も早

表6 年貢の納入銀と微収銀および過不足

年号	西暦	干支	毛付高	年貢高	毛付免	米石銀 匁	大豆石銀 匁	付加税 匁	納入銀 匁	微収米価 匁	微収免	微収銀 匁	過不足 匁	
1 文政元年	1818	寅	1,467,783	879,055	0.5989	55,565	49,125	2,065	*	50,344	*	52.0	0.660	50,374
2 文政2年	1819	卯	1,467,851	900,056	0.6132	45,509	42,939	2,065	*	42,796	*	43.0	0.680	42,920
3 文政3年	1820	辰	1,467,845	880,357	0.5998	46,431	41,144	2,065	*	42,475	*	44.0	0.660	42,636
4 文政4年	1821	巳	1,464,713	823,970	0.5625	59,497	52,611	2,065	*	50,521	*	58.5	0.590	50,555
5 文政5年	1822	午	1,475,926	887,464	0.6013	61,856	50,970	2,065	*	55,994	*	62.0	0.620	56,735
6 文政6年	1823	未	1,050,194	413,878	0.3941	68,869	47,161	1,404		28,646		70.0	0.290	27,147
7 文政7年	1824	申	1,475,926	894,368	0.6060	59,170	45,929	2,110		53,469		57.0	0.670	56,386
8 文政8年	1825	酉	1,474,425	950,387	0.6446	74,249	76,301	1,868		68,304		73.3	0.640	69,168
9 文政9年	1826	戌	1,291,338	573,819	0.4444	65,598	54,754	1,685		38,342		61.0	0.500	39,386
10 文政10年	1827	亥	1,459,620	899,200	0.6051	58,331	57,166	2,065		54,116		56.0	0.670	54,765
11 文政11年	1828	子	1,475,926	874,617	0.5926	76,077	55,625	2,065		67,933		77.0	0.598	67,960
13 文政13年	1830	寅	1,470,926	883,091	0.6090	74,161	52,705	2,556		65,810		74.0	0.610	66,398
14 天保2年	1831	卯	1,475,926	893,055	0.6051	67,614	52,780	2,368		61,060		68.0	0.620	62,225
16 天保4年	1833	巳	1,440,432	809,728	0.5621	98,607	63,708	3,066		79,541		102.0	0.540	79,339
17 天保5年	1834	午	1,435,600	857,434	0.5973	75,781	60,452	2,531		65,777	*	65.0	0.710	66,253
18 天保6年	1835	未	1,475,926	861,841	0.5839	79,343	60,878	2,653		69,004	*	74.0	0.640	69,900
19 天保7年	1836	申	1,127,612	579,290	0.5137	73,565	57,638	1,857		43,141		74.0	0.540	45,059
20 嘉永元年	1837	酉	1,418,532	828,520	0.5841	93,897	73,702	3,086		78,543	*	96.0	0.580	78,984
21 嘉永2年	1838	戌	1,476,268	904,807	0.6129	99,295	83,453	3,366		91,227	*	98.0	0.635	91,888
22 安政3年	1836	辰	1,364,405	664,842	0.4873	85,991	77,650	3,022		59,163		88.0	0.483	61,121
23 安政4年	1837	巳	1,485,956	862,586	0.5805	101,538	78,406	3,908		89,027		105.0	0.581	91,113
24 安政7年	1838	午	866,418			105,629	100,441	4,277		96,642	*	65.0	1,000	97,003
25 文久2年	1832	未	1,417,374	818,348	0.5774	149,724	170,650	5,264		128,676	*	180.0	0.481	132,090
26 文久3年	1833	亥								90.0	*	1,000	134,311	3,414
27 文久4年	1834	子								125.0	*	1,000	186,544	
28 元治2年	1835	丑								145.8	*	1,000	217,584	

表7 文政10(1827)年 町入用

	米(石)	銀(匁)	通用(匁)	通用(匁)	割合(%)	備 考
俱戸羅村池床年貢	7.500	490.79		516.62	4.01	1石米値段:65匁4分
蛇穴村湧水年貢	2.742	153.47		161.55	1.25	1石米値段:56匁
柳田川堤敷年貢	0.800	44.10		46.42	0.36	1石米値段:65匁1分
池床年貢		28.00		29.47	0.23	
井手筋世話料、池守賃		35.00		35.00	0.27	
非人番小屋年貢		33.60		35.37	0.27	
伊勢灯明料		120.00		126.32	0.98	文久2年まで変化なし
春日灯明料		120.00		126.32	0.98	文久2年まで変化なし
春日祭礼入用		103.66		109.12	0.85	
愛宕灯明料		35.00		36.84	0.29	文久2年まで変化なし
神主御供米		41.32		41.32	0.32	
氏神御供料		62.12		62.12	0.48	
庄屋給米	10.000	630.00		663.16	5.14	1石米値段:63匁
年番年寄給米	5.000	280.00		294.74	2.29	1石米値段:56匁
歩行二人給米	8.000	504.00		530.53	4.12	1石米値段:63匁
川東役人代理世話役		100.00		105.26	0.82	
非人番夜回り賃		90.00		90.00	0.70	
宗門帳・五人組帳等筆料		75.00		75.00	0.58	
上記取調中諸費用人足賃		368.60		368.60	2.86	
諸書物筆料、諸方江使人足賃△		2,175.37		2,175.37	16.88	
年貢封代	486.50			512.11	3.97	
御檢見休泊入用并人馬賃	169.31			178.22	1.38	
江戸役人休泊入用	53.63			56.45	0.44	
紵夫食糉代銀年賦返納	181.33			190.87	1.48	
国別懸り銀	119.71			126.01	0.98	
南都役人江祝儀		60.00		60.00	0.47	
江戸役人中飯入用		71.55		71.55	0.56	
会所夜具道具損料		60.00		60.00	0.47	
会所で遣う紙墨・酒油・薪・荒物等		3,259.26		3,259.26	25.28	
土佐町郷宿町方要用役人飯代		163.23		163.23	1.27	
南都郷宿		250.00		250.00	1.94	
酉年大川入用(文政8年)	326.11			343.27	2.66	
戌年大川入用(文政9年)	170.00			178.95	1.39	
葛城川破損繕い		132.50		132.50	1.03	
浪人病死ニ付諸費用		408.52		408.52	3.17	
上記ニ付南都他人足賃		93.60		93.60	0.73	
御糺中町方養いの飯代		321.15		321.15	2.49	
難波之旅人江合力		214.50		214.50	1.66	
諸武家山伏通行人足賃		189.30		189.30	1.47	
名目銀借用入出奔町方ヨリ余落		375.10		375.10	2.91	
組合出銀		72.62		76.44	0.59	
計	34.042	4,221.83	8,446.12	12,890.15	100.00	

損が多い。この年は、石代納の米の値段より徵収の米の値段を低くして、屋敷の免を「七つ」にしている。合理的な处置であると考えられる。

安政三年以降は、免定も免割目録も屋敷の免を「十」としている。表6の毛付免欄の数値は、それぞれ逆算したものである。徵収額は免割目録に記載のものであり、本作免は請取の数値である。文久二年は免割目録がないので空欄にしている。

安政七年と文久三年以降は、徵収の免を「十」すなわち一〇〇パーセントとして、米の値段で調整している。米価の変動が大きいため、計算を単純化するためであると考えられる。

支配者からの毛付免と石代納の米価とは、異なった免と米価で徵収していた要因として、次の二つの理由が考えられる。その一つは、付加税の存在である。支配者からの免と米価で徵収すると、別途付加税を徵収しなければならない。もう一つの理由は、計算を簡素化するためであると考えられる。納入の免は四桁、米価は五桁であるが、徵收の方は、桁数を少なく設定して、計算を容易にしている。

目とその額が書かれている。文政十一年(一八二八)二月付のもの翻刻を史料8に示す。なお、これは前年文政十年の一年分の費用明細である。文政十一年四月付の免割目録に書かれている万入用の銀は、一二貫九四七匁六分五厘となつていて、この小入用帳の「合」と一致する。

表1に示したように、九年分の小入用帳があるが、主に翻刻を添付した文政十一年二月付のものについて検証する。項目によつては、最も物価の高い文久二年(一八六二)三月付の文久元年の費用と比較する。他の年については、特別な項目、費用が他の年と大きく異なる項目等を調べることにする。

町入用は、高持から徵収されるが、持高に比例する「打銀」と屋敷に課せられる「棟役」がある。これらの推移、必要額と徵収額の差等について検証する。

文政十一年二月付の小入用帳の各費用項目とその額およびその割合を表7にまとめた。費用は米、銀または通用で計上されている。米で決められているものは、銀に換算して銀で支払われている。通用は、錢で支払われた費用を銀に換算したものであると考えられる。この通用については、文献等でこれに関する説明を見つけることができなかつたが、左記のようなものであると推定した。

①小入用帳には「銭九匁五分替」と書かれているので、銭一貫文が通用銀九匁五分に相当すると考えられる。なお、「通用銀」という単語は用いられていないが、通常の「銀」と

第六節 町入用

1. 概要

本節では、町の諸経費である町入用の各費用項目とその額、および費用の徵収方法等について検証する。わかる史料として、「小入用帳」があり、ここには、費用項

2. 町入用の内訳

文政十一年二月付の小入用帳の各費用項目とその額およびその割合を表7にまとめた。費用は米、銀または通用で計上されている。米で決められているものは、銀に換算して銀で支払われている。通用は、錢で支払われた費用を銀に換算したものであると考えられる。この通用については、文献等でこれに関する説明を見つけることができなかつたが、左記のようなものであると推定した。

①小入用帳には「銭九匁五分替」と書かれているので、銭一

いので推定であるが、社の建設以降、支出されるようになつたものと考えられる。

(4) 対外諸経費

年貢封代という費用を毎年計上していて、文政十年は銀四八六匁余りであるが、この費用の詳細はわからない。毎年計上している費用として、南都の郷宿への支払い（文政十年：二五〇匁）がある。高取藩預りの時代は土佐の郷宿への支払いがあり、五條代官所に変更になった後は、五條の郷宿への支払いがある。「役人共飯代」とあり、町役人の出張経費等とを考えられる。

南都役人への祝儀として六〇目の支出があるが、これは支出のない年もあり、支出のある年は、幕末まで六〇目で変化がない。文政十年には、江戸役人や検見役人の宿泊や食事に対する支出があるが、支出ない年もある。また、南都役人に年始八朔の祝儀を支出している年がある。諸武家・山伏衆に対する人馬賃については、免割目録に収入が計上されており、一部を回収している。「難波之旅人江合力」という費用は、額に変動があるが毎年計上されている。

(5) 町内諸経費

会所での諸経費が最大であり、文政十年は三貫二五九匁余りで、全体の費用の約二五パーセントである。「右者町方会所ニ而遣ひ候紙墨筆代并年分之米味噌醤油酒油其外柴薪野菜之者魚代諸雜物荒物代共」と書かれている。他の年も内容はほぼ同じで、費用の割合に大小があるが、どの年も大きな割合を占めている。

(1) 水利のための費用

翻刻を史料8に示しているが、小入用帳には、最初に水利関係の年貢が書かれている。この件については、第三節、3項「井料米納」で述べた通りである。免割目録では、水源等の年貢の半分である幕府負担分を、石代納の米価で換算して収入している。小入用帳では、全額を町入用の支出としていて、俱戸羅村、蛇穴村等には、支払時の米の相場で換算して銀で支払っている。

(2) 人件費等

給米が決められているものとして、庄屋に一〇石、当番寄に五石、歩行二人に対して八石がある。西御所の年寄は三人であるが、その中から当番を決めていたようである。これらは、銀で支払われているが、石代納の値段でも徴収の米価でもない。また、文政十年は、庄家と年寄とで米価が違つて

区別するためこのように表記することにする。

②通常の銀は、「銀××匁」と頭に銀と書かれているが、通用銀の場合は、「銀」が書かれていない。

③通用銀で合計している。銀を通用銀に換算する場合は、銀を〇・九五で割つて、増える分を「此歩」として、まとめて加えている。表7では、比率を計算するため、全部を通用銀に換算している。なお、嘉永五年以降は全て銀であるが、銀札が使用されていた可能性がある。

費用項目を左記のように、(1)から(7)の区分にまとめることにする。各費用項目の概要是、左記の通りである。なお、額は小入用帳の通りとし、通用銀は頭に銀を付けていない。

(2) 水利のための費用

翻刻を史料8に示しているが、小入用帳には、最初に水利関係の年貢が書かれている。この件については、第三節、3項「井料米納」で述べた通りである。免割目録では、水源等の年貢の半分である幕府負担分を、石代納の米価で換算して収入している。小入用帳では、全額を町入用の支出としていて、俱戸羅村、蛇穴村等には、支払時の米の相場で換算して銀で支払っている。

(3) 灯明料等

灯明料として、左記のものがあり、銀で支払われている。文政十年から文久元年まで同じ額である。この間に諸物価の値上がりがあつたが、この灯明料は変わっていない。

伊勢灯明料：銀一二〇匁、春日灯明料：銀一二〇匁、愛宕灯明料：銀三五匁、

毎年支出されているものとして、氏神への御供米（文政十年：四一匁余、文久元年：銀八八匁余）や神主への御供米（文政十年：六二匁余、文久元年：銀一二七匁余）がある。南都春日祭礼入用（文政十年：銀一〇三匁余）は支出している年とない年がある。伊勢月参り代一年分は、定額の銀二四〇匁であるが、嘉永五年（一八五二）以降は、毎年支出されている。おかげ参りに関連して嘉永元年（一八四八）に太神宮の社が建設された。嘉永元年から四年間の小入用帳が残っていない。

合を占めている。なお、文久元年には銀四貫二四五匁である。

(6) 修繕費

毎年、葛城川の補修費が支払われている。最低は文政九年の一三九匁余りで、最高が文久元年の銀二貫三八〇匁余りである。経年で増加傾向とのうのではなく、年にによる凸凹があり。文政十年には、前々年分と前年分の「大川入用懸り銀」という支出があるが、補修費とは別である。文政十一年には一年分の支出があるが他の年ではない。臨時の補修費として、「御所池普請」（文政十一年：三三〇目）、「御手洗川井出普請」（安政六年：銀五〇〇目余）、「神護寺庫裏普請」（安政六年：銀五〇〇目余）、「会所堺普請」（文久元年：銀一三五匁）等の支出がある。

(7) 臨時経費

文政十年には、行き倒れ人のための諸経費として四〇八匁余りを計上している。また、御糺中に町預けになり、町方で養った飯代として三二一匁余り、出奔人に関する経費が三七五匁余りの支出がある。行き倒れ人、出奔人のための経費を支出している年は多い。

その他の臨時経費として、「女御御殿御修復」（文政九年：銀六八匁余）、「京都二条御城普請入用」（天保五年：銀三二八匁余）、「淀川入用」（天保六年：銀一八八匁余）、「捨子一件入用」（嘉永五年：銀五九六匁）、「雨乞い諸入用」（文久元年：銀二六四匁）、等がある。

総額を年貢と比べると、その割合が大きいように思える。不作で年貢が低い年には、三〇パーセント程度になつてゐる。

全ての年で、計算上は徴収額より万入用が大きい。年貢の余剰額、人馬賃等の戻り、井料米納等があるので、全体としては、ほぼバランスがとれている。余った分は、「右過銀小前江割戻此表皆済也」としているが、額としては銀二〇〇目から四〇〇目であり、戻すとなると人数が多いので大変な作業になる。

繰り越して、適当に処理していたものと考えられる。なお、翻刻を添付した安政三年のように、不足を年寄からの借銀で処理している年がある。

おわりに

御所町に残つている史料等に基づいて、年貢および町入用について検証した。年貢の免定、皆済目録および掛札は、支配者の役所によつて発行されるものである。免定と皆済目録は、支配者によつて表題が異なるが、形式はほぼ同じである。ただし、幕末には、紙質が悪くなり、小さくなつてゐる。役所の違いによるものか、経済的理由かは不明である。掛札は、高取藩預りのものしか残つていないので、比較することができない。

免割目録と小入用帳は、町方で作成されたもので、免割目録には、年貢の割当と町入用の割当について書かれていて、小入用帳には、町入用の費用項目とその額が書かれている。免割目録には一石以上、小入用帳には一〇石以上の高持の記名・捺印がある。高名寄帳を調べた結果によると、天保期から幕末にかけ推移を添付資料1に示している。

町入用の割当は、高に対して課す「打銀」と屋敷に対しても課す「棟役」とあることが年貢の請取で確認することができる。打銀は、免割目録に持高一石に対する銀の匁が書かれていて、入作の方を一匁高くしてある。幕末になつて、米価が高くなつても差の一匁は同じである。元文元年(一七三六)以降の打銀の棟役は、米で割り当てられていて、免割目録には、棟役の総額のみが書かれている。嘉永五年(一八五二)と万延元年(一八六〇)の「年々棟役改帳」という史料が残つてゐる。万延元年のものと、文久二年(一八六二)の高名寄帳と比べると、屋敷地が約一・五畝で米一斗程度である。一斗以上は、五升単位でまとめられている。しかし、この計算で合わないものもあり、棟役の決定方法は、はつきりしないところがある。請取に棟役の米の価格が書かれているが、慶応元年以外は一石当たり銀七〇目で、慶応元年は銀四〇〇目である。慶応二年以降の価格はわからない。この米の価格に、棟役の石高を掛けて銀で徴収している。

表8 町入用徵収

年号	干支	西暦	棟役 合計	打銀 本作	打銀×高	町入用 徵収	万入用	年貢 納入銀
文政6年	未	1823	2,727	5.4	8,059	10,785	11,865	28,646
7年	申	1824	2,724	5.3	7,909	10,633	11,994	53,469
8年	酉	1825	2,766	5.2	7,760	10,527	12,764	68,304
9年	戌	1826	2,882	5.9	8,805	11,686	13,991	38,342
10年	亥	1827	2,862	6.0	8,954	11,816	12,948	54,116
11年	子	1828	2,865	6.2	9,253	12,118	13,061	67,933
天保元年	寅	1830	2,996	5.2	7,760	10,756	12,820	65,810
2年	卯	1831	2,917	5.5	8,208	11,125	11,909	61,060
4年	巳	1833	2,889	7.0	10,446	13,336	15,175	79,541
5年	午	1834			5.6	8,357		65,777
6年	未	1835			7.4	11,043		69,004
7年	申	1836			10.5	15,670	21,092	43,141
嘉永元年	申	1848			11.0	16,416		78,543
2年	酉	1849	2,846	15.0	22,385	25,231	26,416	91,227
3年	辰	1856	2,989	15.0	22,385	25,375	26,537	59,163
4年	巳	1857	3,051	15.5	23,131	26,183	27,679	89,027
7年	申	1860			18.5	27,608		96,642
文久2年	戌	1862		20.0	29,847			128,671

註 1) 単位は全て銀・匁。

2) 入作の打銀は1匁増し。

けて高持の数が大幅に減少してゐるが、文政期の免割目録には二〇〇人弱の記名・捺印がある。村役人の不正が云々されることがあるが、不正が行い難いシステムになつてゐる。

年貢の対象となる毛付高は、町の高から洪水等による石砂入

の高および旱損や水腐れ等による皆無の高を引いたものである。皆無引について、免定と免割目録を比べると、免割目録の方が少なく、納税者が有利になつてゐる。また、石砂入は、三〇年近くの間、同じことが書かれていて、事実を反映してゐるとは思えない。ただし、確認できないが、高持からの徴収時には、実態に即し不公平がないようにしていた可能性が高い。町入用の内訳が書かれている小入用帳は、役所に提出されているが、免割目録は提出されていない。このことが、石砂入や皆無引が実態を反映せず、納税者が有利になつて了一因と考えられる。

毛付高、免・石代銀納等の推移をまとめた。不作で米が値上がりした年には免を低くし、納税者の負担を軽減するようになっている。支配者は無慈悲に年貢を徴収していたとされているが、預り地であるということが関係している可能性があるが、ある程度納税者のことを考慮していたようと思える。

石代銀納の値段について、市町村史等に記載があり、大和の幕府領は同じであつたことが確認できた。しかし、実際にどのようにしていたかが疑問である。特に幕末には、米価の変動が大きく、支配者が短期間で変わつてゐる。五ヶ所相場平均に増銀ということであるが、五條、高取等でどのように市場が形成されていたのか。また、前述の「御廻米被仰出付御數訴書」は、

要 人文・社会科学』第四卷、一九五六) 一八三頁

(4) 森杉夫「石代納めをめぐる幕府と農民」(『日本歴史』

一四〇号、一九六〇) 五一頁

(5) 酒井一「幕末期機内畿内における石代納」(『国史論集

小葉田淳教授退官記念』一九七〇) 八七三頁

(6) 本城正徳「近世大和国における一国幕領皆石代納制の成

立と奈良町渡米制」(『高円史学』一八号、二〇〇二) 一頁

(7) 本城正徳「近世大和国幕領における皆石代納制の展開過

程」(『高円史学』二一号、二〇〇五) 一頁

(8) 本城正徳「近世大和国における幕領皆石代納制の論理」

(9) 前掲(7)二二頁

(10) 大石慎三郎校訂『地方凡例録』(近藤出版社、一九六九)

下巻、七六頁(原著、大石久経原、寛政六年(一七九四))

(11) 『田原本町史』(一九八六)本文編、三一八頁

(12) 『改訂大和高田市史』(一九八七)後編、六二頁

(13) 『安堵町史』(一九九三)本編、二五七頁

(14) 法政史学会編『徳川禁令考』二二四六「石代金銀納定」

(石井良助校訂、創文社、一九五九)前集第四卷、一七三頁

(15) 前掲(7)二二二頁

(16) 『斑鳩町史』(一九七九)史料編、五六一頁および前掲

(17) 史料編、八一三頁。御所町の年寄の名前が記載され

ているのは『斑鳩町史』である。なお、第一章に【史料2】

として翻刻を添付した「御廻米ニ付去酉出来取米人別差引

書上帳」は、この歎訴書の付属書類であると考えられる。

(17) 『国史大辞典』(吉川弘文館、一九八四)九巻、八頁

(18) 前掲(17)四巻、八一二頁

(19) 前掲(17)四巻、八一〇頁(「口永」として説明)

(20) 「運上金冥加金御用金」(大阪商工会議所編『大阪商業

史資料』一九六三)第三巻、五六丁

(21) 「御検地用集帳」に御所町から寛保二年八月付で、検地

奉行宛に他村等に支払っている年貢の実情を訴えた記述が

ある。それに対し、芝村役所から寛保三年八月付で「此事

有之村々書付可指出」という指示があつて終わっている。

その後、二分の一の幕府負担が決定したと考えられる。

(22) 奈良県薬業史編纂審議会編『奈良県薬業史』(一九九一)

通史編、五一頁。連印帳は、資料編、一九八頁。

(23) 『改訂天理市史』(一九七六)上巻、三一一頁

(24) 『三郷町史』(一九七六)上巻、二〇八頁

(25) 前掲(24)上巻、一九〇頁

(26) 小野武雄著『江戸物価事典』(展望社、一九九五)

(27) 前掲(24)上巻、二〇九頁

(28) 鈴木直二『大阪に於ける幕末米価変動史』(国書刊行

会、一九七七)、第二章、六頁から第七章、三〇三頁まで。

(29) 『斑鳩町史』(一九七九)本編、四九五頁

(30) 前掲(13)本編、二六〇頁

高取御役所宛になつてゐるが、高取藩で決めていたとは思えない。具体的にどこで決定し、それをどのように町に伝えられたか等の問題がある。この点についての先行研究はないようであるが、御所町で新しい史料が見つかる可能性は少ないので、他地域での研究に期待したい。

付加税等の推移をまとめたが、口米、高掛三役は、文献等に示されている計算方法の通りである。冥加金、運上については、計算方法がわからなかつた。御所町の場合、「井料米納」という項目がある。これは、水源等の年貢の半分を幕府の負担にするというものであるが、納めるべき年貢から米で引くという方法で処理されている。したがつて、皆銀納であるが、この分だけ米で納入するという形をとつてゐるが、物は動いていない。米の値段について、大坂の相場、河内の相場、石代納の米と大豆の値段、年貢徵収の米価の比較表を作成した。年によつてかなりの変動があるが、トレンドとしては、幕末に向かつて上昇傾向である。慶応二年は、極端に高くなつていて、文政期の約二〇倍になつてゐる。

年貢の徵収をどうしていたのかについては、先行研究がないようである。調べた結果では、役所からの免や石代銀納と異なる免と米の値段を設定し、付加税を含めて、合計額で徵収額と納入額が、ほぼ等しくなればよいという考え方で處理されている。実際には守られてはいなかつたようである。

不作の年は、屋敷の免を高くし、平等感を持たせるようにしていることも注目される。そして、徵収額と納入額の差違は、町入用で調整していく、いわゆる井勘定である。また、徵収の免と米価は、桁数を少なくし、計算を容易にしていく。町役人の數と事務処理の量を考慮すると、合理的な処理方法であると考えられる。

町入用について、文政十年の各費用項目をまとめた。費用には、毎年支払う額が決められているものと額が決められていないものがある。額が決められている費用には、米で決められているものと銀で決められているものがある。米で決められているものは、その時の相場で換算し銀で支払われている。

最も大きな支出は、会所で使う諸物品であり、次いで諸書物筆料、人足賃でこれらが四〇パーセント以上になつてゐる。庄屋・年寄等の給米が全部で一二パーセント弱であり、その他は、費用の項目は多いが、五パーセントを超えるものはない。

町入用の割当は、持高に対して課せられる打銀と屋敷に対し

て課せられる棟役がある。打銀と棟役の割合は、文政期は打銀

が七五パーセントくらいである。棟役は年による変化が少ないのに対し、打銀は物価の値上がりによつて高くなるので、幕末には、打銀の割合が九〇パーセント弱になつてゐる。

【註】

(1) 本書、第一章、九頁

(2) 本書、第一章、一七頁

(3) 森杉夫「畿内幕領における石代納」(『大阪府立大学紀

此取米五拾七石七斗五升五合

取高百武拾六石四斗四合

残高千百三拾石武合

此取米四百七拾石九斗三合

外米百八拾五石九斗四升武合

米五拾七石七斗五升五合

烟高武百三拾五石九斗四升武合

内高壹石五斗三升九合

残高武百三拾四石四斗三合

此取米百九拾三石三斗五升四合

高六拾武石五斗八合

此取米武拾五石三合

高百六拾三石武斗五升三合

此取米百六拾三石武斗五升三合

高武斗壹升六合

此取米四升三合

高八石四斗武升八合

天保十四卯年屋敷成

此取米五石五升七合

外米百八拾五石九斗三合

取米合六百六拾四石八斗四升武合

一銀拾九匁六分

一銀拾八匁

高千四百九拾武石三斗四升八合

拾三石六斗四升九合

武石七斗七升三合

五石八斗五升五合

拾石四斗五升壹合

当亥木綿作旱損皆無引

残高千四百五拾九石六斗武升

此取米八百九拾九石武升

高千四百五拾九石四斗四合

此取米八百九拾八石九斗八升八合

高武斗壹升六合

此取米四升三合

此訛

八拾九石九斗武合

八百九石壹斗壹升八合

銀四拾九匁

銀拾九匁六分

銀五匁

銀式匁式分七厘

外
納訛

十分一大豆銀納

九分米銀納

酒造冥加銀

醤油造冥加銀

酒造冥加銀

口銀

【史料1】

亥年御成箇免定（写）

一高千四百九拾武石三斗四升八合

拾三石六斗四升九合

武石七斗七升三合

五石八斗五升五合

拾石四斗五升壹合

当亥木綿作旱損皆無引

残高千四百五拾九石六斗武升

此取米八百九拾九石武升

高千四百五拾九石四斗四合

此取米八百九拾八石九斗八升八合

高武斗壹升六合

此取米四升三合

此訛

内
内訛

葛上郡御所町

拾三石六斗四升九合

去ル未年堤切石砂入引

當亥稻作旱損皆無引

當亥木綿作旱損皆無引

毛付六つ壹分五厘九毛余

高六つ武厘四毛余

毛付六つ壹分五厘九毛余

本田烟

免六つ壹分六厘内

免下

免壹つ五分

此訛

十分一大豆銀納

九分米銀納

酒造冥加銀

醤油造冥加銀

酒造冥加銀

口銀

【史料2】

辰御年貢可納割付之事（写）

一高千四百九拾武石三斗四升八合

米武拾六石九斗七升壹合

米武石九斗八升五合

米八斗九升五合

銀式百武拾三匁八分五厘

御藏前入用

右之通當御領所當亥御成箇相極候、町中大小之百姓出作之者迄

茂立會、此免定を以無相違致割合、當十二月十五日限急度皆濟

可仕者也

文政十亥年十二月

村田丈四郎

瀬尾權兵衛

駒井孫太夫

内藤善左衛門

右町、庄家

年寄

惣百姓

【史料3】

亥歲御年貢銀皆済目録之事（写）

一米八百九拾九石武斗

此銀五貫百三拾九石三分四厘

但壹石二付

八百三石五斗九升七合

此銀四拾六貫八百七拾四匁六分武厘

銀五拾八匁三分三厘壹毛

但壹石二付

九分米銀納

十分一大豆銀納

銀五拾八匁三分三厘壹毛

但壹石二付

九分米銀納

葛上郡御所町

御藏前入用

一銀拾匁壹分 寅亥迄拾ヶ年季 右同断
一銀五匁 卯子迄拾ヶ年季 醉造冥加銀
一銀五匁 卯子未迄五ヶ年季 右同断
一銀毫九匁 分 卯子迄七ヶ年季 水車運上
一米八斗九升五合 御藏前入用
一米武石九斗八升五合 御伝馬宿入用
一米武石九斗八升五合 六尺給

右者当辰檢見取御取箇書面之通相極候、村中大小之百姓入作者迄不殘立合無高不割合之來ル極月十日限急度可令皆済もの也
安政三年三月 内藤全左衛門印
(註) 口銀・口米が書かれていないが、町方での写し間違いである。皆済目録には、記載されている)

残高千四百八石九斗九升武合

内

武斗壱升六合

此取米四升三合武夕

百六拾三石武斗五升壱合

此取米百六拾三石武斗五升壱合

此取米四百八拾石六斗四升九合五夕

此取米四百八拾石六斗四升九合五夕

八拾石三升七合五夕

此取米四拾六石六升三合

此取米四拾六石六升三合

但壱石二付八十八匁かへ

但壱石二付八十八匁かへ

百五拾壱石三斗五升四合九夕

此取米拾五石壱斗三升五合五夕

拾八石九斗九升七合

此取米武石武斗七升八合九夕

取米合七百八石武升壱合壱夕

此銀六拾武貫三百五匁八分

一米五石五斗武升壱合

一銀五拾九貫百六拾三匁壱分七厘

一銀五百五拾六匁壱分三厘

納合五拾九貫七百拾九匁三分

此處方六拾壱貫六百七拾七匁武分

差引残壱貫九百五拾七匁九分

此銀六拾七合五夕

右過銀万小入用方江出ス此表皆済也

引残テ五百廿六匁五分七厘

右過銀小前江割戻シ此表皆済也

文政十一子年四月

右過銀小前江割戻シ此表皆済也

内

武拾六貫五百三拾六匁九分九厘

此利拾四匁三分五厘

武貫九百八拾九匁三分

四百武拾三匁

五拾九匁六分

武百武匁四分

此利武匁式分

六拾三匁七分五厘

諸武家様山伏衆通行

人馬賃錢受取候分引

宗旨判貸小前方請取候分引

二月七月迄戻利足

棟役米銀小前方請取候分

同打銀小前方請取候分

酒造醤油酢水車冥加銀入

町分地田地年貢入

一武拾六貫五百三拾六匁九分九厘

万小入用

会所屋敷町弁工

柳田川堤敷町弁工

町分地田作方引

五斗壱升八合

七斗六升八合

残而武拾武貫四百九拾五匁五分七厘

此打銀武拾貫八百九拾九匁六分七厘

一千三百九拾三石壱升壱合五夕

九拾九石三升六合五夕

入作

本作

石三付拾五匁打

会所屋敷

油屋吉兵衛江預ケ

今北屋平七江預ケ

町弁工

柳田堤敷町弁工

町受田地弁工

去ル午未堤切砂入引

井料米相渡

無仕付仕付荒旱損立枯皆無引

【史料】

(他、一九二名の記名・捺印)

免割目録之事

一高千四百九拾武石三斗四升八合

内

七斗八升武五合

此内 武斗武升武合

四升

残高 五斗壱升八合

七斗六升八合

拾壱石六斗八升

武石五斗六升

五石五斗武升壱合

無仕付仕付荒旱損立枯皆無引

死ニ付諸入用

一九拾三匁六分、右一件二付南都其外諸方江人足賃

一三百武拾壹匁五分、右者当町平兵衛御糺中町御預被

仰付候處、居宅無御座候ニ付町方々養ひ申候、去亥年分飯代メ高

一六拾目、右者会所ニ而年分遣申候夜具道具損料ニ渡ス

一七拾五匁、右者宗門帳并五人組帳筆料ニ渡ス

一三百六拾八匁六分、右同断取調中入用并紙筆墨人足賃等

一百八拾九匁三分、右者諸武家様方御通行并ニ大峰山登山之山

伏先達衆往還人馬賃錢余内

一式百拾四匁五分、右者年分諸勅化初穗並浪人順礼盲人其外難

渢之旅人江合力ニ遣ス

一百三拾武匁五分、右者葛城川筋破損繕ひ并右川筋ニ付諸入用

人足賃共

一三百七拾五匁老分、右者町方出奔人飛脚賃并諸方古出訴ニ相

成候分無拠筋町方江引受済方致候、済口銀出所無之分町弁

エニ相成申候

一式百五拾目、右者出奔人飯代滞南都河内屋源之助并土佐町郷

都御番所兩御役所様江罷出候夫代其外諸方江使候人足賃メ高

宿甚藏方共年賦済ニ仕候分年々相渡ス

一百六拾三匁武分三厘、右者土佐町郷宿甚藏方町用ニ付役人共

飯代

一式貫百七拾五匁三分七厘、右者町用諸書物筆料并町用ニ付南

都御番所兩御役所様江罷出候夫代其外諸方江使候人足賃メ高

宿甚藏方共年賦済ニ仕候分年々相渡ス

代并年分之米味噌醤油酒油其外柴薪野菜之者魚代諸雜物荒物

代共

銀メ 四貫三百三拾目七分

此歩 武百廿七匁九分三厘 錢九匁五分替

通用メ 八貫四百廿九匁老分式厘

合 拾 武貫九百八拾七匁七分五厘

七拾三匁六分四厘、諸武家様并山伏先達古人馬賃錢請取候分

引

武百六拾三匁四分、宗旨并五人組判賃小前古請取候分引

メ三百三拾七匁四厘引

残テ拾武貫六百五拾目七分老厘、高石ニ 八匁四分八厘内打

右之通去亥年分諸入用銀書面之通相違無御座候、以上

文政十一年子二月

百姓代 源七^印

七兵衛^印

(他持四三名の記名・捺印)

川東当番 小左衛門^印

清三郎^印

庄家 善六^印

長兵衛^印

年寄 吉兵衛^印

同 伊右衛門^印

高取 御役所様

渡

一銀百五拾三匁四分七厘、右者湧瀬年貢米代蛇穴村江相渡申候

一銀四拾四匁老分、右者柳田川筋堤敷年貢当町七兵衛江相渡申

候

一銀武拾八匁、右者池床年貢之内当町庄兵衛江相渡申候

一銀三拾三匁六分、右者非人番小家鋪地年貢当町長助江渡申

候

一米拾石 庄家給米、代銀六百三拾目

一米五石 年番給米、代銀武百八拾目

一米八石 歩行武人給米、代銀五百四匁

一銀百目、右者川東方役人無之ニ付西方庄家古世話仕候与納ニ

遣ス

一銀三百武拾六匁老分七厘、右者去之酉年大川入用懸り銀

遣ス

一銀百七拾九匁七分老厘、右者國割縣り銀

一銀七拾武匁六分式厘、河州山田村三左衛門方寄貸年預組合江

出銀致候

一銀三拾五匁、右者愛宕様灯明料當町觀音寺江相渡ス

一三拾五匁、右者御所池井手筋七話料并池水込返シ池守賃ニ渡ス

一四拾壹匁三分式厘、右者蛇穴村神主出雲御湯散料御供米等ニ

渡ス

五石五斗武升老合、從 御上様年々被 下置候

残而 五石五斗武升老合

右代銀者奥ニ而渡シロ江書上候ニ付此所へ印不申候

一銀四百八拾六匁九分、右者御年貢封代

メ拾老石四斗武合

内

五石五斗武升老合、從 御上様年々被 下置候

残而 五石五斗武升老合

一銀百武拾目、伊勢御灯明料、御師杉木宗太夫江相渡ス

一銀百武拾目、春日様御灯明料、神主押殿五郎左衛門江相渡

一銀百三匁六分六厘、右同断御祭礼ニ付入用懸り銀

一銀百六拾九匁三分老厘、御檢見御休泊入用并人馬賃錢割合懸

り銀

一銀五拾三匁六分三厘、江戸御役人様、御休泊入用懸り銀

一銀百八拾老石三分三厘、右者紹夫食糧代銀年譜返納銀

一銀四百九拾目七分九厘、右者池床年貢并津出し銀共俱戸羅村

江相渡申候

- 82 -

年号	西暦	干支	河内相場 匁	九分米銀 匁	徵 収		徵収額 匁	打銀 匁
					石銀	免		
文政5年	1822	午	63.223	61.856	62.0	0.620	57,366	4.8
6年	1823	未	65.385	68.868	70.0	0.290	30,295	5.4
7年	1824	申	65.036	59.107	57.0	0.670	56,993	5.3
8年	1825	酉	80.150	74.249	73.3	0.640	70,009	5.2
9年	1826	戌	68.548	65.598	61.0	0.500	45,517	5.9
10年	1827	亥	62.538	58.331	56.0	0.670	55,993	6.0
11年	1828	子	82.117	76.077	77.0	0.598	68,717	6.2
13年	1830	寅	82.482	74.161	74.0	0.610	67,365	5.2
天保2年	1831	卯	75.309	67.614	68.0	0.620	62,917	5.5
4年	1833	巳	104.400	98.607	102.0	0.540	82,199	7.0
5年	1834	午	83.307	75.781	65.0	0.710	68,872	5.6
6年	1835	未	87.139	79.343	74.0	0.640	70,678	7.4
7年	1836	申	171.990	73.565	74.0	0.540	59,634	10.5
8年	1837	酉	99.619	93.897	96.0	0.580	83,094	11.5
9年	1838	戌	138.940	104.929	122.0	0.475	86,482	9.5
10年	1839	亥	74.033		60.0	0.570	51,038	10.0
11年	1840	子	67.316	67.488	65.0	0.657	63,731	10.0
12年	1841	丑	79.719	72.769	73.0	0.645	70,267	10.0
13年	1842	寅	72.126	69.383	68.0	0.652	66,165	10.5
15年	1844	辰	85.678	79.244	72.0	0.650	69,842	
弘化2年	1845	巳	98.566	88.434	84.0	0.622	77,972	5.2
3年	1846	午	82.579	78.259	77.0	0.625	71,819	6.5
4年	1847	未	83.296	79.938	84.0	0.566	70,952	11.5
5年	1848	申	92.409	88.114	87.0	0.566	73,486	11.0
嘉永2年	1849	酉		99.295	98.0	0.635	92,869	15.0
3年	1850	戌	139.481	117.308	137.0	0.528	107,950	15.0
4年	1851	亥	83.226	78.947	75.0	0.712	79,691	15.0
5年	1852	子	97.022	101.389	93.0	0.456	63,287	16.5
6年	1853	丑	105.284	109.967	120.0	0.335	59,992	11.0
7年	1854	寅	88.273	84.915	78.0	0.586	68,212	15.4
安政2年	1855	卯		72.494	68.0	0.649	65,860	14.5
3年	1856	辰		85.991	88.0	0.483	63,431	15.0
4年	1857	巳		101.538	105.0	0.581	91,041	15.5
5年	1858	午		128.474	127.0	0.597	113,148	16.0
6年	1859	未		121.125	125.0	0.553	103,159	18.0
7年	1860	申		105.629	65.0	1.000	97,003	18.5
万延2年	1861	酉	124.231	119.882	125.0	0.574	107,076	19.5
文久2年	1862	戌	143.813	149.724	180.0	0.481	129,207	20.0
3年	1863	亥		177.226	90.0	1.000	134,311	22.5
4年	1864	子	301.791	289.656	125.0	1.000	186,544	25.0
元治2年	1865	丑		457.212	145.8	1.000	217,584	17.0

年号	西暦	干支	河内相場 匁	九分米銀 匁	徵 収		徵収額 匁	打銀 匁
					石銀	免		
元文元年	1736	辰	53.436	59.583	59.3	0.594	52,567	10.4
2年	1737	巳		52.502	52.2	0.590	45,961	8.9
寛保2年	1742	戌	66.516		64.3	0.710	68,130	
3年	1743	亥	65.928		70.1	0.650	67,999	7.8
4年	1744	子	70.246		61.0	0.570	51,889	5.9
延享2年	1745	丑	77.733		74.2	0.490	54,259	5.4
3年	1746	寅	65.651		64.3	0.530	50,858	5.8
5年	1748	辰	66.208		63.1	0.570	53,675	4.5
寛延3年	1750	午	62.005		57.1	0.680	57,945	4.3
4年	1751	未	55.790		53.7	0.720	57,700	3.7
宝曆2年	1752	申	51.944		51.0	0.715	54,418	3.8
5年	1755	亥	79.837		75.0	0.654	73,200	4.6
9年	1759	卯	56.152		53.3	0.699	55,600	6.9
寛政6年	1794	寅	67.650		69.0	0.590	60,753	5.7
7年	1795	卯	74.827	74.827	75.0	0.590	66,036	4.5
8年	1796	辰	71.816		66.0	0.600	59,097	5.2
9年	1797	巳	73.633	62.848	70.0	0.590	61,634	5.5
10年	1798	午	66.915	81.385	62.5	0.600	55,963	5.6
11年	1799	未	68.425	75.459	71.0	0.430	45,561	5.1
12年	1800	申	78.311	63.618	74.0	0.560	61,843	5.0
13年	1801	酉	75.237	67.966	68.0	0.550	55,814	5.5
享和2年	1802	戌	71.670		63.0	0.560	52,650	5.2
3年	1803	亥	65.479	57.453	57.5	0.600	51,486	6.3
4年	1804	子	62.373	57.018	57.0	0.630	53,590	6.5
文化2年	1805	丑	58.900	54.090	54.0	0.632	50,931	6.0
3年	1806	寅	62.203		62.5	0.570	53,165	5.3
4年	1807	卯	79.191		75.0	0.560	62,679	5.0
5年	1808	辰	78.459		70.3	0.580	60,849	5.2
6年	1809	巳	66.573		59.0	0.640	56,351	5.5
7年	1810	午	61.277		54.0	0.650	52,381	5.2
8年	1811	未	60.567		54.0	0.650	52,381	6.2
9年	1812	申	56.597		53.0	0.640	50,620	5.9
10年	1813	酉	65.736		61.0	0.620	56,441	5.1
11年	1814	戌	67.663	59.183	58.5	0.630	55,000	5.4
12年	1815	亥	64.493	57.276	56.0	0.620	51,814	9.0
13年	1816	子	73.640	67.631	68.0	0.610	61,903	7.2
14年	1817	丑	66.343	60.603	59.5	0.640	56,829	6.3
15年	1818	寅	60.430	55.565	52.0	0.660	51,217	6.0
文政2年	1819	卯	49.007	45.509	43.0	0.680	43,636	4.6
3年	1820	辰	52.237	46.431	44.0	0.660	43,338	3.6
4年	1821	巳	63.494	59.497	58.5	0.590	51,508	4.9

⑦『川西町史』⁸ 五五〇六八人、文化十年（一八一三）～慶応三年（一八六七）八年分、一ヶ村

これらの記述は御所町に比べ、高持の数が少なく、一つの村についての年数が少ない。

御所町に残っている前述の八年分の高名寄帳によつて、持高の分布、すなわち一定の持高の範囲に対する高持の人数を集計する。そして、それぞれの人数の時代による推移を調べる。なお、高名寄帳が残っている最初の寛保三年（一七四三）から最後の明治三年（一八七〇）までは、一二七年間である。

土地は、町内の個人の請地だけではなく、町有地、寺内の請地、伊勢講等の講や他村の人等の請地がある。これらについても、持高の時代による推移を調べる。特に、寺内の土地については、特別な取扱がされているので、その背景について検証する。高名寄帳には記載がないが、除地になつて神社・寺院の反別等についても調べることにする。

八年分のそれぞれの年に關し、持高の大きい上位の五人について、その持高の変化を調べる。高等学校の教科書⁹にも記載されている「田畠永代売買禁止令」によつて、江戸時代を通じて土地の売買は制限されていたとされている。これらの高持の持高の変動状況等から、田畠永代売買禁止令の実効性について検証する。また、町役人は、これら持高の多い人たちが務めていたことが多い。御所町の町役人の選定方法等について考察する。

一〇石以上のほとんどの高持は、複数の屋敷と田畠を所持している。複数の屋敷を所持している場合は、自宅と借家であると考えられる。しかし、一〇石未満の高持の場合、「自宅のみ」、高持の持高の変動状況等から、田畠永代売買禁止令の実効性について検証する。また、町役人は、これら持高の多い人たちが務めていたことが多い。御所町の町役人の選定方法等について考察する。

御所町に残っている高名寄帳によつて、持高の分布、高持の動向、持高の変化等、近世後期の人々の動向について検討する。御所町の総高は、寛保二年（一七四二）の検地以降、一四九二石三斗四升八合で、地目ごとの反別・石高等は、第一章の表¹に示したが、屋敷が約一六三石で全体の約一パーセント、上田が約七三四石で全体の約四九パーセントである。記録が残つてゐる年の最大と最小の全戸数は、宝暦五年（一七五五）が八九三軒で、天保七年（一八三六）が六二七軒である。

各高持の持高に関する史料として、高名寄帳と反別帳がある。反別帳は、一筆ごとに屋敷・上田・中田・上畠・中畠等の地目、反別、分米および名請人が、屋敷と田畠に分けて地番順に書かれている。高名寄帳は、それを名請人ごとにまとめたものである。完全な形で残つてゐる高名寄帳として、左記のものがある。なお、寛保三年のものは、検地後の最初のものであるが、ものが残つていないということである。下段に、前のものとの当ごとに四冊で構成されている。高名寄帳は、四年から六年間隔で作成されていいたと考へられ、間隔が長い場合は、その間の期間を書き加えた。比較する場合は、これらの期間について留

第三章 近世後期の人々の動向 その一

一 御所町の高名寄帳に基づいて

はじめに

意する必要がある。

① 寛保三年（一七四三）	一冊	
② 文化十三年（一八一六）	四冊	七三年間
③ 文政三年（一八二〇）	四冊	四年間
④ 文政九年（一八二六）	四冊	六年間
⑤ 天保二年（一八三一）	四冊	五年間
⑥ 安政五年（一八五八）	四冊	二七年間
⑦ 文久二年（一八六二）	四冊	四年間
⑧ 明治三年（一八七〇）	四冊	八年間

市町村史には、持高の分布が掲載されているものがあり、奈良県については、左記の市町村史に記載がある。記載される持高の数、年代、年数および対象となつてゐる村数は、左記の通りである。

①『高取町史』² 二三〇二八人、享保期（一七一六）～天保五年（一八三四）四年分、一ヶ村

②『大和郡山市史』³ 五一〇九六人、貞享二年（一六八五）～嘉永五年（一八五二）一四年分、三ヶ村

③『桜井市史』⁴ 二〇〇六八人、享保七年（一七二二）～文久二年（一八六二）一三年分、三ヶ村

④『香芝町史』⁵ 一七から五六人、文化六年（一八〇九）～明治四年（一八七一）二六年分、四ヶ村

⑤『改訂天理市史』⁶ 二一〇六一人、享保十六年（一七三一）～慶応三年（一八六七）一〇年分、二ヶ村

⑥『当麻町史』⁷ 二四〇四五人、延宝八年（一六八〇）～享保九年（一七二四）五年分、一ヶ村

「田畠のみ」から「複数の屋敷と田畠の所持」までいろいろである。一〇石未満を五石以上、一石から五石、一石未満の三区分に分け、それぞれの区分ごとに何を所持しているかについて、それぞれの人数を調べる。その結果から、農業に従事する者、商業等に従事する者、地主層等のそれぞれの動向等について考察する。

高持の持高の分布を検証するだけでは、その時々の状況しかわからない。変化の状況をみるために、期間を区切つて、その間の変化を検証しなければならない。文化十三年（一八一六）から天保二年（一八三一）の五年前後、天保二年から安政五年（一八五八）の二七年間および安政五年から明治三年（一八七〇）の一二年間について、持高が変わらない人、持高を増やした人、持高が減った人、新しく持高になった人、高持から無高になった人等について調べ、持高の変化について検証する。

近世末期には、富裕層と貧困層の二極化等の諸現象について云々されている。このことについて、市町村史などのように書かれているかを調べる。また、御所町の実態について検証するとともに、その要因について考察する。

第一節 現存する高名寄帳の概要

1. 概 要

前述のように八年分の高名寄帳が残つてゐるが、それらの特徴について述べる。寛保三年、文化十三年から天保二年、安政五年以後で形式が異なるので、これらに分けて説明する。寛保

高名寄帳は四年から六年ごとに作成されているが、この間に変更があった場合は、付箋で処理されている。付箋には、名請人の変更だけではなく、質入れについての記載もある。質入れの場合は、借入銀の額や利足が書かれているものもある。この利足については、第六章で検討する。文化十三年の高名寄帳の一部を写真2に示す。

4. 安政五年以降

天保二年から安政五年（一八五八）までは、二七年間あいている。高名寄帳は四年から六年ごとに作成されているので、この間に四年分から六年分のものがあつたと考えられるが残っていない。安政五年から明治三年（一八七〇）の三年分は同じ形式である。大きさは、半紙本サイズ（縦二四×横一七センチメートル）である。大きさが小さくなっていること、組が年寄の名前ではなく東組・西組・南組・北組になつていていること以外は、文政・天保期のものと同じである。

5. 年寄の担当区分

文化十三年以降の高名寄帳は、年寄の担当区分ごとに四冊に分かれている。高名寄帳の屋敷には、一筆ごとに寛保二年の検地絵図に記載の名請人の名前が、その屋敷を特定するものとして書かれている。各名請人は、所持している屋敷の最初に書かれている所に住んでいるものとし、各年寄の担当地を特定した。

前述のように、御所町は葛城川を挟んで西御所と東御所に分

三年および文化十三年と安政五年の各一冊の表紙を写真1に示す。表題、大きさ等が異なることがわかる。

高名寄帳の管理、年貢の徴収等は、四人の年寄が地域を分けて担当していた。高名寄帳と検地絵図によつて、年寄の担当地域を調べる。

2. 寛保三年の高名寄帳

寛保三年（一七四三）の高名寄帳の表紙には「新検御所町べ高名寄帳 亥十月八日 会所控」と書かれており、裏表紙には「総数五拾枚、藤右衛門組、吉兵衛組、伊助組、川東組」となつてある。一冊にまとめられているが、年寄の組ごとに分けて、各高持の合計の持高のみが記載されている。

第一章で述べたように、寛保二年に検地が実施されたが、これは、その検地に基づくものである。検地に関し、「御検地用集帳」と屋敷の「検地絵図」は残つているが、検地帳は残つていない。大きさは、半紙本サイズ（縦二四×横一七センチメートル）である。

3. 文化から天保期

寛保三年から文化十三年（一八一六）までの期間は、七三年間である。この間の史料として、延享四年（一七四七）の「田畑反別小前帳」が残つているが、他の史料は残つていない。文化十三年から天保二年（一八三一）までの四年分は同じ形式で、大きさは、美濃本サイズ（縦二六・五×横二〇センチメートル）である。



寛保三年

文化十三年

寛保三年

写真1 高名寄帳表紙

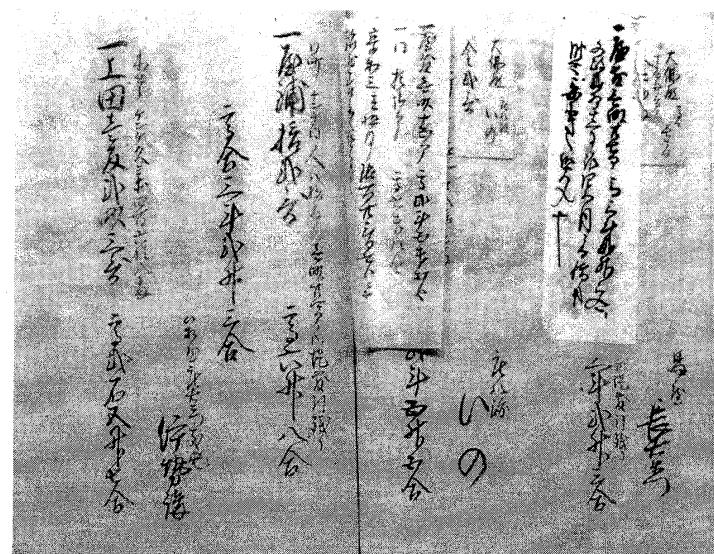


写真2 文化十三年高名寄帳内部

他村の人の名請地の筆数と合計石高等を記載している。これらについては、次節で検討する。

2. 持高の分布の概要

表1の最上段には、その年の高名寄帳の最高の持高を記入している。これらの詳細については、第四節の「大きい高の持主の動向」で検証する。次段以降に、各持高の区分ごとの人数とその高の計を記入し、一〇石以上、一〇石未満および全体について、人数、高の合計および一人平均の持高を計算している。町内名請人持高合計は、町の高の一四九二石三斗四升八合から下段の町有地、寺内分等を引いた値である。

高名寄帳には、寺内の屋敷地については一筆ごとの明細はなく、「円照寺請地 三五石九斗七升二合」となっている。これに加えて、「寺内北裏請地 七石四斗八升」があり、合わせて四三石四斗五升二合である。これについては、次節の「寺内の土地」で考察する。これらの他に、「御堂地」として環濠外の田地があるが、これらは他の寺院の名請地と同様であると考え、一般の土地と同じ扱いをした。

第一章の表3に示した各年の戸数から、この表1の町内の名請人の合計を引いて、無高の人数を算出し、その割合すなわち「無高率」を計算した。高名寄帳と同じ年の宗門改帳が残つてゐるのは、文化十三年、安政五年、明治三年の三年分である。残つていないう年は、最も近い年のものを採用した。したがつて、これらの年では、無高率は推定値ということになる。

3. 持高の分布の特徴

寛保三年（一七四三）と文化十三年（一八一六）とは、七三年間、離れているが、これらを比べると、五〇石以上の持高が半分以下になつてゐる。これは、寛保三年には、二〇三石余りの高持がいたので、一〇石以上の高持の平均が大きくなつてゐたためである。全体の高持の数には大きな差はないが、寛保三年は、一石未満の高持の人が四五人多く、一石から一〇石の高持の数が少ない。戸数は、九年後の宝暦二年（一七五二）のものであるが、無高の数が、文化十三年に比べ約二〇〇人も多い。このように、高持の人数には大きな差がないが、寛保三年は、一石未満と無高の人が多いということになる。

文化十三年と天保二年（一八三一）とは、一五年しか離れていない。持高の分布ということでは、この間に大きな変化はない。ほとんど変化がなく、減少は全て一〇石未満の人たちである。

このために、安政五年には、大きい持高の人たちが増加し、平

均の持高が増加している。なかでも、四〇石以上の人数等の増加が大きく、三人から六人になり、その持高の合計が約一四〇石から約三四三石に増加している。一方、二〇石未満では、人口数、合計の石高とも全ての区分で減少している。

天保二年から安政五年の間で、無高率が大きくなつてゐるが、この要因は、高持の数が大幅に減少したためである。その後は、

第二節 持高の分布

1. 概要

残つてゐる八年分の高名寄帳によつて、各人の持高を五〇石以上、四〇石から五〇石、三〇石から四〇石、二〇石から三〇石、一〇石から二〇石、五石から一〇石、一石から五石、一石未満の八区分に分け、それぞれの区分の人たちの人数と合計の石高を集計した。さらに、高名寄帳と同じ年の宗門改帳、同じ年のものがない場合は、近い年のもので軒数を調べ、無高の人数およびその割合を算出した。それらの結果を表1に示す。^{表1}には、町所有地、寺内分の石高、伊勢講・春日講等の名請地、

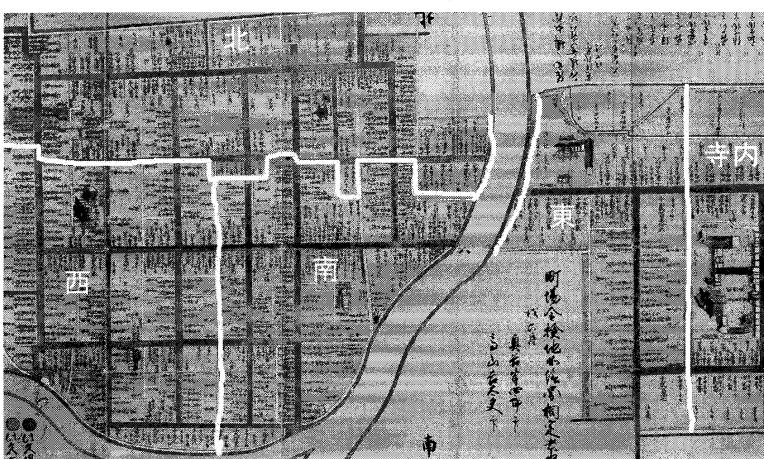


図1 年寄の担当範囲

高持の数には大きな変化がなく、無高の人が増えて無高率が高いくなっている。

高持にどのような移動または変化があつたかについては、第六節の「持高の変化」で、また、その要因については、第七節の「天保二年以降の変化」で検証する。

第三編 寺内の土地および町内の高持以外の土地

1. 概 要

表1の下段に記入した町有地、講の持高、他村の名請人について、年による推移等を検証する。
御所町は、環濠集落と寺内町とが、合体して一つの町になつたと考えられるといふことは、第一章で述べた通りである。寺内の土地は、高名寄帳には、明細がなく、前述のように一括で取り扱われている。しかし、寛保二年(一七四一)の検地絵図には、寺内以外の屋敷地と同様、一筆ごとに名前が記載されている。この名前が名請人か、円照寺の借地人かという疑問がある。高名寄帳には、除地となつてある神社・寺院の反別についての記述はない。検地絵図、反別帳等によつてこれららの土地の反別を調べるにいたずら。

2. 町有地

寛保三年には、一一石五斗四升五合の村地があり、それと七斗八升二合の藏屋敷とが町有地である。文化十三年から天保二年までは、藏屋敷、柳田川堤敷、町有田一筆や、藏屋敷以外は、

一石五斗七升二合であり、大幅に減少している。

安政五年には、町有地が一時的に増加している。これは、年貢の未進に対し、田畠の物納があつたためである。後日、その田畠を売却して、未進の年貢を回収している。五人組に年貢の連帶責任があつたとされているが、そのような事実はなく、このように物納によって処理されていたようである。

文久二年には、町有地に涌淵地が加わり、明治三年に涌淵地の石高が減少しているが、その経緯は不明である。

3. 寺内の土地

文化十三年以降の全ての高名寄帳は、寺内の屋敷・田畠については、左記の通りになつてている。

寺内分	田照寺御請地
一屋敷武町老反老畠拾八歩	高三五石九斗七升式合
一上田老反老畠廿四歩	高老石八斗式合
一上田老反老畠廿四歩	高老石七斗五升老合
一上田老反老畠廿四歩	高武石六合
一高合四拾三石四斗五升式合	

寛保三年には、寺内分として、△の石高が書かれているのみである。といふが、寛保一年の検地絵図によると、寺内町には、一四筆の屋敷地があり、それぞれの所有者の名前、反別と地番が書かれている。「請地之内寺内北裏」の四筆は、検地絵図にも環濠内にあり、面積は一致している。寺内の地番は、老番

表1 持高の分布

	寛保3年 1743	文化13年 1816	文政3年 1820	文政9年 1826	天保2年 1831	安政5年 1858	文久2年 1862	明治3年 1870
	人数 高・計(石)	人数 高・計(石)	人数 高・計(石)	人数 高・計(石)	人数 高・計(石)	人数 高・計(石)	人数 高・計(石)	人数 高・計(石)
最高持高								
50石以上	203,410	65,389	65,507	52,706	52,724	111,023	113,462	107,618
40～50石	281,437	113,155	2	118,451	1	52,706	52,724	3
30～40石	48,485	0	0,000	2	86,293	2	214,599	2
20～30石	110,447	4	125,789	5	167,586	3	87,369	3
10～20石	89,332	10	247,614	8	186,678	6	104,138	2
10石以上小計	327,333	19	251,416	21	276,943	27	379,028	23
一石平均持高	35	742,974	36	749,658	39	765,443	37	758,313
5～10石	33	235,342	51	364,085	44	307,196	43	297,446
1～5石	55	159,981	94	243,856	101	267,507	102	268,250
1石未満	164	53,586	119	37,581	111	42,642	108	40,994
10石未満小計	252	448,909	264	645,522	256	617,345	253	606,690
一人平均持高		1,781		2,445		2,412		2,398
町内名請人持高合計	285	1,305,943	299	1,383,496	292	1,367,003	292	1,372,133
全体の一人平均持高		4,582		4,644		4,682		4,699
町有地		13,327		2,354		2,354		2,354
寺内分合計		43,452		43,452		45,818		26,331
伊勢講等の名請	13	20,401	20	21,407	23	31,549	22	24,671
他村の名請人	13	95,706	20	36,218	21	50,859	20	44,811
宗門改帳軒数	882	(宝暦2年)	696	(文化13年)	704	(文政4年)	712	(文政7年)
無高、無畠率(推定値)	597	67.7%	397	57.1%	412	58.7%	420	59.1%

(註) 1) 最高持高は、表3の各年の第1位と一致する。

2) 安政5年の町有地には、年貢の物納分が含まれている。これらは、一時的な保有である。

3) 伊勢講等には、伊勢講の他に、金比羅講・春日講・般若講・宮講が含まれている。

4) 無高の人数は、宗門改帳の軒数から名請人の合計を引いて求めた。高名寄帳と同じ年の宗門改帳が無い場合、最も近い年のものを採用した。

物件でも、支配者が替わっていることがあるが、講の代表者が替わつたものと考えられる。

講の持高の合計は、天保二年以降で減少している。天保二年と安政五年の内訳は左記の通りである。伊勢講の数の減少が大きい。なお、他村の講の請地もあるが、次項で述べることとし、表1では、他村の名請人として集計している。

①天保二年は、計二三筆である。

伊勢講：一七、般若講：二、金比羅講：二、春日講：一、

宮講：一

②安政五年は、計一〇筆になっている。

伊勢講：四、般若講：二、金比羅講：一、春日講：一、

灯明地：一、聖天地：一

5. 他村の名請人

他村の名請人について、寛保三年は合計の持高が大きいが、一人で約三九石、約二三石、約一二石の三人の高い持高の人があつたためで、人数は少ない。文政九年以降は、人数、合計の持高とも増加傾向にある。第二章で説明したが、これらの土地に対する免が「一つ」ずなむち一〇パーセント、町入用が「銀一匁」余分に課せられている。他村の名請人は、ほとんどが隣接する村の人たちであるが、葛下郡の村の人もいる。安政五年以降、被差別部落の人たちが名請人になつてゐる田地がある。他村の名請人について、各年の村の数は、左記の通りである。参考のため表1の人数を転記するとともに、そのうちの伊勢講の名請地をカッコ内に示す。

寛保三年：六ヶ村・三三人(〇)、文化十三年：一一ヶ村・二〇人(四)、文政三年：九ヶ村・二二人(四)、文政七年：八ヶ村・二〇人(五)、天保二年：一一ヶ村・二五人(六)、安政五年：九ヶ村・三八人(六)、文久二年：一〇ヶ村・二八人(五)、明治二年：一三ヶ村・三六人(一)

これら他村の名請人の変動は大きい。天保二年と安政五年の間で見ると、村の数が二つ減り、人数が一三人増えている。その内訳は、同じ人が一人、いなくなつた人が三四人、新しい人が二七人である。新しい人のうち、一〇人が被差別部落の人たちである。

6. 町内の除地

御所町には、鴨都波神社、恵比寿神社、春日神社の三神社、および円照寺（淨土真宗西本願寺派）、淨宗寺（淨土真宗大谷派）、正栄寺、真龍寺、正福寺（以上、淨土宗）觀音寺、神護寺（以上、真言宗）の七寺院があつた。これらの神社・寺院の敷地は除地であったが、除地については、高名寄帳に記載されていない。

寛保二年の「御検地用集帳」には、除地の合計と円照寺の反別が書かれているが、これらは検地以前のものである。「御検地用集帳」には、神社・寺院の由来が書かれているが、反別が書かれているのは、円照寺だけである。

検地絵図には、検地によって決定した各神社・寺院の反別が書かれている。なお、鴨都波神社と神護寺は、検地絵図の範囲

から始まつてゐるが、これら四筆には地番がない。

文久元年（一八六一）の高反別帳の屋敷の項には、「円照寺請地」として一筆ごとに連記されていて、記載されている土地の順番は、検地絵図の地番の順番と一致する。なお、一筆ごとの屋敷の面積と名請人がわかる史料は、年代が離れているが、これ以外のものは残っていない。明治六年（一八七三）に実施された地租改正後の明治八年の反別帳では、持ち主が円照寺の住職の名前になつてゐる。

寺内の土地について、第一章に示した文久二年（一八六二）に作成された「円照寺由來」には、左記のように書かれている。

此外ニ御所町村高之内、三十六石五斗四升式合御請地と被成下（中略）御請地御年貢之儀ハ當ち取立、町役人迄相納書があり、左記のよう書かれてゐる。

（前略）上田三町四畝七分内五反九分町筋土居引并武反毫畝式拾八分境内除地ニ被為成下、武町三反式畝分此分米三拾六石五斗四升式合之分請地高ニ相成リ、從其節無滞御年貢御公儀江上納仕候（後略）

これら二つの史料の石高は一致しているが、高名寄帳の石高と違つてゐる。また、四筆の上田のことは書かれていない。検地絵図および明治二年（一八六九）の「社寺取調書上帳」では、円照寺の除地は、二反六畝一二分になつてゐる。これも「御検地用集帳」に記載の反別と少し違つてゐる。

このように、史料によつて石高等が異なつてゐるが、円照寺

の請地であり、寺内で管理されていたということでは一致している。高名寄帳では、寛保二年の検地時の名請人の名前が、その土地の特定に用いられている。しかし、検地絵図に記載されている寺内の人の名前は、高名寄帳にはでてこない。これらを考慮すると、検地絵図には、当時の借地人の名前が書かれていたと断定できる。絵図作成時に、作図上のバランスを考慮してこのような措置がとられたものと考えられる。

寺内の石高について、高名寄帳は、三五石九斗七升二合で、「御検地用集帳」と「円照寺由來」は、三六石五斗四升二合である。「御検地用集帳」によると、検地前の面積は二町三反二畝で、当時の屋敷の石盛は、一石五斗七升五合である。これらから石高を求めるに、御検地用集帳等の三六石五斗四升二合と一致する。したがつて、この石高は検地前のもので、円照寺の言い伝えとして、一二〇年後の「円照寺由來」に書かれたと考へることができる。

「御検地用集帳」に「五反九分町筋土居引」とあるが、これは、環濠の土居の面積であると考えられる。検地絵図には、寺内の南側と東側は環濠の内側に、西側は環濠の内と外に、それ土居が描かれている。

4. 講の持高

講としては、伊勢講のほかに、金比羅講・春日講・般若講・宮講・灯明地・聖天地がある。田地が多いが、春日講と般若講および伊勢講の一部は屋敷を持っている。「××支配」とあり、屋号、名前もしくは屋号と名前の各一字が書かれている。同じ

表3 持高の多い名詣人

	年 西 暦	寛保3年	文化13年	文政3年	文政9年	天保2年	安政5年	文久2年	明治3年	註
	持 高	頃位	203,410	1	—	—	—	—	—	1) A～P:名詣人
A	屋敷:田畠	役	○	—	—	—	—	—	—	2) 持高:合
B	持 高	頃位	78,027	2	52,759	2	52,944	2	52,706	1
	屋敷:田畠	役	○	16	33	○	15	36	○	15/35 ○ 15/35 ○
C	持 高	頃位	48,485	3	1,529	—	—	—	—	3) 屋敷:田畠:筆数
D	屋敷:田畠	役	39,727	4	—	—	—	—	—	4) 役:○;庄屋:○;年寄
E	持 高	頃位	36,796	5	9,982	36	12,153	27	12,153	30
F	屋敷:田畠	役	3	7	○	2	9	○	7	—;その年に記入なし
G	持 高	頃位	272	211	65,396	1	65,507	1	45,070	2
H	屋敷:田畠	役	—	10	40	11	40	○	10/30 ○	5) —;その年に記入なし
I	持 高	頃位	—	—	32,274	3	32,274	6	21,364	12
J	屋敷:田畠	役	—	1	16	1	16	1	10	—;その年に記入なし
K	持 高	頃位	14,647	18	29,703	8	32,573	5	33,286	5
L	屋敷:田畠	役	—	13	25	13	27	12/28	12/28	—;その年に記入なし
M	持 高	頃位	—	—	—	—	459	216	9,689	41
N	屋敷:田畠	役	—	—	—	—	1	0	1/5	—;その年に記入なし
O	持 高	頃位	—	—	11,544	29	11,544	30	12,054	31
P	屋敷:田畠	役	—	2	8	2	8	4	8	—;その年に記入なし
	持 高	頃位	—	—	—	—	—	—	—	—;その年に記入なし
	屋敷:田畠	役	—	—	—	—	—	—	—	—;その年に記入なし

表2 除地の反別

町	寛保2年 反 畝 歩	寛保3年～明治2年 反 畝 歩	明治8年 町 反 畝 歩	除地の反別					
				1	4	2	29	7	7
鴨都波神社	2	1	28	3	1	1	—	—	—
恵比寿社				2	6	8	12	18	12
春日社				1	1	6	2	27	12
円照寺				8	4	15	21	15	21
正栄寺				3	3	1	25	1	25
真龍寺				1	1	6	2	27	12
淨宗寺				6	4	8	15	21	15
神護寺				8	4	3	21	9	7
正福寺				3	3	1	25	1	25
觀音寺				1	1	6	2	27	12
計				1	3	8	15	2	2

註

寛保2年の計は、「御検地用集帳」による。他は計算による。

外である。天保二年(一八三二)に作成された「除地御紀」付書上帳」および明治二年(一八六九)に作成された「寺社取調書上帳」に除地の反別が書かれているが、これらの面積は検地絵図と同じである。ただし、明治二年には、神護寺は廃寺になつている。

明治八年(一八七五)の「反別帳」に面積が書かれているが、以前の反別と異なつて、地租改正にともなつて、新たに測量されたものと考えられる。ここでは「社地」または「寺地」として、所有者は当時の副戸長の名前になつてゐる。なお、この反別帳では、町有地等の所有者は、三人の副戸長に分けられている。寛保二年の検地以前、寛保二年の検地以降および明治八年の各神社・寺院の除地の反別を表2に示す。

第四節 大きい高の持主の動向

1. 概要

高名寄帳の残つてゐる八年分について、持高が多い五人の持高の変遷を調べ、表3にまとめた。文化十三年から明治三年について、各人が所持している屋敷と田畠の筆数を記入している。なお、寛保二年は、合計のみの記載なので詳細がわからぬ。また、その年に庄屋を務めていた人には○、年寄には○を付けた。最初に寛保三年の一一位から五位までを記入し、その後、各年の五位以内の人を加えていった。調べた期間は一二七年間であり、当主が代わつてゐるが、屋号は同じであり、ほとんど

③このような広大な田畠が地道な農業ができるはずがなく、

金貸業か商業であつたであろう。江戸封建時代もこの頃になると金融資本が相当活発化するので、これはよい資料である。

④同じ例が約百年後の嘉永年中にあり、「J」という人は、

「A」に近い大地主であつた。

⑤「J」は製油業をしていたそうで、その豪華な財宝はいまだ町の古老人間に語り草になつてゐる。寛保三年から七三年間に「A」に何が起つたかわからないが、文化十三年には一反五畝余りの屋敷は、「H」の所持になつてゐる。

「J」は製油業をしていたとなつてゐるが、屋号が「油屋」であり、このように考えられたと思われるが、所持している屋敷の数やその増減をみると、貸金業をしていたとするのが妥当である。「J」は分家であるが、文化十三年から文政三年の間に、本家の高には大きな変化がないので、譲り受けたとは考えられない。したがつて、四年間に、屋敷一七筆、田畠二一筆を入手したことになる。「J」は、文政十三年（一八三〇）のおかげ参りの時に、米五石の寄進をしているが、この時の持高は、四〇石余りである。米の寄進の一石目は一石であり、寄進額は、ずば抜けている。持高とは関係なく、當時からかなり裕福であったと考えられる。

4. 町役人

表3にその年の庄屋と年寄に印を付けてゐる。各高名寄帳で

が世襲名である。名前が変わつてゐるものについては、所持している屋敷の場所によつて特定した。表3に基づいて、これら一六の家の持高の動向等について考察する。

2. 各高持の動向

この表3からわかることは、左記の通りである。

①寛保三年に五位以内で、明治三年に残つてゐるのは、「B」のみである。寛保三年に高持であつたというように、条件を緩和しても「F」と「K」が加わるだけで、三つの家のみである。

②一方、明治三年に五位以内の家は、全て文化十三年以降に高持になつた家であり、明治三年には、全ての家が四〇石以上所持している。特に「P」は、文久二年に初めて高持になり四位になつてゐる。

③各家の持高の変化が大きい。最も安定してゐる「H」でも、最低が約三一石、最高が約四四石という変化がある。

④「F」、「L」、「M」は、最初は屋敷のみである。したがつて、これらの家は、商業によつて蓄財したものと考えられる。その後、田畠を入手してゐる。

⑤「P」は、最初は田畠のみを所持していたが、専業農家であつたとするには疑問がある。慶應三年（一八六七）の宗門改帳によると、この時は四五歳で、持高は三三石余りである。安政五年からの五年間で、二四石余りの高を増やすことは、専業農家では無理であると思える。なお、屋号と旦那寺から、隣の十三村から引つ越してきたと考えられ

る。

⑥「J」と「N」は、分家である。「J」については後述する。「N」は天保七年の宗門改帳には記載がない。それ以後の約二二年間で、どのようにして四二石余りを入手したかはわからないが、本家の高はこの間に減少してゐるので、贈与を受けた可能性がある。

注目すべきは、各人の屋敷・田畠の増減の多さである。活発に取引が行われていて、田畠永代売買禁止令がほとんど機能していないなかつたことがわかる。これらの人たちは、農業に従事することなく、田畠は小作に出し、自身は何らかの商売を行つていた、いわゆる「寄生地主」であると考へられる。農業のみに従事していたのであれば、このような浮き沈みはないものと思われる。これらの人たちの持高の変化は、商売の環境変化に対する対応によるものと考へられる。

3. 一〇〇石以上の高持の動向

寛保三年に二〇三石余りを所持している「A」および安政五年に一一石余りを所持している「J」について、「大和御所町誌」¹²の記述の概要は左記の通りである。

①「A」はよほどの財産家で、町内で持つてゐた屋敷が一ヶ所でその面積の合計が五反一畝歩余、田畠は一二〇余ヶ所一二町七反六畝余におよんでいた（町外の田畠については不明と付記）。

②「A」の屋敷の広さは一反五畝一二坪で、當時本町最大である。

は、その時の町役人には、屋号の代わりに「庄屋」・「年寄」と書かれている。年寄は四人であり、他に寺内の年寄がいるが、高名寄帳ではわからない。表では、町役人の人数が不足するが、持高が六位以下の人があつた。

『国史大辞典』¹³には村役人の選出について、世襲制、年番制、

入札等の方法があるとされている。しかし、御所町の庄屋については、これらいずれのも当てはまらないようである。「F」

は、寛保三年に二斗七升二合があつたが、文化十三年には、六五石余りになつてゐる。また「O」は、天保二年に一二石余りであつたが、安政五年には、約四二石になつてゐる。このように、持高が増えた人が庄屋になつてゐたようである。

表にはないが、文化十三年の庄屋は、その年の持高は約二石二斗であるが、寛保三年は、約二〇石であつた。また、安政五年の庄屋は、その年の持高は約九石四斗で、天保二年は、約一二石であつた。いずれもあまり高くない。年が離れているので、この間に一旦増え、その後減つた可能性が考えられる。持高が増えた人が町役人になるという庄屋と同様のことが、年寄の「J」と「L」についてもいえる。しかし、「B」は、寛保三年から天保二年まで、約九〇年間にわたつて年寄を務めている。この間に当主が代わつており、世襲されていたものとみられる。他の年寄は、二〇石前後の持高であり、務めていた期間から、一代限りであると考えられる。庄屋についても、わかる範囲では一代限りである。以上のように、御所町の町役人の選出には、一定の規則性がないようである。

表4 持高の低い高持の屋敷・田畠の種類

年 西暦	文化13年 1816	文政3年 1820	文政9年 1826	天保2年 1831	安政5年 1858	文久2年 1862	明治3年 1870
不動産の種類 数(%)	人割合 高(合)	平均石 人數(%)	人割合 高(合)	平均石 人數(%)	人割合 高(合)	平均石 人數(%)	人割合 高(合)
五 自宅・田畠・借家	20 39.2	7,654 17	39.5 18	7,394 41.9	18 7,016	9 39.1	7,236 7,439
石 自宅・田畠	28 54.9	6,769 23	53.5 6,579	6,579 17	39.5 6,635	16 34.8	6,792 6,241
か 自宅・借家	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
ら 自宅のみ	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
十 田畠のみ	3 5.9	7,156 3	7.0 7,871	8 18.6	7,296 7,292	12 21.2	6,171 7,443
石 計	51 100.0	43 100.0	43 100.0	43 100.0	46 100.0	33 100.0	36 100.0
一 自宅・田畠・借家	8 42	2,559 45.2	9.9 2,791	2,825 36	5.9 35.6	2,119 3,153	3.7 3,135
石 自宅・田畠	0 0.0	0 0.0	1 1.0	1 1.638	0 0.0	0 0.0	1 1.3
か 自宅・借家	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
ら 自宅のみ	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
五 田畠のみ	43 46.2	2,413 54	33.5 53.5	2,505 59	57.8 67	2,354 62.0	2,722 2,722
石 計	93 100.0	101 100.0	102 100.0	102 100.0	108 100.0	76 100.0	70 100.0
一 自宅・田畠・借家	1 23	0.8 19.3	741 440	3 15	2.7 13.5	602 443	2 10
石 自宅・田畠	3 2.5	2.5 527	527 4	3.6 3.6	582 5	5 4.6	489 489
未 自宅・借家	72 60.5	66 263	59.5 329	329 62	57.4 57.4	320 325	49.5 39.0
滿 自宅のみ	20 16.8	331 23	20.7 20.7	440 29	26.9 26.9	448 448	33 30.8
田畠のみ	20 16.8	331 23	20.7 20.7	440 29	26.9 26.9	448 448	33 30.8
計	119 100.0	111 100.0	108 100.0	108 100.0	107 100.0	59 100.0	54 100.0

第五節 一〇石未満の高持

1. 概要

ほとんどの一〇石以上の高持は、複数の屋敷および田畠を持っています。複数の屋敷は自宅と借家であり、高名寄帳に連記されている最初に記載のものが自宅であると考えられる。

一〇石未満の高持が、それぞれどのようなものを持つていてかについて調べた。その結果を表4に示す。持高については、五石から一〇石、一石から五石、一石未満の三区分にしてしまった。そして、所持している屋敷、田畠については、左記の五つのグループに分類した。

- ①自宅・借家・田畠を所持
- ②自宅・田畠を所持
- ③自宅・借家を所持
- ④自宅のみ
- ⑤田畠のみ

屋敷の取引や宗門改帳を見た時、自宅を担保に借金をし、返済不能になつて名義人が替わった後も、そのままその家に住んでいるというケースがある。したがつて、所持している屋敷が一筆のみの場合、自身は借家に住み、住んでいる家以外に借家を所持しているということも考えられる。しかし、高名寄帳のみでは、区別することができないので、屋敷が一筆の場合には、全て自宅とした。表4からわかることについて、次項以下に述べます。

2. 曲輪のみまたは曲輪と借家を所持

これらの人たちは、商業に従事していたか、または職人であったと考えられる。一石未満では最多であるが、一石以上には、「自宅のみ」は全ての年でゼロであり、「自宅・借家」は、ゼロから二名である。屋敷地は、一筆の面積が小さいので、屋敷地のみでは、高が低いのは当然のことである。

注目されるのは、「自宅のみ」の人が天保二年では五三人であったが、安政五年には二三人で、半分以下になつていて、その要因等については、第七節で検討する。

「自宅のみ」の平均の石高は、最も小さい文化十三年が二斗六升三合で、最も大きいのは安政五年の三斗七升一合である。屋敷の石盛は、一石七斗であるので、平均の石高を面積になおすと、約一五坪から約一二坪となる。「自宅・借家」の平均石高は、「自宅のみ」の二倍程度であり、同じ程度の屋敷を二軒持っていたか、二筆分に一軒の家を建てていたかである。なお、高名寄帳には、「ケンチ××、×畝×分の内」と書かれたものがあるが、この場合、一筆の土地に複数の家が建つたことになる。また、江戸時代に建てられたことが明らかで、現存している家屋には、絵図の複数の屋敷地に建てられているものがいくつかかる。

3. 田畠のみまたは曲輪と田畠を所持

田畠のみの人たちは、農業に従事していたと考えられる。しかし、一石未満では、生活ができないし、五石未満でも生活が苦しいと考えられる。十分な自作地を持たない人たちや、無高

1. 概要

今まで、高の分布について論じてきたが、高の分布は、変化があつたとしても、結果を現しているだけであつて、その経緯はわからない。具体的な経緯をみるためには、一人ひとりの高持について、ある期間内に高が減つたか、増えたか、変わらなかつたか。また、新しく高持になつた人、無高になつた人等を調べる必要がある。そのため、二年分の高名寄帳を比較して、その期間における各高持の持高の変化を調べなければならない。

調べた期初・期末・期間は左記の通りである。

①文化十三年（一八一六）から天保二年（一八三二）一五年間

②天保二年から安政五年（一八五八）

一二年間

③安政五年から明治三年（一八七〇）

一二年間

持高を一〇石以上、五石から一〇石、一石から五石、一石未満の四区分に分けて集計するとともに、全体の集計を行う。

2. 表の作成

集計した結果を表5にまとめた。表を作成した要領は、左記の通りである。集計の対象として、他村の人、伊勢講等の講の請地、町有地、寺内の請地は除外した。

①期初と期末の同じ組の高名寄帳の初めから、屋号および名前が一致するものを抽出する。これらの人たちは、期間中高持であつたと考える。名前は世襲名が多いが、屋号が同じで、名前が異なつている場合は、所持している屋敷・田

畠に同じものがあれば同じ人とする。

②組が違つても、屋号と名前が一致するものは、町内で引つ越したものとして同じ人とした。数は少なく、全体で三人程度である。

③抽出したものを期初の持高によつて、一〇石以上、五石から一〇石、一石から五石、一石未満の四区分に分ける。

④期間中、区分ごとに持高が増加、減少、変わらずの三つのグループに分け、その人数と平均の石高を求める。三つのグループの合計は、期間中高持であつたとして「持続計」とした。この人数は、無高から高持になつた人等の人数と比較するためである。

⑤抽出に漏れた期初だけの人は、新しく高持になつたものとする。また、期末だけの人は、新しく高持になつたものとする。区分ごとに人数を集計するとともに、期初および期末の平均の持高を求める。

⑥それぞれ期間が違うので、単純に比較することができないので、「高増加」、「高減少」、「高持に」、「無高に」について、各人数を期間で割つて、「一年当たり人数」とした。

3. 期間中の持高の変化

それぞれの期間の期初と期末ともに高持であつた人たちについて、高の区分ごとに、高が増加した人、変わらない人、高が減少した人にグループ分けし、人数および期初と期末の持高の平均を算出した。表5には、「高増加」、「高不变」、「高減少」として、それぞれの数値を記入している。また、表5の一〇石

なり多い。これらの一〇石未満の人に、一〇石以上の人が加えると左記のようになる。一〇石以上、一〇石未満、計の順番に記載する。また、これらの人たちが持つている田畠を「小作田畠」とした。小作田畠には、「自宅と田畠」の人たちの田畠のうち、一〇石以上の分を加えた。

一〇石以上、一〇石未満、計、小作田畠

①文化十三年、二七人、二八人、

五五人、七三五石

②天保二年、二九人、二二人、

五一人、七〇二石

③安政五年、三〇人、一六人、四六人、八〇五石

④明治三年、三七人、一二人、四九人、七九〇石

一〇石以上の人は、減少している。表4によると、天保二年から安政五年の間で、五から一〇石の高持の人たちの高が少なくなつて、この区

分きたものと考えられる。

ここでの小作田畠は、実態を正確に現しているとは言えないが、前述の計算方法では、町の高の一分の一前後になつてゐる。農業でも商売でもこのクラスの人たちが、この時代には苦しかつたものと考えられる。一から五石の高持が増加しているが、五から一〇石の高持の人たちの高が少なくなつて、この区

分きたものと考えられる。

前節では、一〇石以上の高持で借家を持つっている人たちは、自分では耕作せず、田畠は小作にだし、商売等をしていたと述べた。一〇石以上の高持と同じように「屋敷・借家・田畠を所持」はどうであったのか。ここで問題となるのは、借家の有無である。農業に従事している人ならば、資金的に余裕ができる考え方される。屋敷地を余分に持つているといふことは、農業に関心がなく、商売等をしていた可能性が高い。耕作をしていたとしても、自家消費分のみであつたと考えられる。

寄生地主という言葉からは、大規模な小作地を有する地主という印象を受ける。一〇石未満でも、寄生地主といえるかどうかは別にして、屋敷の他に借家と田畠を持っている人たちはか

で農業に従事していた人たちは、小作をしていたと考えられる。一〇石以上の高持の田畠や商売をしていた人たちの田畠が、これらの人たちに小作地を提供することが可能である。自宅と田畠を所持している人たちは、二種類に分かれると考えられる。その一つは専業農家であり、もう一つは商業等に從事して自家消費分以外を小作に出す、または全部を小作に出している人たちである。「田畠のみ」の人たち、すなわち専業農家の人たちの人数は、時代を通じてあまり変化がない。しかし、「自宅と田畠」については、五石以上の人数はあまり変化がないが、五石未満は、天保二年と安政五年の間に、人数が半分以下に減少している。この要因については、第七節で検証する。

4. 屋敷・借家と田畠を所持

前節では、一〇石以上の高持で借家を持つっている人たちは、

自分で耕作せず、田畠は小作にだし、商売等をしていたと述べた。

一〇石以上の高持と同じように「屋敷・借家・田畠を所持」はどうであったのか。ここで問題となるのは、借家の有無

である。農業に従事している人ならば、資金的に余裕ができる考え方される。屋敷地を余分に持つているといふことは、農業に関心がなく、商売等をしていた可能性が高い。耕作をしていたとしても、自家消費分のみであつたと考えられる。

寄生地主という言葉からは、大規模な小作地を有する地主という印象を受ける。一〇石未満でも、寄生地主といえるかどうかは別にして、屋敷の他に借家と田畠を持っている人たちはか

以上の欄の下部には、期間中に増加した石高が最高の人の期初と期末の石高を「増最高」欄に、同じく減少した人の石高を「減最高」の欄に記入した。また、新しく高持になつた人の期末の高の最高を「新最高」欄に、無高になつた人の期初の高の最高を「無高最」欄に記入した。

期間中、高持であつた人の持高の変化、すなわち「高増加」、「高不变」および「高減少」欄について、表からわかることは、左記の通りである。

- ①五石以上では、「高不变」が非常に少ない。全体で「なし」から四人である。持高の多い人々は、活発に不動産の取引をしていたものと考えられる。
- ②「高不变」は、持高が少なくなるにしたがつて増加していく。「高不变」は最も多くなっている。しかし、「無高に」に比べると少なく、「高不变」が最も多い文化・天保期でも「高不变」が三八人に対し、「無高に」は六二人である。

最も差が大きい天保・安政期では、「高不变」が一四人で、「無高に」が八二人である。
 ③天保・安政期の一〇石以上の高増加は、人数が少ないが、平均の持高が大きい。期初に四二石余りであつたが、期末に一一石余りになつた人がいる。この人については、第三節で述べた通りである。
 ④「減最高」では、天保・安政期に、期初五三石弱から期末一三石弱に減少した人がある。「高増加」と合わせて考えると、人の浮き沈みが激しいということになる。
 ⑤一石未満の人で、持高が増加した人の平均は、天保・安政

期は二石強、安政・明治期は四石強である。最高は安政・明治期に、一石未満から約一六石になつた人がいる。

4. 無高から高持、高持から無高へ

期初に名前が無く、期末に名前のある人は、無高から高持になり、期初に名前があつて、期末に名前の無い人は、高持から無高になつたものと考えた。表5には、「高持に」および「無高に」の欄に人数と平均の持高を記入している。また、人数を期間の年数で割つて、一年間の平均の移動人数を算出し、一年当たり人數欄に記入した。このように期間中に移動のあつた人について、一〇石以上の下段に記入した「新最高」および「無高最高」を含め、表からわかるとことを左記に示す。

- ①無高から高持に、または高持から無高になつた人が非常に多い。特に、五石未満の人たちの変動が大きい。
- ②天保・安政期では、期間を通じて高持であつた人が一〇二人であるのに対し、新しい高持が一〇二人、無高になつた人が一九〇人である。高持の数が一〇〇人弱減少し、半分の高持が入れ替わっている。他の期間は、新しい高持と無高になつた人がほぼ同じであるが、この期間は、無高になつた人が新しい高持の二倍近い。
- ③文化・天保期には、一〇石以上の新高持は一人であるが、天保・安政期と安政・明治期は七人から八人である。
- ④天保・安政期と安政・明治期には、四二石余りの新高持が誕生している。また、二〇石余りの人が無高になつている。前項でも述べたように、人の浮き沈みが激しいということ

表5 持高の変化

年号 西暦(期間)	文化13年～天保2年 1816～1831 (15)				天保2年～安政5年 1831～1858 (27)				安政5年～明治2年 1858～1870 (18)				
	人 数	1年当 り人 数	文化 13年	天保 2年	人 数	1年当 り人 数	天保 2年	安政 5年	人 数	1年当 り人 数	安政 5年	明治 3年	
高 十 石 以 上	高增加	16	1.23	18.063	22.080	9	0.33	25.352	39.682	10	0.83	20.930	25.409
	高不变	0	1.08	—	—	1	—	20.108	20.108	3	—	18.574	18.574
	高減少	14	1.08	26.751	19.089	14	0.52	22.016	8.340	20	1.67	28.649	20.372
	持続 計	30	—	—	—	24	—	—	33	—	—	—	—
	高持に	1	0.08	—	11.518	9	0.33	—	19.718	7	0.58	—	18.279
	無高に	5	0.38	15.890	—	13	0.48	15.528	—	4	0.33	19.750	—
高 十 か ら 五 石	增最高		26.504	42.095			42.095	111.023			52.705	66.938	
	減最高		65.396	45.274			52.724	12.513			14.147	1.717	
	新最高		11.518				42.261					42.551	
	無高最高		21.278				22.637					20.108	
	高增加	20	1.54	6.875	9.807	11	0.41	6.531	17.747	9	0.75	6.927	10.039
	高不变	4	—	6.709	6.709	0	—	—	—	3	—	6.897	6.897
高 一 か ら 五 石	高減少	18	1.38	7.521	2.559	8	0.30	6.883	3.877	9	0.75	6.027	2.489
	持続 計	42	—	—	—	19	—	—	—	21	—	—	—
	高持に	12	0.92	—	6.905	15	0.56	—	6.359	12	1.00	—	6.968
	無高に	9	0.69	7.153	—	26	0.96	6.971	—	11	0.92	6.550	—
	高增加	19	1.46	2.740	5.266	19	0.70	2.681	8.875	14	1.17	3.131	6.588
	高不变	27	—	2.673	2.673	7	—	2.545	2.545	13	—	2.866	2.866
高 一 か ら 五 石	高減少	19	1.46	2.488	1.446	11	0.41	2.976	1.345	19	1.58	3.297	1.475
	持続 計	65	—	—	—	37	—	—	—	46	—	—	—
	高持に	45	3.46	—	2.436	45	1.67	—	2.801	24	2.00	—	2.369
	無高に	31	2.38	2.511	—	69	2.56	2.575	—	30	2.50	2.397	—
	高增加	16	1.23	0.326	3.440	7	0.26	0.417	2.615	9	0.75	0.341	4.655
	高不变	38	—	0.378	0.378	14	—	0.382	0.382	18	—	0.414	0.414
高 一 石 未 満	高減少	3	0.23	0.342	0.201	2	0.07	0.677	0.213	1	0.08	0.677	0.676
	持続 計	57	—	—	—	23	—	—	—	28	—	—	—
	高持に	42	3.23	—	0.397	33	1.22	—	0.355	29	2.42	—	0.406
	無高に	62	4.77	0.281	—	82	3.04	0.419	—	31	2.58	0.385	—
	高增加	71	5.46	6.814	9.923	46	1.70	7.693	16.071	42	3.50	7.584	11.394
	高不变	69	—	1.643	1.643	22	—	1.967	1.967	37	—	3.274	3.274
全 体	高減少	54	4.15	10.337	6.322	35	1.30	11.354	4.657	49	4.08	14.093	9.358
	持続 計	194	—	—	—	103	—	—	—	128	—	—	—
	高持に	100	7.69	—	2.207	102	3.78	—	4.026	72	6.00	—	3.892
	無高に	107	8.23	2.234	—	190	7.04	3.132	—	76	6.33	3.091	—

いる。

3. 諸文献の記述

変化の要因について、冒頭に列举した各市町村史の記述を引用する。なお、「当麻町史」と「香芝町史」は、記述内容がほぼ同じであるので、「香芝町史」は割愛する。

①『高取町史』：元禄いらい商品農産物の栽培が普及したことは、富裕農民を商人化・高利貸化させた。いっぽう、領主の誅求・天災・地変という自然の苛酷な条件、それにもまして貧困な求恤政策では、疲弊した小百姓の抵抗力は弱く、農村における貧富の差は激化した。疲弊にあえぐ農民としても、百姓相続のために、出稼ぎ奉公を子女に強制できるのはまだしも売買したり、ついには土地をも手ばなしにいたる。田畠売買や分地の制限が命じられてはいても、種々の方法をこうじて空文化させていく。いっぽう、商品経済の浸潤にともない、富裕化した富農たちは、零細化した貧農たちの土地を兼併した。(中略)このような農村内部の変動は、商品・貨幣経済の農村浸透の結果によることが多い。

②『大和郡山市史』：江戸時代初期の農民層分化のうちには、中世のそれが近世に入つて固定したと考えられるが、後期・末期のものは経済発展、即ち貨幣経済によつてゆるがされた農村の家内の商品工業のなかから、必然的に発生したものであつた。(中略)この反面、五〇石以上も田地を集めえた富農たちは、金融業に携わり、資本を近隣村落の多い。

を現している。

⑤天保・安政期に無高になつた人は、一九〇人と非常に多いが、期間が長いからであり、一年当たりでは他の期とあまり変わらない。しかし、高持の数が約三分の二になつてゐるので、高持の数の割合では多いことになる。

⑥全体で、文化・天保期と安政・明治期は、新高持と無高になつた人がほぼ同数であるが、天保・安政期は、無高になつた人が新高持の二倍弱である。高持の数が減少し、無高になつた人の屋敷・田畠は、持高の高い人たちが入手したと考えられる。

前項と合わせて、表5からわかつることをまとめると、屋敷・田畠の取引が活発に行われていたこと、天保・安政期から階層の分化が顕著になつたということ等である。

第七節 天保二年以降の変化

1. 概要

御所町に残つてゐる八年分の高名寄帳に基づいて、高の分布、高持の動向、持高の変化等について調べた。その結果、天保二年(一八三二)以降は、いろいろな面で違つてゐることがわかつた。このことについては、今まで諸文献で述べられていることである。表1、表4および表5によつて、天保二年以降の変化を列挙するとともに、このことに関する市町村史の記述をまとめる。そして、御所町におけるそれらの要因について考察する。

2. 変化の概要

天保二年以降の変化について、今まで調べた結果をまとめると左記のようになる。

①屋敷・田畠の取引が活発で、人びとの浮き沈みが激しい。

②高持の数に違いがある。天保二年と安政五年(一八五八)を比べると、九〇人余り減少している。この減少は、ほとんどが五石未満の高持の減少で、特に一石未満の減少率が大きくなり約半分になつてゐる。文久三年以降、戸数が約一三〇軒増加しているが、高持の数は増えていない。

③天保二年と安政五年を比べると、一〇石以上の高持の数は、計三七人で同じであるが、一〇石以上の人たちの持高の合計が約一四〇石増加し、一人当たりの平均の持高は、約二〇石から約二四石になつてゐる。

④推定の無高率も六〇パーセント以下から七〇パーセント以上に増加している。

⑤全高持の平均の持高が、約二石増加している。これは、高持の数の減少に関連している。

⑥伊勢講等が名請人になつてゐる筆数が減少している。

⑦他村の人たちの持高が増加している。

⑧文化・天保期には、一〇石以上の新高持は一人であるが、天保・安政期と安政・明治期は七人から八人である。これらの期には、四二石余りの新高持が誕生している。

以上をまとめると、一〇石以上の高持は高を増やし、五石未満、特に、一石未満の高持が持高をなくしてゐることになつてゐる。一方、新高持が増加しており、高の移動が活発になつて

零細農に投下して商品的工業の問屋となり、小作料や金利、商品の利潤を納めて益々財を蓄え、村落内における貧富の懸隔は更に大なるものとなつて行つた。

③『桜井市史』：中期から末期にかけて、商品生産と貨幣経済の発達により、農家経済も大きく変化した。その結果特に経済力をもたない中・下層農である零細農民はその再生産に破綻をきたし、田畠を売つたり、奉公などによる農業外収入への転化、小作人としての地主への隸属など幕末期にはいると農村は大きく変貌していく。すなわち商品貨幣経済の発展によつて本百姓の間に貧富の差が生じ、田畠の永代売買は禁止されていましたが、かわらず、質入れの形で土地の兼併が進み、質入れした百姓がその土地を小作する経済の発展によって本百姓の間に貧富の差が生じ、田畠のが先進地帯を中心に進行し、特に天保頃から急激になつた。

④『改訂天理市史』：一般的な階層分化に説かれる程の特徴的な面は示していない。察するに大和國中は先進地帯にあつたため、こうした階層分化の動きは既に江戸初期から中期にかけて大方達成しており、後期・末期はそれらの僅かな余波が存するのみと言つてゐる。江戸初期・中期におけるこの種の史料は点在しても、後期の史料と比較するに適切なほど、年代を継続して良質の史料を示しえない現今では、今しばらく関係史料の出現をまたねらぬであろう。

⑤『当麻町史』：五石未満のものは実質的に水呑百姓に等しく、その日の生計にもこと欠く貧農層であり、五〇六〇石

表6 食料品の値段の変化

年号	西暦	米	大豆	小麦	菜種油
文化13年	1816	63	52	53	206
文政3年	1820	50	45	47	261
文政9年	1826	70	65	53	314
天保2年	1831	80	62	62	251
天保8年	1837	166	115	138	423
天保13年	1842	76	73	73	343
弘化4年	1847	84	78	85	456
嘉永6年	1853	95	101	78	462
安政5年	1858	118	85	83	445
文久2年	1862	148	158	154	638
元治元年	1864	199	206	171	1,164
慶応元年	1865	352	290	275	1,363
慶応2年	1866	1,042	559	573	1,768
慶応3年	1867	945	676	716	2,542

註) 1) 出典は、小野武雄編著『江戸物価事典』

2) 各1石の一年間の平均の値段

3) 単位 銀匁 4) 米は肥後米

売することが可能であり、インフレーションの影響をあまり受けないことになる。このことが、一〇石以上の高持の数に変化がない理由である。なお、御所町の場合、分米と宛米は、同じであることが多い。したがって、小作に出していくても地主にとっては、同じことがいえる。小作人にとっては、石盛と出来立の差および裏作の菜種・麦等の収穫が収入になるのである。石盛は、上田で一石七斗であり、出来立は、第一章で述べた通り二石から二石八斗であると考えられる。

インフレーションの影響を受けるのは、一〇石未満の人たちである。天保二年以前と安政五年以後で、高持の人数が約一〇人減少している。インフレーションに対応できず、生活のために、屋敷・田畠を手放したと考えられる。これらの無高になった人たちや持高を減らした人たちが所持していた屋敷・田畠は、一部の一〇石以上の高持のものになり、一〇石以上の高持の平均が、約四石多くなっている。

安政五年（一八五八）から明治三年（一八七〇）まで、一〇石未満の高持の数に大きな変化はない。しかし、新しく高持になつた人、無高になつた人は非常に多い。安政五年から文久二年（一八六二）の四年間および文久二年と明治三年の八年間の増減を調べた結果は、左記の通りである。

- ① 安政五年、一〇石未満計：一六八人
- ② 文久二年、一〇石未満計：一六〇人、新高持：六八人、
高持から無高：七六人、高持増減：八人減
- ③ 明治三年、一〇石未満計：一五六人、新高持：七〇人、
高持から無高：七四人、高持増減：四人減

を超える高持百姓は、単に農業だけでなく在方にあつて醸造業や絞油業を兼ね、その利潤をもとに金融業（質屋）に携わっていたものが多い。そして没落農民から田地家屋を集積し、また小作料と貢租の差で利をおさめながら、さらに資本を蓄え、富豪への道を切り開いた。

⑥『川西町史』：困窮（難渋）人として名前があがつているのは、いすれも無高もしくは零細高持の者であり、米穀の高騰は彼らの生活に深刻な影響を及ぼすことになった。（中略）米穀をはじめとする農作物価格の高騰は、農民諸階層に異なつた影響を与えたのであり、自給に必要な分以外に余剰分を持ちうるか否かが、上昇か没落かの命運を決めることが多いのである。（中略）天保期を境にして、階層分化が進み、化政期とは対照的に、土地集約を行う者も出現するようになつていていることがうかがえる。

これらの記述を見ると、『改訂天理市史』以外は、富豪層と貧農層に二極化する傾向が強くなつたということでは一致している。その要因として、『川西町史』のようないンフレーションをあげているものもあるが、商品農作物の普及と貨幣経済の発展としているものが多い。そして、貧困層は土地をなくし、富裕層はそれらの土地を得て、益々富裕になるとしている。

4. 変化の要因

前述の市町村史の記述と御所町の実態の違いは、左記の通りであると考えられる。

① 富裕層や貧困層が固定化されているように書かれているも

のがあるが、実態はそうではない。安政五年から明治三年の間では、四二石余りの高持が出現しているし、二〇石余りの高持が無高になつていて例もある。

② 商品経済の発展が二極化の要因としているが、御所町は元々商業が中心の町であり、新たに影響を受ける可能性は少ないと考えられる。

したがつて御所町の場合、要因は、インフレーションの影響とするのが妥当であると考えられる。表6に米・大豆・小麦・菜種油の価格の変動をまとめた。『江戸物価事典』に記載されている各月の価格から、各年の平均を求めたものである。高名寄帳と同じ年および大塩平八郎の乱があつた天保八年（一八三七）についても調べた。天保八年以降は、約五年ごとし、文久二年以降は、変動が大きいので毎年とした。

文化・文政期は、価格の変動があつても、トレンドとしての上昇はみられない。天保四年（一八三三）頃から、天候不順による不作によつて諸物価が上がりはじめ、天保八年頃にピークとなり、その後一旦は落ち着くが、幕末には急激なインフレーションが起つていて。インフレーションになつた場合、時流に乗つてうまく立ち回った人たちと、諸物価の高騰によつて困窮する人たちがある。これらは個々の人の問題であるが、持高の大小による一般的な傾向について考えてみる。

一〇石以上を所持している場合について検討する。免を五つ持高一〇石で、年貢の上納と自家消費をまかなうことができる。個々に条件は異なるが、一〇石以上あれば、余裕分を時価で販

が増加している。

寺内の土地について、寛保二年の検地絵図には、一筆ごとに名前が記入されている。しかし、寺内の土地は、一括、円照寺の諸地であつて、寛保二年の絵図に書かれている名前は、円照寺の借地人であると考えた。除地となつてある神社・寺院の土地の反別は、寛保二年の検地以前、検地から地租改正まで、地租改正以降で異なる。地租改正後、これらの除地は、一時、町有地とともに町で管理されていた。

八年分のそれぞれの年について、持高の大きい上位五人の持高の変化を調べた。屋敷・田畠は、活発に取引されていて、これらの人たちの浮き沈みは、非常に激しいことがわかつた。御所町の町役人は、急に持高を増やした人が担当するケースが多いと考えられる。

一〇石以上のほとんどの高持は、複数の屋敷と田畠を所持している。一〇石未満の高持の場合、「自宅のみ」、「田畠のみ」から「複数の屋敷と田畠の所持」までいろいろである。一〇石未満を五石以上、一石以上、一石未満の三区分に分け、それぞれの区分ごとに何を所持しているかについて、それぞれの人数を調べた。その結果から、農業に従事する者、商業等に従事する者、地主層等に分けてその動向を検討した。

田畠のみ等農業に従事する人たちの人数は、あまり変化がない。持高が少なくとも、十分な小作地を持ついれば、比較的安全である。御所町では、町の高の約半分が小作可能な田畠であつたと推定される。

高い高持の動向や持高の変化をみたとき、屋敷・田畠の取引を調査した。その結果から、農業に従事する者、商業等に従事する者、地主層等に分けてその動向を検討した。

田畠のみ等農業に従事する人たちの人数は、あまり変化がない。持高が少なくとも、十分な小作地を持つれば、比較的安全である。御所町では、町の高の約半分が小作可能な田畠であつたと推定される。

高い高持の動向や持高の変化をみたとき、屋敷・田畠の取引

は活発に行われている。このことにより、「田畠永代売買禁止令」には実効性がなく、また、富裕層・貧困層の固定という概念についても問題があることを指摘した。

天保二年以降、高持の数が減少しているが、ほとんどが五石未満の高持の減少である。また、一〇石以上の高持の持高が大きくなっている。これらの要因は、インフレーションであると考えた。幕末に米等の諸物価が高騰しているが、一般論として、持高が一〇石以上あれば、年貢の上納と自家消費に問題がなく、物価の上昇で収入も増えるので、インフレーションに対応できることと考えられる。

一方、五石未満の人たちは、インフレーションに対応できず、田畠、屋敷を手放すことになり、それを余裕のある高い高持の人たちが入手するという経緯を推定した。安政五年以降では、一〇石未満の人たちの合計の人数には大きな変化はないが、三分の一以上の人たちが入れ替わっている。個々にインフレーションに対する対応が異なっていたためであると考えた。

【註】

- (1) 本書、第一章 一七頁
- (2) 『高取町史』(一九六四) 二九〇頁
- (3) 『大和郡山市史』(一九六六) 四七一頁
- (4) 『桜井市史』(一九六九) 上巻、三八一頁
- (5) 『香芝町史』(一九七六) 三五三頁
- (6) 『改訂天理市史』(一九七六) 上巻、二九八頁

じることになる。

商業等に従事している場合、インフレーションの影響は、人それぞれであると考えられる。しかし、多くの小作地を持ついる人たちは、有利であることに変わりがない。

おわりに

御所町に残っている高名寄帳に基づいて、近世後期の人々の動向等について考察した。八年分の高名寄帳が完全な形で残っているが、寛保三年、文化から天保期、安政五年以降で形式が異なっている。これらの特徴について述べた。

八年分について、持高の分布、すなわち一定の持高の範囲に対するその持高の人数を集計した。五〇石以上、四〇~五〇石等から一石未満まで八つの区分に分け、それぞれの区分の持高の人数、区分の高の計等を表にまとめた。また、この表には、宗門改帳によつて調べた戸数をもとに、無高の人の割合を記入した。そして、求めた各項目の年による変化について考察した。その結果の主なものは、天保二年と安政五年の間で、四〇石以上の高持の持高が大幅に増加し、一石未満の高持の数が大幅に減少していることである。

この表には、町有地、寺内分、講等の持高、他村の人の持高を加えた。町有地は、一時的に増加していることがある。これは、年貢の未進に対し物納したものであり、五人組による年貢の連帶責任は、実質的になかつたことを意味しているものと考えられる。安政五年以降、講の持高が減少し、他村の人の持高

第四章 近世後期の人々の動向 その二

一 御所町の宗門改帳に基づいて

はじめに

宗門改帳は、歴史人口学等の観点から種々の検討がなされてきた。先行研究によると、現存している宗門改帳の数も多く、それらに基づく研究も多岐にわたっている。また、各地の自治体史にも、宗門改帳に関する種々の集計が記載されている。しかし、それらのデータは、時代や地域が様々である。また、速見融氏¹は、宗門改帳の作成基準も一樣ではないとしている。したがって、先行研究等のデータを一律に比較することができないようと思われる所以、御所町に残っている宗門改帳のみに基づいて近世後期の人々の動向について考察することにする。

御所町に残っている宗門改帳のうち、全部の住民のことがわかる完全なものは、左記の一二年分である。なお、特徴が異なるので三つの区分とした。

(1) 宝暦二年(一七五二)

②文化六年(一八〇九)～同十年(一八一三)、文化十五年(一八一八)、天保七年(一八三六)

③慶応二年(一八六六)～同四年、明治三年(一八七〇)

第一節では、宗門改帳の特徴について述べる。特徴は右記の三つの区分によつて、大きく異なつてゐる。それらの特徴に関し、宗門改帳の形式および記述内容、奉公人の取扱、期間中のとした」とある。

(10) 本書、第一章、一九頁

(11) 本書、第一章、三九頁に全文の翻刻を掲載

(12) 『大和御所町誌』(一九五三)七五頁

(13) 『国史大辞典』(吉川弘文館、一九八四)一三卷、

六八六頁

(14) 前掲(2)二八九頁

(15) 前掲(3)四七五頁

(16) 前掲(4)上巻、三八五頁

(17) 前掲(6)上巻、三〇一頁

(18) 前掲(7)二二七頁

(19) 前掲(8)二三四頁

(20) 小野武雄編著『江戸物価事典』(展望社、一九九五)米:四五九頁、大豆・麦:一九九頁

(21) 本書、第一章、二〇頁

移動、同家人の取扱、宗門改帳前書および後書等について調べる。なお、慶応二年以外は、家持と借家とが別冊になつてゐる。

完全な状態で残つていなくとも、「宗門改五冊分寄帳」、「家数人別増減差引帳」、「大和御所町誌²」等、その年の全人口、全戸数がわかる年があり、全部で二四年分について調べることができる。第二節では、これらによつて、男女別の人口、戸数の変化を集計する。また、文化七年から同年の四年間および慶応三年・同四年の二年間にについて、病死・出生・婚姻・養子、引つき、家出等、人口増減の要因について検証する。

関山直太郎氏³は、享保六年(一七二二)以降の宗門改帳の調査から、近世中期以降の全国の人口に大きな変化がないとしている。また、第一章に示した御所町の人口も、時代による大きな変化はない。一方、一般的に江戸時代は、早婚で子沢山とされている。この矛盾について考察することも一つの課題である。

第三節では、完全に残っている宝暦二年(一七五二)、文化六年(一八〇九)、天保七年(一八三六)、慶応三年(一八六七)の四年分の宗門改帳に基づいて、家族、夫婦等の様子について調べる。家族の人数、配偶者の有無、夫婦の年齢差、子供の数、父母と第一子の年齢差等について、家持と借家に分けて集計し、時代による変化および変化の要因等について考察する。

第四節では、他村との関係について調べる。宝暦二年の宗門改帳には、妻⁴、婿養子および下男・下女の出身地が書かれている。これらの出身地を集計し、近隣の村々との交流について考察する。この他に、他村との関係がわかるものとして各家の旦那寺がある。町内の寺だけではなく、多くの近隣の村々の寺

2. 宗門改帳の形式および記述内容

前述のように、宗門改帳の形式として、宝暦二年（一七五二）、文化・文政・天保期および慶応・明治期で大きく異なり、さらに、慶応・明治期は、慶応二年（一八六六）、慶応三年・四年、明治三年（一八七〇）で少し異なっている。これら五種類の特徴を表1にまとめた。また、宝暦二年、文化六年（一八〇九）、天保七年（一八三六）、慶応三年のものの写真を写真1から写真4に示す。これらの形式の違いは、支配の違いによる可能性が高いので、第一章で示した各年の支配を表1に加えた。

が且那寺になつてゐる。町内に引つ越して來ても且那寺はそのままといふことが多いと考えられる。これらを調べることによつて、人の動きを見ることができ、交流の範囲がわかるものと考へられる。前述の四年分について且那寺の所在地を調べ、人との動きについて考察する。

宗門改帳には、前書および後書が付いてゐる。これらを翻刻するとともに内容の検討を行う。

第一節 現存する宗門改帳の概要

御所町の宗門改帳は、時代によつて形式や記述内容が異なる。残存している一二年分を五区分に分けて形式等について述べる。また、時代によつて、期間中の移動の取扱、奉公人の取扱、同家人の取扱が異なつてゐるのでこれらについて検証する。

表1 御所町に残存する宗門改帳の形式

年	表題	冊数	内 容	記入順	支 配	その 他
宝暦2年	宗門御改帳	2	家持・借家	家並順	芝村藩預り	下男・下女記入 妻等出身地記入
文化・文政・天保期	宗門御改帳	5	浄土宗家持・借家、三宗 浄土真宗家持・借家	寺院別	高取藩預り	
慶応2年	宗門御改帳	3	浄土宗、浄土真宗、三宗 (家持・借家区別なし)	寺院別	京都代官所 (前年大津代官所)	持高、屋敷、 建物記入
慶応3・4年	宗門御改寺請 并家數人別帳	5	浄土宗家持・借家、三宗 浄土真宗家持・借家	寺院別	京都代官所	持高、屋敷、 建物記入
明治3年	宗門御改帳	5	浄土宗家持・借家、三宗 浄土真宗家持・借家	寺院別	奈良県	持高のみ記入

宝暦二年のものは、家持と借家に分かれた二冊のみで、慶応二年は、浄土宗、浄土真宗、三宗（真言宗・日蓮宗・禪宗）の三冊である。他の年は、浄土宗の家持と借家、浄土真宗の家持と借家および三宗の家持と借家を合わせた一冊の計五冊で構成されている。

表題に關し、慶応三年と四年以外は「宗門御改帳」となつていて、慶応三年と四年は、「宗門御改寺請并家數人別帳」となつていて、なお、文化から天保期のものは、表紙に「六冊之内」と書かれている。五人組帳にも同じことが書かれているので、五人組帳と合わせて六冊であると考えられる。

宝暦二年と他の年で、個々の家族の書かれている順番が異なつていて、他の年のは、宗派、寺院ごとにまとめられていて、他の年のは、寺院が混在している。第一章で述べたが、宝暦二年のものは寺院が混在している。第一回で述べた地番の順番、すなわち、町の西北隅から南北の道路について西側の家並みを南に進み、東側の家並みを北に向かって帰つくるという順番である。各人の欄には、且那寺の印鑑が押されている。宝暦二年は、寺院の順番がランダムであるので、捺印が大変あつたと推察される。このように、寺院でまとめられない例が、『大和國若槻庄史料』のなかに見ることができる。借家の場合、「××借家」として家主の名前が書かれている。宝暦二年は、家並みの順番になつていて、同じ家主が続くケースが多い。これは、長屋であると考えられる。

慶応四年は、全体の順番は慶応三年と同じであるが、天皇陵の長役または守戸になつて名字を許された人たちが寺院に関係なく冒頭にきていて、なお、これらの人たちに名字・帶刀が許

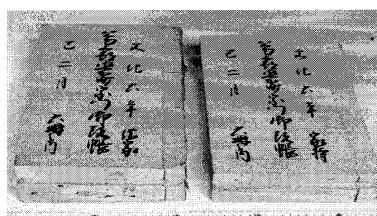


写真2 文化六年

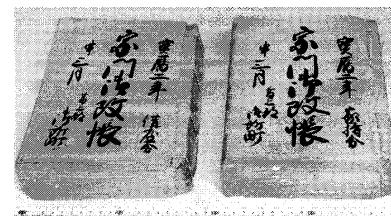


写真1 宝暦二年

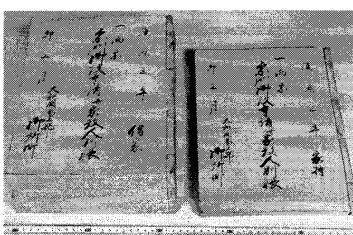


写真4 慶応三年

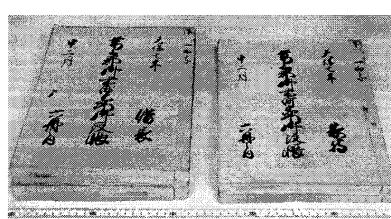


写真3 天保七年

大坂の奉公先から家出した人の除籍手続に関する記述で、奉公に出ても御所に籍があつたことがわかる。このことは、御所に奉公に来ている人たちの籍は御所になく、文化期はいわゆる「本籍地主義」であったと考えられる。

慶応期については、後書に「他所江奉公ニ出候ものハ銘々親元ニ書記、何方ニ奉公仕居候と相認」とある。したがつて、宝暦期は「現居住地主義」、文化期以降は「本籍地主義」ということになる。この件に関して、宗門改の作成基準について幕府からの指示があつたという先行研究等は見あたらないように思われる。宝暦期は、織田氏預り、文化期以降は、植村氏預り、五條代官所等である。幕府領であつても、その時の支配者によつて作成基準が異なるということになる。

5. 同家人の取扱

前述のようすに、宝暦二年は寺院に關係なく家の並び順になつてゐるが、他の年は寺院毎にまとめられている。このことは、旦那寺が異なる同居人があつた場合の取扱が異なることになる。宝暦二年は、同家人は寄宿先の家族と同じ所に記載されていて、名前の上に寺院名が書かれている。一方、他の年は、××同家人とした上で、寄宿先とは別に同家人の旦那寺の所に記載されている。

このことは、次節以降の集計時に問題となる。宗門改帳の末尾や宗門改五冊分寄帳の戸数は、同家人がある場合、同家人を加えて一軒としている。しかし、宗門改帳の戸数を集計する場

されたのは、慶応二年十二月⁽⁸⁾である。

慶応期のものには、石高、屋敷の大きさ、建家の大きさおよび数、屋号が書かれている。屋敷は、長（間口）と横（奥行）の長さ、建物は、本屋、土蔵、小屋に分け、梁と桁の長さが書かれている。明治三年のものは、屋敷等の記入はなく、石高のみである。

宝暦二年の大きさは、半紙本サイズ（横一七・五×縦二四センチメートル）で、文化期は大本サイズ（横二〇・五×縦二七センチメートル）である。慶応期以降の大きさは、特大本サイズ（横二二×縦二八センチメートル）であるが、部分的に残つてゐるものを見ると、文政四年（一八二二）から大きくなつてないので、この年から大きさが変わつたと考えられる。

発行の月は、文化から天保期が二月、宝暦、慶応と明治が三月である。なお、五人組帳前書には「毎年宗門帳三月迄の内差し出すべし」となつてゐる。写真に示すように、宝暦二年と文化六年は家持と借家で厚さに大きな差がないが、天保七年は家持が薄く、借家が厚くなり、慶応三年は、その差がさらに大きくなつてゐる。

3. 期間中の移動

文化年間から天保期のものには付箋が付いていて、作成後、次の作成までの移動が付箋に書かれている。その付箋に書かれた出生、死亡、転出、転入等の内容は、次の年の本文中に書かれる。その本文中では、例えば病死の場合、「×儀去御改後病死仕候」と書かれているだけで、除籍になつた

合、同家人がどの家族に属するかを判別することができず、宗派別の集計が困難で、独立の一軒として集計せざるを得ない。同家人は、一人のことが多いが家族で、同居している場合もある。年によつて異なるが約二〇軒の同家人がある。

宗門改帳前書は、宝暦二年から天保七年まで、使われている文字が違うところや脱字等がある年もあるが、内容はほぼ同じである。文化六年（一八〇九）の翻刻を史料1に示す。前書は、家持の帳面に書かれていて、借家の方には後書が書かれている。なお、三宗には両方が書かれている。

前書の趣旨は、転切支丹の監視、宗旨の疑わしい者の訴え、転切支丹の子等の類族の取扱等である。切支丹の禁制については、高札には「切支丹宗門累年禁制たり、自然不審なる者あらば可申出」として褒美を決めている。五人組帳前書は「御高札の旨可相守宗門帳の通人別入念可相改」とある。宗門改帳前書の訴えれば褒美をするという条は高札と同じである。

後書の翻刻を史料2および史料3とする。後書は、借家の方に記載されていて、史料2の後に寺院の名前・寺院の捺印、僧侶の名前・花押がある。その後に、史料3が書かれ、町役人の記名・捺印がある。後書は、前述の時代区分によつて文章が異なつてゐるが、趣旨は同じである。その趣旨は、間違いがないことを誓約する内容になつてゐる。

慶応期以降のものには、前書が書かれていない。五人組帳前書と宗門改帳前書がまとめられ、別冊になつてゐる。毎年書き

人の年齢等はわからない。

一方、宝暦二年のものには、付箋が付いていない。病死、他村への婚姻・養子、引っ越し等、御所町の籍がなくなつた人もその理由とともに、名前・年齢・戸主との関係が在籍の人と同じように書かれている。家族の人数の合計は、これらの人を除外して集計しているので、人口の総数には問題がない。また、宝暦期は、婚姻・養子等で町に来た人について、全員、出身地が書かれている。他の年のは、出身地が書かれているのは御所町に来た年のみである。全てについて、一歳または当歳といふ子供は書かれていらない。前述のように、宗門改帳の作成は、二月または三月であるが、その年の作成時までに出生した子供は、含まれていないと考えられる。

4. 奉公人の取扱

宝暦二年のものには、下男・下女が書かれているが、他の年の中には記入がない。下男・下女は、奉公先の家族と同じ寺の檀家になつていて、出身地が書かれている。このことは、速見融氏のいう「現居住地主義」になつてゐることである。下男・下女の出身地については、第四節で検討する。

宝暦二年以外については、下男・下女の記述がない。文化九年（一八二二）の淨土宗借家の宗門改帳に、家出人に関し左記の記述がある。

母きわ義去末年大坂表へ奉公^{かせき}拂ニ参り候所、奉公先^お家出仕候ニ付、同七月廿七日此段御届ケ奉申上候ニ付、御日限を以尋被為 仰付候所、行衛相知不申候ニ付、当二月二

2. 各年の人口および戸数

残存している史料等によつて各年の人口および戸数の集計を

近世後期の御所町の人口および戸数について、残つてゐる宗門改帳等によつて集計する。第一章では各年の合計のみを示したが、ここでは、詳しく宗派毎に集計することにする。
人口の変動要因として、出生および死亡、婚姻および養子、引つ越し、家出等が考えられる。人口の変動を調べる場合、前年との比較が必要であり、年が連続して残つてゐる宗門改帳で調べる必要がある。連続して残つてゐるのは、文化六年(一八〇九)から文化十年(一八一三)および慶応二年(一八六六)から慶応四年(一八六八)である。比較ということで最初の年は省き、文化七年から十年および慶応三年・四年の集計を行うことにする。なお、文化期と慶応期では、五七年間離れている。

写す手間を省くようになつたものと考えられる。「宗旨五人組前書」と題した別冊の宗門改前書に該当する部分の最後に文久二年(一八六二)となつてゐるので、この年から宗門改帳前書が別冊になつたものと考えられる。しかし、天保七年(一八三六)以降、慶応二年までのものが現存しないので、確認することができない。なお、後書は明治三年のものまで全てに書かれていて、形式は同じである。

第二節 人口の変動および人口増減の要因

1. 概要

行う。宗門改帳が完全な状態で残つていなくても、「宗門改五冊分寄帳」、「家数人數寄書帳」等、その年の全人口、全戸数がわかる年があり、『大和御所町誌』にも二年分の記載がある。これら二四年分の戸数、男女別の人口の変化を宗派別に集計する。史料の関係で宗派別の集計ができる年もある。「家数人別増減差引帳」は、万延元年(一八六〇)、明治二年(一八六九)、明治三年の三冊が残つてゐる。これらの集計結果を添付資料1とする。ここには、差引帳の内容も記入した。添付資料1は、枚数が多いので本章末に添付することとし、ここには第一章の表3を表2として再掲する。

これらの集計は、宗門改五冊分寄帳等に記載されている集計値を採用している。次項以降は、具体的な個々の家族の人数を表計算ソフトによつて集計した。これらの数値には、若干異なるところがあるが、傾向を考える上には支障がないものと考える。同家人については前節で述べた通りあるが、ここでは主家と一緒になつており、次項以降は、独立の一軒になつてゐる。御所町には、浄土宗が三寺院、浄土真宗が二寺院、真言宗が二寺院の計七寺院がある。これらの寺院および僧侶等を別に計上している年と住民に含めている年がある。表では、全て含めて集計することとした。人口は、調査した約一二〇年間で大きな変化はないが、変化の概要をまとめると左記のようになる。

- ① 宝暦年間は、奉公人を含んで三二〇〇人前後である。
- ② 文化六年から文化十年までは、二六五〇人前後で微減傾向にある。その後減少し、文化十三年には二五七〇人になつてゐる。文化期以降は、奉公人が含まれていない。

表2 御所町の家数および人数

年号	西暦	家数			人數			1軒の 人數	史料
		家持	借家	計	男	女	計		
宝暦2年	1752	329	553	882	1,539	1,631	3,170	3.59	宗門御改帳
宝暦5年	1755	335	543	878	1,648	1,592	3,240	3.69	大和御所町誌
文化6年	1809	303	419	722	1,291	1,384	2,675	3.70	宗門御改五冊寄帳
文化7年	1810	293	425	718	1,291	1,371	2,662	3.71	宗門御改五冊寄帳
文化8年	1811	292	421	713	1,293	1,375	2,668	3.74	宗門御改五冊寄帳
文化9年	1812	290	421	711	1,284	1,365	2,649	3.73	宗門御改五冊寄帳
文化10年	1813	290	420	710	1,279	1,345	2,624	3.70	宗門御改五冊寄帳
文化13年	1816	258	431	689	1,262	1,308	2,570	3.73	宗門御改五冊寄帳
文化15年	1818	253	452	705	1,301	1,322	2,623	3.72	宗門御改五冊寄帳
文政2年	1819	247	465	712	1,300	1,336	2,636	3.70	宗門御改五冊寄帳
文政4年	1821	250	457	707	1,336	1,360	2,696	3.81	宗門御改五冊寄帳
文政5年	1822	248	478	726	1,371	1,372	2,743	3.78	宗門御改五冊寄帳
文政7年	1824	237	476	713	1,403	1,396	2,799	3.93	宗門御改五冊寄帳
天保7年	1838	214	513	727	1,245	1,284	2,529	3.48	宗門御改
嘉永6年	1853	154	533	687	1,184	1,233	2,417	3.52	大和御所町誌
安政2年	1855	156	532	688	1,199	1,246	2,445	3.55	宗門御改五冊寄帳
安政3年	1856	160	546	706	1,229	1,244	2,473	3.50	宗門御改五冊寄帳
安政5年	1858			715	1,245	1,233	2,478	3.47	宗門御改五冊寄帳
万延元年	1860			873	1,412	1,355	2,767	3.17	家数人別増減差引帳
慶応2年	1866			840	1,386	1,397	2,783	3.31	宗門御改
慶応3年	1867	153	695	848	1,381	1,392	2,773	3.27	宗門御改
慶応4年	1868	161	685	846	1,383	1,395	2,778	3.28	宗門御改
明治2年	1869	163	663	873	1,360	1,355	2,715	3.11	家数人別増減帳
明治3年	1870	172	662	834	1,391	1,367	2,758	3.31	宗門御改

- 注)
- 1) 宝暦2年は、下男下女:280人を含む。したがって、他の年と同じ基準では2,890人
 - 2) 宝暦5年は、下男下女:260人を含む。したがって、他の年と同じ基準では2,980人
 - 3) 安政5年は、真言宗・日蓮宗・禅宗で家持・借家の区別がない。
 - 4) 万延元年は、合計しかわからない。
 - 5) 慶応2年は、全ての宗派で家持・借家の区別がない。

4. 婚姻および養子

文化七年から十年および慶応三年・四年について、婚姻および養子縁組による人口の増減について、家持を表4-1-1、借家を表4-1-2にまとめた。町内の縁談、他村へ縁付、他村より町内へというケースがあり、さらに、縁付く場合と不縁になる場合があるので、六つのケースがあることになる。これに男女の別があり、家持と借家があるので、婚姻だけで二四のケースがあることになる。

表を見ると、年によるバラツキが多く、一定の傾向はみられない。比較する資料はないが、人口が二六〇〇から二七〇〇人の町にしては、婚姻の数が少なく、他村からの養子が多いように思える。特に、慶応期に借家の人たちが他村からもった養子が多い。これらは、前項で述べた、人口の自然減につながるものと考えられる。すなわち、婚姻が少ないと、出生が少なく、子供がないため養子をもらうということである。

5. 引っ越し

文化七年から十年および慶応三年・四年について、他村からの転入および他村への転出の人数を表5にまとめた。借家の人たちの引っ越しが家持に比べて多いという以外に、特徴的な傾向はみられない。また、この表では、引っ越しによる人口の増減はわずかである。前節の表3を見ると、これらの年については総人口の変化は大きくなない。

しかし、万延元年（一八六〇）の「家数人別増減差引帳」によると、出人が八四人、入人が四一〇人で、三二六人の増加となる。

- ③ 文化十三年から同十五年の二年間で約五〇人増加して、二六二三人になつてている。その後も増加し、六年後の文政七年は、二七九九人である。
- ④ 文政七年から一四年後の天保七年には、二七〇人減少して、二五二九人になり、一五年から二〇年後の嘉永・安政期には、二四〇〇人台になつている。
- ⑤ 万延元年に約二〇〇人増加して二七〇〇人台になり、その後は明治三年まで大きな変化がない。
- 次項以降でこの変化の要因について考察する。

3. 出生および死亡

文化七年から十年と慶応三年・四年の出生および死亡の人数を家持と借家に分けて表3にまとめた。出生が死亡を上回っているのは慶応四年の家持のみで、他の年は、全て死亡が出生を上まわっている。慶応四年も借家を加えるとマイナスになる。「家数人別増減差引帳」が、万延元年（一八六〇）、明治二年（一八六九）、明治三年（一八七〇）の三年分が残っている。この詳細については、添付資料1に記載したが、出生・死亡の人数は左記の通りである。

① 万延元年、出生三五人、死亡一〇一人、計六六人減
 ② 明治二年、出生五五人、死亡七八人、計二三人減
 ③ 明治三年、出生四〇人、死亡六五人、計二五人減
 いずれも人口の自然減になつてている。これらのこととは、文化期以降、人口の減少が続いているということになる。この要因等については、次節で有配偶者率等の観点から検証する。

表3 出生・死亡の人数

		出生			死 亡			差引		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
文化7年 1810	家持	4	4	8	19	11	30	-15	-7	-22
	借家	8	11	19	14	25	39	-6	-14	-20
	計	12	15	27	33	36	69	-21	-21	-42
文化8年 1811	家持	7	6	13	19	15	34	-12	-9	-21
	借家	11	8	19	18	19	37	-7	-11	-18
	計	18	14	32	37	34	71	-19	-20	-39
文化9年 1812	家持	10	6	16	14	14	28	-4	-8	-12
	借家	10	13	23	23	20	43	-13	-7	-20
	計	20	19	39	37	34	71	-17	-15	-32
文化10年 1813	家持	6	6	12	8	10	18	-2	-4	-6
	借家	9	16	25	15	11	26	-6	5	-1
	計	15	22	37	23	21	44	-8	1	-7
慶応3年 1867	家持	11	5	16	9	9	18	2	-4	-2
	借家	14	13	27	35	39	74	-21	-26	-47
	計	25	18	43	44	48	92	-19	-30	-49
慶応4年 1868	家持	9	6	15	9	1	10	0	5	5
	借家	8	13	21	29	20	49	-21	-7	-28
	計	17	19	36	38	21	59	-21	-2	-23

つていて。前述した出生と死亡の差は、六六人の減であり、差引二六〇人の増加である。前年の安政六年との総人口の差は、二六〇人の増加なので、これらは一致する。人の移動には婚姻や養子もあるが、前項で示したように、これらによる人口の増減はあまり多くない。この年は、一五七軒の戸数の増加があるので、人口の増加は、他村からの転入によるものと考えられる。表4の六年分については、引っ越しによる人数の増減は多くないが、万延元年の例からわかるように、人口の大きな変動はないが、万延元年の例からわかるように、人口の大規模な転出によるものかどうかを確認する史料がない。他村からの転入や他村への転出以外に町内の移動等がある。これも転出によるものかどうかを確認する史料がない。町内の移動等は多様であり、統計をとるのは難しいと考えられるので、宗門改帳に出てくるケースを列挙するのみとする。

- ① 家持から借家
 - ・ 持家を売つて借家へ
 - ・ 持家を売つたが、借家人として同じ家に住む
 - ・ 家持の一員が分家して借家へ
- ② 借家から家持
 - ・ 家を購入して転宅
 - ・ 住んでいる家を家主から購入
- ③ 借家から借家
 - ・ 借家から家持宅へ同居

婚姻・養子の人数

表4-1 家持

		文化7年 1810		文化8年 1811		文化9年 1812		文化10年 1813		慶応3年 1867		慶応4年 1868	
		他村	町内	他村	町内	他村	町内	他村	町内	他村	町内	他村	町内
		+	-	±0	+	-	±0	+	-	±0	+	-	±0
婚姻	男	1		1	1			1	1		1	3	
	女	2	4	3	5	5	10	4	12	10	5	5	3
婚姻	男					1	2		1				
	女	2		1	2						1		
不縁	男												
	女												
養子	男	5	3	1	4	2		5	2	1	3	3	6
	女	1			1			1	2	1		3	5
養子	男									1			
	女	1									1		
不縁	男												
	女												
計		12	8	6	14	7	10	13	20	14	9	9	12
家持増減			4			7		-7			0		5
													12

表4-2 借家

		文化7年		文化8年		文化9年		文化10年		慶応3年		慶応4年	
		他村	町内	他村	町内	他村	町内	他村	町内	他村	町内	他村	町内
		+	-	±0	+	-	±0	+	-	±0	+	-	±0
婚姻	男	1		1	5	4	10	10	7	4	3	4	3
	女	8	4	6	5	4				9	13	3	6
婚姻	男												
	女	1											
不縁	男												
	女												
養子	男	5	2	3	7	1	2	9	3	1	6	7	3
	女	3	4		8	3		4		2	1	1	37
養子	男												
	女	1											
不縁	男												
	女												
計		21	11	10	21	8	12	28	14	8	14	14	11
借家増減			10			13		14		0		48	
全体増減			14			20		7		0		53	
													39

表5 引っ越しの人数

		文化7年		文化8年		文化9年		文化10年		慶応3年		慶応4年	
		+	-	+	-	+	-	+	-	+	-	+	-
家持	男	1	1			2		1	1	1		1	
	女	4	2			1	1	1	2	1		1	
借家	男	9	12	6	6	13	12	2	5	12	10	7	5
	女	6	7	6	5	8	9	1	10	10	13	5	8
計		20	22	12	11	24	22	5	18	24	23	14	13
差引		-2		1		2		-13		1		1	

註 「+」は他村から引っ越し、「-」は他村へ引っ越し

6. 家出

- ・借家から借家へ転宅
- ・借家の家主が変わる

これらのうち、慶応期には、持家を売る人、借家の家主が変わるケースが多い。これは前章で述べたように、富の二極化に起因するものと考えられる。

文化七年から同十年および慶応三年・四年の家出人を表6にまとめた。一人での家出が最も多いが、家族全員の家出もある。文化年間の家出に関する宗門改帳の記述の典型的な例を添付の史料に示す。史料4は尋ね中、史料5は一家で家出して除籍、史料6は帰住について書かれたものである。また、慶応四年の記述を史料7に示すが、慶応期は簡略化されている。これらの記述をまとめると左記のようになる。

- ①家出したことがわかると役所に届ける。文化年間は、高取藩預りであったので、高取藩に届け出たものと考えられる。
 - ②期間を定めて探すように指示を受ける。実際にどのようにして捜索したかは不明であるが、町入用帳にはそのための費用を計上している年がある。
 - ③除籍したとしても、帰つてくれば届け出て復籍する。
 - ④約六ヶ月経過して見つからなかつた場合は、除籍になつている。
- 表6には、尋ね中、家出除籍、家出後帰住の人数を家持と借

表6 家出人の人数

		尋ね中			家出除籍			家出後帰住		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
文化7年 1810	家持	1	0	1	1	0	1	2	0	2
	借家	8	0	8	9	8	17	0	0	0
	計	9	0	9	10	8	18	2	0	2
文化8年 1811	家持	1	1	2	1	0	1	0	0	0
	借家	3	1	4	5	1	0	2	0	2
	計	4	2	6	6	1	0	2	0	2
文化9年 1812	家持	1	2	3	2	0	2	1	0	1
	借家	5	1	6	6	3	9	1	0	1
	計	6	3	9	8	3	11	2	0	2
文化10年 1813	家持	0	1	1	2	1	3	0	0	0
	借家	12	6	18	6	5	11	1	0	1
	計	12	6	19	8	6	14	1	0	1
慶応3年 1867	家持	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	借家	0	0	0	2	0	0	1	0	0
	計	0	0	0	2	0	0	1	0	0
慶応4年 1868	家持	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	借家	0	0	0	14	6	20	0	0	0
	計	0	0	0	14	6	20	0	0	0

2. 家族の人数
四年分の宗門改帳によって、家族の人数を家持と借家に分けて集計した。その結果を表7-1から表7-4に示す。家族の人数ごとの軒数を調べ、その軒数に家族の人数を掛けた数値を

宝暦二年、文化六年、天保七年、慶応三年の四年分について、家族の人数、配偶者の有無、夫婦の年齢差、子供の数、父母と第一子との年齢差について調べる。選択した四年について、前ものとの期間および選択した理由を左記に示す。
 ①宝暦二年（一七五二）、残っているのはこの年のみ
 ②文化六年（一八〇九）、五七年間、（宝暦二年に最も近い）
 ③天保七年（一八三六）、二七年間、（文政・天保期で完全な形で残っているのはこの年のみ）
 ④慶応三年（一八六七）、三一年間、（天保七年に最も近い）。慶応二年は家持と借家に分かれていらない。

家に分けて記入した。当然のこととして、借家の家出人は、家持に比べてはるかに多い。各年の家出人の多少は、世情によつて異なると考えられるが、そのような傾向はみられない。文化期と慶応期を比べると、慶応期の方が世情が不安定であると思われるが、家出人の数に大きな差がないようである。慶応三年と慶応四年で数に大きな差があるが、思い当たる理由はない。

第三節 家族、夫婦等の様子

1. 概要

人数欄に記入している。軒数について、前述のように同家人は独立の家庭としている。平均の家族の人数は、合計の人数を軒数で割ったものである。これらの表から見えてくることを左記にまとめる。

①四年分に共通していることは、家持の方が借家より平均の

家族の人数が多いということである。家持の家族の人数は、平均四人余りであるが、借家は、三人前後である。

②天保七年と慶応三年を比べると、家持が約五〇軒減少し、借家が約二〇〇軒増加している。家を売つて借家人になつた家持が多数いたものと考えられる。これは、前章の高名

父夫婦、同家人夫婦等、複数世帯の同居である。

④一人以上の大家族があるが、ほとんどが、兄弟夫婦、叔父の軒数と人数について、全体に対する割合を算出して、表8に示す。第一節では写真によつて、天保から慶応と時代が下がるにしたがつて、宗門改帳の厚さが、家持が薄く、借家が厚くなることを指摘した。この表によつて、家持と借家人の違いを具体的な数字で見ることができる。宝暦二年と文化六年は、家持の割合が四五パーセント前後であるが、天保七年には約一〇パーセント減少し、慶応三年はさらに約一〇パーセント減少して、約二六パーセントになっている。これは幕末に向かっての階層の分化傾向を示しているものと考えられる。なお、

表7 家族の人数

表7-1 宝暦2年(1752)

	人数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	15	計	平均
家持	軒数	3	40	61	82	52	43	19	15	5	0	0	0	0	0	320	4.41
	人数	3	80	183	328	260	258	133	120	45	0	0	0	0	0	1,410	
借家	軒数	79	122	146	95	60	23	14	4	1	0	0	0	0	0	544	3.16
	人数	79	244	438	380	300	138	98	32	9	0	0	0	0	0	1,718	
計	軒数	82	162	207	177	112	66	33	19	6	0	0	0	0	0	864	3.62
	人数	82	324	621	708	560	396	231	152	54	0	0	0	0	0	3,128	

表7-2 文化6年(1809)

	人数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	15	計	平均
家持	軒数	30	45	56	55	46	33	20	10	6	1	0	1	0	0	303	4.07
	人数	30	90	168	220	230	198	140	80	54	10	0	12	0	0	1,232	
借家	軒数	119	88	119	67	46	28	11	2	2	0	0	0	0	0	482	2.96
	人数	119	176	357	268	230	168	77	16	18	0	0	0	0	0	1,429	
計	軒数	149	133	175	122	92	61	31	12	8	1	0	1	0	0	785	3.39
	人数	149	266	525	488	460	366	217	96	72	10	0	12	0	0	2,661	

表7-3 天保7年(1836)

	人数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	15	計	平均
家持	軒数	23	23	34	33	36	19	21	12	3	3	1	0	0	1	209	4.42
	人数	23	46	102	132	180	114	147	96	27	30	11	0	0	15	923	
借家	軒数	113	120	103	62	64	24	14	10	4	0	0	0	0	0	514	3.09
	人数	113	240	309	248	320	144	98	80	36	0	0	0	0	0	1,588	
計	軒数	136	143	137	95	100	43	35	22	7	3	1	0	0	1	723	3.47
	人数	136	286	411	380	500	258	245	176	63	30	11	0	0	15	2,511	

表7-4 慶応3年(1867)

	人数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	15	計	平均
家持	軒数	11	12	26	29	24	28	14	2	5	3	1	0	1	0	156	4.68
	人数	11	24	78	116	120	168	98	16	45	30	11	0	13	0	730	
借家	軒数	202	159	147	81	70	40	17	5	1	0	1	0	0	0	723	2.84
	人数	202	318	441	324	350	240	119	40	9	0	11	0	0	0	2,054	
計	軒数	213	171	173	110	94	68	31	7	6	3	2	0	1	0	879	3.17
	人数	213	342	519	440	470	408	217	56	54	30	22	0	13	0	2,784	

表8 家持の割合(%)

	宝暦2年	文化6年	天保7年	慶応3年
軒数	37.0	38.6	28.9	17.7
人数	45.1	46.3	36.8	26.2

②二〇歳以下の男性で結婚している人は、文化六年の借家、慶応三年の借家に各一名いるだけである。

③二五歳以下の男性でも、家持の有配偶者率は、八・八%

一四・九パーセント、借家は、二・一・六・八パーセントであり、低いように思える。

④二〇歳以下の女性で結婚している人は、宝暦二年の家持は一七・三パーセント、借家が一〇・三パーセントであるが、文化期以降では、全て一〇パーセント未満である。

⑤二五歳以下の女性の場合、家持は、四年分を通じて三〇パーセント前後であるが、借家は、文化六年が二三・三パーセント、天保七年が一二・九パーセント、慶応三年が一一・四パーセントと年々下がっている。

⑥有配偶者の人数が独身の人数より多くなる、すなわち五〇パーセント以上になる年齢区分をゴシックで記入した。想像以上に年齢が高いことがわかる。

⑦一六歳以上の全ての有配偶者率を表の右端に記入した。五〇パーセント以上は宝暦二年のみである。特に、慶応二年の借家は、男性が三一・四パーセント、女性が二九・〇パーセントで、三分の二以上が独身ということになる。

近世後期では、借家で暮らす人が増え、借家の人たちの結婚年齢が高くなるとともに、有配偶者率が低くなっている。これらが人口の自然減につながっているものと考えられる。

⑧一六歳以上の全ての有配偶者率を表の右端に記入した。五〇パーセント以上は宝暦二年のみである。特に、慶応二年の借家は、男性が三一・四パーセント、女性が二九・〇パーセントで、三分の二以上が独身ということになる。

近世後期では、借家で暮らす人が増え、借家の人たちの結婚年齢が高くなるとともに、有配偶者率が低くなっている。これらが人口の自然減につながっているものと考えられる。

⑨一六歳以上の全ての有配偶者率を表の右端に記入した。五〇パーセント以上は宝暦二年のみである。特に、慶応二年の借家は、男性が三一・四パーセント、女性が二九・〇パーセントで、三分の二以上が独身ということになる。

近世後期では、借家で暮らす人が増え、借家の人たちの結婚年齢が高くなるとともに、有配偶者率が低くなっている。これらが人口の自然減につながっているものと考えられる。

4. 夫婦の年齢差

四年分について、夫婦の年齢差を表10-1から表10-4にま

とめた。「-」(マイナス)は、女性が年上であることを示す。欄が多くなるので二歳ごとに区切るとともに、男性の一五歳以上上の年上および女性の九歳以上の年上(表ではマイナス9以下)はまとめた。再婚ということも考えられ、また、三〇歳以上の年の差という不自然なものもあるが、そのまま集計している。家持と借家およびそれらの合計の夫婦の組数を集計し、それぞの割合を計算している。表の右には、女性が年上の夫婦の合計の組数およびその全体に対する割合を計算した。また、一歳以上年が離れている夫婦について、同様の計算結果を記入している。それについて、割合が最も多い年齢差をゴシックで示した。表からわかることは、左記の通りである。

①時代が下がるにしたがつて、年齢差が小さくなっている。また、家持と借家で大きな差が見られない。

・宝暦二年 家持・借家とも五・六歳、

・文化六年 家持が五・六歳、借家が三・四歳、

・天保七年 家持が一・二歳、借家が一・二歳と五・六歳

が同じ割合、

②女性が年上の夫婦の割合は、宝暦二年が一・四パーセント、慶応三年が二・七パーセントと時代が下がるにしたがつて多くなつていて、明白な傾向が見られる。

③一一歳以上の年の差は、宝暦二年では約四分の一である。時代が下がるにしたがつて減少しているが、慶応三年でも一五パーセント弱である。

全体として年齢差のバラツキが大きく、二〇パーセントを超えた。「-」(マイナス)は、女性が年上であることを示す。欄が多くなるので二歳ごとに区切るとともに、男性の一五歳以上上の年上および女性の九歳以上の年上(表ではマイナス9以下)はまとめた。再婚ということも考えられ、また、三〇歳以上の年の差という不自然なものもあるが、そのまま集計している。家持と借家およびそれらの合計の夫婦の組数を集計し、それぞの割合を計算している。表の右には、女性が年上の夫婦の合計の組数およびその全体に対する割合を計算した。また、一歳以上年が離れている夫婦について、同様の計算結果を記入している。それについて、割合が最も多い年齢差をゴシックで示した。表からわかることは、左記の通りである。

- 127 -

3. 配偶者の有無

四年分について、有配偶者、独身および子供または養子がある独身のそれぞれの人数を、家持・借家の別、男女の別で集計した。年齢は、一六歳から六〇歳までを五歳ごとに分け、六一歳以上は一括とした。区分ごとに、その区分の全体の人数に対する有配偶者の割合を計算した。独身には、

子供または養子のある人を加えている。それらの結果を添付資料2に示すとともに、有配偶者率のみをまとめて表9に示す。

有配偶者率は、年齢とともに高くなり、その後は死別等によって、年齢とともに低くなる。これらの表からわかることは、左記の通りである。

①家持と借家を比較すると、家持の方が有配偶者率が高い。この差は、時代が下がるにしたがつて大きくなるとともに、有配偶者率そのものが低くなる。一六歳以上の宝暦二年(上段)と慶応三年(下段)の有配偶者率は左記の通りである。

宝暦二年 慶応二年
男性 家持、五四・六%→四五・四%
男性 借家、五六・三%→三三・二%
女性 家持、五一・三%→三一・四%
女性 借家、五〇・四%→二九・〇%

慶応三年の借家の女性は、三〇パーセント以下であることが注目される。

表9 年齢層別の有配偶者の割合

年	男女	年齢区分	16~20	21~25	26~30	31~35	36~40	41~45	46~50	51~55	56~60	61以上	計
宝暦二年	男性	家持	0.0	12.0	28.6	64.5	80.0	87.2	85.7	75.0	73.8	63.5	54.6
	女性	借家	0.0	6.8	38.7	59.1	75.6	77.6	81.9	85.5	67.6	59.0	56.3
文化六年	男性	家持	17.3	32.9	65.6	80.6	80.4	74.4	61.5	78.0	46.7	15.2	51.3
	女性	借家	10.3	35.5	58.7	73.8	82.4	74.5	59.1	57.7	51.1	12.0	50.4
天保七年	男性	家持	0.0	14.9	25.0	48.4	51.5	79.6	77.3	87.1	56.5	68.1	45.0
	女性	借家	1.5	2.1	24.6	44.2	61.4	53.6	69.8	71.1	69.7	50.0	42.1
慶応三年	男性	家持	6.8	34.1	48.0	58.1	64.6	67.6	73.0	56.1	46.2	21.3	44.2
	女性	借家	4.2	23.3	44.6	44.1	70.4	72.9	58.1	24.4	27.0	24.6	39.6
宝暦二年	男性	家持	0.0	13.5	33.3	54.2	54.7	79.4	73.3	87.5	73.1	46.5	
	女性	借家	0.0	4.5	21.9	27.8	48.1	51.9	64.3	67.5	54.5	41.8	32.3
文化六年	男性	家持	0.0	27.3	42.2	67.5	60.0	62.5	66.7	31.8	56.3	23.3	40.4
	女性	借家	2.8	12.9	27.8	56.3	50.8	46.5	56.1	39.6	41.7	19.4	33.2
天保七年	男性	家持	0.0	8.8	25.8	63.3	89.5	62.5	71.4	82.4	68.8	60.0	45.4
	女性	借家	1.0	6.5	21.3	35.1	47.3	53.2	46.5	49.2	51.3	38.0	31.4
慶応三年	男性	家持	5.1	38.5	52.2	66.7	81.8	52.1	70.0	66.7	58.3	21.4	48.2
	女性	借家	3.7	11.4	29.9	37.4	56.4	55.1	38.5	30.2	25.7	14.1	29.0

註 各区分ごと、有配偶者人口／人口×100(%)。ゴシックは50%以上になった年齢区分。

える年齢差区分がない。

5. 子供の数

夫婦で生活している世帯数および夫婦と同居している子供の数を表11-1から表11-4にまとめた。独身で子供または養子と同居している家族もあるが、添付資料2に示したように人数は多くないし、子供数の分布にも大きな違いがないように思われる所以除外した。集計は、家持と借家に分けている。一組の夫婦の子供の数の平均を算出し、「子供数平均」の項に記入している。この平均には子供の無い世帯も含まれているが、子供が無い家族を除外した平均を「〇人除外平均」の項に記入している。これらの表からわることは、左記の通りである。

①全ての年で平均の子供の数は、借家より家持の方が多い。

時代が下がるにつれて、家持の世帯数が少なくなり、

借家の世帯数が多くなるのは、他のデータと共にである。

②平均の子供の数は、時代による傾向はみられないが、子供の総数は、時代による傾向はみられないが、子供

の総数が少なくなるということは、借家が多くなったことに

関連するものと考えられる。

③子供の無い世帯を除外した子供の数の平均でも、二人強である。また、慶応三年の家持以外は、子供が一人の世帯が最も多い。全体として、子供の数は多くない。

④子供の数の最大は、天保七年の八人である。七人の世帯は、各年に一、二軒あるが、五人以上の世帯は、いずれも一〇パーセント以下であり、子供の数の多い世帯は少ない。

表10 夫婦の年齢差

表10-1 宝暦2年(1742)

年齢差	-9	-7~	-5~	-3~	-1~	0	1~	3~	5~	7~	9~	11~	13~	15	計	女性年上	11歳以上
	以下	-8	-6	-4	-2	0	1~2	3~4	5~6	7~8	9~10	11~12	13~14	15以上			
家持	0.0	0.0	0.0	0.0	1.4	3.1	7.3	11.4	18.3	13.8	15.2	11.4	9.0	9.0	289	4	85
借家	0.0	0.0	0.3	0.0	1.1	2.5	15.7	15.1	16.5	15.1	11.3	7.7	7.1	7.7	100.0	1.4	22.5
計	0.0	0.0	0.2	0.0	1.2	2.8	11.9	13.5	17.3	14.5	13.0	9.3	8.0	8.3	653	9	167
																	25.6

表10-2 文化6年(1809)

年齢差	-9	-7~	-5~	-3~	-1~	0	1~	3~	5~	7~	9~	11~	13~	15	計	女性年上	11歳以上
	以下	-8	-6	-4	-2	0	1~2	3~4	5~6	7~8	9~10	11~12	13~14	15以上			
家持	0.0	0.0	0.5	0.5	8.6	5.6	8.6	15.7	17.3	10.2	11.7	10.7	4.6	6.1	197	19	42
借家	0.9	0.0	1.4	4.7	3.3	4.7	15.1	18.4	13.2	10.8	7.5	3.3	6.1	10.4	100.0	10.4	19.8
計	0.5	0.0	1.0	2.7	5.9	5.1	12.0	17.1	15.2	10.5	9.5	6.8	5.4	8.3	100.0	10.0	20.5

表10-3 天保7年(1836)

年齢差	-9	-7~	-5~	-3~	-1~	0	1~	3~	5~	7~	9~	11~	13~	15	計	女性年上	11歳以上
	以下	-8	-6	-4	-2	0	1~2	3~4	5~6	7~8	9~10	11~12	13~14	15以上			
家持	0.7	1.2	2.2	2.2	5.0	5.8	4.3	19.4	14.4	15.1	12.9	4.3	3.6	5.0	139	22	19
借家	1.6	1.6	2.6	4.8	10.1	5.8	14.8	11.6	14.8	8.5	7.4	4.2	4.8	7.4	100.0	20.6	16.4
計	1.2	1.8	2.4	4.9	8.2	5.2	16.8	12.8	14.9	10.4	6.1	4.0	4.9	6.4	100.0	18.6	15.2

表10-4 慶応3年(1867)

年齢差	-9	-7~	-5~	-3~	-1~	0	1~	3~	5~	7~	9~	11~	13~	15	計	女性年上	11歳以上	
	以下	-8	-6	-4	-2	0	1~2	3~4	5~6	7~8	9~10	11~12	13~14	15以上				
家持	1.7	2	1	4	4	13	6	21	18	10	10	12	8	3	7	119	24	18
借家	1.7	4	0	6	17	26	20	36	29	35	17	16	7	5	18	236	53	30
計	1.7	1.8	2.8	5.9	11.0	7.3	16.1	13.2	12.7	7.6	7.9	4.2	2.3	7.0	100.0	21.7	13.5	

註 マイナスは女性年上。上段は夫婦の組数、下段は割合。ゴシックは最大の年齢差区分。

女性年上および11歳以上の年齢差は全体に対する割合。

7. 父母と第一子との年齢差

四年分について、父母と第一子の年齢差を調べた。これは、あくまでも宗門改帳に基づくものである。再婚ということを考えられ、夫や娘となつていても実子ではないケースがある。しかし、宗門改帳では判別することができないので、全て実子として扱っている。調べた結果を表12-1から表12-4に示す。全ての年齢差を表にすると大きな表になってしまないので、五歳ごとに区切った。しかし、平均の年齢差は、実際のデータによつて計算したものである。この表について、左記のことがいえる。

①この第一子との年齢差は、時代による顕著な差はみられないが、前述のように有配偶者率は、時代が下がると低くなるついている。

②家持と借家では、借家の方が若干高い。これは、借家の方が晩婚であること示していると考えられる。

③全体を通じて、父親は、二六～三〇歳、母親は、二一～二五歳が最も多い。

昭和四十年(一九六五)の母親と第一子の年齢差は二五・七歳で、平成二十年(二〇〇八)は二九・五歳である。これらと比べると、近世後期の方が若い。有配偶者率等と総合的に考えると、近世後期には、結婚する人は、現代より早く結婚していた。し

このように子供の数は少なく、子沢山と言えるような状況ではない。慶応三年の平均の子供数は、一・七四であり、独身の女性が多いことを考えると、合計特殊出生率は、平成二十二年(二〇一〇)の一・三九¹³⁾に近い値になる可能性がある。

表11 子供の数

表11-1 宝暦2年(1742)

子供数		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	世帯数 計	子供数 計	子供数 平均	0人除外 平均
家持	世帯数 %	68 23.5	92 31.8	55 19.0	38 13.1	22 7.6	12 4.2	0 0.0	2 0.7	0 0.0	289 100.0	478	1.65	2.16
借家	世帯数 %	118 32.4	118 32.4	64 17.6	39 10.7	16 4.4	5 1.4	3 0.8	1 0.3	0 0.0	364 100.0	477	1.31	1.94
家持・ 借家計	世帯数 %	186 28.5	210 32.2	119 18.2	77 11.8	38 5.8	17 2.6	3 0.5	3 0.5	0 0.0	653 100.0	955	1.46	2.04

表11-2 文化6年(1809)

子供数		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	世帯数 計	子供数 計	子供数 平均	0人除外 平均
家持	世帯数 %	44 22.3	52 26.4	33 16.8	29 14.7	20 10.2	15 7.6	2 1.0	2 1.0	0 0.0	197 100.0	386	1.96	2.52
借家	世帯数 %	43 20.3	70 33.0	46 21.7	27 12.7	18 8.5	5 2.4	2 0.9	1 0.5	0 0.0	212 100.0	359	1.69	2.12
家持・ 借家計	世帯数 %	87 21.3	122 29.8	79 19.3	56 13.7	38 9.3	20 4.9	4 1.0	3 0.7	0 0.0	409 100.0	745	1.82	2.31

表11-3 天保7年(1836)

子供数		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	世帯数 計	子供数 計	子供数 平均	0人除外 平均
家持	世帯数 %	18 12.9	38 27.3	31 22.3	23 16.5	13 9.4	11 7.9	4 2.9	1 0.7	0 0.0	139 100.0	307	2.21	2.54
借家	世帯数 %	38 20.1	55 29.1	38 20.1	29 15.3	11 5.8	9 4.8	7 3.7	1 0.5	1 0.5	189 100.0	364	1.93	2.41
家持・ 借家計	世帯数 %	56 17.1	93 28.4	69 21.0	52 15.9	24 7.3	20 6.1	11 3.4	2 0.6	1 0.3	328 100.0	671	2.05	2.47

表11-4 慶応3年(1867)

子供数		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	世帯数 計	子供数 計	子供数 平均	0人除外 平均
家持	世帯数 %	16 13.4	28 23.5	34 28.6	16 13.4	16 13.4	7 5.9	1 0.8	1 0.8	0 0.0	119 100.0	256	2.15	2.49
借家	世帯数 %	66 28.0	69 29.2	45 19.1	32 13.6	15 6.4	8 3.4	1 0.4	0 0.0	0 0.0	236 100.0	361	1.53	2.12
家持・ 借家計	世帯数 %	82 23.1	97 27.3	79 22.3	48 13.5	31 8.7	15 4.2	2 0.6	1 0.3	0 0.0	355 100.0	617	1.74	2.26

表12 父母と第一子との年齢差

表12-1 宝暦2年(1752)

年齢差		15 以下	16～ 20	21～ 25	26～ 30	31～ 35	36～ 40	41～ 45	46～ 50	51 以上	計	平均 年齢差
家持	父親	0	10	34	68	72	32	18	8	0	242	31.5
	母親	15	61	82	53	20	5	1	0	0	237	23.6

表12-2 文化6年(1809)

年齢差		15 以下	16～ 20	21～ 25	26～ 30	31～ 35	36～ 40	41～ 45	46～ 50	51 以上	計	平均 年齢差
家持	父親	1	3	31	60	53	24	11	3	1	187	31.0
	母親	4	33	67	55	15	5	1	0	0	180	24.8

表12-3 天保7年(1836)

年齢差		15 以下	16～ 20	21～ 25	26～ 30	31～ 35	36～ 40	41～ 45	46～ 50	51 以上	計	平均 年齢差
家持	父親	0	4	32	58	53	34	11	3	1	196	30.9
	母親	5	32	68	58	15	6	1	0	0	185	24.8

表12-4 慶応3年(1867)

年齢差		15 以下	16～ 20	21～ 25	26～ 30	31～ 35	36～ 40	41～ 45	46～ 50	51 以上	計	平均 年齢差
家持	父親	0	12	30	32	21	16	6	0	0	117	28.7
	母親	10	18	37	22	8	9	3	1	0	108	24.9

表13 妻の出身地（宝暦2年の宗門改帳）表14 奉公人の出身地（宝暦2年の宗門改帳）

郡	村	家持		借家		計		郡	村	下男		下女		計	
		人数	割合	人数	割合	人数	割合			人数	割合	人数	割合	人数	割合
葛上郡	町内	97	38.2	133	42.1	230	40.4	葛上郡	町内	36	33.6	62	35.8	98	35.0
	檜原	4		8		12			俱戸羅	6		6		12	
	森脇	3		4		7			今城	3		0		3	
	俱戸羅	3		7		10			檜原	2		4		6	
	松本	3		4		7			池内	2		4		6	
	蛇穴	3		2		5			10ヶ村	12		28		28	
	三室	2		3		5			22ヶ村						
	室	2		4		6			計	25	23.4	42	24.3	67	23.9
	19ヶ村	29				29			4ヶ村	5				5	
	22ヶ村			29		29			5ヶ村	5	4.7	6	3.5	11	3.9
忍海郡	9ヶ村	15				15		葛下郡	新庄	1		3		4	
	7ヶ村			10		10			5ヶ村	5		3		5	
	計	15	5.9	10	3.2	25	4.4		3ヶ村			6	3.5	12	4.3
葛下郡	高田	11				8		高市郡	12ヶ村	12		4		12	
	新庄	10				3			4ヶ村	12	11.2	4	2.3	16	5.7
	北花内	3				4			計	6	5.6	6	3.5		
	7ヶ村	8				11			今井	5		7			
	10ヶ村			26		8.2			常門	4		7			
高市郡	計	32	12.6			58			車木	1		5			
	今井	5				2			16ヶ村			20			
	常門	4				3			12ヶ村	30	11.8	24	7.6	54	9.5
宇知郡	車木	1				4			計	16	6.3	6	1.9	22	3.9
	16ヶ村	20				15			五條	10				10	
	12ヶ村					7.6			5ヶ村	6		12			
吉野郡	計	30				54			計	16		12			
	下市								吉野	1		12			
	上市								下市	1		4			
	13ヶ村								柄原	1		3			
宇陀郡	22ヶ村							宇陀郡	8ヶ村	8		19		19	
	計	13	5.1			44	13.9		16ヶ村	11	10.3	38	22.0	49	17.5
吉野郡	2ヶ村	2	0.8		2	0.6	4	宇陀郡	1ヶ村	1	0.9	0.0	1	0.4	
	1ヶ村			0.0		1	0.3		紀伊	1	0.9	3	1.7	4	1.4
	式上郡	2ヶ村		0.0		2	0.6		伊勢	2	1.9	3	1.7	5	1.8
	広瀬郡	2ヶ村		0.0		2	0.6		伊賀	5	4.7	1	0.6	6	2.1
	河内	1	0.4		2	0.6	3		大坂	1	0.9	0.0	1	0.4	
	紀伊	1	0.4		1	0.3	2		合計	107	100.0	173	100.0	280	100.0
	伊賀	2	0.8		5	1.6	7								
	大坂			0.0		3	0.9								
	京都			0.0		1	0.3								
	伊勢			0.0		1	0.3								

かし、結婚しない人、または経済的理由等により結婚できない人が多かつたと考えられる。これは、現代と同じ傾向である。

第四節 他の村々との交流

1. 概要

人々が、他の村々から御所町に移り住むケースとして、婚姻、奉公、引っ越し等がある。宝暦二年（一七五二）の宗門改帳には、妻および奉公人の出身地が記入されている。これらの出身地について調べる。

引つ越しで御所町に来ても、旦那寺はそのまま元の村にあることが多いようである。宝暦二年、文化六年（一八〇九）、天保七年（一八三六）、慶応三年（一八六七）の四年分について、各旦那寺の檀家数とその所在地を調べる。これらの出身地や旦那寺の所在地によって、御所町と近隣の村々との交流の範囲について考察する。

2. 婚姻

宝暦二年の宗門改帳に記載されている妻の出身地を家持と借家に分けて集計した。集計結果を表13に示す。家持と借家で五名以上の場合は、村名を記入したが、四名以下の場合は、郡ごとにまとめて集計した。なお、婿養子についても出身地が書かれているが、家持が一人、借家が七人であり、妻に比べて人數が少ないので割愛した。

宝暦二年の宗門改帳でも、他村へ縁付いた人たちについては、

①全般的に、婚姻と同じ傾向である。町内の割合も婚姻に比べて少し比率が低いが、近い割合である。
②葛上郡の婚姻がない今城、池之内があるが、これらの村も御所町から遠くない。
③吉野郡が多いことは、婚姻と同じである。いろいろな面で、

その年の分しかわからないので、集計していない。表13からわかるること、注目点等は左記の通りである。

- ①妻が町内の出身である割合は、家持が三八・二パーセント、借家が四二・一パーセントで、かなり多い。
- ②葛上郡では、松本村、蛇穴村、俱戸羅村、三室村は、御所町と接している。そのほか計五人以上の村は、比較的近い村である。
- ③家持では葛下郡の高田村・新庄村、高市郡の今井町、宇智郡の五條村が多い。これらの村とは商売の付き合いが考えられる。
- ④比較的近い国中の郡の人が多い。そのなかで、離れた吉野郡の人が多いのが注目される。
- ⑤他国は六ヶ国である。現在の交流を考えるとき、伊賀が多いのが意外である。

表15 地域内寺院の檀家

表15-1 浄土宗

	宝曆2年			文化6年			天保7年			慶応3年		
	家持	借家	計									
地域内寺院檀家	194	286	480	160	217	377	101	219	320	68	285	353
地域外寺院檀家	11	43	54	29	61	90	22	69	91	25	97	122
計	205	329	534	189	278	467	123	288	411	93	382	475
地域内寺院割合	94.6	86.9	89.9	84.7	78.1	80.7	82.1	76.0	77.9	73.1	74.6	74.3
寺院数	9	17	18	18	26	29	17	27	29	15	36	37
家持割合 (%)	38.4			40.5			29.9			19.6		

表15-2 浄土真宗

	宝曆2年			文化6年			天保7年			慶応3年		
	家持	借家	計									
地域内寺院檀家	87	123	210	68	93	161	45	115	160	34	128	162
地域外寺院檀家	26	76	102	37	76	113	29	83	112	24	161	185
計	113	199	312	105	169	274	74	198	272	58	289	347
地域内寺院割合	77.0	61.8	67.3	64.8	55.0	58.8	60.8	58.1	58.8	58.6	44.3	46.7
寺院数	13	27	27	22	30	35	17	31	33	18	43	44
家持割合 (%)	36.2			38.3			27.2			16.7		

表15-3 三宗(真言宗、日蓮宗、禪宗)

	宝曆2年			文化6年			天保7年			慶応3年		
	家持	借家	計									
地域内寺院檀家	4	6	10	4	20	24	10	14	24	2	20	22
地域外寺院檀家	7	14	21	6	13	19	6	15	21	1	25	26
計	11	20	31	10	33	43	16	29	45	3	45	48
地域内寺院割合	36.4	30.0	32.3	40.0	60.6	55.8	62.5	48.3	53.3	66.7	44.4	45.8
寺院数	5	6	7	5	7	7	6	7	7	2	10	10
家持割合 (%)	35.5			23.3			35.6			6.3		

表15-4 全体

	宝曆2年			文化6年			天保7年			慶応3年		
	家持	借家	計									
地域内寺院檀家	285	415	700	232	330	562	156	348	504	104	433	537
地域外寺院檀家	44	133	177	72	150	222	57	167	224	50	283	333
計	329	548	877	304	480	784	213	515	728	154	716	870
地域内寺院割合	86.6	75.7	79.8	76.3	68.8	71.7	73.2	67.6	69.2	67.5	60.5	61.7
寺院数	27	50	52	45	63	71	40	65	69	35	89	91
家持割合 (%)	37.5			38.8			29.3			17.7		

吉野郡と交流があつたことがわかる。
④他国で伊賀が多いことも婚姻と同じである。
⑤ケースは多くないが、他村からの嫁と同じ出身地の下女があることがある。嫁入りの時に奉公人を連れてきたものと考えられる。

宝曆二年(一七五二)、文化六年(一八〇九)、天保七年(一八三六)、慶応三年(一八六七)の四年分について、宗門改帳に出てくる寺院を添付資料3として本章末に添付する。この表には、各寺院の檀家の数を集計したものと記入してある。表からわかるところを左記に示す。

①地域内寺院の割合は、浄土宗が各年を通じて浄土真宗よりも大きい。また、合計の戸数は、浄土真宗の方が少ないにもかかわらず、寺院数は浄土真宗の方が多い。これらのことは、他村から引つ越してきた人は、浄土真宗が多く、多くの地域から来ていることを表している。三宗にはバラツキがあるが、絶対数が少ないためである。

②三宗以外の地域内寺院は、時代が下がるにつれて減少している。このことは他村から引つ越してきた人が、時代とともに増加していることを現している。

③家持の割合は、浄土宗の方が大きい。これは、浄土宗の方が引っ越して来る人が少ないと関連している。このことは、浄土宗と浄土真宗でほぼ同じ傾向である。

町村史を参考にした。添付資料3の要約として、地域内寺院の割合を表15-1から表15-4に、且那寺の地域を表16-1にから表16-4に示した。

まず、地域内寺院と他地域の寺院の割合について検討する。浄土宗では、町内の三ヶ寺と竹田村の来迎寺、玉手村の満願寺の檀家が多い。これらの寺が御所町の定住者の且那寺であると考えられる。これらは寺を「地域内寺院の檀家」とする。浄土真宗では町内の二ヶ寺、三宗(真言宗・日蓮宗・禅宗)では町内の真言宗の觀音寺が地域内寺院である。これらの寺院は、添付資料3において、ゴシックで示している。表15-1から表15-4は、地域内寺院の檀家数、他地域寺院の檀家数およ

び地域内寺院の檀家数の割合を示す。なお、宗派は、浄土宗、浄土真宗、三宗(真言宗・日蓮宗・禅宗の計)に分け、表15-4には合計をまとめている。表には、各年の全体の軒数に対する家持の割合、寺院数を記入した。表8に家持の割合を示したが、ここでは宗派別の割合がわかる。なお、「計」欄に示した寺院数は、家持と借家の寺院数を単純に合計したものではなく、家持と借家の両方に檀家のある寺院は「1」として集計している。表からわかるところを左記に示す。

①地域内寺院の割合は、浄土宗が各年を通じて浄土真宗よりも大きい。また、合計の戸数は、浄土真宗の方が少ないにもかかわらず、寺院数は浄土真宗の方が多い。これらのことは、他村から引つ越してきた人は、浄土真宗が多く、多くの地域から来ていることを表している。三宗にはバラツキがあるが、絶対数が少ないためである。

②三宗以外の地域内寺院は、時代が下がるにつれて減少している。このことは他村から引つ越してきた人が、時代とともに増加していることを現している。

③家持の割合は、浄土宗の方が大きい。これは、浄土宗の方が引っ越して来る人が少ないと関連している。このことは、浄土宗と浄土真宗でほぼ同じ傾向である。

宗派は、浄土宗・浄土真宗・三宗としている。各寺院の具体的な所在地を郡別にまとめ、その割合を求めたものである。表15-1から表15-4は、地域内寺院の檀家数、他地域寺院の檀家数およ

表16 旦那寺の地域

表 16	郡等	浄土宗				浄土真宗				三宗				合 計	割合 %
		家持	借家	計	%	家持	借家	計	%	家持	借家	計	%		
宝 歴 二 年	1 町内	138	194	332	62.2	87	123	210	67.3	4	6	10	32.3	552	62.9
	2 葛上郡	67	118	185	34.6	1	6	7	2.2	2	10	12	38.7	204	23.3
	3 葛下郡	0	3	3	0.6	10	31	41	13.1	0	0	0	0.0	44	5.0
	4 高市郡	0	13	13	2.4	13	29	42	13.5	5	4	9	29.0	64	7.3
	5 十市郡	0	0	0	0.0	2	8	10	3.2	0	0	0	0.0	10	1.1
	6 広瀬郡	0	1	1	0.2	0	0	0	0.0	0	0	0	0.0	1	0.1
	7 吉野郡	0	0	0	0.0	0	1	1	0.3	0	0	0	0.0	1	0.1
	8 京都	0	0	0	0.0	0	1	1	0.3	0	0	0	0.0	1	0.1
		計				205	329	534	100.0	113	199	312	100.0	877	100.0

表 16	郡等	浄土宗				浄土真宗				三宗				合 計	割合 %
		家持	借家	計	%	家持	借家	計	%	家持	借家	計	%		
文化 六年	1 町内	99	142	241	51.6	68	92	160	58.6	4	20	24	55.8	425	54.3
	2 葛上郡	75	93	168	36.0	2	8	10	3.7	4	4	8	18.6	186	23.8
	3 忍海郡	0	8	8	1.7	0	0	0	0.0	0	0	0	0.0	8	1.0
	4 葛下郡	2	7	9	1.9	16	30	46	16.8	0	0	0	0.0	55	7.0
	5 高市郡	9	18	27	5.8	11	16	27	9.9	2	8	10	23.3	64	8.2
	6 十市郡	0	1	1	0.2	4	9	13	4.8	0	0	0	0.0	14	1.8
	7 宇智郡	0	0	0	0.0	0	0	0	0.0	0	1	1	2.3	1	0.1
	8 吉野郡	4	9	13	2.8	4	13	17	6.2	0	0	0	0.0	30	3.8
		計				189	278	467	100.0	105	168	273	100.0	783	100.0

表 16	郡等	浄土宗				浄土真宗				三宗				合 計	割合 %
		家持	借家	計	%	家持	借家	計	%	家持	借家	計	%		
天保 七年	1 町内	63	150	213	51.8	45	115	160	58.8	10	14	24	53.3	397	54.5
	2 葛上郡	49	101	150	36.5	2	5	7	2.6	3	11	14	31.1	171	23.5
	3 忍海郡	0	5	5	1.2	0	0	0	0.0	0	0	0	0.0	5	0.7
	4 葛下郡	2	4	6	1.5	14	32	46	16.9	0	0	0	0.0	52	7.1
	5 高市郡	5	19	24	5.8	8	24	32	11.8	3	4	7	15.6	63	8.7
	6 十市郡	0	1	1	0.2	2	7	9	3.3	0	0	0	0.0	10	1.4
	7 吉野郡	4	8	12	2.9	3	15	18	6.6	0	0	0	0.0	30	4.1
	計		123	288	411	100.0	74	198	272	100.0	16	29	45	100.0	728

表 16	郡等	浄土宗				浄土真宗				三宗				合 計	割合 %
		家持	借家	計	%	家持	借家	計	%	家持	借家	計	%		
慶 応 三年	1 町内	46	177	223	46.9	34	128	162	46.7	2	20	22	45.8	407	46.8
	2 葛上郡	39	140	179	37.7	0	17	17	4.9	1	12	13	27.1	209	24.0
	3 忍海郡	2	6	8	1.7	0	1	1	0.3	0	0	0	0.0	9	1.0
	4 葛下郡	0	6	6	1.3	11	72	83	23.9	0	4	4	8.3	93	10.7
	5 高市郡	4	40	44	9.3	6	38	44	12.7	0	9	9	18.8	97	11.1
	6 十市郡	0	0	0	0.0	3	7	10	2.9	0	0	0	0.0	10	1.1
	7 広瀬郡	0	1	1	0.2	1	1	2	0.6	0	0	0	0.0	3	0.3
	8 宇智郡	0	1	1	0.2	0	0	0	0.0	0	0	0	0.0	1	0.1
	9 吉野郡	2	11	13	2.7	2	20	22	6.3	0	0	0	0.0	35	4.0
	10 添下郡	0	0	0	0.0	1	1	2	0.6	0	0	0	0.0	2	0.2
	11 河内	0	0	0	0.0	0	2	2	0.6	0	0	0	0.0	2	0.2
	12 京都	0	0	0	0.0	0	2	2	0.6	0	0	0	0.0	2	0.2
		計				93	382	475	100.0	58	289	347	100.0	870	100.0

御所町に残存している宗門改帳の形式等について調べた。また、宗門改帳等に基づいて、人口の増減およびその要因、家族・夫婦等の様子、他村との交流等について各種の集計を行い、集計した結果に考察を加えた。

宗門改帳の形式は、宝曆二年、文化から天保期、慶應から明治期の三種類で大きく異なっている。近世後期の御所町は幕府領であるが、幕府領であつても、その時の支配者によつて、宗

寺と竹田村の来迎寺という地域内寺院があることは前述の通りである。

③葛上郡以外で多いのは、葛下郡と高市郡であるが、いずれも御所町から近い。忍海郡は、御所町と接しているが、少ないのは、村数が少ないと想される。

④吉野郡は、宝曆二年には一寺あるのみであるが、その後増えて文化六年以降は約四ペーセントになっている。宝曆二年には、婚姻および奉公の出身地として吉野郡が多い。まづ婚姻や奉公での交流が始まり、その後引つ越してくる人たちが増えるという経緯が類推される。

おわりに

門改帳の作成基準や様式が異なっている。この場合の問題点は、同じ地域であつても「現住地主義」と「本籍地主義」があることである。御所町の場合、奉公人の籍の問題から類推して、宝曆二年は「現住地主義」で、文化期以降は「本籍地主義」であると想えた。「本籍地主義」の所から「現住地主義」の所に奉公についた場合、二重登録になる可能性があり、逆の場合は、人口欠落する可能性がある。一つの支配地はかなり広いので、人口の誤差は大きいものと考えられる。検証は困難であるが、歴史人口学の一つの課題であると思われる。

宗門改帳は家持と借家で分かれているが、家持の前に「前書」が、借家の後に「後書」が付け加えられている。前書は、切支丹取締について、高札や五人組帳前書の記述を補完する内容になつていて、後書は、僧侶や町役人の誓約である。幕末には、前書は省略されており、形骸化している。

人口は、宝曆期は三二〇〇人前後であるが、文化期以降は、二十五〇〇人から二七〇〇人程度で大きな変化がない。この要因として、出生より死亡が多く、僅かではあるが人口の自然減になつていて、御所町の場合は、人口の増減の最も大きな要因は転入・転出であった。この転入・転出が、極端に多い年があるが、その理由はわからぬ。他の増減の要因として、婚姻・養子があるが、調べた期間ではこれらの人数はあまり多くない。

これらの他に、変動要因として家出がある。家出の除籍には、一定の手続きが決められていた。家出の人数が、多い年と少ない年があるが、社会情勢との関係はみられないようである。

宝曆二年、文化六年、天保七年、慶應三年の四年分について

(9) 前掲 (1) 五三頁

(10) 大石慎三郎校訂『地方凡例録』(近藤出版社、一九六九)

下巻、一四八頁(大石久經原著、寛政六年(二七九四))

(11)『王寺町史』(一九六九)二九二頁。この条文は「一、

毎年宗門帳三月迄之内ニ可差出。若御法度之宗門之者有之

ハ、早速可申出候、切支丹宗門之義御高札之旨可相守、宗

門帳之通人別入念可相改、宗門帳済候三而後召抱候下人等

ハ、寺請状別紙三可取置事」

(12) 前掲 (2) 七七頁

(13) 厚生労働省本「ムページ「平成二十年人口動態統計」

(14) 前掲 (13)

(15)『全国寺院名鑑』(全日本仏教会寺院名鑑刊行会、一九

七三)

(16) 前掲 (1) 五三頁

【史料1】(宗門改帳前書)

從 御公儀 被仰出候御法度書之写

一前々切支丹宗門之由ニ而猶本人有之者、何年以前何方ニ而詮

議有之候而、何年以前転候邪宗門之者ニ而候得共、切支丹依

訴人仕候、其科被成 御赦免、在所江帰罷在候哉、其訛委細

書付可被申候

一右転候前々切支丹之者有之、唯今迄も預ケ被差置候哉、又者

何ニ而も面々職を仕有之候哉、其訛老人宛別ニ委細書付可被

申候事

一最前切支丹ニ而転不申以前之子者男女共、本人同前之義ニ候

間、本人之内江書入可被申候、但転候以前之子ハ男女共類族

書付可被申候

一右転候前々切支丹之者有之、唯今迄も預ケ被差置候哉、又者

何ニ而も面々職を仕有之候哉、其訛老人宛別ニ委細書付可被

申候事

一前々切支丹宗門之由ニ而猶本人有之者、何年以前何方ニ而詮

議有之候而、何年以前転候邪宗門之者ニ而候得共、切支丹依

訴人仕候、其科被成 御赦免、在所江帰罷在候哉、其訛委細

書付可被申候

一右転候前々切支丹之者有之、唯今迄も預ケ被差置候哉、又者

何ニ而も面々職を仕有之候哉、其訛老人宛別ニ委細書付可被

申候事

一前々切支丹ニ而転不申以前之子者男女共、本人同前之義ニ候

間、本人之内江書入可被申候、但転候以前之子ハ男女共類族

書付可被申候

一右転候前々切支丹之者有之、唯今迄も預ケ被差置候哉、又者

何ニ而も面々職を仕有之候哉、其訛老人宛別ニ委細書付可被

申候事

一前々切支丹ニ而転不申以前之子者男女共、本人同前之義ニ候

間、本人之内江書入可被申候、但転候以前之子ハ男女共類族

書付可被申候

一前々切支丹ニ而転不申以前之子者男女共、本人同前之義ニ候

間、本人之内江書入可被申候、但転候以前之子ハ男女共類族

【註】動が多くなつてゐるが、これは世情の不安定と関係があるよう

に思える。

【註】

(1) 速見融『歴史人口学で見た日本』(文春文庫、一九九一)

五二頁

(2)『大和御所町誌』(一九五三) 七七頁

(3) 関山直太郎『近世日本の人口構造』(吉川弘文館、一九

五八) 一二三頁

(4) 宝暦二年の宗門改帳は、前半が妻となつてゐるが、後半

は筆跡が変わっており、女房となつてゐる。文化から天保

期は女房で慶應期は妻である。本稿では妻を用いる。

(5) 本書、第一章、九頁

(6) 本書、第一章、一四頁

(7) 渡辺澄夫、喜多芳之編『大和國若槻庄史料』(吉川弘文

館、一九七五)第三卷、四五一頁、「貞享四年切死丹類族

御改帳」は寺別になつてゐない。同、四七〇頁、「寛政二

年宗旨御改帳」は寺別になつてゐる。

(8)「赤塚家文書」に左記の任命書が残つてゐる。

小堀数馬代官所

葛上郡御所町、吉兵衛

孝安天皇、御陵御普請御成功ニ付、守戸役其方江申付候間、

大切ニ可奉守護候、依而苗字帶刀差許候、尤給米可被下候

處、國事多端之折柄ニ付、當分之間銀子下之

之内江書入可被申事
一前々切支丹転候以後、且那寺可有之候、何宗ニ成候而、常々寺江参詣仕候哉、其寺江付届常躰ニ仕候哉、數珠を持父母之忌日ニ寺江も參り持仏堂杯を詣、香花を備候哉、其趣且那寺體遂吟味、又者下人等召抱候者有之候ハ、其下々迄入念可致穿鑿事
一切支丹之者者不申ニ及、宗旨疑敷者有之者、御料者御代官、私領者其地頭江可訴候、勿論切支丹奉行江早々出之、品ニより急度御褒美可被下候、尤同類たり共其科を赦し仇を不成様可被 仰付候、若隱置後日ニ於顯者可為曲事事
一類族之者忌掛り候親類、并婿舅吟味有之候而書付可被申候、此外不及書付諸親類等迄他國江差遣候義者可為無用候、罷参り候ハ而、不叶訛有之候ハ、其訛參ル所江可申届、御料者御代官、私領者其地頭江可相達候
一類族之者果候ハ、死骸遂吟味別條於、無之者且那寺ニ而取置、其趣帳面三記シ毎年七月十二月兩度切支丹奉行江差出し、帳面除可被申事
右之趣早速相改、帳面ニ記之切支丹奉行江差出、帳面之與書等之義者切支丹奉行中カ可相達、前々切支丹宗門之者無之方江茂為心得不残相触候而可得其意候、以上巳二月
【史料2】(後書1)

右御所町男女とも拙僧共且那ニ紛無御座候、大切之義と奉存候故、隨分と念入吟味仕、代々之且那不申及一代之且那も詮議仕

期は女房で慶應期は妻である。本稿では妻を用いる。

(5) 本書、第一章、九頁

(6) 本書、第一章、一四頁

(7) 渡辺澄夫、喜多芳之編『大和國若槻庄史料』(吉川弘文

館、一九七五)第三卷、四五一頁、「貞享四年切死丹類族

御改帳」は寺別になつてゐない。同、四七〇頁、「寛政二

年宗旨御改帳」は寺別になつてゐる。

(8)「赤塚家文書」に左記の任命書が残つてゐる。

小堀数馬代官所

葛上郡御所町、吉兵衛

孝安天皇、御陵御普請御成功ニ付、守戸役其方江申付候間、

大切ニ可奉守護候、依而苗字帶刀差許候、尤給米可被下候

處、國事多端之折柄ニ付、當分之間銀子下之

添付資料1 御所町の家数および人数

年号	宗派	家 数			人 数								
		家持	借家	計	家 持			借 家			家持・借家 計		
					男	女	計	男	女	計	男	女	計
宝暦2年 1752	浄土宗	209	332	541	463	477	940	497	554	1,051	960	1,031	1,991
	浄土真宗	108	199	307	207	231	438	312	307	619	519	538	1,057
	真言宗	6	10	16	17	11	28	11	19	30	28	30	58
	日蓮宗	4	11	15	12	11	23	15	16	31	27	27	54
	禅宗	2	1	3	4	2	6	1	3	4	5	5	10
	合計	329	553	882	703	732	1,435	836	899	1,735	1,539	1,631	3,170
宝暦5年 1755	浄土宗	214	335	549	539	526	1,065	491	429	920	1,030	955	1,985
	浄土真宗	106	181	287	238	273	511	300	294	594	538	567	1,105
	真言宗	7	9	16	29	13	42	11	20	31	40	33	73
	日蓮宗	5	18	23	15	16	31	20	17	37	35	33	68
	禅宗	3	0	3	5	4	9	0	0	0	5	4	9
	合計	335	543	878	287	306	1,658	822	760	1,582	1,648	1,592	3,240
文化6年 1809	浄土宗	186	246	432	362	409	771	393	439	832	755	848	1,603
	浄土真宗	104	147	251	210	222	432	253	246	499	463	468	931
	真言宗	9	19	28							56	50	106
	日蓮宗	2	7	9							15	15	30
	禅宗	2	0	2							2	3	5
	合計	303	419	722	(572)	(631)	(1,203)	(646)	(685)	(1,331)	1,291	1,384	2,675
文化7年 1810	浄土宗	181	248	429	353	398	751	393	432	825	746	830	1,576
	浄土真宗	98	149	247	206	209	415	266	260	526	472	469	941
	真言宗	10	21	31							56	52	108
	日蓮宗	2	7	9							15	18	33
	禅宗	2	0	2							2	2	4
	合計	293	425	718	(559)	(607)	(1,166)	(659)	(692)	(1,351)	1,291	1,371	2,662
文化8年 1811	浄土宗	181	241	422	346	397	743	395	440	835	741	837	1,578
	浄土真宗	96	154	250	196	207	403	285	257	542	481	464	945
	真言宗	11	20	31							54	55	109
	日蓮宗	2	6	8							15	17	32
	禅宗	2	0	2							2	2	4
	合計	292	421	713	(542)	(604)	(1,146)	(680)	(697)	(1,377)	1,293	1,375	2,668
文化9年 1812	浄土宗	176	241	417	346	387	733	378	444	822	724	831	1,555
	浄土真宗	97	155	252	208	212	420	276	247	523	484	459	943
	真言宗	12	20	32							59	58	117
	日蓮宗	3	5	8							15	16	31
	禅宗	2	0	2							2	1	3
	合計	290	421	711	(554)	(599)	(1,153)	(654)	(691)	(1,345)	1,284	1,365	2,649

候所、拙僧とも旦那ニ少も相違無御座候、若人数之内三切支丹宗門有之申者御座候ハ、何時ニ而も拙僧罷出急度申訳可仕候、為其銘々宗門書付之下ニ印形仕奉差上候、以上

【史料3】(後書2)

右之通町中吟味仕候所、大小之百姓子供郷家借家之者称宜山伏

商人浪人医師占者座頭道心者之外当歳子至迄、男女老人不残宗門相改候所、切支丹宗門者無御座候、若御法度之宗門隠置、後日ニ顕候ハ、其者之義ハ不申及庄屋年寄組頭其外町中之者如何様ニ也可被仰付候

一以前切支丹ニ而転候者有之哉御改被成、先祖ニも切支丹宗門者無御座候事

一何連之末寺共、宗旨相不相知出家御改被成候、左様成出家毫道具杯有之候ハ、見出し次第御注進可仕候、為後日如件

此嘉兵衛義去已極月家出仕候ニ付、同月廿六日御届ヶ奉申上候處、御日限を以尋被為仰付候、御日限中故無印ニ而差上候
(嘉兵衛四六歳、女房と子供四人の名前記入、來迎寺の印はあるが、本人・家族の下に印なし)

【史料4】(文化七年淨土宗借家)

右之通町中吟味仕候所、大小之百姓子供郷家借家之者称宜山伏商人浪人医師占者座頭道心者之外当歳子至迄、男女老人不残宗門相改候所、切支丹宗門者無御座候、若御法度之宗門隠置、後日ニ顕候ハ、其者之義ハ不申及庄屋年寄組頭其外町中之者如何様ニ也可被仰付候

一以前切支丹ニ而転候者有之哉御改被成候、先祖ニも切支丹宗門者無御座候事

一庄家年寄組頭者不申及五人組仲間として、自然家内ニ不審成

此所ニ居申候来迎寺旦那松之介かしや伊介義、去辰十二月十二日家内家出仕候ニ付御届ヶ奉申上候處、御日限御尋被為仰付候ニ付、去御改之節無印ニ而奉差上候處、其後行未相知れ不申候故、去巳八月十九日町帳外御願奉申上候所、御開届候ニ付相除申候

（伊介一家の記入なし、文化六年（巳年）宗門改帳によるところ、伊介二歳の一家は、娘三歳、二七歳、孫一〇歳）

【史料6】(文化八年借家)

右弥兵衛義ハ去午正月家出仕候ニ付同月廿七日家出御届ヶ奉申上所、御日限を以尋被仰付、去る御改中ハ御日限中ゆへ無印ニ而奉差上候處、其後行未相知れ不申候付、同年八月十五日町帳外御願奉申上候所、御開届ヶ被為成下候、然ル所去年十二月ニ立帰り候故、同月十一日帰住御願奉申上御開届被為成下候ニ付奉書上候、尤去年平十郎かしやニ御座候處、帰住仕候而右差兵衛かしやへ住居仕候

（弥兵衛三五歳、母と同居）

【史料7】(慶応四年一向宗借家)

右弥兵衛義ハ去午正月家出仕候ニ付同月廿九日御訴帳外被仰付候

【史料5】

（文化七年淨土宗借家）

御所町の家数および人数

2/4

年号	宗派	家 数			人 数								
		家持	借家	計	家 持			借 家			家持・借家 計		
					男	女	計	男	女	計	男	女	計
文化10年 1813	浄土宗	173	244	417	337	387	724	385	442	827	722	829	1,551
	浄土真宗	101	151	252	219	208	427	261	235	496	480	443	923
	真言宗	12	18	30						59	58		117
	日蓮宗	3	6	9						16	14		30
	禅宗	1	1	2						2	1		3
	合計	290	420	710	(556)	(595)	(1,151)	(646)	(677)	(1,323)	1,279	1,345	2,624
文化13年 1816	浄土宗	156	258	414	299	352	651	420	451	871	719	803	1,522
	浄土真宗	90	150	240	203	190	393	263	242	505	466	432	898
	真言宗	9	16	25						60	58		118
	日蓮宗	3	5	8						15	14		29
	禅宗	0	2	2						2	1		3
	合計	258	431	689	(502)	(542)	(1,044)	(683)	(693)	(1,376)	1,262	1,308	2,570
文化15年 1818	浄土宗	154	264	418	294	333	627	441	469	910	735	802	1,537
	浄土真宗	86	161	247	204	174	378	282	268	550	486	442	928
	真言宗	10	19	29						60	62		122
	日蓮宗	3	5	8						17	15		32
	禅宗	0	3	3						3	1		4
	合計	253	452	705	(498)	(507)	(1,005)	(723)	(737)	(1,460)	1,301	1,322	2,623
文政2年 1819	浄土宗	150	272	422	281	316	597	446	495	941	727	811	1,538
	浄土真宗	86	165	251	203	178	381	289	266	555	492	444	936
	真言宗	8	20	28						63	65		128
	日蓮宗	3	5	8						15	15		30
	禅宗	0	3	3						3	1		4
	合計	247	465	712	(484)	(494)	(978)	(735)	(761)	(1,496)	1,300	1,336	2,636
文政4年 1821	浄土宗	153	256	409	286	314	600	446	493	939	732	807	1,539
	浄土真宗	83	176	259	195	176	371	323	294	617	518	470	988
	真言宗	11	17	28						64	66		130
	日蓮宗	3	5	8						16	15		31
	禅宗	3	3	3						6	2		8
	合計	250	457	707	(481)	(490)	(971)	(769)	(787)	(1,556)	1,336	1,360	2,696
文政5年 1822	浄土宗	152	270	422	290	311	601	463	507	970	753	818	1,571
	浄土真宗	82	180	262	191	171	362	342	303	645	533	474	1,007
	真言宗	11	19	30						64	63		127
	日蓮宗	3	6	9						15	15		30
	禅宗	0	3	3						6	2		8
	合計	248	478	726	(481)	(482)	(963)	(805)	(810)	(1,615)	1,371	1,372	2,743

御所町の家数および人数

3/4

年号	宗派	家 数			人 数								
		家持	借家	計	家 持			借 家			家持・借家 計		
					男	女	計	男	女	計	男	女	計
文政7年 1824	浄土宗	145	268	413	291	317	608	486	521	1,007	777	838	1,615
	浄土真宗	79	181	260	180	176	356	351	302	653	531	478	1,009
	真言宗	10	19	29							69	64	133
	日蓮宗	3	6	9							19	14	33
	禅宗	0	2	2							7	2	9
	合計	237	476	713	(471)	(493)	(964)	(878)	(823)	(1,660)	1,403	1,396	2,799
天保7年 1836	浄土宗	123	287	410	240	269	509	441	473	914	681	742	1,423
	浄土真宗	74	197	271	170	183	353	307	281	588	477	464	941
	真言宗	13	22	35	34	28	62	38	31	69	72	59	131
	日蓮宗	2	6	8	4	4	8	9	11	20	13	15	28
	禅宗	2	1	3	2	2	4	0	2	2	4	6	6
	合計	214	513	727	450	486	936	795	798	1,593	1,245	1,284	2,529
嘉永6年 1853	浄土宗	88	288	376	188	210	398	452	490	942	640	700	1,340
	浄土真宗	56	214	270	131	149	280	354	311	665	485	460	945
	真言宗	9	24	33	20	25	45	30	31	61	50	56	106
	日蓮宗	1	7	8	1	2	3	8	15	23	9	17	26
	禅宗	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	154	533	687	340	386	726	844	847	1,691	1,184	1,233	2,417
安政2年 1855	浄土宗	88	293	381	197	207	404	452	487	939	649	694	1,343
	浄土真宗	58	206	264	145	149	294	342	327	669	487	476	963
	真言宗	9	25	34							53	59	112
	日蓮宗	1	8	9							10	17	27
	禅宗	0	0	0							0	0	0
	合計	156	532	688	(342)	(356)	(698)	(794)	(814)	(1,608)	1,199	1,246	2,445
安政3年 1856	浄土宗	94	302	396	200	205	405	463	484	947	663	689	1,352
	浄土真宗	56	211	267	141	142	283	357	337	694	498	479	977
	真言宗	9	25	34							55	61	116
	日蓮宗	1	8	9							13	15	28
	禅宗	0	0	0							0	0	0
	合計	160	546	706	(341)	(347)	(688)	(820)	(821)	(1,641)	1,229	1,244	2,473
安政5年 1858	浄土宗	96	308	404	211	192	403	465	494	959	676	686	1,362
	浄土真宗	55	214	269	154	143	297	349	331	680	503	474	977
	真言宗				33						52	60	112
	日蓮宗				9						14	13	27
	禅宗				0						0	0	0
	合計	(151)	(522)	715	(365)	(335)	(700)	(814)	(825)	(1,639)	1,245	1,233	2,478

御所町の家数および人数

4/4

添付資料2 年齢層別の配偶者の有無

1/2

年号	宗派	家 数			人 数								
		家持	借家	計	家 持			借 家			家持・借家 計		
					男	女	計	男	女	計	男	女	計
万延元年	合計			873							1,412	1,355	2,767
1860	自然増減 出入 計	出生 入人 445	35 410 445	死失 出入 -185	-101 -84 -185						-66 326 260		
慶応2年	浄土宗 浄土真宗 真言宗 日蓮宗 禅宗			462 327 37 10 4						734 583 53 14 2	799 516 62 14 6	1,533 1,099 115 28 8	
1866	合計			840						1,386	1,397	2,783	
慶応3年	浄土宗 浄土真宗 真言宗 日蓮宗 禅宗	92 58 3 0 0	372 278 30 10 5	464 336 33 10 5	215 163 6 0 0	204 131 10 0 0	419 294 16 0 0	515 423 42 0 0	590 393 44 0 3	1,105 816 86 14 7	730 586 48 13 10	794 524 54 13 3	1,524 1,110 102 27 10
1867	合計	153	695	848	384	345	729	997	1,047	2,044	1,381	1,392	2,773
慶応4年	浄土宗 浄土真宗 真言宗 日蓮宗 禅宗	100 58 3 0 0	363 277 31 10 4	463 335 34 10 4	237 162 8 0 0	217 127 11 0 0	454 289 41 0 0	501 401 43 0 0	580 818 84 14 3	1,081 579 49 25 5	738 528 49 14 8	797 1,107 54 11 3	1,535 1,107 103 25 8
1868	合計	161	685	846	407	355	762	976	1,040	2,016	1,383	1,395	2,778
明治2年	合計 自然増減 出入 計	163	663	826						1,360	1,355	2,715	
	出生 入人 計	55 61 116		死失 出入 -168	-78 -90 -168					-23 -29 -52			
明治3年	浄土宗 浄土真宗 真言宗 日蓮宗 禅宗	100 66 5 0 1	360 259 29 10 4	460 325 34 10 5	228 180 6 0 1	220 150 9 0 3	448 330 15 0 4	520 400 40 0 3	548 381 42 13 3	1,068 781 82 24 6	748 580 46 13 4	768 531 51 11 6	1,516 1,111 97 24 10
1870	合計 自然増減 出入 計	172	662	834	415	382	797	976	985	1,961	1,391	1,367	2,758
	出生 入人 計	40 99 139		死失 出入 -100	-65 -35 -100					-25 64 39			

添付資料2 年齢層別の配偶者の有無
宝暦2年 (1752)

	年 齡	16~20	21~25	26~30	31~35	36~40	41~45	46~50	51~55	56~60	61以上	16以上計
男 性	配偶者あり	0	9	14	40	40	34	36	24	45	47	289
	独身	45	66	32	21	6	2	4	5	10	20	211
	独身+子供	0	0	2	1	4	3	2	3	6	6	27
	独身+養子	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	2
	独身 計	45	66	35	22	10	5	6	8	16	27	240
	有配偶者率	0.0	12.0	28.6	64.5	80.0	87.2	85.7	75.0	73.8	63.5	54.6
	配偶者あり	0	4	24	52	59	45	59	47	25	49	364
	独身	54	55	38	34	19	12	9	7	7	24	259
	独身+子供	0	0	0	2	0	1	4	1	5	10	23
	独身+養子	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	独身 計	54	55	38	36	19	13	8	12	34	282	
	有配偶者率	0.0	6.8	38.7	59.1	75.6	77.6	81.9	85.5	67.6	59.0	56.3
	家持・借家人數計	99	134	111	150	128	97	114	87	98	157	1,175
女 性	配偶者あり	13	25	40	50	37	29	32	32	21	10	289
	独身	62	49	20	8	5	6	12	8	23	53	246
	独身+子供	0	2	1	3	3	4	8	1	1	3	26
	独身+養子	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	2
	独身 計	62	51	21	12	9	10	20	9	24	56	274
	有配偶者率	17.3	32.9	65.6	80.6	80.4	74.4	61.5	78.0	46.7	15.2	51.3
	配偶者あり	8	33	61	59	61	41	39	30	23	9	364
	独身	69	60	41	18	9	10	19	18	20	61	325
	独身+子供	1	0	2	3	4	4	8	3	2	5	32
	独身+養子	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
	独身 計	70	60	43	21	13	14	27	22	22	66	358
	有配偶者率	10.3	35.5	58.7	73.8	82.4	74.5	59.1	57.7	51.1	12.0	50.4
	家持・借家人數計	153	169	165	142	120	94	118	93	90	141	1,285

文化6年 (1809)

	年 齡	16~20	21~25	26~30	31~35	36~40	41~45	46~50	51~55	56~60	61以上	16以上計
男 性	配偶者あり	0	7	13	15	17	39	34	27	13	32	197
	独身	81	38	38	15	12	3	4	2	4	10	207
	独身+子供	0	2	1	1	4	6	6	2	5	4	31
	独身+養子	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1	3
	独身 計	81	40	39	16	16	10	10	4	10	15	241
	有配偶者率	0.0	14.9	25.0	48.4	51.5	79.6	77.3	87.1	56.5	68.1	45.0
	配偶者あり	1	1	14	23	35	30	30	32	23	23	212
	独身	65	46	41	15	19	4	6	7	15	241	
	独身+子供	0	1	2	6	7	8	5	3	8	47	
	独身+養子	0	0	0	0	0	1	2	0	0	3	
	独身 計	65	47	43	29	22	26	13	13	10	23	291
	有配偶者率	1.5	2.1	24.6	44.2	61.4	53.6	69.8	71.1	69.7	50.0	42.1
	家持・借家人數計	147	95	109	83	90	105	87	76	56	93	941
女 性	配偶者あり	5	15	24	25	31	25	27	23	12	10	197
	独身	68	28	24	11	14	2	6	17	14	36	220
	独身+子供	0	1	2	7	3	10	4	1	0	1	29
	独身+養子	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	独身 計	68	29	26	18	17	12	10	18	14	37	249
	有配偶者率	6.8	34.1	48.0	58.1	64.6	67.6	73.0	56.1	46.2	21.3	44.2
	配偶者あり	3	10	29	26	50	35	25	10	10	14	212
	独身	68	31	33	24	13	6	8	21	22	39	265
	独身+子供	0	2	3	9	8	6	10	9	5	4	56
	独身+養子	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	2
	独身 計	68	33	36	33	21	13	18	31	27	43	323
	有配偶者率	4.2	23.3	44.6	44.1	70.4	72.9	58.1	24.4	27.0	24.6	39.6
	家持・借家人數計	144	87	115	102	119	85	80	82	63	104	981

年齢層別の配偶者の有無

2/2

天保7年（1836）

	年齢	16~20	21~25	26~30	31~35	36~40	41~45	46~50	51~55	56~60	61以上	16以上計
男 性 別	配偶者あり	0	5	10	13	22	27	22	14	7	19	139
	独身	57	32	19	9	8	4	4	1	0	5	139
	独身+子供	0	0	0	2	4	2	4	4	1	2	19
	独身+養子	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	2
	独身計	57	32	20	11	12	7	8	5	1	7	160
	有配偶者率	0.0	13.5	33.3	54.2	64.7	79.4	73.3	73.7	87.5	73.1	46.5
	配偶者あり	0	3	16	15	26	28	27	27	24	23	189
	独身	104	63	53	24	18	15	2	4	9	21	313
	独身+子供	0	0	2	13	6	11	11	9	10	11	73
	独身+養子	0	0	2	2	4	0	2	0	1	0	11
	独身計	104	63	57	39	28	26	15	13	20	32	397
	有配偶者率	0.0	4.5	21.9	27.8	48.1	51.9	64.3	67.5	54.5	41.8	32.3
	家持・借家人数計	161	103	103	78	88	88	72	59	52	81	885
女 性 別	配偶者あり	0	9	19	27	21	15	22	7	9	10	139
	独身	53	23	22	11	7	4	7	13	6	29	175
	独身+子供	0	1	4	2	6	4	3	0	1	2	23
	独身+養子	0	0	0	0	1	1	1	2	0	2	7
	独身計	53	24	26	13	14	9	11	15	7	33	205
	有配偶者率	0.0	27.3	42.2	67.5	60.0	62.5	66.7	31.8	56.3	23.3	40.4
	配偶者あり	2	8	20	36	31	20	23	21	15	13	189
	独身	69	53	46	22	22	12	8	20	17	39	308
	独身+子供	0	1	5	6	7	9	10	12	2	10	62
	独身+養子	0	0	1	0	1	2	0	0	2	5	11
	独身計	69	54	52	28	30	23	18	32	21	54	381
	有配偶者率	2.8	12.9	27.8	56.3	50.8	46.5	56.1	39.6	41.7	19.4	33.2
	家持・借家人数計	124	95	117	104	96	67	74	75	52	110	914

慶応3年（1867）

	年齢	16~20	21~25	26~30	31~35	36~40	41~45	46~50	51~55	56~60	61以上	16以上計
男 性 別	配偶者あり	0	3	8	19	17	15	20	14	11	12	119
	独身	43	31	23	9	1	6	2	2	2	6	125
	独身+子供	0	0	0	1	1	2	5	0	3	2	14
	独身+養子	0	0	0	1	0	1	1	0	0	0	4
	独身計	43	31	23	11	2	9	8	3	5	8	143
	有配偶者率	0.0	8.8	25.8	63.3	89.5	62.5	71.4	82.4	68.8	60.0	45.4
	配偶者あり	1	7	17	26	43	41	33	29	20	19	236
	独身	99	97	61	39	30	11	16	10	5	12	380
	独身+子供	0	2	1	7	11	17	18	16	13	16	101
	独身+養子	3	2	1	2	7	8	4	4	1	3	35
	独身計	102	101	63	48	48	36	38	30	19	31	516
	有配偶者率	1.0	6.5	21.3	35.1	47.3	53.2	46.5	49.2	51.3	38.0	31.4
	家持・借家人数計	146	142	111	104	110	101	99	76	55	70	1,014
女 性 別	配偶者あり	2	10	12	20	18	18	14	12	7	6	119
	独身	37	16	11	9	2	7	6	5	5	20	118
	独身+子供	0	0	0	0	2	3	0	1	0	2	8
	独身+養子	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	2
	独身計	37	16	11	10	4	11	6	6	5	22	128
	有配偶者率	5.1	38.5	52.2	66.7	81.8	62.1	70.0	66.7	58.3	21.4	48.2
	配偶者あり	4	12	26	34	53	43	25	13	12	14	236
	独身	103	90	59	50	36	20	20	15	22	69	484
	独身+子供	0	2	2	4	5	10	18	14	8	14	77
	独身+養子	0	1	0	3	0	5	2	1	3	2	17
	独身計	103	93	61	57	41	35	40	30	33	85	578
	有配偶者率	3.7	11.4	29.9	37.4	56.4	55.1	38.5	30.2	26.7	14.1	29.0
	家持・借家人数計	146	131	110	121	116	107	85	61	57	127	1,061

添付資料3 御所町住民の旦那寺

1/3

浄土宗

	寺院名	郡	町・村	現在の住所	宗派	宝暦2年		文化6年		天保7年		慶応3年		
						家持	借家	家持	借家	家持	借家	家持	借家	
1	真龍寺	葛上郡	御所町	御所市本町		73	92	58	82	39	95	24	114	
2	正栄寺	葛上郡	御所町	御所市大橋通り		48	73	33	46	18	43	18	52	
3	正福寺	葛上郡	御所町	御所市東久保		17	29	8	14	6	12	4	11	
4	来迎寺	葛上郡	竹田村	御所市竹田		39	64	40	53	27	49	15	51	
5	満願寺	葛上郡	玉手村	御所市玉手		17	28	21	22	11	20	7	57	
6	光明寺	葛上郡	蛇穴村	御所市蛇穴		4	6			2	1	5	1	3
7	浄土寺	葛上郡	俱戸羅村	御所市櫛羅		3	3	3		1	4	1	1	7
8	九品寺	葛上郡	檜原村	御所市檜原		2	8	6	9	4	16	6		
9	生蓮寺	葛上郡	室村	御所市室		4	8	5	5	2	4	1	11	
10	竜正寺	葛上郡	名柄村	御所市名柄		1				1	1	2	3	
11	極楽寺	葛上郡	吐田村	御所市南郷						1	2	6	6	
12	重信院	葛上郡	樋野村	御所市樋野						1	1		2	
13	西方寺	葛上郡	戸毛村	御所市戸毛						1				
14	西応寺	忍海郡	柳原村	御所市柳原						1				
15	極楽寺	忍海郡	平岡村	葛城市平岡						7		4	2	2
16	念誦院	忍海郡	脇田村	葛城市脇田								1	1	
17	淨信寺	忍海郡	西辻村	葛城市西辻							1			2
18	淨正庵	忍海郡	林堂村	葛城市林堂								1		2
19	法林寺	葛下郡	道穂村	葛城市南道穂						3	2	4	2	1
20	淨願寺	葛下郡	寺口村	葛城市寺口							1			1
21	大円寺	葛下郡	磯野	大和高田市磯野							1		2	2
22	長專寺	葛下郡	市場	大和高田市市場								1		1
23	唯心院	葛下郡	高田村	大和高田市本郷								1		
25	光明寺	高市郡	土佐町	高市郡高取町下土佐						3	4	2	3	13
26	如來寺	高市郡	市尾村	高市郡高取町市尾						4	2	3	8	
27	来迎寺	高市郡	飛鳥村	高市郡明日香村飛鳥						2	1	6	2	1
28	称名院	高市郡	五井村	檜原市五井						1		2	7	1
29	西光寺	高市郡	今井町	檜原市今井町						2	1	2	1	3
30	阿弥陀寺	高市郡	見瀬村	檜原市見瀬						2	1	1	2	1
31	淨國寺	高市郡	常門村	檜原市一町						2	1	4	1	3
32	光岩寺	高市郡	曾我村	檜原市曾我村								1		1
33	觀福寺	高市郡	觀音寺村	檜原市觀音寺村									1	
34	法然寺	十市郡	南浦村	檜原市南浦								1		
35	定願寺	広瀬郡	南郷村	北葛城郡広陵町南郷						1				1
36	浄土寺	広瀬郡	安倍村	北葛城郡広陵町安倍										1
37	源竜寺	宇智郡	南阿田村	五條市南阿田町										1
38	西方院	吉野郡	六田村	吉野郡吉野町六田						1	3	4	2	2
39	西迎院	吉野郡	下市村	吉野郡下市町下市						1	5	2	5	
40	極楽寺	吉野郡	楳原村	吉野郡下市町楳原						1		2	2	1
41	正福寺	吉野郡	今木村	吉野郡大淀町今木							1		1	1
42	専念寺	吉野郡	新庄村	吉野郡大淀町西増							1	2	1	1
43	淨念寺	吉野郡	葉水村	吉野郡大淀町葉水								1		1
44	金蓮寺	吉野郡	持尾村	吉野郡大淀町持尾								205	3	

御所町住民の旦那寺

2/3

浄土真宗

	寺院名	郡	町・村	現在の住所	宗派	宝暦2年		文化6年		天保7年		慶応3年	
						家持	借家	家持	借家	家持	借家	家持	借家
1 円照寺	葛上郡	御所町	御所市大橋通り	本願寺	74	101	59	74	40	94	30	114	
2 淨宗寺	葛上郡	御所町	御所市西御堂	大谷	13	22	9	19	5	21	4	14	
3 専念寺	葛上郡	俱戸羅村	御所市櫛羅	本願寺	1	3	1		1	1		6	
4 正覚寺	葛上郡	朝町村	御所市朝町	本願寺	1		1		1				
5 正福寺	葛上郡	古瀬村	御所市古瀬	本願寺			5		2			4	
6 等覚寺	葛上郡	三室村	御所市三室	本願寺			1		1			1	
7 誓願寺	葛上郡	柏原村	御所市柏原	本願寺	2	1	1	1				6	
8 万福寺	葛上郡	東寺田	御所市東寺田	本願寺			1						
9 正覚寺	忍海郡	新町村	葛城市忍海	本願寺								1	
10 當專寺	葛下郡	笛堂村	葛城市笛堂	興正	1	6	2	1	3	1		11	
11 専明寺	葛下郡	笛堂村	葛城市笛堂	興正	1	7	4	6	3	6	2	9	
12 現徳寺	葛下郡	今市村	葛城市南今市	本願寺	3	5	2	2	2	4	2	3	
13 照久寺	葛下郡	八川村	葛城市八川	興正	2	2	4		4	2		6	
14 一乗寺	葛下郡	寺口村	葛城市寺口	興正								3	
15 専明寺	葛下郡	市場村	大和高田市市場	興正	2	4	2	1	3	1		2	
16 専立寺	葛下郡	高田村	大和高田市内本町	本願寺	1		1		2	1		5	
17 名称寺	葛下郡	曾根村	大和高田市曾根村	本願寺	1	4		7	3	6	1	17	
18 順照寺	葛下郡	磯野村	大和高田市磯野	興正	1	2	1	3	2	1	1	5	
19 安楽寺	葛下郡	大中村	大和高田市大中	仏光寺		1	1	1	1	1			
20 円正寺	葛下郡	池田村	大和高田市池田	本願寺		1				1		6	
21 常徳寺	葛下郡	曾根村	大和高田市曾根村	本願寺			2		2			1	
22 照光寺	葛下郡	神楽村	大和高田市神楽	本願寺					1				
23 西蓮寺	葛下郡	野口村	大和高田市野口西代	本願寺			1					1	
24 正行寺	葛下郡	有井村	大和高田市有井	大谷			2						
25 真願寺	葛下郡	大谷村	大和高田市大谷	大谷	(現、大谷別院)								
26 善教寺	高市郡	奥田村	大和高田市奥田	本願寺	8	9	3	3	5	4			
27 本覚寺	高市郡	車木村	高市郡高取町車木	大谷	3	6	5	2	7	5	3	9	
28 与楽寺	高市郡	与楽村	高市郡高取町与楽	本願寺					1			2	
29 大円寺	高市郡	土佐村	高市郡高取町土佐	本願寺		1							
30 西法寺	高市郡	薩摩村	高市郡高取町薩摩	本願寺	2	2	1						
31 光永寺	高市郡	觀学寺村	高市郡高取町觀学寺	本願寺		1							
32 浄円寺	高市郡	松山村	高市郡高取町松山	本願寺									
33 称念寺	高市郡	今井町	高市郡今井町	本願寺		3		4	6	2	7	5	
34 順明寺	高市郡	今井町	高市郡今井町	本願寺		1		1	4	1			
35 金台寺	高市郡	南八木村	高市郡八木町	本願寺					4				
36 圓立寺	高市郡	八木村	高市郡八木町	本願寺									
37 円教寺	高市郡	箸喰村	高市郡光陽町	本願寺					1				
38 淨宗寺	高市郡	北越智村	高市郡北越智町	興正	1	2	4	1	2			5	
39 信光寺	高市郡	畠火村	高市郡御坊町	本願寺								1	
40 光専寺	高市郡	曾我村	高市郡曾我町	興正	2		2					2	
41 德応寺	高市郡	曲川村	高市郡曲川	本願寺	2		2						
42 净福寺	十市郡	南山村	樺原市南山町	興正	2	8	4	7	1	7	3	5	
43 善福寺	十市郡	新口村	樺原市新口町	興正				2	1			1	
44 淨照寺	十市郡	田原本	磯城郡原本町茶町	本願寺									
45 明嚴寺	広瀬郡	百濟村	北葛城郡広陵町百濟	本願寺								1	

御所町住民の旦那寺

3/3

浄土真宗(つづき)

	寺院名	郡	町・村	現在の住所	宗派	宝暦2年		文化6年		天保7年		慶応3年	
						家持	借家	家持	借家	家持	借家	家持	借家
46 弘願寺	吉野郡	越部村	吉野郡大淀町越部	本願寺						2		4	2
47 専立寺	吉野郡	増口村	吉野郡大淀町増口	本願寺						1		1	1
48 立興寺	吉野郡	下市村	吉野郡下市町下市	本願寺						1		1	6
49 滝上郡	吉野郡	善城村	吉野郡下市町善城	本願寺						1		1	6
50 光円寺	吉野郡	柄原村	吉野郡下市町柄原	本願寺						1		1	1
51 清教寺	吉野郡	柄原村	吉野郡下市町柄原	大谷						1		1	1
52 正念寺	吉野郡	六田村	吉野郡吉野町六田	本願寺						1		2	2
53 本善寺	吉野郡	飯貝村	吉野郡吉野町飯貝	本願寺									2
54 光慶寺	添下郡	郡山	大和郡山市今井町	本願寺									1
55 明覺寺	河内	喜志村	現、不明										2
56 東ノ坊	京都		現、不明	興正						1			2
		計								113	198	105	169
										74	198	58	289

真言宗

	寺院名	郡	町・村	現在の住所	宗派	宝暦2年		文化6年		天保7年		慶応3年	
						家持	借家	家持	借家	家持	借家	家持	借家
1 観音寺	葛上郡	御所町	御所市神宮町	高野山	4	6	4	20	10	14	2	20	
2 安樂寺	葛上郡	稻宿村	御所市稻宿	高野山		2	2	1	1	4	1	5	
3 净土寺	葛上郡	奉膳村	御所市奉膳	高野山		1	1	1	1	3	1	2	
4 金剛寺	葛上郡	東持田村	御所市東持田	高野山		1							
5 別性寺	葛上郡	森脇村	現、なし								1		
6 宝満寺	葛上郡	僧堂村	御所市僧堂	高野山								1	
7 橋本院	葛上郡	高天村	御所市高天	高野山								1	
8 久米寺	高市郡	久米村	樺原市久米	御室								1	
9 阿弥陀寺	宇智郡	須川村	五條市住川	高野山									
	計									5	9	7	23
										12	22	3	30

日蓮宗

	寺院名	郡	町・村	現在の住所	宗派	宝暦2年		文化6年		天保7年		慶応3年	
						家持	借家	家持	借家	家持	借家	家持	借家
1 慶雲寺	葛下郡	新庄村	葛城市大屋	臨済									4
2 光雲寺	高市郡	越智村	高市郡高取町越智	黃檗	2	1	2	1	2	1	2	1	
3 長円寺	高市郡	土佐村	高市郡高取町上子島	曹洞									1
	計									2	1	2	1
										0	1	0	5

禅宗

	寺院名	郡	町・村	現在の住所	宗派	宝暦2年		文化6年		天保7年
--	-----	---	-----	-------	----	------	--	------	--	------

法、⑧道徳法、⑨節用法、⑩民事法、⑪刑事法、⑫訴訟法の一
二に分類している。『五人組制度論』では、前著の内容を補完
し、分類では①営業法、②身分法の二つを加え「一四」にしている。
また、同氏は五人組帳前書の収集を行い、『五人組法規集』に
九四点の五人組帳前書を掲載している。

穂積重遠氏は陳重氏の子息で父君の跡を継いで五人組帳前
書の収集を行い、『五人組法規集続編』として、上下二巻にま
とめ、四七七点の五人組帳前書を収録するとともに、前書の各
条を内容によって分類している。

田村浩氏⁽⁹⁾は、東北地方を中心に近代の隣組制度について調査
し、江戸時代の五人組制度との関連について述べている。

西村精一氏⁽¹⁰⁾は、五人組の起源、経緯等について解説すると
もに、各地の五人組帳前書から、五人組の機能を左記の八項目
にまとめている。

- ①警察保安関係（犯罪告発、転住・宿泊人取締、切支丹取
締、賭博禁止等）、②納稅関係（日限までの完納、納稅の
連帶責任）、③防火並びに防水に関する事項、④治水土木
に関する事項、⑤農業上の機能（田地売買禁止、田地分割
制限、荒れの防止、農業共助）、⑥親族法・相続法関係（婚
姻・養子縁組・相続・遺言等への立会）、⑦節約の励行、
⑧道徳教化

この分類は最近の研究でも引用されており、五人組の機能の
常識になつてゐるようと思える。また、滋賀県を中心とした近世の
隣組制度について調査し、これを「新五人組制度」としている
が、田村氏と同様、隣組制度を推奨するような記述である。こ

れらは昭和十年代の研究であり、世相を反映しているように思
える。

野村兼太郎氏⁽¹¹⁾は五人組に關し、「五人組帳に現れた五人組制
度を研究したものであつて、實在せる五人組そのものが如何な
ものであるかを十分調査したもののではない。（中略）五人組
帳前書、即ち五人組の規定が直ちに徳川時代の五人組制度の真
実の姿であると解することが出来ない」と五人組帳前書による
五人組の機能を批判しているが、眞実の姿については言及して
いない。また、同氏は「五人組帳資料」として一二一点の関東
地方の五人組帳前書を掲載している。

3. 戰後の研究

最近、五人組の研究は活発とはいえない。戦前の研究によつ
て、ある程度の固定観念ができてゐること、五人組帳以外に史
料がないこと等の要因が考えられる。戦後の研究としては左記
のものがある。

煎本増夫氏⁽¹²⁾は、「通説のようにキリストン弾圧・浪人取締り
であったのではなく、寛永年間に自立過程にあつた近世農民を
村落内に封鎖し、年貢収奪を完璧たらしめる必要に迫られたと
ころにあると考えられる。そのためには五人組の機能
が、村内治安・年貢納入・耕作強制・相互扶助であつたのであ
る」としている。また、同氏の最新の著作である前述の『五人
組と近世村落』では、副題に「連帶責任制の歴史」とあるよう
に、主に五人組の連帶責任について述べられている。

小笠原隆夫氏⁽¹³⁾は、讃岐国豊田郡井関村の例で、「五人組の機

第五章 近世五人組の機能に関する再検討

一 御所町の五人組を例に

はじめに

江戸時代の五人組には、連帶責任等が義務付けられていたと
されている。『国史大辞典』には、「江戸時代における最末端
の治安・行政単位。地域ごとに五戸前後を組み合わせ、年貢納
入・治安維持の連帶責任単位とした」とある。また、高等学校
の教科書には、「百姓は数戸ずつ五人組に編成され、日常生活
でたすけあう一方で、納稅や犯罪などに連帶責任を負された」と
と書かれており、これが五人組の固定観念になつてゐる。五人
組に関しては多くの先行研究があるが、實際にどうであったか
について、実態に関する史料等に基づいて調べたものはないよ
うに思える。

御所町に「文政十三寅二月 家出人柳原屋武左衛門割賦帳
五人組」（西暦一八三〇、以下、「武左衛門割賦帳」という）と
表紙に書かれた一冊の横帳が残つてゐる。これは一家全員で家
出した武左衛門の借財を五人組が処理した記録である。現在の
整理回収機構のような仕事を五人組がしている。この史料や御
所町のその他の史料、各地の五人組帳前書等から、實際に五人
組には何が義務付けられていたか、また實際にどのような働き
をしていたか等、五人組の機能について再検討する。

一般的に「五人組帳」といわれているものについて、御所町
表紙に書かれた一冊の横帳が残つてゐる。これは一家全員で家
出した武左衛門の借財を五人組が処理した記録である。現在の
整理回収機構のような仕事を五人組がしている。この史料や御
所町のその他の史料、各地の五人組帳前書等から、實際に五人
組には何が義務付けられていたか、また實際にどのような働き
をしていたか等、五人組の機能について再検討する。

2. 戰前の研究

五人組の機能についての先行研究は多いが、ほとんど五人組
帳前書の記述をもとにしたものである。太平洋戦争以前には五
人組の研究が活発であつたと考えられ、その成果が今も引用さ
れている。その主なものは左記の通りである。

穂積重遠氏⁽¹⁴⁾は、最初の五人組制度の研究者といえる。三つの
著作があり、前述の『五人組制度』では、五人組制度の沿革、
概要について述べるとともに、五人組帳前書の内容を①総論、
②勧農法、③租税法、④駅伝法、⑤吏員法、⑥警察法、⑦宗教

③ 伍人與改帳：慶應四年（前書なし）

④ 御掲五人組印形帳：明治三年、全一二条（一条、一条）

⑤ 宗旨五人組前書：文久二年、（安政四年（一八五七）の五人

組帳前書に宗門改帳の前書が付け加えられている）全三

五条（三条、一条）、安政四年は、全二七条（三条、一条）

（改訂新庄町史）・『新訂王寺町史』には掲載していない。このよ

うに、改訂のときに掲載しなくなつた市町村史がある。また、

市町村史の他に『地方凡例録』に記載のものおよび『山本大膳

五人組帳』を加えた。これらについて全条数、五人組と書かれ

た全条数、五人組の単独の機能と考えられる条数を調べる。

第一節に五人組帳前書が多数掲載されている五つの文献を示

したが、それらについても、五人組の単独の機能が書かれた条

文を調べた結果、『五人組法規集』のなかに単独と思われる条

文を含むものがあつたので追加した。『五人組法規集統編』に

は、正編を含め全ての条文について、その内容を七四五条に分

類している。それらの条文は、内容において左記に転記したもの

と重複すると思われる。また、『五人組帳の研究』の「五人

組資料』・『大阪周辺の村落資料』・『幕末期河州天領五人組

帳集』についても表現は異なるが、内容として重複するものば

かりのようである。

五人組の機能に関する条文を各史料の原文通りに転記す

る。一度転記したものと同じ内容の条文は割愛する。

① 「五人組御改帳」大和国御所町、文化六年（一八〇九）

第二条、五人組之義、町場ハ家並在郷ハ最寄次第家五軒宛

ニ組合、子供并ニ下人店借地借之者ニ至迄、惡事不仕

ニ組中常々無油断可令詮議、若徒者有之而庄屋之申付を

も不用候ものハ可訴出事

② 「五人組御仕置帳」大和国葛下郡王寺村、安永六年（一七

七七）三月、全五九条（五条、一条）

③ 「五人組帳」大和国葛下郡疋田村、文化八年（一八一一）

三月、全四九条（九条、二条）

第四二条、独身之百姓耕作成兼候ハ、五人組として助合

田畠あらし不申様ニ可仕事

④ 「御仕置五人組帳」大和国宇陀郡下芳野村、寛政五年（一七

七九三）三月、全七三条（六条、二条）

第一五条、馬之筋をのへ候儀御停止候、牛馬売り買候ハ、成

出所聞届請人を取、五人組ニ相断可売買致、出所不慥成

牛馬不可買取事

⑤ 「御仕置五人組帳」大和国吉野郡黒淵村、延享四年（一七

四七）三月、全六七条（六条、二条）

⑥ 「五人組御仕置帳」大和国宇陀郡東之庄村、延享二年（一

七四五）三月、全三九条（三条、一条）

⑦ 「五人組帳」大和国生駒陣所一ヶ村、天保十五年（一八

四四）四月、全五〇条（一〇条、三条）

能は頼母子講・「山五人組組合」という他の家連合体に代替えされている」とし、五人組の相互扶助性は、村落構造に規定されたものであると指摘している。

大塚英二氏は、尾張国春日井郡赤津村に残された五人組帳と家別絵図・人別改帳を対照させ、「五人組の組合せは、単純な地理的結合ではなく、経済的紐帶、即ち保証関係などを伴う形でなされ、五人組は年貢納入の一つの単位として存在した」としている。

前記の他に、黒羽兵治郎氏・川村優氏・双川喜文氏・熊谷信一氏・武田久義氏等の研究があるが、連帶責任・相互監視という五人組の機能に疑問を呈した研究はない。

多数の五人組帳前書が掲載されている文献として、前記三つの文献の他に、『大阪周辺の村落資料（第四輯 五人組帳）』（五四点を収録）・『幕末期河州天領五人組帳集』（六点を収録）がある。

第二節 五人組帳前書

2. 御所町の五人組帳

この他に、文久二年（一八六二）の宗旨五人組前書という前書のみが書かれた文書がある。これらの五人組帳について、五人組帳前書の内容を調べる。前書の内容は、天保以前と幕末で異なっている。また、奈良県内の市町村史、文献等に記載されている五人組帳前書についても、その内容を調べることにする。そして、それらの五人組帳前書の各条に關し、五人組の義務とされているものを検証する。

五人組帳前書は、文化六年から天保七年まで、内容は同じで全六一条である。各条の内容は、安永六年（一七七七）の大和国葛下郡王寺村のものとほぼ同じであるので翻刻を割愛する。幕末の五人組帳には前書がない。前書は簡素化されて別冊になっていて、毎年、書き写すことを省略している。

天保七年以前の前書のなかに、「五人組」と書かれているものや五人組帳に関するものと、五人組の単独の機能と考えられるものがあるが、後者は一條のみである。左記の各五人組帳に「全条数」および括弧内に「五人組と書かれた全条数」と「五人組の機能に関する条数」を示す。また、表紙に書かれている表題を示す。

① 五人組御改帳：文化六年（天保七年）全六一条（五条、一

条）

② 五人組御改帳：慶應二年、慶應三年、（前書なし）

一貫四〇三匁、残つてはいた醤油の道具等を売つた代銀三〇三匁、計銀一貫七〇六匁である。処理のための諸入用は銀一八四匁四分で、これを差し引いた債権者に対する割賦銀の原資は、銀一貫五二一匁六分となる。これを債権者に償する割賦額に応じて均等に支払つており、配当率は、一三・五パーセントである。高取藩の役所の吟味を受けた上、その指示に従つて一連の作業を実施したと記載されている。

文政十一年の武左衛門の五人組および前後の組を表1に示す。また、各人の屋敷の場所を図1に示す。図は寛保二年(一七八四二)の検地絵図をもとにしている。屋敷の場所は、文政九年(一八二六)の高名寄帳の「ケンチ」と反別、寛保二年の検地絵図に記載の名請人と反別を一致させることによって特定した。なお、高名寄帳、土地取引等における田畠・屋敷の特定には、寛保二年の検地時の名請人の名前が用いられている。

2. 武左衛門の家族、所持屋敷等の来歴

「御所町宗門御改帳」(以下、「宗門改帳」という)、「御所町高名寄帳」(以下、「高名寄帳」という)、検地絵図等によつて調べた武左衛門の祖父の代から、家出した文政十二年までの家族や所持する田地・屋敷の来歴は左記の通りである。

(1) 寛保二年(一七八五二)の宗門改帳

高市郡今井町
新兵衛 六二、妻せき 五一、伴 武左衛門 三〇、
他 男子一名、女子 三名、下女 二名
新兵衛の伴として武左衛門が書かれているが、これは年代

第一五条、火の用心五人組限り致吟味大切に可仕事

第四九条、(前略) 御未進銀等在之候又は無拠諸借用致有之候は御年貢筋は勿論其外は吟味の上其組合のものへ不残皆済申付候五人組より庄屋年寄等閑致置候は庄屋年寄へ右皆済申付候間其時後悔不致様樂々常々致吟味兼度相守忘却致問敷候(後略)

(8) 「五人組帳」 摂津国嶋下郡別所村、嘉永二年(一八四九)四月、全三四条(一二三條、一条)

第一七条、(前略) 軽キ百姓田畠仕付候節、相煩候歟、又ハ仕付生育可仕候、若荒置候ハ、曲事ニ可被仰付候御事

①『地方凡例録』全五三条(一〇条、三条)

第三条、(前略) 別て五人組の儀は親類よりも親しく、吉凶とも互に助け合患難相救ひ可申候、五軒の内老人にて合其外之者共五人組江相断勿論帰り候はゞ其届可仕事も不埒有之に於ては、五人共可為同罪事

⑩ 「山本大膳五人組帳」 天保七年(一八三六)、全一四七条(一九条、三条)

第一一二条、他所江籠越一宿にても可仕節者名主組頭者申

合其外之者共五人組江相断勿論帰り候はゞ其届可仕事

⑪ 「五人組帳」 武藏国秩父郡金崎村、寛文五年(一六六五)全五一条(一一条、五条)

第二条、御年貢出し候はで欠落致可申候と及見候百姓御座候ば御代官へ届け不申先妻子を取り上可申上候致油断欠落致而も五人組之もの共急度御年貢払方相究可申候事

⑫ 「御条目被仰渡候惣百姓連印帳」 武藏国多摩郡伊奈村、

3. 第三節 五人組による家出人の借財処理

1. 概要

武左衛門割賦帳は、財政的に行き詰まつて家出した一家の借財を五人組が整理した記録である。この史料および関連する史料等から、どのように借財が処理されたか、その処理に関する五人組の役割等について検証する。なお、この史料は、五人組によつて作成され、町役人に提出されたものと考えられる。この史料の最初の部分の翻刻を史料1に示す。なお、町入用の支払いを記録した免割小日記に、武左衛門に対する醤油の代銀の支払いがあること、醤油醸造の道具が残つていたことから、醤油の醸造を行つていたと考えられる。

武左衛門は、家出する前に家財道具を高田村(現、奈良県大和高田市)吉兵衛に売り払い、文政十二年(一八二九)の大晦日に一家で家出した。借財の合計は銀二一貫二九七匁五厘である。一方、回収した銀高は、高田村吉兵衛から取り戻した道具代銀

延享四年(一七四七)全六四条(八条、三条)

第五条、吉利支丹宗門之儀御禁制之条不審成候もの有之者可申出若不審成もの隠匿後日に顕候はゞ五人組共急度可申付候事

右記のカツコ内の下段に示すように、五人組の単独の機能、義務と考えられるものの数は少ない。また、⑨の第三条および⑪の第二条以外は、義務・機能としては重くない。なお、これら二つの条については後述する。

表1 文政11年 五人組帳

	屋号	名前	町	検地	屋敷面積	石高(合)	場所	備考
前 1	橋屋	善兵衛	北町	藤右衛門	15畝12歩	36,625	2-①	○
	種屋	平兵衛	北本町	小左衛門	1畝6歩	2,703	2-②	○
	出屋敷屋	ます	北町	藤右衛門	27歩	3,196	2-③	○
	細井戸屋	清兵衛	北町	藤右衛門	2畝6歩	374	2-④	○
		平七	(文政9年の高名寄帳に名前なし。文政9~11年の間に転入)					
武 左 衛 門 組	柳原屋	武左衛門	北本町	新兵衛	4畝15歩	765	1-①	
	西口屋	しめ	六軒町	六兵衛	1畝9歩	221	1-②	
	檜原屋	長七	六軒町	四郎兵衛	2畝21歩の内	592	1-③	
	今田屋	忠治郎	六軒町	太兵衛	5畝9歩の内	3,962	1-④	
	甘酒屋	宗助	六軒町	四郎兵衛	2畝21歩の内	190	1-⑤	
後 1	玉手屋	吉兵衛	北本町	八郎兵衛	2畝27歩	4,835	3-①	○
	西口屋	佐兵衛	北本町	六兵衛	2畝27歩の内	255	3-②	○
	西口屋	源四郎	北本町	四郎兵衛	1畝18歩	6,977	3-③	○
	今田屋	元治郎	北本町	久治郎	1畝21歩	5,620	3-④	

註) (1) 検地・屋敷面積・石高は文政9年の高名寄帳による。
(2) 屋敷面積「の内」はその屋敷地の一部である。
(3) 備考欄の○は天保7年五人組帳に名前のある人である。

北本町 ケンチ新兵衛 二百七拾九番

一、上田 八畝廿四歩 高壹石四斗九升六合

京東 ケンチ善六 四百八拾三番、

同所 ケンチ同 四百八拾四番、

付箋①、文化六年（一八〇九）に屋敷を銀三貫目で布屋伊右衛門に質入れ。

付箋②、文政二年（一八一九）に田地二筆を銀八五〇匁で譲る。

（6）文政三年（一八二〇）の高名寄帳（付箋三枚）
屋敷のみとなつていてる。

付箋①、文政四年（一八二一）、屋敷を銀三貫目で布屋伊右衛門に再度質入れ（一旦返却して期間をおいてまた借りたのか、切り替えたのかは不明）。

付箋②、文政七年（一八二四）七月、借入高銀四貫目、利足月七朱

付箋③、文政七年九月、借入高銀五貫目、利足は同じ。

（7）文政九年（一八二六）の高名寄帳（付箋二枚）
付箋①、文政九年五月、借入高銀六貫目、利足月八朱。

付箋②、文政十一年（一八二八）、貸主布屋伊右衛門に譲る。

文化六年（一八〇九）に銀三貫目で質入れした屋敷は利子が加わって、文政九年に六貫目になり、文政十一年に手放している。家持が欠けているので、これ以降の詳細は不明であるが、家出した文政十二年（一八二九）の推定年齢は、左記の通りである。

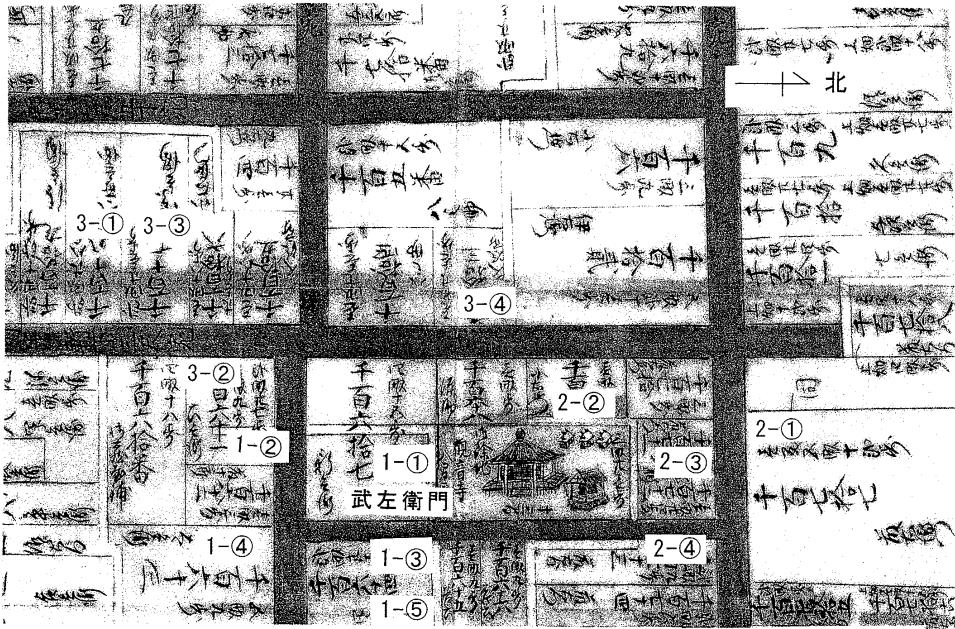


図1 五人組の組合せ

武左衛門 六七、女房ます 六一、棒 武兵衛 四二、孫 常吉 一九

3. 家出後の処理

債権者の各人にに対する債権額及び割賦銀（配当金）を表2に示す。家出後の処理に關し、注目点、疑問点等は左記の通りである。

①武左衛門が家出前に道具を売った高田村吉兵衛からの代銀の取り戻し、残つた道具類の売却、債権者および債権額の特定等を二ヶ月余りで完了している。債権者は二九人で、その約半分は御所町以外の人である。これらの作業は、五人組が中心になつて行つたものと思われるが、短期間に完了していることは驚異的である。

②処理のための諸入用は、合計銀一八四匁四分である。諸入用がどのよくなことに支出されたかについて興味があるが、記録は支払い先と金額のみである。全部で一八人に支払つていて、最高は銀二〇匁、最低は銭五〇文である。

③諸入用の支出先に武左衛門の五人組の名前がない。一つ後の組の玉手屋吉兵衛・西口屋佐兵衛・西口屋源兵衛の名前がある。組合せは家持と借家で分かれているが、文政十二年の五人組帳は残つていないので、借家になった武左衛門の五人組がどうなつたかはわからない。一つ後の家持の五人組が処理にあつた可能性がある。なお、屋敷を手放した後、借家人として同じ屋敷に住む例は多いようである。

④一三・五パーセントの割賦銀に全員が応じてること、高

から家出入武左衛門の父親であると考えられる。この時期は、二人の下女をおいていて、裕福であったと思われる。旦那寺が今井町（現、奈良県橿原市今井）にあることから、祖先は今井町近辺の出身であると考えられる。

（2）寛保二年（一七四二）の検地絵図

「新兵衛 四畝一五分」とあり、寛保二年には同じ所に住んでいたことがわかる。（図1参照）

（3）文化三年（一八〇六）の宗門改帳

武左衛門 四四、女房ます 三八、棒 己之助 二〇

宝暦三年（一七五三）以降、文化二年（一八〇五）までの宗門改帳は現存していないので、この間の経緯は不明である。

（4）文化十二年（一八一五）の宗門改帳

武左衛門 五三、女房ます 四七、棒 武兵衛 二九、孫 常吉 五

一旦養子に出した孫の常吉を戻している。また、この年に

息子の己之助は武兵衛と改名している。常吉は武左衛門にとって初孫であり、初孫を養子に出すとは考えにくい。この常吉は武左衛門の子で、財産をなくす原因がここにあつた可能性がある。

（5）文化十四年（一八一七）の高名寄帳（付箋二枚、質入れは付箋で処理されている）

屋敷の他に左記の田地一筆を持つていて、持高は合計四石四升六合である。これらの田は、「ケンチ」が新兵衛になつてないでの、寛保二年の検地以降に入手したものである。

一、屋敷 四畝拾五歩 高七斗六升五合

表 2 債権者および債権額・割賦銀

町・村	債権者	債権者		債権額 匁	割賦銀 匁	精算 月日	損銀 匁
		屋号	名前				
1	米屋	善兵衛		269.02	36.32	とら2月日	232.70
2	大中屋	源兵衛		221.35	29.88	とら2月日	191.47
3	釜屋	半兵衛		1,000.00	135.00		865.00
4	八百屋	おなを		96.92	13.08	とら2月日	83.84
5-1	今井屋	七兵衛		239.24	32.29	2月	206.95
5-2	今井屋	七兵衛		60.00	8.10	2月	51.90
6-1	今田屋	九蔵		604.80	81.65		523.15
6-2	今田屋	九蔵		66.20	8.94		57.26
7	ます屋	利助		27.00	3.64	とら2月日	23.36
8	八百屋	嘉助		24.70	3.33		21.37
9	今北屋	利右衛門		114.90	15.49	とら2月日	99.41
10	久保	恵口(虫喰)		1,000.00	135.00		865.00
11	今北屋	平七		194.60	26.27		168.33
12	米屋	嘉兵衛		110.50	14.92		95.58
13	今井	坊城屋	伊兵衛	502.40	67.82	3月9日	434.58
14	今井	飴屋	清兵衛	328.30	44.29		284.01
15-1	曾根		嘉兵衛	1,000.00	135.00		865.00
15-2	曾根		嘉兵衛	382.56	51.70		330.86
16	東辻		孫七	86.30	11.60		74.70
17	新むら		久兵衛	1,051.00	141.89		909.11
18	柳原		忠右衛門	70.67	9.54		61.13
19	坊城	木綿屋	善三郎	252.00	34.02		217.98
20	新むら		孫七	150.00	20.25		129.75
21	土佐	帶屋	久作	8.28	1.12		7.16
22	古寺		藤兵衛	67.89	9.16		58.73
23	大坂	塙屋	弥三郎	97.80	13.20	3月9日	84.60
24	さたき	大和屋	忠兵衛	61.40	8.29	3月14日	53.11
25	五条		与次兵衛	646.50	87.27		559.23
26		橋屋	善兵衛	645.80	87.12		558.68
27	竹内		市三郎	600.00	81.00		519.00
28	大坂	大和屋	利兵衛	1,100.00	148.50		951.50
29		質大和屋	清兵衛	216.72	29.26	3月20日	187.46
	計			11,296.85	1,524.94		9,771.91

- 註 1) 町・村が記載されていないのは御所町と考えられる。
 2) 割賦銀の率は13.5%である。
 3) 「計」欄は筆者の集計であるが、史料1のべに比べ0.2匁少ない。

田村吉兵衛が道具の代銀の返還に応じていていること等は、現在の個人の権利を主張する社会とは少し違っているように思える。また、これらの処理は高取役所の指示であるが、短期間に指示が出されている。なお、高取役所が道具の代銀を戻すよう命じた理由は、「夜中ニ持運ひ不束之義ニ付」ということである。
 ⑤年貢免定によると、毎年、町は醤油造冥加銀として、銀九匁九分を支払っている。この額は、家出の前後で変化がない。醤油造りの道具とともに、権利が町内で移動したものと考えられる。
 先行研究等では、債務の連帯責任が五人組の重要な役目とされているが、この史料では、五人組は一切の債務の補償をしていない。

先行研究等では、債務の連帯責任が五人組の重要な役目とされているが、この史料では、五人組は一切の債務の補償をしていない。

1. 概要

第四節 五人組制度の実態

五人組の実態については、疑問点が多い。五人組帳前書に記載されている内容が実際に守られていたのか。五人組には、債務、年貢の納入等の連帯責任や犯罪防止の相互監視が課されているとされていて、高等学校の教科書にも書かれているが、実際にははどうであったか。五人組の組み合わせについて、先行研究には種々の方法が書かれている。御所町の組合せはどうしていたのか。五人組帳前書の読み聞かせが義務付けられていたとされているが、実際に実施されていたかどうか。これらの五人組の機能・義務としているものが多く、それらが五人組の概念になつているようと思える。しかし、五人組帳前書の条文は、全ての住民が守るべきこととして定められたものであると考えられる。また、「庄屋年寄五人組」と書かれている条文も村役人・世話役としての義務である。このように、前書に書かれていることを五人組の機能・義務とするのは問題である。このことについて、戦前に野村兼太郎氏が指摘しているが、その後、同様の指摘をした研究はないよう思える。

2. 五人組帳前書と五人組の義務

穂積重遠氏は、『五人組法規集』および『五人組法規集続編』の五人組帳前書の各条を機能別に整理しているが、前述のように全部で七四五条もある。このように五人組帳前書は、時代や地域によって多種多様である。五人組制度は、五人組帳前書の条文に基づいて論議されることが多いが、ある地域または時代の一つの前書に基づいて、論議することは適切ではない。第二節で示したように、五人組そのものに課せられた義務は重要なものはなく、その数も少ない。

従来の研究は、この五人組帳前書に書かれていることを五人組の機能・義務としているものが多く、それらが五人組の概念になつているよう思える。しかし、五人組帳前書の条文は、全ての住民が守るべきこととして定められたものであると考えられる。また、「庄屋年寄五人組」と書かれている条文も村役人・世話役としての義務である。このように、前書に書かれていることを五人組の機能・義務とするのは問題である。このことについて、戦前に野村兼太郎氏が指摘しているが、その後、同様の指摘をした研究はないよう思える。

3. 債務・土地売買の連帯責任

債務・土地売買の連帯責任は、五人組の義務とされている。しかし、前述した武左衛門の例が示すように、五人組は債務処

る。

これに関し、武左衛門の例で考えてみる。武左衛門の田地二筆は、合わせて三石二斗八升一合である。譲り渡した文政二年（一八一九）の年貢は、第二章の添付資料1から徵収の免は六つ八分で、徵収の米価は銀四三匁なので、約九六匁となる。また、

町入用の打銀は、一石当たり四匁六分であり、これらによつて計算した田地の年貢と町入用の合計は、銀一一匁ほどである。武左衛門はこの田地を銀八五〇匁で売つてゐるので、年貢を七年余り滞納しても差し押さえで回収できることになる。屋敷についても、年貢が銀二二匁余りであるのに、銀三貫目で質入れしているので、年貢の一〇〇年分以上ということになる。これは屋敷の石盛は一石七斗で上田と同じで、町場での利用価値を考えると低く、また、建物は年貢の対象外であつたためである。

このことを具体的に示した史料がある。土地等の取引に関する町の控である「加判帳」の文政二年（一八一九）のものに、物納の例が記載されている。その「譲り申田畠証文之事」の翻刻を史料2に示す。文化十三年（一八一六）から文政二年まで四年間の年貢、銀六七九匁八分を滞納し、田畠五筆を町役人に差し出している。なお、この弁之庄屋喜右衛門は物納した田畠以外に屋敷と田地二筆を所持していたので、年貢はこれらを合わせたものである。後日、町役人は物納された田畠を売つて、滞納されていた年貢を回収している。五人組の一人がこの取引の証人になつてゐるが、五人組の役割はこれだけである。

前述した松原村の史料のなかに、五人組が連名で村役人に提出した一札がある。天明八年（一七八八）十二月付であるが、そ

の本文を左記に示す。

一 我々組内又兵衛義不如意ニ付、此度諸道具壳払候付、村借用并ニ連判等ハ家屋敷引当ニ取置、我々共江引請申候処実正也、然ル上ハ済口之節我々共々急度相立可申候、其為引請証文以如件

ここでも、五人組は債務者の家屋敷を引当にして村借用を処理することを約束しているのみで、連帶保証はしていない。

5. 犯罪の連帶責任および相互監視

高等学校の教科書には、「犯罪の防止に連帶責任を負わせた」とあり、これも五人組の重要な機能とされている。西村精一氏が「組合員の相互糾察並に犯罪告発」の項で引用しているのは寛文五年（一六六五）武藏国秩父郡金崎村の五人組帳前書である。

一何にても御公儀御法度に相背惡事仕候者御座候はゞ其五人組中より可申上候、若脇より御聞出し候はゞ名主五人組共に曲事に可被仰付候

この条文は「其五人組中より可申出」となつてゐる。犯罪行為を見つけた場合に通報するのは、実際に勇気を持つてできるかどうかは別として、いつの時代でも住民としての当然の義務である。

第二節3項⑨に示したものには、「不埒有之に於いては、五人組可為同罪事」となつていて、五人組の一人が犯罪を犯すと全員が同罪になるという表現になつてゐる。しかし、御所町の文政十一年（一八二八）の五人組帳の一人のところに「入牢致居

なかの河内国丹北郡松原村（現、大阪府松原市）の史料については、一四点の質入れ証文のうち、五人組が加判しているのは一点のみである。これには「若切月ニ相滞候ハ、右質物の田地私共引請、銀子ニ而元利返上納可仕候」とあり、処理することを引き受けたものであつて、金錢的な保証をしていない。

4. 年貢の連帶責任

年貢の連帶責任は、五人組の固定観念になつていて、高等学校的教科書にも書かれている。このもととなつてゐるのは、西村精一氏の著作であると思われるが、同書は「納税の連帶責任」の項に左記の天保二年（一八三一）美濃国郡上郡貢問村「五人組御仕置帳」を引用している。

一御年貢米金共、年切に相納、極月限皆済可致候、若致未進

欠落候者有之候はゞ其五人組庄屋年寄可弁納

ここには、「五人組庄屋年寄可弁納」となつてゐるので、村

請制のことを言つてゐるのであつて、五人組に連帶保証を求めたものではないと考えられる。しかし、第二節3項の⑪に示したものには「五人組之もの共急度御年貢払方相究可申候事」とあり、江戸時代初期であるが連帶保証を求めてゐる。しかし、連帶保証をした実例についての先行研究はないようである。

年貢の連帶責任には矛盾があるよう思える。すなわち、年貢の納付義務があるのは高持であり、田畠または屋敷を所持している。それを差し押さえれば済むことで、五人組に連帶保証を求める必要はない。仮に、質入れをして行方不明になつていたとしても、その田畠・屋敷を取得した者から徵収が可能であ

理に関わつてゐるだけで、債務は債権者が放棄することによつて解決してゐる。この処理において、家出前に武左衛門の道具を買い取つた高田村吉兵衛は、銀一貫四〇三匁の損失、債権者は二九人で、最高の人の損失は、銀一貫一九五匁八分六厘（曾根村嘉兵衛、二件の計）である。債務処理に要した費用は、回収した銀高から引いて債権者に配当しているので、五人組は一切金錢的な負担をしていない。配当率は一三・五パーセントであるが、債権者はこれに応じてゐる。役所の承認を取つたものであるが、五人組の名においてなされた処理に、不服を言えないといふのが、五人組の機能のように思われる。

煎本増夫氏は、借金で妻子を引き連れて欠落したときに、残りの組仲間が貸主に弁済した例をあげ、「五人組が加判しているので、連帶保証で弁納せざるをえなかつた」と述べてゐる。しかし、このように五人組が保証人として加判しているのは、特殊なケースであると思われる。大阪府吹田市の西尾家文書には約一二〇点の借用証文があるが、五人組が請人または保証人として加判してゐる例はない。

また、煎本増夫氏は、「質地入れや土地売買は五人組の保証が必要であった。何か問題が起つたときは五人組が連帶責任を負わなければならなかつた」としている。しかし、御所町の五人組帳前書には、「田畠并山林等永代賣買御停止三候、若質物入候ハハ庄屋年寄証文に奥印可致候」とあり、五人組には奥印を求めてゐない。西尾家文書には、「三八点の質入れ証文がある。そのほとんどに取引に關係のある村の庄屋が奥印してゐるが、五人組が加判しているものはない。また、津田秀夫文庫の

味が分からなかつたに違ひない」と述べている。

地方、村の規模等によって異なると思われるが、御所町の場合について考えてみる。御所町の家数は七〇〇から八〇〇軒であり、一堂に集めて読み聞かせを実施することは不可能である。五人組帳には捺印の問題もある。一堂に集めて読み聞かせ、捺印させるのが理想であるが、それができないとした場合、どのようにして捺印させたかという問題がある。五人組帳だけであれば、回覧形式で組頭が読み聞かせて捺印させることができある。しかし、五人組帳は一冊であるのに、表紙には「六冊之内」と書かれていて、宗門改帳と同時に作成されていたことがわかる。宗門改帳は、浄土宗の家持・借家、浄土真宗の家持・借家および三宗（真言宗・日蓮宗・禪宗）の五冊に分かれており、寺院ごとにまとめられている。したがって、組頭にまかせるのは困難であると考えられる。

野村謙太郎氏²は、印形を名主に預けていた可能性を指摘しているが、御所町の場合は、人数が多いので無理のように思われる。現実的な方法として、庄屋または年寄の処へ捺印に来させるということが考えられる。そして五人組帳前書は、前年度のものをそのまま写して提出する、すなわち、五人組制度が形式化していたということである。

終わりに

大和国御所町の江戸時代中期以降の史料、各地の五人組帳前書等に基づいて、五人組の機能について再検討した。家出入の

借財処理について、五人組は処理の実務を担当しているが、金銭的には一切の負担をしていない。回収した資金から必要経費を差し引き、残りを債権者に配当することによって解決している。河内国松原村の二点の史料でも、五人組は債務者の田畠・屋敷を処分して、借財の処理することを約束しているが、金銭的な保証はしていない。

一般的に五人組の重要な機能とされている年貢納入の連帶責任には矛盾があることを指摘した。年貢を納入するのは高持であり、未進がある場合、五人組に責任を負わせて納入させるより、未進者の田畠・屋敷を差し押さえる方が確実である。場所によって異なるかもしれないが、田畠・屋敷の実勢の取引価格は、年貢の数年分以上の価値があるからである。

また、犯罪の相互監視についても疑問がある。五人組帳前書の条文の拡大解釈だと考えられる。日々隣近所を監視していたのでは、平穏な日常生活が過ごすことができないようと思える。御所町の例では、五人組の組合せは、年々替わっている。連帶責任が求められるのであれば、日頃行いの悪い人や転入してきた人等との組合せについて、トラブルが生じるはずである。組合せは持家と借家に分けて、四人から六人ずつ近隣の人たちで機械的に行われている。

このように五人組の機能・義務に誤解が生じたのは、五人組帳前書に定められている事を五人組のためのものであると考えたのでは、平穏な日常生活が過ごすことができないよう思える。御所町の例では、五人組の組合せは、年々替わっている。連帶責任が求められるのであれば、日頃行いの悪い人や転入してきた人等との組合せについて、トラブルが生じるはずである。組合せは持家と借家に分けて、四人から六人ずつ近隣の人たちで機械的に行われている。

候ニ付無印ニ而奉差上候」という付箋がついているものがある。これは一人が入牢していて捺印できないということであり、この組の他の四人は捺印しているので、何の罪にも問われていなきことを示している。

犯罪防止の連帶責任は、五人組帳前書の拡大解釈のよう思える。御所町の例が示すように、一人が犯罪を行つた場合、五人組全員を同罪にするのは無理のようと思われる。

6. 五人組の組合せ

五人組の組合せに関して、煎本増夫氏⁷は、「五人組の編成には、富裕農民と零細農民を組み合わせることが要請され、事実そのようになつていることが判明した」としている。また、大塚英二氏は、「有力な者（持高五石以上の層）が必ず一名以上いて、年貢未進時などに組合員に融通を行つた。単純な地理的関係性だけでなく、経営的に有力な者が必ず内部に含まれるようにした」と述べている。

御所町の例では、家持と借家で分けて組み合わせている。また、組み合せは近隣が原則で、持高等の配慮はされていない。町の西北の隅から四人から六人ずつ組み合わせて、転入・転出等で三人または七人になつた場合は、隣の組と調整して四人から六人になるようにしている。なお、庄屋・年寄は五人組に入つていいない。

宗門改帳等によると、江戸時代中期以降において、転入・転出・家持から借家・借家から家持等の人の出入りは多い。表1に示す文政十一年（一八二八）の五人組の組合せには、八年後の天

保七年（一八三六）の五人組帳に記入されている人を備考欄に○を付けた。武左衛門の組は全員いなくなつておらず、同じ組合せは一つもない。このような状況では、五人組による連帶責任は困難であると考えられる。

7. 五人組帳前書の読み聞かせ

基本的な問題点として、五人組帳前書の各条に書かれたことをどのようにして一般住民に伝え、人々はどのように理解していくかということがある。冒頭で引用した『国史大辞典』には、「前書部分を庄屋が毎年四月または、正月・五月・九月といふように定期的に村民に読み聞かせたり、あるいは五人組寄合における朗読によつてその法令の徹底が計られ、また寺子屋の教材として用いられたりして、その浸潤が期された」と記載されている。御所町の前書の末尾には「右之条々一ヶ年三度宛、村中大小之百姓寄合為読聞、此趣常々無油断堅可相守、若違背之輩於有之ハ、可為曲事者也」とある。

穂積陳重氏⁸は、法令の読み聞かせに関し各地の五人組帳前書から、「①年々一度、②毎年二度、③毎年三度、④毎年四度、⑤毎月一度、⑥毎月再々、⑦人別改めを行う時又は鎮守祭礼の時等にすべしとするものがある」としている。しかし、実際にどのように行われていたかについて言及した先行研究はない。なお、この件に関して、野村謙太郎氏⁹は「習字の手本として刊行され、また書かれたものはある。従つて一種の教訓的役割を一部の者の間に演じてゐたことであらう。しかしそれは百姓大衆にとつては殆ど問題にならなかつた。たまたま聞かされても意

- (20) 武田久義「五人組と生活保障についての一考察」(『桃山学院大学経済経営論集』一九九四)三五号、一七頁
- (21) 関西大学法政史学会編『大阪周辺の村落資料』(第四輯五人組帳) (関西大学出版部一九五八)
- (22) 「幕末期河州天領五人組帳集」(『大阪経大論集』日本経済史研究所近世史研究会一九六二)二〇三頁
- (23) 『王寺町史』(一九六九)二九二頁
- (24) 『新庄町史』(一九六七)一一一頁
- (25) 前掲(23)
- (26) 『改訂新庄町史』(一九八四)
- (27) 『新訂王寺町史』(二〇〇〇)
- (28) 大石慎三郎校訂『地方凡例録』(近藤出版一九六九)下巻、九六頁(原著、大石久敬一七九四)
- (29) 前掲(4)付録、前掲(11)二〇六頁等に掲載。天保七年(一八三六)幕府代官山本大膳が編纂し木版で頒布
- (30) 前掲(8)
- (31) 前掲(3)下巻、一七〇〇頁
- (32) 前掲(12)九四頁の後
- (33) 前掲(21)
- (34) 前掲(22)
- (35) 前掲(23)
- (36) 前掲(24)
- (37) 『菟田野町史』(一九六八)一〇五頁
- (38) 『賀名生村史』(一九五九)一六八頁
- (39) 『新訂大字陀町史』(一九九二)史料編、第一巻、三二
- (40) 『生駒市誌』(一九七一)資料編I、四二六頁
- (41) 『吹田市史』(一九七四)六巻、三〇二頁
- (42) 前掲(28)
- (43) 前掲(29)
- (44) 前掲(8)二五頁
- (45) 前掲(8)二〇五頁
- (46) 図1の3-2の左にある「千百六拾番」は蔵屋敷で、「文政十三年(一八三〇)のおかげ参り」の時に約一万人に対する宿泊の施行が行われた場所である。(本稿、第七章)その時の世話人であった平野屋和助・玉手屋吉兵衛の名前が諸入用の支払先にある。また、債権者のなかに同じく世話人の今井屋七兵衛の名前がある。
- (47) 前掲(3)下巻、一七〇〇頁
- (48) 前掲(12)三二頁。「(五人組帳前書は)百姓の一般的義務を指示したものであつて、特に五人組に限定さるべき性質のものは甚だ少ない」と述べている。
- (49) 前掲(5)一〇四頁
- (50) 『西尾家文書目録』旧西尾家住宅総合調査報告書別冊(吹田市教育委員会二〇〇九)
- (51) 前掲(5)一〇四頁
- (52) 抽稿「西尾家文書について」『旧西尾家住宅総合調査報告書』(吹田市教育委員会二〇〇九)一九〇頁。目録は前掲(50)
- (53) 抽稿「河内国丹北郡松原村・別所村文書について」(『関
- も重くない。
- 五人組制度の実態について、第四節でまとめた。検討した近世中期以降では、五人組はほとんど機能していなかつたと考えられる。毎年、町役人の義務として五人組帳を作成し、役所に提出していくだけではないかと思われる。幕末になると、毎年五人組帳前書を書き写すことも省略されている。
- 江戸時代の五人組に関する大きな問題は、高等学校の教科書の記述であると考る。五人組の連帶責任・相互監視には暗いイメージがあり、それが江戸時代そのもののイメージを悪くしているような気がする。本稿は、主に近世後期の町場の一地域の史料に基づくものであり、普遍性があるとはいえないが、五人組の機能等について見直すきっかけになればと思う。

【註】

- (1) 『国史大辞典』(吉川弘文館、一九八五)第五巻、九三六頁
- (2) 『高校日本史B』(山川出版社、二〇一二、文部科学省検定二〇〇七)一三二頁。『日本史B』(清水書院、二〇一二、文部科学省検定二〇〇七)一一二頁には「各家は五人組に編成されて、年貢納入などの連帶責任を負わされた」と書かれている。
- (3) 穂積重遠『五人組法規集続編』(有斐閣一九四四)下巻、解説、七頁
- (4) 穂積重遠『五人組制度』(有斐閣、一九〇二)
- (5) 煎本増夫『五人組と近世村落』(雄山閣、一〇〇九)

- (6) 前掲(4)五四頁
- (7) 穂積重『五人組制度論』(有斐閣、一九二一)營業法:三二四頁、身分法:三四二頁
- (8) 穂積重『五人組法規集』(有斐閣、一九二一)
- (9) 前掲(3)分類は下巻、一六九七頁
- (10) 田村治『五人組制度の実証的研究』(巖松堂書店、一九三六)
- (11) 西村精一『五人組制度新論』(岩波書店、一九三八)
- (12) 野村兼太郎『五人組帳の研究』(有斐閣、一九四三)三頁
- (13) 煎本増夫『五人組と近世村落』(『駿台史学』一九七二)三一号、五八頁
- (14) 小笠原隆夫『近世五人組のもつ相互扶助性について』(『鳴門史学』、鳴門史学会、一九八七)一号、五八頁
- (15) 大塚英二『近世後期の五人組構成と身分集団』(『愛知県立大学文学部論集』二〇〇四)五三号、一五頁
- (16) 黒羽兵治郎『河州五人組帳の検討』(『経済研究』大阪府立大学経済学部一九六〇)四号、一頁
- (17) 川村優『郷五人組考』(『日本歴史』一九七八)三五六号、八七頁
- (18) 双川喜文『近世の身分と土地所有』(『地方史研究』一九八〇)三〇号、二五頁
- (19) 熊谷信一『享和四年下總国片山村五人組帳の研究』(多摩書房、一九八五)

諸払方入用

一式匁八分

平野屋 和助

一五拾文

泉屋 藤三郎

(以下略)

(以下略)

(史料2)

譲り申田畠証文之事

一上田九匁三分 高壱石五斗四升七合

一上田壱反武七分 高壱石八斗五升三合

一中畠七匁二七分 高九斗四升八合

一下畠武匁二三分 高武斗七升

一中畠三匁六分 高三斗八升四合

右之田畠我等所持之名前三御座候処、去ル文化十三年迄同十四年并去寅年御年貢御上納銀六百七十九匁八分、私為相滞不納仕候ニ付、此度右之田畠町方江相譲り渡し候間、向後町御役人中之御支配ニ罷成可被下候、右田畠譲り渡し申ニ付、一家者不及申自他之差構毛頭無之候、右田畠ニ付、外借銀等一切無之候、猶又向後何連江御譲り被下、名前御切替被下候共、其時一言之申分故障決而無御座候、田畠譲り渡し証文依而如件

文政二卯年極月

譲り主 弁之庄屋 喜右衛門

一家惣代 狐井屋 勘兵衛

五人組 扇屋 忠兵衛

町御役人中

西大学博物館紀要(二〇〇八)一四号、六一頁

(54) 前掲 (11) 五八頁
(55) 前掲 (53) 史料6、七一頁
(56) 前掲 (11) 五六頁
(57) 前掲 (5) 九〇頁
(58) 前掲 (15) 一〇頁
(59) 前掲 (1) 第五卷、九三七頁
(60) 前掲 (4) 四四頁
(61) 前掲 (12) 六一頁
(62) 前掲 (12) 七四頁

寅二月十四日

一金七両二歩 代五百拾六匁

一八百八拾七匁

右式口者高田村吉兵衛方より取戻し之諸道具、金七両二歩共

受取高壱払銀共

一五拾三匁

一式五百拾目

右八諸道具壳払高銀

右八諸道具不残壳払高

ベ壱貫七百六匁

内 百八拾四匁四分

右八出入ニ付諸入用ベ

残銀 壱貫五百廿壱匁六分

借用銀高元銀 ベ拾壹貫武百九十七匁五厘

此割賦銀 百目三付拾三匁五分宛

一式百六拾九匁二厘 米屋 善兵衛

割賦銀 三拾六匁三分武厘

右之通儲ニ受取相済

トヲ二月日

一式百廿壱匁三分五厘 大中屋 源兵衛

此割賦銀 廿九匁八分

右之通儲ニ受取相済

トヲ二月日

武左衛門五人組

(中略)

【史料1】(横帳)

文政十三年寅二月

家出入柳原屋武左衛門割賦帳

五人組

一此度柳原屋武左衛門儀、家内不残去丑極月晦日夜、家出致候ニ付、家財諸品不残高田村吉兵衛方へ壳渡し、夜中ニ持運ひ候ニ付、其趣高取領御役所様御吟味御糸願奉申上候所、御下書之上家財諸品貰取候義ニ而、夜中ニ持運ひ不束之義ニ付、差戻し候様被仰渡、右武左衛門御未進方相片付、諸雜費引去り、残銀を以御財方割賦済ニ可致候様被仰渡候、以上

たりした」と記載されている。

御所町に残っている史料には、「頬母子」あるいは「無尽」という表現はなく、「融通銀」または「調達銀」という表現が用いられている。しかし、これらは先行研究等における「頬母子」や「無尽」と同じものであると考えられるので、頬母子講として検討を進めるとともに、用語について、「頬母子講」または単に「講」とする。

御所町には、表1に示す史料が残っている。これらのうち、I、IV、Vに示すものについて、調べた結果を報告する。除外したもののは概要は、左記の通りである。

① IIは、利足の変更について述べたものである。仕法については、元のものと比較する必要がある。

② IIIは、仕法についての説明がなく、掛銀、戻し銀等が書かれているのみで、これだけでは理解できない。過去に同じ仕法の講があつたものと考えられる。

③ VIはIVとほぼ同じ仕法なので割愛した。

④ VIIは期間が短く、参加人数が少ないが、Iとほぼ同じ仕法である。ただし、クジではなく入札で落札者を決めていて、最終の戻しがない。

頬母子講は、庶民金融、貧困者の相互救済を目的としたものとされている。頬母子講の掛銀が、庶民が参加できるような額であるかどうかを考察するため、近世後期の物価と現代の物価を比較することにする。

⑤ VIはIVとほぼ同じ仕法なので割愛した。

⑥ VIIは期間が短く、参加人数が少ないが、Iとほぼ同じ仕法である。ただし、クジではなく入札で落札者を決めていて、最終の戻しがない。

頬母子講は、庶民金融、貧困者の相互救済を目的としたものとされている。頬母子講の掛銀が、庶民が参加できるような額であるかどうかを考察するため、近世後期の物価と現代の物価を比較することにする。

表1 御所町の頬母子講関係史料

文書名	年号	西暦	期間	人數	掛銀	名目	
I 融通銀仕方覚帳	文政9年	1826	10年半	30人	100目	取立難・利足替	○ ○ ○
II 融通調達銀仕法替	天保6年	1835			計48貫目		
III 調達講仕法帳	安政4年	1857	13年				
IV 調達銀仕法	慶応元年	1865	15年	60人	150目	加茂神社再興	
V 仕法帳	慶応元年	1865	15ヶ月	500人	12匁	難渋村々	
VI 仕法帳	?		15年	60人	200目	円照寺資金難	
VII 六番 仕法帳	明治		52ヶ月	13人	金2両		

註 最終列に ○ を付けた仕法の解析を行う。

第六章 頬母子講および金銭貸借

はじめに

『国史大辞典』の記載内容について、右の記述を補完するもので、江戸時代に関するものは左記の通りである。

① 「頬母子」：初見は建治元年（一二七五）としている。目的

御所町に残っている史料等に基づいて、頬母子講について検証をする。まず、頬母子講とはどのようなものなのか、辞典類等の記述を参考にしてまとめるに至る。『近世風俗志 第七編⁽¹⁾』の「頬母子」の項には「京坂にては「たのもし」と云、江戸にては「むじん」と云、無尽と書す」とある。『日本国語大辞典』の頬母子講および無尽の記述は左記の通りである。

① 「頬母子」：金銭の融通を目的とした民間相互扶助組織。

一定の期日ごとに講の成員があらかじめ定めた額の掛金を出し、所定の金額の取得者を抽選や入れ札などで決め、全員が取得し終わるまで続けるもの。鎌倉時代に成立し、戸時代に普及した。明治以降、農村を中心として広く行なわれた。

② 「無尽⁽³⁾」：相互に金銭を融通しあう目的で組織された講。

世話人の募集に応じて、講の成員となつた者が、一定の掛け金を持ち寄つて定期的に集会を催し、抽籤や入れ札などの方法で、順番に各回の掛け金の給付を受ける庶民金融の組織。貧困者の相互救済を目的としたため、はじめは無利子。無担保だったが、掛け金をおこした者があつたりしてしだいに利息や担保をとるようになつた。江戸時代に最も盛んに行なわれ、明治以降も、近代的な金融機関を利用し得ない庶

民の間に行なわれた。

『国史大辞典』の記載内容について、右の記述を補完するもので、江戸時代に関するものは左記の通りである。目的に關し、「頬母子は近世に入りさらにその利用度を増していく。寺社が財政の維持、参拝費用調達の目的として主宰するもの、参勤交代の経費調達のような臨時の財政救済を行く。また、藩のもの、租税上納資金調達と個人救済を目的とする藩のもの、都市の商人団が經營資金調達のために組織したものなどがある」としている。また、規模等に關し、「一村落内だけの閉鎖的なものから、数カ村にまで及ぶような規模のものとなり、その目的も相互救済的とした村落共同体によるもの、都市の商人団が經營資金調達のために組織したものなどがある」としている。また、「頬母子の説明より、二〇年前にしている。頬母子と無尽の違いについて、「西日本の頬母子に対し、東日本では無尽」といったという地域用語説があるが、同一の企画を頬母子とも無尽とも称して同義に用いたり、頬母子無尽と重複したりしている用例もあり、史料的に完全な区分はできない」としている。運用に關し、「組織運用の主な種類は、(一)第一次回取得者を決めておく有親無尽と全員平等の親無無尽、(二)取得者の決定方法（抽籤か入札か）、(三)取得者の返済分に利子を加算するか否かなどを組み合わせて設定され、企画の目的に従つて比率を加減したり、ほかの条件を付加し

1. 概要

文政九年（一八二七）の「融通銀仕方覚」について検討する。この仕法書の翻刻を史料¹として添付する。この頬母子講の特徴は、講の参加者のはほとんどが、利益を得ているということである。このためには、集めた掛銀を運用しなければならない。先行研究において、久義裕氏が指摘している頬母子講の一つの例であるといえる。

2. 講の概要

この頬母子講の銀の收支を表2に示す。単位を省略しているが、全て銀の匁である。「会掛銀計」は、その会の掛銀の合計であり、「会残銀」は、その会の掛銀の合計から渡し銀を引いたものである。「残銀の累計」は、会のその時点において講元の手元にある掛銀の合計で、それに二・一パーセントを掛けたものを「残銀の利足」欄に記入した。講元が残銀を運用したとき、六ヶ月間に得られる利益である。この講の概要是、左記の通りである。

① 参加者は三〇人で、掛銀は一會に一〇〇目、一年に三月と

九月の二会の開催で計二会、期間は一〇年半である。

② 初会に三〇人から銀一〇〇目を集めると銀三貫目になる。クジ引きをして、当たった一人に一〇〇目を返し、銀をもらつた人は脱会する。講元の手元には、銀二貫九〇〇目が残ることになり、次会までの六ヶ月間、この資金を運用す

ることができる。

③ 二会目にクジに当たった人は、二〇二匁の渡し銀をもつて脱会する。この人は、一〇〇目を六ヶ月間預け、二パーセントの利足をもつたことになる。

④ 三会目以降も、掛銀の累計に六ヶ月ごとの単利で、二パーセントの利足が加わって渡し銀をもつて脱会する。これが一〇回目まで続く。

⑤ 仕法書には、「拾会目ぢ不及掛銀候事」となっている。文字通りに解釈すれば、一〇会目から掛銀がいらぬことになるが、九会と一〇会との渡し銀の差は、一八匁、一〇会と一一会の差は、一〇目であるので、一一会から掛銀不要とした。一一会目以降も、クジに当たった人は、利足の付いた渡し銀をもつて脱会する。

⑥ 二会目には、残つた一〇人に銀一貫三〇〇目を渡して解散する。これらの人たちの掛銀の合計は、一貫目である。

⑦ 渡し銀の合計が三〇貫七三〇目で、掛銀の合計が二五貫五〇〇目なので、五貫二三〇目の赤字となる。

⑧ 残銀を運用するものとし、各会の残銀に利足を加え、終わった時の残銀がほぼ「〇」（計算結果では一九七匁）となる利率を求めた。

⑨ その利率は、六ヶ月に二・一パーセント（二・〇%）ではマイナス六二匁で、月利に直すと〇・三五パーセントである。他の史料によると、当時の月利は、六朱から一歩（〇・六から一パーセント）であるので、講元は、この利率で、十分採算がとれるものと考えられる。なお、当時の利足につ

運用していること、また、運用しないと全員が満足する結果が得られないことがわかった。そこで、金銭貸借について、當時は、どの程度の利子であつたかを調べる。なお、利子について、「利足」と書かれているので、この用語を用いることとする。銀の単位に関して、匁と目がでてくるが、『国史大辞典』によると、「十位、百位の下に数字がない時は、匁の代わりに目を用いた」とある。史料によっては、匁と目が混在しているものがあるが、原則として史料の通りとする。

第一節 先行研究等

頬母子講の先行研究として、左記のものがある。なお、一九四五年以前のものは割愛する。

- ① 森嘉兵衛氏「近世村落無尽の変質」（一九五七）
- ② 同氏「近世村落無尽の変質2」（一九五七）
- ③ 富森誠一氏「江戸時代末期における無尽講仕法の諸相」（一九六八）
- ④ 福山昭氏「頬母子講の展開」（一九七五）
- ⑤ 小林惟司氏「畿内における頬母子講の一考察」（一九八六）
- ⑥ 久義裕氏「近世後期農村における頬母子講」（一九九二）
- ⑦ 加藤慶一郎氏「近世における頬母子講と商品流通」（一九九五）
- ⑧ 松永靖夫氏「越後南部農村の頬母子講と農業経営」（一九九九）
- ⑨ 加藤慶一郎氏「近世後期における頬母子講の展開1」（二

○ ○ ○
⑩ 同氏^{〔6〕} 「近世後期における頬母子講の展開2」（二〇〇〇）

⑪ 竹中真幸氏^{〔7〕} 「近世関東農村における頬母子講（無尽）について」（二〇〇一）

これらの先行研究は、事例を調べたものが多い。それらの事例を分類すると、左記のようになる。

- ① 何らかの名目を設けたものと、名目のないもの。
- ② 渡し銀を貰う人を入札によって決めるものと、クジによつて決めるもの。また、両方を併用したもの。
- ③ 渡し銀を貰う人が会ごとに一人、または複数。
- ④ 渡し銀が会毎に増加するものと、一定のもの。
- ⑤ 渡し銀を貰った場合、脱会するか、掛け続けるか。
- ⑥ 掛け続けるケースでは、再度貰う権利があるものと、貰う権利がなく担保・保証人等の保全措置がとられるもの。
- ⑦ 掛け銀が一定のものと、段階的に少なくなるもの。
- ⑧ 参加者が一つの村だけのものと、複数の村にまたがるもの。先行研究のなかで、久義裕氏は、キヤツシユフロー（集めた掛け銀の運用）の考え方を取り入れて解析している。集めた掛け銀を運用しないと成り立たない講が多いようと思えるが、以前の研究にはこの考えがないようである。運用することにより、掛け銀より貰える金銀を多くすることができます。頬母子講は、必要なときに入札等によって金銀が貰える、射幸的な要素がある等、魅力的なものが多いようと思える。

- 170 -

いては、第五節で検討する。

⑩講元は、河内国石川郡の山田村・一須賀村・富田林村の人たちである。山田村は、大和から竹内峠を越えて河内に入った所の村であり、一須賀村はその東、富田林村は、一須賀村の南である。当時、竹内街道を経由して御所と河内の交流があつたことがわかる。元禄頃の雑併においても、御所と河内の交流がみられる。

3. 講の特徴

この講の特徴は、初会にクジに当たつた一人以外の講の参加者二九人は、全員が利益を得ているということである。初会にクジに当たつた人は、掛金と同額の返却を受けて脱会しているので、不参加と同じである。

講元の手元には、最大一九貫目余りの銀子があることになっている。このためには、講元に信用がなければできないことである。しかも、講元は河内の人であり、一回の掛銀が一〇〇目という多額なものである。仕法書は、一冊しか残っていないが、同じ講元による何回かの講があり、少ない額から始めて、実績を積んできたものと考えられる。

4. 江戸時代の物価

頬母子講は、庶民のためのものであるとされている。この講が庶民のためのものといえるかどうか、銀一〇〇目が、現在の貨幣価値でどれほどのものかを調べることにする。江戸時代の価格は、『お江戸』の意外な「モノ」の値段⁽¹⁾、『大江戸暮らし⁽²⁾』

『江戸時代館』⁽³⁾を参考する。調べた結果を表3に示す。金・銀・銭の相場は、金一両が銀六〇目および銭六〇〇文とした。江戸時代の価格については、時代等に統一性を欠く面があり、また、現在の価格には、多少主觀が入っているので、あくまでも目安的なものである。

白米の価格で換算すると、銀一匁が一千四四〇円になるので、掛銀の一〇〇目は一四万四千円になる。また、大工の手間で換算すると、銀一匁が六千二十五〇円なので、六八二万五千円になる。いずれにしても、庶民が加入できるようなものではない。

第三節 加茂神社修復のための講

1. 概要

「仕法書」のはじめに「加茂神社大破修覆ニ付、此度再興之ため左之通仕法相定」と書かれていて、加茂神社（現、鴨都波神社）が破損したため再興を名目とした講である。日付は、慶應元年（一八六四）十一月となつていて。翻刻を史料2として添付する。

募集の人数が、五〇〇人という大規模な講である。「清村家文書」の寛永十五年（一六三八）の鴨都波神社に関する「議定」に、「鴨御社ふしん又やねかへ入用、五分御所町、二分半蛇穴、二分半松本・竹田・十三ヶめで三ヶ村より出し可申事」とある。神社の氏子である御所町をはじめ近隣の四ヶ村を対象に募集されたものと考えられる。

表2 文政9(1827)年 頬母子講 銀収支

会数	年号	年	月	1人の 掛銀の累計	渡し銀	会の 人數	会の掛銀	会の残銀	残銀の 累計	残銀の利足 (2.1%6月)	累計残銀	記註
1	文政9年	1826	9	100	100	30	3,000	2,900	2,900	2,900	5,659	銀の単位は全て匁
2	10年	1827	3	200	202	29	2,900	2,698	5,598	61	8,270	
3	10年	1827	9	300	306	28	2,800	2,494	8,092	118		
4	11年	1828	3	400	412	27	2,700	2,288	10,380	170	10,728	
5	11年	1828	9	500	520	26	2,600	2,080	12,460	218	13,026	
6	12年	1829	3	600	630	25	2,500	1,870	14,330	262	15,158	
7	12年	1829	9	700	742	24	2,400	1,658	15,988	301	17,117	
8	13年	1830	3	800	856	23	2,300	1,444	17,432	336	18,897	
9	13年	1830	9	900	972	22	2,200	1,228	18,660	366	20,491	
10	天保2年	1831	3	1,000	1,090	21	2,100	1,010	19,670	392	21,893	
11	2年	1831	9	1,000	1,100	20			18,570	413	21,206	以後掛銀必要なし
12	3年	1832	3	1,000	1,120	19			17,450	390	20,476	
13	3年	1832	9	1,000	1,140	18			16,310	366	19,702	
14	4年	1833	3	1,000	1,160	17			15,150	343	18,885	
15	4年	1833	9	1,000	1,180	16			13,970	318	18,023	
16	5年	1834	3	1,000	1,200	15			12,770	293	17,116	
17	5年	1834	9	1,000	1,220	14			11,550	268	16,164	
18	6年	1835	3	1,000	1,240	13			10,310	243	15,167	
19	6年	1835	9	1,000	1,260	12			9,050	217	14,123	
20	7年	1836	3	1,000	1,280	11			7,770	190	13,033	
21	7年	1836	9	1,000	13,000	10			-5,230	163	197	10人に1貫300目
計					30,730				25,500			

註)

- ① 掛銀の合計から渡し銀の合計を引くと、5貫230目の赤字となる。

- ② 残銀が「0」となる利率を求めた。その利率は、6ヶ月に2.1%で、月利0.35%である。

2. 講の概要

この講は、期間が一年三ヶ月間と短く、一回の掛銀が一二匁と少ない。前節の講のように、集まつた掛銀を運用していない。クジによる渡し銀の額に大小を付け、宝くじ的な要素を持たせている。銀の収支を表4に示す。また、クジの当り状態による最終会の戻し銀を表5に示す。

- ①一人・五〇組、計五〇〇人の参加を募集している。
- ②掛銀は一二匁で、一ヶ月ごとに一五会（一年三ヶ月）、実施しているので、満会までの一人当りの掛銀は、一八〇匁である。

- ③各組の世話人に酒飯料として、会毎に一人に銀四匁（世話人は五〇人）を支払っている。

④会ごとに、クジ引きによって当りを決める。当り銀は、八〇〇目が一本、三五〇目が一本、二五〇目が一本、一二〇目が八本の計一本の本籠、および一二匁の花籠が八九本である。五〇〇人に對し、計一〇〇本なので、どちらかがあたる確率は、二〇パーセントである。

⑤八〇〇目、三五〇目、二五〇目の当り銀に当たつた人は、最後までの掛銀を支払うように義務付けている。第一会に二五〇目が当たつて最後までの掛銀を支払つたとしても、銀八二匁の収入がある。

⑥花籠の当り銀の一二匁は、掛銀と同じである。一會で八九本あるので、一五会では一三三五本になる。五〇〇人では一人平均約二・七回当たることになる。

⑦具体的にどのような方法で、当りを決めっていたのかはわか

らない。名前を書いた札を箱等に入れておき、世話人等が、

任意にその札を拾つていく等の方法が考えられる。

⑧前回までの当りとは関係なく、会ごとに当りが決められるので、最も高額の八〇〇目が複数回あたる可能性がある。

⑨最終会までに、本籠が当たらなかつた人は、花籠の当たつた回数によつて、表5に示す払い戻しを受けることができるもの。また、本籠一回の人も同様である。当たつた回数が同じ人が、一定銀額を分けるという方法であり、講元の収益は確定している。

3. 講の特徴

掛銀の運用はしていない。しかし、表4からわかるように、毎会の残銀は、二貫三七二匁である。最終会には戻し銀があるが、掛銀の合計九〇貫目から各会の渡し銀、世話人の酒飯料、最終の戻し銀を差し引いた講元の収益は、銀二二貫一八〇目で、利益率は、二四・六パーセントである。白米で換算したとしても、利益は現在の貨幣で約三二〇〇万円である。なお、表3は、文化・文政期の物価を基にしている。第三節で述べた通り、慶応期には物価が高騰しているので、数値としては正確ではないことを付け加えなければならない。

品 物	単位	昔の価格文	今の価格円	今の価格に換算			米換算円	大工手間換算円	文献	備 考
				円/文	万円/両	千円/匁				
納豆	1人前	4	50	12.5	7.5	1.25	58	250	18	文献には【註】の番号
豆腐	丁	15	150	10.0	6.0	1.00	216	938	18	1両=銀60匁 =錢 6000文
揚げ豆腐	枚	5	100	20.0	12.0	2.00	72	313	18	
しじみ	合	6	300	50.0	30.0	5.00	86	375	18	
卵	個	20	20	1.0	0.6	0.10	288	1,250	18	
こんにゃく	枚	8	150	18.8	11.3	1.88	115	500	19	
甘酒	杯	8	200	25.0	15.0	2.50	115	500	19	
桜餅	個	4	150	37.5	22.5	3.75	58	250	19	
汁粉	杯	16	300	18.8	11.3	1.88	230	1,000	19	
うなぎ丼	杯	100	1,500	15.0	9.0	1.50	1,440	6,250	19	
かけそば	杯	16	250	15.6	9.4	1.56	230	1,000	19	
寿司	個	7	150	22.4	13.4	2.24	96	419	20	
大根	本	13	200	16.0	9.6	1.60	180	781	20	
味噌	kg	36	600	16.8	10.1	1.68	514	2,231	20	
西瓜	個	23	1,000	42.7	25.6	4.27	337	1,463	20	
酒	升	208	2,500	12.0	7.2	1.20	3,000	13,019	20	
白米	升	42	600	14.4	8.6	1.44	600	2,606	20	
塩	升	12	300	25.6	15.4	2.56	168	731	20	
団子	本	3	70	21.2	12.7	2.12	48	206	20	
たばこ(19.8g)	合	8	640	80.0	48.0	8.00	115	500	20	小糸、たばこ税含む
菜種油	合	40	150	3.8	2.3	0.38	576	2,500	18	行灯 1時間 0.1合
蠟燭(10匁)	本	20	50	2.5	1.5	0.25	288	1,250	18	
下駄	足	100	2,000	20.0	12.0	2.00	1,440	6,250	18	紙鼻緒:2足3文
わらじ	足	15					216	938	18	
蛇の目	本	500	20,000	40.0	24.0	4.00	7,200	31,250	18	
番傘	本	250	10,000	40.0	24.0	4.00	3,600	15,625	18	
(安い傘)	本	250	500	2.0	1.2	0.20	3,600	15,625	18	ビニール傘
古傘(買い取り)	本	10					144	625	18	
銭湯	回	8	350	43.8	26.3	4.38	115	500	18	
飲み屋の酒	合	24	400	16.7	10.0	1.67	346	1,500	18	
飲み屋の肴	品	8	200	25.0	15.0	2.50	115	500	18	
飛脚(市内)	回	24	80	3.3	2.0	0.33	346	1,500	18	郵便
飛脚(遠方)	回	100	80	0.8	0.5	0.08	1,440	6,250	18	郵便
駕籠(日本橋-吉原)	回	800	3,000	3.8	2.3	0.38	11,520	50,000	18	タクシー
髪結い(男性)	回	28	3,000	107.1	64.3	10.71	403	1,750	18	
髪結い(女性)	回	50	6,000	120.0	72.0	12.00	720	3,125	18	一般には家庭で
あんま	回	64	3,500	54.7	32.8	5.47	922	4,000	19	
木質宿	泊	16	2,000	125.0	75.0	12.50	230	1,000	18	自炊・相部屋
宿屋(2食付)	泊	200	8,000	40.0	24.0	4.00	2,880	12,500	18	
歌舞伎	回	100	8,000	80.0	48.0	8.00	1,440	6,250	18	立見10文、拵席2000文
赤本(子供用絵本)	冊	10	300	30.0	18.0	3.00	144	625	18	再生紙使用、5丁程度
好色一代男	8巻	1,200	2,000	1.7	1.0	0.17	17,280	75,000	18	
同貸本	回	120					1,728	7,500	18	
大工手間	1日	400	25,000	62.5	37.5	6.25	5,760	25,000	19	
住込下女給金	1年	2.5両					177,500	782,500	19	

註 1)「今の価格に換算」は、それぞれの品物で、1文が何円、1両が何万円、銀1匁が何千円に相当することを示す。

2)「米換算」「大工手間換算」は、米・手間で換算したとき、それぞれの品物が、今何円に相当するかを示す。

慶応元年 加茂神社 賴母子講

表4 会毎および15会の収支

渡し銀	世話人 酒飯料	掛銀(匁)		収支差額 (匁)
		1人	1会の計	
本龜 第1	350	(4匁× 50人)	12匁 =500人	
10本目	120			
20本目	120	=200匁		
30本目	120			
40本目	120			
50本目	250			
60本目	120			
70本目	120			
80本目	120			
90本目	120			
100本目	800			
花龜(89本)	1,068			
1会の計	3,428	200	12	6,000
15会の計	51,420	3,000	180	90,000
				35,580

表5 最終の当り回数による調整

条 件	割戻し銀 (目)
本龜・花龜1度も当りなし	2,100
花龜1度当り	1,900
花龜2度当り	1,700
花龜3度当り	1,500
花龜4度当り	1,300
花龜5度当り	1,100
花龜6度当り	900
花龜7度当り	700
花龜8度当り	500
花龜9度当り	400
花龜10度当り	300
本龜1度当り	1,000
計	13,400

註) 上記割戻し銀を同じ条件の人たちで分ける。

最終講元収支 35,580 -13,400= 22,180匁

ある。この最終会の戻し制度は、途中脱会の防止に役立つとも、射幸心を煽ることになつてゐると思われる。掛銀よりも受け取つた額が少なかつたとしても、神社への寄付と考へることができ、参加しやすい。一方、講元にとつても、利益が大きくその利益が確定している。双方にとつて、興味あるシステムである。

第四節 慶応元年の仕法書

1. 概要

慶応元年(一八六五)の講は、第二節のものと同様に資金の運用を目的としたものである。仕法書の翻刻を史料3に示す。主な違いは、講元が御所町の人たちであることと、落札者の決定をクジと入札を交互にしていること等である。

2. 講の概要

この講は、掛銀にくらべ、講員に対する渡し銀がかなり大きい。したがつて、掛銀を運用しなければ、成り立たない講である。收支を表6に示す。この表には、集めた掛銀を六ヶ月ごとに、三バシセントの複利で運用するとして收支を計算した。この表からわかることは、左記の通りである。

①募集は六〇人であり、期間は一五年で、毎年三月と九月の年二回の開催で合計三〇会である。

②当初一人の掛銀は、一會について一五〇匁であるが、五会ごとに銀一五匁づつ少なくなり、二六会からは、銀七五匁

となる。

③初会は、クジによつて落札者を決め、一會以降は、クジと入札を交互にしている。クジが一六会、入札が一四会である。

④初会にクジに当たつた人への渡し銀は、五五〇匁である。

⑤三会目は、入札である。これまでの掛銀は、四五〇匁であるが、限度額は八二五匁であり、入札の額はこの間になるものと考えられる。入札額が低かった場合は、講元の利益になる。

⑥会への参加者のうち一〇人には、花龜によつて銀札四〇匁の渡し銀がある。また、全員に焼物料として、銀札三匁が渡される。欠席者で掛銀を支払つた人には、花龜がない代わりに御膳料として銀札七匁が渡される。

⑦右記の花龜・焼物料・御膳料は、銀札となつてゐるが、掛銀・渡し銀は、單に銀と書かれている。

⑧クジまたは入札によつて渡し銀を受け取つた人は、退会するものと考えられる。受け取る人は三〇人であり、参加者六〇人の半分である。

⑨前項に関連して、最終条に「一、五会目迄之内、振り龜当たり候御方ハ再加入可被成下候筈」とあるが、再加入についての条件が書かれてない。渡し銀を受け取らず、そのまま継続するものと考えられる。この場合、最終の戻し銀の受取は三〇人以上になるが、全体の收支には大きな影響はないものと考えられる。

(10) 滞納に対する月利は、一分である。貸付を希望する者には、月八朱（〇・八パーセント）で貸し付ける。

(11) 最後に残った三〇人には、満会の翌年（約一年の据え置き）に銀四貫五〇〇目が支払われる。これらの人たちの掛銀の合計は三貫三七五匁であり、利益は一貫一二五匁である。

これで、花纏と焼物料料が加わることになる。

3. 講の特徴

クジによる渡し銀および入札の上限は、掛銀の累計を上まわっている。前述のように、最後に残った人たちも銀一貫目余りの掛銀以上の戻し銀を受け取ることができる。また、毎会、花纏に当たった一〇人に銀札四〇目が支払われ、参加者全員に焼物料料として銀札三匁が支払われている。したがって、この講に参加した人全員が、利益を得ることになる。

集めた掛銀を六ヶ月に三ペーセント（月利五朱）で、六ヶ月毎の複利で運用した場合の収支を計算した。このように運用すると、講元に銀二七貫六七〇目が残る。さらに、入札の場合、上限の銀額はクジ引きの時のものと同じと考えられるが、それと実際の入札銀額との差が講元の利益になる。

貸付に対しては、月八朱の利足で、滞納に対する利足は、月一步としている。したがって、仮定した月五朱以上の運用が可能であると考えられる。

講元は、全て御所町の人で、これらの人たちの慶応二年（一八六六）の「宗門御改帳」による石高は、左記の通りである。

（）の年の「宗門御改帳」には、持高・建物の記述がある）

赤塚 安兵衛： 一一五石九斗一升一合、
種屋 治兵衛： 一五石五斗七合、
問屋 新五左衛門： 一五石五斗二合、
橋屋 善太郎： 一石九升八合

なお、高名寄帳をみると、安政五年（一八五八）に、赤塚と種屋はこの石高と大きな違いはないが、問屋は約五〇石で、橋屋は約三石ある。また、明治三年（一八七〇）は、全員慶応二年と大きな違いはない。

この講は、慶応元年（一八六五）からの一五年間であるが、慶応三年に激しい穀物類の値上がりがあり、明治四年（一八七一）五月に新貨条例が発令されている。どのように処理されたかに興味があるが、史料が残っていない。

第五節 金銭貸借等の利足

1. 概要

第二節の文政九年の講および第四節の慶応元年の講では、集めた掛金を運用することが、講を成立させるための条件であるとした。運用するにすれば、貸付による利足が重要な要素となる。御所町の高名寄帳には、屋敷・田畠の質入れの時の利足が書かれている。また、吹田市の「西尾家文書」には、一五九点の金銭貸借等の文書がある。これらによつて、質入れまたは金銭貸借の時の利足について調べることにする。

表6 慶応元年 賴母子講 銀収支											
	年	月	繩・入札	本繩	花繩	焼物料料	1人掛銀	1人掛銀 累計	掛銀・計	会毎・残銀	残銀・累計 (運用せず)
1	慶応元年	1865	9	550	400	180	150	150	9,000	7,870	7,870
2	2年	1866	3	680	400	177	150	300	8,850	7,593	15,463
3	2年	1866	9	入札	825	400	174	150	450	8,700	7,301
4	3年	1867	3	1,025	400	171	150	600	57	8,550	6,954
5	3年	1867	9	入札	1,175	400	168	150	750	56	8,400
6	4年	1868	3	1,335	400	165	135	885	55	7,425	5,525
7	4年	1868	9	入札	1,500	400	162	135	1,020	54	7,290
8	明治2年	1869	3	1,610	400	159	135	1,155	53	7,155	4,986
9	2年	1869	9	入札	1,685	400	156	135	1,290	52	7,020
10	3年	1870	3	1,760	400	153	135	1,425	51	6,885	4,572
11	3年	1870	9	入札	1,850	400	150	120	1,545	50	6,000
12	4年	1871	3	1,985	400	147	120	1,665	49	5,880	3,348
13	4年	1871	9	入札	2,060	400	144	120	1,785	48	5,760
14	5年	1872	3	2,135	400	141	120	1,905	47	5,640	2,964
15	5年	1872	9	入札	2,340	400	138	120	2,025	46	5,520
16	6年	1873	3	2,550	400	135	105	2,130	45	4,725	1,640
17	6年	1873	9	入札	2,610	400	132	105	2,235	44	4,620
18	7年	1874	3	2,660	400	129	105	2,340	43	4,515	1,326
19	7年	1874	9	入札	2,790	400	126	105	2,445	42	4,410
20	8年	1875	3	2,925	400	123	105	2,550	41	4,305	857
21	8年	1875	9	入札	3,015	400	120	90	2,640	40	3,600
22	9年	1876	3	3,110	400	117	90	2,730	39	3,510	-117
23	9年	1876	9	入札	3,185	400	114	90	2,820	38	3,420
24	10年	1877	3	3,260	400	111	90	2,910	37	3,330	-441
25	10年	1877	9	入札	3,375	400	108	90	3,000	36	3,240
26	11年	1878	3	3,485	400	105	75	3,075	35	2,625	-1,365
27	11年	1878	9	入札	3,600	400	102	75	3,150	34	2,550
28	12年	1879	3	3,860	400	99	75	3,225	33	2,475	-1,884
29	12年	1879	9	入札	3,925	400	96	75	3,300	32	2,400
30	13年	1880	3	4,010	400	93	75	3,375	31	2,325	-2,178
				計	70,875	12,000	4,095	3,375	160,125	169,515	45,333
					135,000	*1			80,307	45,333	153,462
					205,875	*2			89,515	45,333	151,107
									89,515	45,333	151,107
									9,208	45,333	151,107
									27,670	45,333	151,107
										27,670	*5

(3) 利足の最低が年三朱（年利〇・三%）で次が年一步（年利一%）であり、最高が月六歩（年利七二%）である。これらは、他とかけ離れているので、何か特別の事情があつたものと考えられる。

(4) 前記のものを除くと、最低が年に銀一貫目に三〇目（年利三%）で、最高が月一步であり、高名寄帳の場合と大差はない。

(5) 最も古いものは、天和二年（一六八二）で、最も新しいものは、慶応三年（一八六七）であり、慶応期のものは三件である。時代による利足の差は、ほとんど認められないようと思える。

(6) 天保期が最も多く四四件あるが、これは西尾家の事情によるものである。

(7) 借銀の最大は銀一〇貫目で三件あるが、利足は少し低いようである。

(8) 金で貸付けているものが何件かあるが、そのうち三件には、銀との相場が書かれている。天保八年（一八三七）は、一両が六六匁一分で、天保十年が六〇目と六〇目七分である。

高名寄帳のデータと比べ、平均値は少し高いが、大きな差はないようである。したがつて、講元の掛銀の運用についての考えは変わらない。

御所町に残つてゐる頼母子講関係の史料の解析を行つた。頼

おわりに

母子講は、一三世紀頃から各地で行なわれていたとされており、その仕法は、多種多様であると考えられる。残つてゐる史料は、七点であるが、数多くの講があつたものと推察され、今回解析を行つた仕法と異なる仕法の講が数多くあつた可能性が高い。文政七年の講は、参加者が三〇人で、掛銀は一會に一〇〇目、一年に三月と九月の二会の開催で計二会、期間は一〇年半である。脱会者は、クジによつて決められ、脱会までの掛銀に六ヶ月ごとの単利で、二パーセントの利足を加えた戻し銀をもらう。講元が河内の人たちであることが特記すべきことである。集めた掛銀を運用すれば、参加者も講元も利益を得ることになる。運用の損益分岐点の利率は、六ヶ月で二・一パーセント、年利にして四・二パーセントである。

いろいろなものについて、江戸時代と現在の価格の比較をした。頼母子講は、庶民の相互扶助という面があるとされているが、この講の二会の掛銀は、一〇〇目である。これを現在の貨幣価値に換算すると、ものによって換算係数が異なるので確定はできないが、約一四万円から約六〇万円と推定される。この講は、庶民の相互扶助というものではなく、講元に資金の運用を依頼したものであるといえる。

加茂神社の講は、参加者が五〇〇人、掛銀は一會に一二匁で、一ヶ月ごとに実施し、合計一五会の講を実施している。掛銀を今のが、この講の二会の掛銀は、一〇〇目である。これを現在の貨幣価値に換算すると、約一万七千円から六万五千円ということになる。宝くじ的な要素があり、当りの戻し銀にメリハリが付いている。掛銀と同じ額の花園は、現在の宝くじより確率が高い。また、本圖に当たらなかつた人には、最後に戻り銀が用

セントとした。また、第四節の慶応元年の講では、年利を六パーセントと仮定して運用を考えた。慶応期のデータはないが、これらのデータでは、講元は十分利益を得ることになる。時代による利足の違いについては、次項で検討することにする。

3. 金銭貸借の利足

吹田市にある旧西尾家住宅（吹田文化創造交流館）は、吹田市教育委員会によつて、平成十九・二十年度に保存および活用を図るための調査が行われた。その調査結果は、『旧西尾家住宅調査報告書』にまとめられている。報告書の別冊として、『西尾家文書目録』²³があり、備考欄に借銀の額と利足が記入されている。それらを調べて添付資料2として章末に添付する。最終的には、全てを月利に換算してパーセントで記入している。

文書目録には、金銭貸借と質入れとを合わせて一五九点の証文がある。利足が書かれていないもの、干支だけで年号が欠けているもの、明治以降等を除外して、八三点の利足をまとめた。利足が書かれていないものには、予め利足分を天引きして貸し付けている例がある。調べた結果からわかるなどを左記に示す。

①利足の平均は、左記の通りである。前項の高名寄帳の集計

に比べると少し高い。

・年利 : 九・三三六 パーセント

・一ヶ月 : ○・七七八 パーセント

・六ヶ月 : 四・六六八 パーセント

・年利 : 九・三三六 パーセント

②月八朱（年利：九・六%）が最も多く三〇件のものがあり、二番目が月七朱（年利：八・四%）で一九件である。

③利足の最低が月四朱（年利：四・八%）で、最高が月一步（年利：一二%）である。

④屋敷と田畠で、高あたりの貸付銀額が大きく異なっている。屋敷は建物込みであると考えられるが、それを考慮しても高いようである。

第二節の文政九年の講では、損益分岐点の年利を四・二パー

三一頁

(12) 久義裕「近世後期農村における頬母子講」(宮川秀一編著『日本史における國家と社会』思文閣、一九九二)

二〇五頁

(13) 加藤慶一郎「近世における頬母子講と農業経営」(『国際経済論集』一九九五)二、一四三頁

(14) 松永靖夫「越後南部農村の頬母子講と農業経営」(『史料館研究紀要』一九九九)三〇、二七五頁

(15) 加藤慶一郎「近世後期における頬母子講の展開」(『流通科学大学論集 流通・経営編』流通大学学術研究会、二〇〇〇)一三号、三一頁

(16) 前掲(15)四一頁

(17) 竹中真幸「近世関東農村における頬母子講(無尽)について」(『研究紀要』日本大学通信教育部通信教育研究所二〇〇一)一四号、一三頁

(18) 中江克己「お江戸の意外な「モノ」の値段」(PHP研究所、二〇〇〇)三八九三九頁

(19) 大江戸探検隊著『大江戸暮らし』(PHP研究所、二〇〇一)三八九三九頁

(20) 『江戸時代館』(小学館、二〇〇二)本編、四二〇頁

(21) 『事典しらべる江戸時代』(柏書房、二〇〇一)七八四頁には「元禄十三年(一七〇〇)からは金一両=銀六〇匁」

錢四貫文と定めている」とある。小柳津信郎『近世貨金物価史史料』(成工社出版部、一九九八)七頁によると、時代・地域によってバラツキがあるが、文化・文政期では、

平均的に金一両は、銀六〇匁、錢六〇〇〇文強である。

(22) 『南葛城郡誌』(一九二八)五三〇頁

(23) 拙稿『西尾家文書目録』(吹田市教育委員会、二〇〇九)

(24) 高野山大徳院御貸付役所発行の私札の中に「出張大徳院引換所和州御所町ニ面」と書かれたものがある。その他、南都修南院殿役所、金剛山大宿坊等の私札が残っている

【史料1】(縦帳)

文政九年
融通銀仕方覚帳

戌九月

一此度、融通銀与して、人數三拾人ニ取組、老人前ニ銀百目宛、壹ヶ年兩度御出銀被下、拾ヶ年半ニ元利相済候積、尤拾会目

カ不及掛銀候事

一毎年、九月・三月兩度懸銀世話方江預ケ置、左之割合銀、会毎闘引ニ而銀子御渡申候、尤闘当り候御方ハ、其会限相除可

申候

一闘引ニ不相當御方ハ、式拾壹会目銀子壹貫三百目宛、相渡満会可仕候

一一二会 百目

リ

一一三会 三百六匁

リ

一四会 四百拾武匁

リ

一 初会 百目 御渡申候

一一二会 式百武匁

リ

一一三会 三百六匁

リ

一四会 四百拾武匁

リ

足について調べた。月八朱前後、すなわち年利一〇パーセント前後が最も多く、資金の運用を目的とした第二節および第四節の講は、この利率で十分採算がとれることがわかった。

この講は、途中で新貨条例が発令され、貨幣を半年ごとに、三パーセントの複利で運用するとして、収支の計算をした。この利率で運用すると、講元も参加者も利益を得ることができます。この講は、途中で新貨条例が発令され、貨幣

システムが変更になつた。どのような結果になつたかに興味があるが、史料が残っていないのでわからない。この講の講元の

四人は御所町の人たちで、金貸し業であったと考えられる。そのうちの一人は一〇〇石以上の高持である。

資金の運用に関連し、御所町の高名寄帳および吹田市の『旧西尾家住宅調査報告書』の文書目録によつて、江戸時代の利

【註】

(1) 宇佐美英機校訂『近世風俗志』(岩波文庫、一九九六)

一卷、三八六頁(原著、喜多川守貞著、嘉永六年(一八五

三)および江間努解説『類聚近世風俗志』(聖光社、一九四九)二三二頁

(2) 『日本国語大辞典』第二版(小学館、二〇〇〇)第八卷、

一〇六三頁

(3) 前掲(2)一二卷、九七一

九七一頁

(4) 『国史大辞典』(吉川弘文館、一九八〇)第一二卷、

一〇六三頁

(5) 前掲(4)

一三卷、六二〇頁

(6) 前掲(4)

一三卷、九二〇頁

(7) 森嘉兵衛『近世村落無尽の変質』(『農業経済研究』、岩

波書店、一九五七)二九号、一四頁

(8) 前掲(7)三九頁

(9) 富森誠一『江戸時代末期における無尽講仕法の諸相』(『日本歴史』二四一号、一九六八)一〇八頁

(10) 福山昭『近世農村金融の構造』第三章「頬母子講の展開」(雄山閣、一九七五)九五頁

(11) 小林惟司氏「近世先進地帯、畿内における頬母子講の一考察」(『三田学会雑誌』七九号(三)一九八六)

一 第八拾本目 右同断
一 第九拾本目 銀八百目

右節々之外、八拾九本花園拾式外宛相渡し可申候
第一本園・第五拾園・百番當り之御方ハ、満会迄之掛銀御掛切
可被下候

一本園拾壹口再當り之御方ハ、銀高式割引にて相渡可申候、満会迄無之御方ハ配當割渡可申候

割渡之分左之通

一 銀式貰百目 本園節々花園壹ヶ度も當り無之御人數へ割戻
可申候

一同壹貫九百目 花園壹度當り之御方へ割戻可申候

一同壹貫七百目 同式度當り右同断

一同壹貫五百目 同三度當り右同断

一同壹貫三百目 同四度當り右同断

一同壹貫百目 同五度當り右同断

一同九百目 同六度當り右同断

一同七百目 同七度當り右同断

一同五百目 同八度當り右同断

一同四百目 同九度當り右同断

一同三百目 同十度當り右同断

一同壹貫目 満会迄十節壹度當り之御方へ割戻可申候

右之通満会之節無間違相渡可申候

慶應元年丑十一月

加茂神社 勘定方

【史料2】 (縦帳)

仕法帳
加茂神社、世話方

(二丁裏から「リ」の記入なし)

一 五会 五百式拾匁
一 六会 六百三拾匁
一 七会 七百四拾匁
一 八会 八百五拾匁
一 九会 九百七拾式匁
一 十会 壱貫九拾匁
一 十一会 壱貫百目
一 十二会 壱貫百式拾目
一 十三会 壱貫百四拾目
一 十四会 壱貫九十六拾目
一 十五会 壱貫百八拾目
一 十六会 壱貫式百目
一 十七会 壱貫式百廿目
一 十八会 壱貫式百四拾目
一 十九会 壱貫式百六拾目
一 二十会 壱貫式百八拾目
メ 一 廿一會 壱貫三百目宛、拾人之御方へ御渡し申候
右之通御渡可申候、以上

世話方銀預り

山田村、油屋 伊兵衛
一 須賀村、庄屋 治兵衛
富田林村、黒山屋 三郎兵衛

【史料3】 (縦帳)

調達銀仕法

一 調達講仕法銀、御壹人前二銀百五拾目宛、御人數六拾人壹組
与相定、御出銀可被下候、御返済之儀者、左之割合之通り壹
ヶ年ニ兩度宛御出会之上、振園並入札ヲ以、元利御返済可仕
候事

一 每年三月九日御会合被下、左之割合之通り御出銀可被下、御
多人數之儀ニ候ハ、賄方難行届候ニ付、粗末御膳差出し、
為燒物料銀札三匁宛差出し、並為花園銀札四拾匁宛毎会御出
席之人數拾人江振園いたし、御渡可申上候事
一 会日八ツ時迄ニ御出席被下、至八ツ半ニ園引可仕候、園引之
御方ハ、本園花園共相濟可申候事

一 割合懸銀、當日御持參之上、勘定元へ御渡被下、掛ケ銀預り
之通与引替之上、御出席可被下候
一 御連中之内銀子御預り被下度御方へ者、月八朱之利足ヲ以、
掛ケ銀相応之銀子御預ケ可申候事

一 会日御不參之御方へ、為御膳料銀札七匁宛相贈可申候、尤

一 当日掛銀御持參無之御方ハ、相除可申候事

但し、掛ケ銀不參之御方へ、月壹歩之利足相添、次会ニ御

掛ケ可被下候

一 御連中之内銀子御預り被下度御方へ者、月八朱之利足ヲ以、
掛ケ銀相応之銀子御預ケ可申候事

一 五会目迄之内、振り園當り候御方ハ、再加入可被成下候筈

添付資料1 屋敷・田畠質入れの利足

1/2

廿四廿三廿二廿一廿九十八廿七廿六廿五廿十四廿三廿十二廿九廿八廿七廿六廿五廿四廿三廿二廿十一廿会初武三三四五五六七八九九九九

入札 挂ヶ

三三三三武武武武武武老老老老老老老老老老返銀五

五勿 拾五勿 拾五勿 拾五勿 拾五勿 拾五勿 拾五勿

掛 み み み 通
掛り

拾五
廿五
三拾五

五
匆

廿六廿五廿四廿三廿二廿一廿廿九廿八廿七廿六廿五卅右翼慶

入 入 入

年丑 無相り 残札 札 札 札

三 三 三 三 三 三 三 九 月

四三六八人江拾可中渡

八、御
自白八倫
自白七倫
自白目
白六倫
白廿五倫
調達
同監
同監
銀琴

以上 拾五匁
御壱 拾五匁
講元 拾五匁
預り文 拾五匁
五匁 拾五匁

王上人前二樹
棲門種卉

銀同塚同塚同塚同塚同塚同塚

拾五
四貫五

五百目勿

門宛瀧

	高名寄帳	組	年 月	西暦	借 銀	利 足	月 利	屋敷・田畠 高
1	文化13年	伊	文政3年6月	1820	5貫500目	月8朱	0.800%	屋敷 9斗1合
2	"	"	文政3年7月	1820	1貫500目	月8朱	0.800%	屋敷 4斗6升3合
3	"	長	文政3年6月	1820	1貫400目	月8朱	0.800%	屋敷 5斗9升4合
4	"	吉	文政3年3月	1820	280匁	月1歩	1.000%	下田 1石1斗3升7合
5	文政3年	伊	文政5年10月	1822	2貫500目	月8朱	0.800%	屋敷 3斗5升7合
6	"	"	文政5年4月	1822	700目	月7朱	0.700%	上田 6石1斗7升6合
7	"	"	文政7年7月	1824	4貫目	月7朱	0.700%	屋敷 7斗6升5合
8	"	"	文政5年10月	1822	800目	月8朱	0.800%	屋敷 2斗5升5合
9	文政8年	伊	文政9年12月	1826	6貫目	月7朱	0.700%	屋敷 7斗6升5合
10	"	"	文政10年7月	1827	800目	月8朱	0.800%	屋敷 1斗9升
11	"	長			800目	月8朱	0.800%	屋敷 4斗3升3合
12	"	"			1貫目	月8朱	0.800%	屋敷 3斗7升5合
13	"	"	文政12年8月	1829	4貫目	月7朱	0.700%	屋敷 6斗8升
14	"	"	文政13年正月	1830	675匁	月8朱	0.800%	屋敷 2斗2升1合
15	"	"	文政11年8月	1827	1貫500目	月8朱	0.800%	屋敷 1斗7升
16	"	"	文政11年9月	1827	2貫目	月8朱	0.800%	屋敷 3斗2升3合
17	"	"	文政9年7月	1826	800目	月9朱	0.900%	屋敷 1斗8升7合
18	"	"	文政13年2月	1830	300目	月1歩	1.000%	上田 3石5斗3升6合
19	"	"	文政9年6月	1826	2貫目	月7朱	0.700%	屋敷 3斗2升4合
20	"	"	文政13年正月	1830	650目	月6朱	0.600%	屋敷 2斗3升8合
21	"	"	文政12年12月	1829	2貫目	月8朱	0.800%	屋敷 2斗3升9合
22	"	"	文政12年7月	1829	9貫目	月7朱	0.700%	屋敷 8斗7升2合
23	"	吉	文政12年4月	1829	2貫500目	月7朱	0.700%	屋敷2斗2升1合
24	"	"	文政9年10月	1826	530匁	月8朱	0.800%	上田 7石4斗2升9合
25	"	"	文政13年2月	1830	2貫500目	月7朱	0.700%	屋敷 3斗6合
26	"	"	文政12年5月	1829	4貫100目	月7朱	0.700%	屋敷 5斗2升7合
27	"	"	文政12年2月	1828	1貫120目	月9朱	0.900%	屋敷 2斗7升2合
28	"	"	文政12年2月	1829	1貫300目	月8朱	0.800%	
29	"	"	文政9年9月	1826	3貫500目	月7朱	0.700%	屋敷 5斗2升7合
30	"	川	文政12年正月	1829	2貫200目	月7朱	0.700%	屋敷 9斗3升5合
31	"	"	文政12年4月	1829	3貫500目	月7朱半	0.750%	屋敷 7斗7升1合
32	"	"	文政12年7月	1829	720目	月9朱	0.900%	屋敷 4斗2升5合
33	天保2年	弥	文政13年9月	1830	5貫目	月7朱	0.700%	屋敷 5斗4升4合
34	"	"	文政13年10月	1830	5貫目	月4朱	0.400%	田 7石7斗8升6合
35	"	"	天保6年7月	1835	3貫目	月8朱	0.800%	屋敷 2斗3升8合
36	"	"	天保6年11月	1835	1貫300目	月8朱	0.800%	屋敷 1斗7升
37	"	"	文政13年12月	1830	3貫目	月8朱	0.800%	屋敷 3斗2升3合
38	"	"	文政12年8月	1829	4貫目	月7朱	0.700%	屋敷 6斗8升
39	"	"	天保6年7月	1835	4貫目	月8朱	0.800%	屋敷 3斗4升8合
40	"	"			2貫目	月8朱	0.800%	屋敷 1斗7升

添付資料2 金銭貸借の利足

1/2

屋敷・田畠質入れの利足

2/2

	高名寄帳	組	年月	西暦	借銀	利足	月利	屋敷・田畠 高
41	天保2年	弥	文政11年3月	1828	2貫目	月8朱	0.800%	屋敷 2斗7升2合
42	"	"	文政9年6月	1826	2貫目	月7朱	0.700%	屋敷 3斗2升3合
43	"	"	文政9年12月	1826	600目	月7朱	0.700%	屋敷 1斗1升9合
44	"	"	文政13年12月	1830	650目	月6朱	0.600%	屋敷 2斗3升8合
45	"	"	天保5年2月	1834	7貫目	月7朱	0.700%	屋敷 7斗8升2合
46	"	"	文政10年2月	1827	1貫目	月9朱	0.900%	屋敷 6斗7升4合
47	"	庄	文政12年7月	1829	600目	月8朱	0.800%	屋敷 1斗5升8合
48	"	"	文政9年11月	1826	9貫目	月7朱	0.700%	2屋敷 1石2斗7升5合
49	"	"	文政13年5月	1830	1貫500目	月8朱	0.800%	屋敷 2斗5升5合
50	"	"	天保2年2月	1831	3貫目	月8朱	0.800%	屋敷 2斗6升9合
51	"	"	天保4年12月	1833	5貫目	月8朱	0.800%	屋敷 2斗4升2合
52	"	吉	文政9年10月	1826	530匁	月8朱	0.800%	田 7石4斗2升9合
53	"	"	文政11年12月	1828	1貫目	月8朱	0.800%	屋敷 2斗5升5合
54	"	"	文政8年12月	1825	1貫目	月1分	1.000%	屋敷 2斗7升2合
55	"	"	天保6年2月	1835	4貫目	月7朱	0.700%	屋敷 2斗8升9合
56	"	"	文政12年9月	1829	1貫300目	月8朱	0.800%	田 3石4斗1升7合
57	"	"	文政13年11月	1830	900目	月1分	1.000%	屋敷 3斗2升3合
58	"	"	文政11年12月	1828	300目	月1分	1.000%	屋敷 1斗7升
59	"	"	文政12年12月	1829	1貫100目	月8朱	0.800%	屋敷 2斗4合
60	"	川	天保6年12月	1835	1貫600目	月8朱	0.800%	屋敷 3斗9升1合
61	"	"	文政12年12月	1829	2貫目	月7朱	0.700%	屋敷 3斗4升
62	"	"	文政12年4月	1829	3貫500目	月7朱半	0.750%	屋敷 1斗9升2合
63	"	"	文政12年6月	1829	1貫500目	月8朱	0.800%	田 8石3斗1升3合
	平均				屋敷 2貫547匁 田 629匁		0.778%	屋敷 4斗5合 田 1石2斗6升7合

- 註 1) 伊: 伊右衛門組（北組）、長: 長兵衛（西組）、吉: 吉兵衛組（南組）
 川: 川東組（東組）、弥: 弥兵衛（北組）、庄: 庄兵衛（西組）
 2) 屋敷の平均価格は、高1斗当たり629匁
 3) 田の平均価格は、高1石当たり496匁

	文書番号	年月	西暦	借銀	利足	月利	備考
1	1-61-9	寛政7年12月	1795	500目	年1歩	0.083%	
2	1-61-22	文化元年12月	1804	100目	月9朱	0.900%	
3	1-61-68	寛政2年6月	1790	5貫目	月9朱	0.900%	
4	1-66-18	文化11年11月	1814	600目	月8.5朱	0.850%	
5	1-68-6	天明4年11月	1784	150目	年1割	0.830%	
6	1-68-16	文化8年3月	1811	40匁	月1歩	1.000%	
7	1-68-21	文化9年11月	1812	265匁	年8朱	0.067%	
8	1-68-23	寛政9年12月	1797	300目	年1割3朱	0.860%	
9	1-68-26	文政10年8月	1827	660目	年1割	0.830%	
10	1-68-41	享和元年6月	1801	120目	月1歩	1.000%	
11	1-69-8	文政10年8月	1827	1貫目	年50匁	0.420%	
12	1-70-13	文化9年11月	1812	1貫600目	月7朱	0.700%	
13	1-70-28	寛政12年12月	1800	400目	年1割	0.830%	
14	1-70-34	寛政12年11月	1800	500目	月1歩	1.000%	
15	1-71-8	慶応元年11月	1865	10貫目	月6朱	0.600%	借銀最大
16	1-71-9	文化元年11月	1804	200目	月1歩	1.000%	
17	1-72-18	文化3年12月	1806	200目	年1割	0.830%	
18	1-72-21	寛政11年12月	1799	78匁	月1歩	1.000%	
19	1-72-34	慶応3年10月	1867	5貫125匁	月1歩	1.000%	最新
20	1-72-36-1	文化11年11月	1814	400目	9ヶ月、32匁	0.890%	
21	1-72-37	文化9年正月	1812	金50両	月6朱	0.600%	
22	1-72-38	安永8年12月	1779	55.5匁	月1分	1.000%	
23	1-72-44	天明6年12月	1786	1貫300目	月8朱	0.800%	
24	1-72-46	天保6年2月	1835	4貫500目	年1貫目=70目	0.580%	
25	1-72-47	天保12年12月	1841	1貫目	年80目	0.670%	
26	1-72-48	慶応2年7月	1866	金1両	月5朱	0.500%	
27	1-72-49	天保10年10月	1839	金15両	月銀9匁9厘	1.000%	60目7分替
28	1-72-52	寛政6年12月	1794	39匁	月1歩	1.000%	
29	1-73-6	天保8年3月	1837	610匁	月8朱	0.800%	
30	1-73-8	天保3年11月	1832	3貫目	年1貫目=40目	0.330%	
31	1-73-10	天保10年12月	1839	5貫目	月7朱	0.700%	
32	1-73-11	天保11年3月	1840	300目	月24匁	0.800%	
33	1-73-12	天保11年11月	1840	2貫550目	月8朱	0.800%	
34	1-73-13	天保7年5月	1836	546匁	月8朱	0.800%	
35	1-73-14	天保13年8月	1842	1貫目	月9朱	0.900%	
36	1-73-16	天保2年12月	1831	10貫目	年1貫目=45匁	0.380%	借銀最大
37	1-73-20	文化9年12月	1812	5貫目	月9朱	0.900%	
38	1-73-23	天保8年11月	1836	857匁	月9朱	0.900%	
39	1-73-24	天保7年12月	1835	500目	月7朱	0.700%	
40	1-73-25	天保8年7月	1837	2貫目	月8朱	0.800%	
41	1-73-26	天保6年12月	1835	4貫目	月8朱	0.800%	
42	1-73-27-1	天保13年11月	1842	5貫目	月8朱	0.800%	

I 御所町の施行記録に基づいてー

はじめに

名前」という。閏三四月から九月八日までの宿泊者の組の人数・出身地・代表者の名前等を記載。

②「当施行所江寄進名前記」(同、「寄進帳」)。寄進を受けた金品・数量・寄進者の名前等を記載。跋文に金品以外の寄進・施行が終わつた後の行事等を記載。

おかげ参りは、江戸時代に繰り返し起つた伊勢神宮への群衆現象である。主なものは、約六〇年の周期で起つた、慶安三年(二六五〇)、宝永二年(一七〇五)、明和八年(一七七一)、文政十三年(一八三〇)の四回とされている。藤谷俊雄^①氏は、前期・中期・後期と分けて計六回とし、全国的な規模のものは宝永・明和・文政の三回としている。相蘇一弘氏^②は、前

認されるが主なものは右記の四回としている。慶応三年(一八六七)にも同様の現象が起つてゐるが、これは「ええじやないか」といわれ、別の要因があつたとする考えが主流である。江戸時代には、伊勢神宮の布教活動に従事した御師の活躍等によつて、「一生に一度は、お伊勢参り」という考えが定着し、六七にも同様の現象が起つてゐるが、これは「ええじやないか」といわれ、別の要因があつたとする考えが主流である。

伊勢参りができる人たちがあり、これらの人たちが、何かのきっかけによつて、おかげ参りに参加したとされている。抜け参りともいわれるよう、路銀を持たない人が多く、各地で宿泊所・食事等の提供、すなわち施行が行われた。

御所町には、文政十三年のおかげ参りの施行に関する「神宮町文書」が残つている。その概要是、左記の通りである。
①「おかげ中毎日泊名前 施行所」三冊(以後、「毎日泊

組の人数・出身地・代表者の名前等を記載。跋文に金品以外の寄進・施行が終わつた後の行事等を記載。

③「御所町丁毎にありし立山作りもの次第書」(同、「立山次第書」)。「立山」は、奈良県の方言で祭の時等の飾り物のこと(『日本方言大辞典』)、序文に施行の様子等および施行終了後に作られた立山について記載。

④太々神楽に関する文書。祝詞、役割等。

⑤宿泊者のお礼の和歌等。一紙もの九枚。

これらの文書は、施行の世話役の一人で、宿泊の施行が行われた当時の蔵屋敷(現、太神宮の社)の前に住んでいた玉手屋吉兵衛の子孫である木村吉弘氏の家に伝わつたものである。その後、神宮町に寄託され、神宮町で保管されてきたが、平成十八四年四月に、御所市指定文化財になり、現在は御所市で保管されている。これらの冊子の写真を写真1に示す。

本章は、主に「神宮町文書」の解析を行うものであるが、ま

文書番号	年月	西暦	借銀	利足	月利	備考
43	1-73-28	天保10年11月	1839	7貫目	月8朱	0.800%
44	1-73-29	天保5年6月	1834	5貫目	月7朱	0.700%
45	1-73-30	天保8年2月	1837	500目	月8朱	0.800%
46	1-73-31	天保8年12月	1837	1貫目	月8匁	0.800%
47	1-73-32	天保8年3月	1837	1貫目	月8朱	0.800%
48	1-73-34	天保9年2月	1838	3貫目	月8朱	0.800%
49	1-73-35	天保9年12月	1838	6貫目	月8朱	0.800%
50	1-73-38	天保9年2月	1838	2貫目	月8朱	0.800%
51	1-73-39	天保11年12月	1840	5貫目	月8朱	0.800%
52	1-73-40	天保8年3月	1837	3貫目	月8朱	0.800%
53	1-73-41	天保12年4月	1841	1貫目	月7朱	0.700%
54	1-73-42	天保11年12月	1840	2貫目	年1貫目=80目	0.670%
55	1-73-43	天保14年7月	1843	1貫目	月8朱	0.800%
56	1-73-44	天保4年12月	1833	1貫目	月6朱	0.600%
57	1-73-45	天保10年8月	1839	金7両	月8朱	0.800%
58	1-73-46	天保13年7月	1842	2貫目	月8朱	0.800%
59	1-73-47-2	天保7年10月	1836	2貫目	月8朱	0.800%
60	1-73-47-3	天保7年11月	1836	2貫目	月8朱	0.800%
61	1-73-48	天保8年3月	1837	2貫目	月8朱	0.800%
62	1-73-49	文化11年12月	1814	400目	月8朱	0.800%
63	1-73-51	天保7年5月	1836	614匁	月7朱	0.700%
64	1-73-52	天保7年11月	1836	2貫目	月1貫目=10匁	1.000%
65	1-73-54	天保4年12月	1833	1貫目	月8朱	0.800%
66	1-73-55	天保9年2月	1838	500目	10ヶ月300目	6.000% 利足最大
67	1-73-59	天保8年5月	1837	金5両	月8朱	0.800% 330.5匁(66.1匁)
68	1-73-60	天保5年6月	1834	5貫目	月6朱	0.600%
69	1-73-63	天保5年6月	1834	10貫目	月6朱	0.600% 借銀最大
70	1-73-64	天保9年12月	1838	5貫目	年1貫目=30目	0.250%
71	1-74-5	寛政12年12月	1800	1貫200目	年1割	0.830%
72	1-74-6	寛政2年12月	1790	3貫目	年270匁	0.750%
73	1-74-16	文化12年4月	1815	300目	年1割	0.830%
74	1-74-25-3	享和2年11月	1802	500匁	年1割	0.830%
75	1-74-25-4	天保6年7月	1835	2貫目	月7朱5厘	0.750%
76	1-75-4	享和3年12月	1803	161匁	年3朱	0.025% 利足最小
77	1-75-5	文化9年11月	1812	1貫500目	年1割	0.830% 最古
78	1-75-11	文化9年12月	1812	400目	年1割	0.830% 借銀最小
79	5-3-15	天和2年12月	1682	600目	年1割	0.830%
80	5-3-16	貞享元年4月	1684	30目	月1分	1.000%
81	5-3-44	享和元年12月	1801	100目	月1歩	1.000%
82	5-3-46	文化2年12月	1805	60目	月1歩	1.000%
83	10-41	享和3年12月	1803	200目	年1割	0.830%
平均					0.836%	

記録を掲載している市町村史が多い。

施行の具体的記録として、大和国北八木村における施行の記録「権原市恵比寿神社保管文書」^③がある。これは鳥屋源三郎という大商人が主になつて施行したものである。また、大坂における施行の記録が『浮世の有様』^④に記載されている。

先行研究としては、前述の藤谷俊雄氏と相蘇一弘氏の研究の他、西垣晴次氏の著作がよく引用されているようである。また、田村貞雄氏は、一九八八年以前の研究をまとめている。一九八八年以降には、左記の研究がある。

・川合賢二氏「お蔭参りへの領主・支配への対応」

(一九九〇)

・茨木啓子氏「文政十三年のお蔭参り・お蔭踊りについて」

(一九九三)

・宮本栄子氏「文政十三年のお蔭参りと施行(二〇〇八)

先行研究には、施行について部分的に触れているものは多いが、施行についてまとめたものは、酒井一氏および前述の茨木啓子氏と宮本栄子氏の報告のみであると思われる。酒井一氏の報告は、伊勢の万金丹本舗野間商店の施行、宮本栄子氏は、前述の大和国北八木村の施行についてまとめたものである。また、茨木啓子氏は、奈良県内の施行について、市町村史の記載事項について調べている。



写真1 帖入り五冊

第二節 伊勢への街道

1. 概要

文政十三年のおかげ参りは、阿波國徳島から始まつたとされている。阿波から御所、御所から伊勢への街道および御所近傍の他の街道について調べることにする。それらの街道の概要を図1に示す。阿波から御所へは、船で本州へ渡らなければならぬ。淡路島を経由する経路、紀州の加太へ渡る経路、堺・大阪へ渡る経路がある。御所から伊勢へは、和歌山街道、伊勢本街道、初瀬街道の三つの街道がある。御所の近くには高野街道が通つていて、御所は、西國三十三所の第五番河内葛井寺と第六番大和壺阪寺の途中である。これらの街道について詳しくみてみる。

2. 阿波から御所への街道

阿波から御所への経路に関する、「雑記」^①の閏三月四日条に左記の記述がある。

阿波古紀州加田と申所へ追々船にて着、殿様も施舟船、施行駕の出候由
右記から、阿波から加田（現、和歌山市加太）へ船で来る経路がわかる。また、「大日本行程大絵図」^②には、阿波國撫養から加田への航路が記載されている。御所へはこの経路が最短であり、阿波の人々は、この経路で御所へ来たものと考えられる。『大宇陀町史』^③に掲載されている「天保元年上町おかげ灯籠建立諸入用并寄付記帳」には、左記のように記載されている。

第一節 当時の記録および先行研究

1. 概要

おかげ参りは、大変大きな出来事であり、書かれたものが沢山あるが、面白おかしく書かれたり、大げさに書かれたりで、客観的なものは少ないようと思える。偶発的に民衆の間で起つたことであり、無理もないことである。

おかげ参りに関する先行研究は、比較的多いと思われるが、最近のものはほとんどない。新しい史料がなく、既存の史料に基づく研究は、出尽くしたという感がある。

2. 当時の記録

文政十三年おかげ参りに関する当時の記録は、左記の通りである。なお、本報告で引用するものは、略称を記載する。

- ① 「御蔭参宮文政神異記」^④以下、「文政神異記」とする
- ② 「浮世の有様 卷の二」^⑤（同、「浮世の有様」）
- ③ 「文政十三年御蔭参雜記」^⑥（同、「雜記」）
- ④ 「文政十三寅年伊勢御蔭參実錄鏡」^⑦
- ⑤ 「御蔭参話の種」^⑧
- ⑥ 「文政十三年御影正見記」^⑨
- ⑦ 「文政十三年庚寅改元天保元年御蔭参り」^⑩
- ⑧ 「御蔭見聴集」^⑪
- ⑨ 「御蔭群參地名録」^⑫

右記のうち①から⑤までは、翻刻が出版されている。^⑥から⑨までは、「神宮文庫」に写本がある。これらの他、各地域の

和歌山街道は、五條と御所の間の宇野から、しばらく吉野川沿いに進み、海拔八八六メートルの高見峠を越えて、田丸で伊勢本街道と合流して伊勢に入る。和歌山街道へ出るためには、宿泊者が最も多い紀伊・阿波の人たちは、引き返さなければならぬ。また、この街道の途中である吉野方面の人たちも御所で施行を受けている。この街道の高見峠は、海拔が最も高く、山道が長い。したがって、施行を行うところも少ないと考えられ、この街道は敬遠されたものと思われる。

伊勢本街道と初瀬街道とを比べると、初瀬街道は、距離は長いが、道は楽のように思われる。山道が少なく、施行を受けるところが多いようである。伊勢本街道は、伊勢に入る前にある「宮川の渡し」の「上の渡し」につながっていて、初瀬街道は、「下の渡し」につながっている。『文政神異記』には、これら渡しの渡船者の数が記載されているが、下の渡しの方が圧倒的に多い。これらのことから、初瀬街道の方がより多くの人に利用されたのではないかと考えられる。

4. 西国三十三所と高野街道

御所の宿泊者の中には、御所より東の國の人たちが多数含まれている。これらの人たちは、伊勢参宮のみが目的であれば、

御所に来ることはない。伊勢参宮のついでに、西国三十三所または高野山へ参詣することを考えたのではないかと思われる。西国三十三所第五番河内葛井寺から同第六番大和壺阪寺へは、竹内峠を越えて新庄（現、葛城市）を経由し、御所を通って土佐から壺阪寺に行く経路がある。

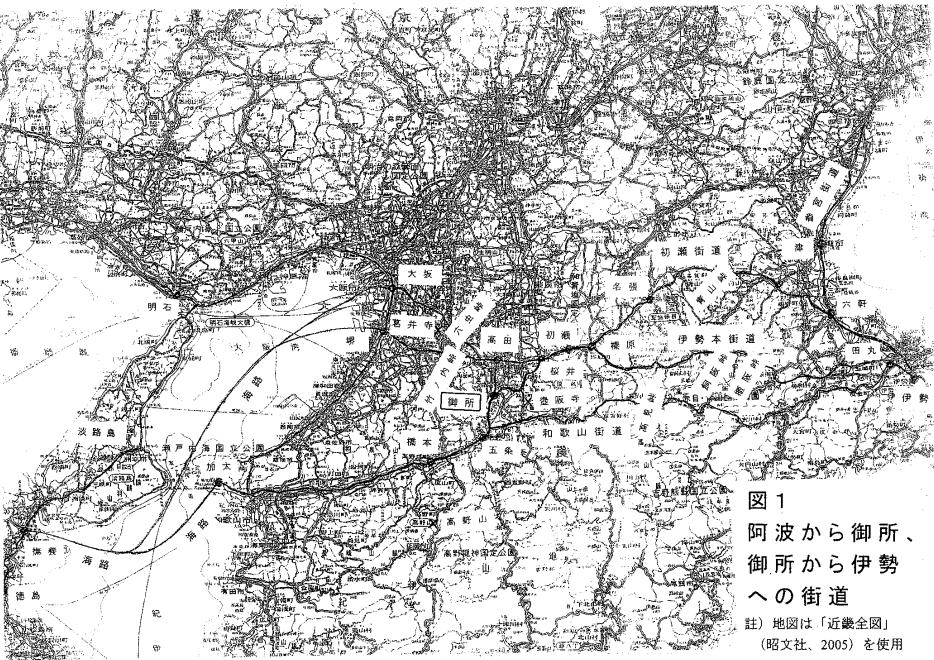


図1
阿波から御所、
御所から伊勢
への街道

（註）地図は「近畿全図」
(昭文社、2005)を使用

現在、高野街道といわれている道は、竹内峠の東から葛城山の麓を南進して、御所を過ぎたところで東において御所から五條への道と合流している。この道は、御所まちの約一キロメートル西を通っている。しかし、寛延三年（一七五〇）のものと思われる水利の絵図（口絵3）に、「高野道」と書かれている道は、御所町の中を通りて五條に向かっている。文政十三年当時、どちらが高野街道として認識されていたかは不明であるが、施行が行われていた御所を経由して高野山に向かったことは間違いないようと思える。

後述するように、摂津・河内・和泉・播磨をはじめ播磨以西の国々の人々が、数多く御所に来ている。これらの方面からは、竹内峠または穴虫峠を越えて、横大路から初瀬街道等を経由して、直接伊勢に行くことができる。御所は、この街道筋から約五キロメートル南に在れているので、御所に来るとすれば、寄り道しなければならない。これらの人たちは施行の噂を聞いて、御所に来たか、または、伊勢参宮の後、高野山等へ参詣するため來たのではないかと考えられる。

第三節 御所町における施行

1. 概要

文政十三年のおかげ参りにおける御所町の施行については、「毎日泊名前」、「寄進帳」および「立山次第書」に記載されている。これらの書かれていた施行の様子を紹介する。「毎日泊名前」には、三冊に分けて閏三月四日から九月八日までの各

当寅弥生の中頃阿波の国より数万人伊勢参宮いたし、おかげ参りと唱へ、（中略）紀伊の国加田浦より和歌山御城下ニ至、又ハ泉州堺浦へ着船、（後略）

ここには、堺へ直接船で渡る方法があつたことが書かれている。『文政神異記』には、撫養から淡路島を経由して播州に行く経路が記載されている。阿波から本州へは、これら三つの経路があつたと考えられる。加太から御所へは、紀ノ川沿いに和歌山県橋本市、奈良県五條市を経由する経路がある。紀州藩は、和歌山街道沿いに飛び地があることから、参勤交代のときにこの経路を利用していた。おかげ参りに關し、この経路について記載している先行研究はないようであるが、紀伊から御所への最短は、この経路である。御所の宿泊者の半数近くが紀伊の人であることから、阿波・紀伊の大部の人たちは、この経路を経由して御所に来たものと考えられる。

3. 御所から伊勢へ街道

御所から伊勢へは、初瀬街道、伊勢本街道、和歌山街道の三つの街道がある。初瀬街道と伊勢本街道とは、榛原で分かれているが、御所からは桜井、初瀬を経由して榛原に至る。したがつて、これらの街道へ出る場合は、まず桜井へ行かなければならぬ。御所から桜井へは、北へ行き、高田で竹内峠からの道と合流する経路、北東に進み八木を経由する経路、東へ行き土佐（現、高市郡高取町）を経由する経路等が考えられる。後述するように、東御所に中飯の接待所が設けられていることから、八木を経由したのではないかと推測される。

④ 人数の多い順の六番目は、石見であるが、出雲：一三〇人（二四番目）、伯耆：八九人（二〇番目）であり、山陰地方が比較的多い。ただし、これらの国のピーク月は遅いが、初出は早いようである。

⑤ 閏三月九日までに宿泊した、五畿内・紀伊・四国以外の國の初出は、五日：尾張、六日：長門・豊後・越前（一人）、安芸七日：越中・佐渡、八日：出雲・伊勢・出羽（一人）・安芸

・近江、九日：遠江・三河（一人）・周防である。六日に五人の豊後のグループ、ならびに八日に出雲の八人の女性グループおよび一人ではあるが、出羽の人が宿泊していることも注目する必要がある。

⑥ 組の最大の人数は、五月十五日に宿泊した阿波の七七人のグループである。このような大勢のグループがどのように形成されたかについては興味がある。出発時点から大人数とすると、制約を排除して村を出ることが困難であると考えられ、また、体力・所持金等の差を考えるとグループを維持することも困難であると思う。少人数のグループが旅の途中で、離合集散していたのではないかと推察される。

⑦ 人数計を組数計で割った組平均人数をみると、全部の平均は、三・三三人であるが、江戸が一・六八人、京都も一・六八人、大坂が二・一二人と大きな町は少ない。これは、町の人は一人で旅する人が多かつたことを表している。

⑧ 江戸は一一六人と比較的人数が多いが、初出が四月二十二日と遅い。これは、江戸に伝わった時期が遅く、また人口が多かつたために人数が多いと考えられる。

⑨ 一日の宿泊者数の最大は、閏三月十二日の二二三人で、その組数は、五二組である。二番目は、閏三月十九日で、一

四五人・五三組である。

⑩ 新見の日記によると、五月七日は終日強雨で、雨の日が三日続いている。五月七日は、太陽暦では六月二十七日であり、台風の影響が考えられる。これら雨の日でも人は入れ替わっている。

⑪ 七月十四日から十六日のお盆の期間は、施行宿を休んでいる。この間、旅行中の人たちは、食事・宿泊をどうしたかが問題である。

⑫ 大和の宿泊者では、紀伊からの途中の宇智郡の人があ一一七人である。また、葛上郡でも紀伊方面の村の人が多い。このことは、阿波・和歌山からの人たちに合流して参宮した人が多かつたためであると思われる。

⑬ 吉野郡は和歌山街道沿いにある。吉野郡の宿泊者は一六一人であるが、この地方の人が御所へ来るのは、伊勢への逆になる。このことからおかげ参りでは、和歌山街道はあまり利用されなかつたことがわかる。

⑭ 葛上郡の宿泊者は、三八人であるが、何れも御所の近くで、徒歩三〇分から二時間の範囲である。施行を受けることのみが目的であつた、午後遅くに思ひ立つて出発した、参宮者ではなく寄進を持ってきて帰れなくなつた等の理由が考えられる。

日の宿泊者の組の人数・出身地・代表者の名前等が書かれている。「立山次第書」の翻刻を史料1として添付しているが、この序文には、左記の記述がある。

（前略）泊りくのなんじゆう見るに忍びず、依てこの里の世話人打寄り、施行宿を思ひ立、町中隣村の厚志をこい受け、北町には中飯の施行、東にもひるのにぎり喰、会所まえ町には泊り宿、毎夜くの参詣宿、百人武百人の取り持ち世話方の骨おりいわんかたなく（後略）

「泊りくのなんじゆう見るに忍びず・・・施行宿を思ひ立」とあり、施行を始めた閏三月四日以前に参宮者が御所に來ていたことがわかる。「会所まえ町にハ泊り」と記載されているが、会所前（現、神宮町）には藏屋敷があり、ここで宿泊の施行が行われた。第二章で述べたように、年貢は皆銀納で、藏屋敷はあまり機能しておらず、それが宿泊所に利用されたものと考えられる。また、「北町には中飯の施行、東にもひるのにぎり喰である。御所は、葛城川をはさんで西御所と東御所に分かれているが、右記の東は、東御所を差すものと思われる。東御所には、新町、代官町、寺内という三つの町がある。伊勢への道筋にあるのは、寺内と新町であるが、寺内は、後述するように寄進の数も少なく、終了後の行事の立山にも参加していない。したがつて、新町（現、大橋通り一丁目）で施行が行われたものと考えられる。

「毎日泊名前」に記載された人数を集計すると、宿泊者の総数は、九七二九人である。表1には、国別に月別の人数および国別の全人数・全組数・日数・最初の日・最後の日・ピーク月・組最大人数を示している。国別の集計において、大坂・江戸・堺・京都・小豆島・長崎は、ほとんど国名が書かれていないので、別に集計した。

宿泊者の多い紀伊・阿波・大和の各日の宿泊者の人数と他の国の各日の宿泊者および天候・太陽暦の月日を記入した表を添付資料1として添付する。天候は、『大坂西町奉行新見正路日記』を利用して、太陽暦の月日は、『日本陰陽暦日对照表』²を参照した。

これらの他に、大和の宿泊者の出身地、女性グループの宿泊者等の表を作成したが、紙面の関係で割愛する。これらの表から左記のこと�이える。

① 大隅・隱岐・壱岐以外の全ての国人が宿泊していて、伊勢より東の国々も全て含まれている。おかげ参りが、伊勢参詣のみを目的としたものであれば、伊勢より東の国人が御所に来ることはないと想定する。

② 始まりは閏三月四日であるが、この日に紀伊：五人、阿波：二人、丹波：六人、播磨：二人が宿泊している。丹波・播磨の人が施行の初日に宿泊していることに注目しなければならない。

表1 月別・国別 宿泊者

国	閏3月 人數	4月 人數	5月 人數	6月 人數	7月 人數	8月 人數	9月 人數	人數 計	組數 計	日数	最初 の日	最後 の日	ピーク 月	組最大 人數
38 肥後	10		5	20	2			37	11	11	3月27日	8月21日	6月	9
39 備後		11	14	6	5			36	13	10	4月3日	8月18日	5月	9
40 因幡	3		5	4	3	19		34	9	9	3月12日	8月17日	8月	7
41 出羽	1	5	23	3	1			33	18	16	3月8日	8月22日	5月	7
42 佐渡	10		15	6	1			32	6	5	3月7日	8月5日	5月	15
43 駿河	3	6		5	1	10	5	30	14	12	3月12日	9月6日	8月	8
44 筑前			3	2	21	4	30	9	9	5月13日	9月1日	8月	9	
45 山城	11	2	3	8	2			26	12	12	3月14日	7月22日	3月	6
46 若狭		4	5	14		1	2	26	8	8	4月4日	9月5日	5月	14
47 越中	6	8	9	2				25	7	7	3月7日	6月10日	5月	6
48 武藏		4	2	5	3	6	3	23	16	16	4月8日	9月4日	8月	2
49 美作	3	1	5	2		8	2	21	10	10	3月19日	9月8日	8月	8
50 甲斐	1	4	11	2	1		1	20	11	11	3月12日	9月2日	5月	3
51 三河	1	1	7	5	1	3		18	9	8	3月9日	8月29日	5月	5
52 上総		1	5	10				16	5	4	4月22日	6月22日	6月	9
53 上野		2	7	2	3	2		16	9	8	5月7日	9月2日	6月	2
54 飛騨	2	5	2	4	1	1		15	11	10	4月29日	9月4日	5月	2
55 日向		1		14				15	2	2	4月25日	6月13日	6月	14
56 伊豆	2	1		6		2	1	12	5	5	3月12日	9月4日	6月	6
57 豊前		5	4	2	1			12	6	6	4月8日	7月8日	4月	4
58 下野		1	1	4	4	1		11	9	8	4月26日	8月12日	6月	2
59 小豆島	8	2		3	5			10	2	2	3月26日	4月11日	3月	8
60 伊賀			3	5		1		9	4	4	5月2日	8月11日	6月	5
61 下総	1	5	1			2		9	6	6	4月8日	8月26日	4月	4
62 志摩	1	2	4		1			8	4	4	3月21日	7月8日	5月	4
63 能登		3	2		1	3		8	4	4	5月6日	8月18日	5月	3
64 常陸		4		1	2			7	3	3	4月23日	7月7日	4月	4
65 筑後		2	2		1			4	2	2	5月14日	6月1日	5月	2
66 長崎		1	2					4	3	3	4月23日	7月8日	5月	2
67 土佐			1	2				3	2	2	5月1日	6月21日	6月	2
68 相模						2		2	1	1	9月6日		9月	2
69 薩摩					2			2	1	1	7月19日		7月	2
70 安房						1		1	1	1	8月29日		8月	1
71 對州						1		1	1	1	8月25日		8月	1
72 不明		5	5	3	2	1	1	17	7					
合計	2,966	2,451	1,722	1,227	587	624	152	9,729	2,919	181	3月4日	9月8日	3月	77

註 1) 3月は全て閏である。

国	閏3月 人數	4月 人數	5月 人數	6月 人數	7月 人數	8月 人數	9月 人數	人數 計	組數 計	日数	最初 の日	最後 の日	ピーク 月	組最大 人數		
1 紀伊	1,580	1,503	510	204	98	149	29	4,073	1,096	155	3月4日	9月6日	3月	22		
2 阿波	417	132	214	41	24	43	16	887	208	108	3月4日	9月6日	3月	77		
3 大和	159	183	56	16	7	22	6	449	151	88	3月6日	9月6日	4月	17		
4 越後		17	26	145	111	44	10	2	355	73	52	3月8日	9月8日	5月	30	
5 播磨	135	46	24	11	25	14	1	256	84	57	3月4日	9月3日	3月	13		
6 石見		35	9	59	87	42	2	234	41	30	3月13日	8月18日	6月	22		
7 和泉	45	31	67	27	17	17	2	206	79	60	3月7日	9月4日	5月	9		
8 伊予		11			68	75	31	20	1	206	65	47	3月11日	9月1日	6月	11
9 讃岐	48	34	24	36	30	14	12	198	64	55	3月8日	9月6日	3月	16		
10 河内	40	17	49	31	6	4	4	151	63	46	3月9日	9月6日	5月	8		
11 遠江		26	6	12	40	8	41	2	135	47	38	3月9日	9月4日	3月	21	
12 大坂	25	29	43	17	12	8		134	63	48	3月5日	8月27日	5月	14		
13 豊後	18	29	57	16	2	8	1	131	36	33	3月6日	9月1日	5月	9		
14 出雲	26			12	68	5	16	3	130	19	17	3月8日	9月4日	6月	40	
15 江戸			5	13	42	34	19	3	116	69	49	4月22日	9月8日	6月	5	
16 周防	18	25	14	38	16	3		114	27	23	3月9日	8月12日	6月	24		
17 摂津	31	36	10	7	7	8		99	43	37	3月12日	8月26日	3月	11		
18 尾張	24	17	20	4	9	14	3	91	48	42	3月5日	9月8日	4月	6		
19 丹波	49	16	2	4	1	17		89	21	19	3月22日	7月20日	3月	10		
20 伯耆			40	12	9	3	10	15	89	18	18	4月12日	9月5日	4月	20	
21 長門	28	29	5	10	2	5	6	85	22	21	3月6日	9月2日	4月	17		
22 備中	17	31	20	8	3	4		83	24	21	3月12日	8月12日	4月	18		
23 越前	10	2	9	43	3	13	2	82	28	22	3月6日	9月4日	6月	27		
24 安芸	16	28	7	17	8	2	3	81	29	25	3月8日	9月8日	4月	12		
25 淡路	46			18	9			73	15	13	3月12日	6月22日	3月	5		
26 加賀	6	7	9	30	7	9		68	26	24	3月20日	8月12日	6月	6		
27 備前	16	14	17	7		5		59	26	22	3月11日	8月4日	3月	6		
28 美濃	2	2	15	15	8	8	8	58	27	26	3月12日	9月6日	6月	5		
29 伊勢	10	16	10	11	4		6	57	19	18	3月8日	9月6日	4月	7		
30 但馬	2	18				29	4		53	17	14	3月16日	8月26日	7月	8	
31 丹後	11	6	14	15	3	3		52	12	12	3月21日	8月18日	6月	9		
32 信濃	2	3	12	8	16	8	1	50	26	21	3月11日	9月6日	7月	6		
33 肥前	14	1	13	6	3	8	2	47	15	15	3月19日	9月8日	3月	8		
34 近江	7	6	2	20	6	5		46	20	19	3月8日	8月6日	6月	11		
35 堺	9	14	13	4		2		42	13	13	3月15日	8月24日	4月	7		
36 陸奥	4	3	5	8	12	8		40	22	18	3月19日	8月18日	6月	6		
37 京都	.1	11	2	12	3	8		37	22	21	3月15日	8月29日	6月	5		

しみ　此世にもかな

⑥丹後竹野郡和田野村　文政十三年　奉納西国三拾三所順礼

同行十七人　寅八月六日　助藏

出身地が記載されている②と⑥は、「毎日泊名前」に宿泊者として記載されている。その記録から、②は、紀伊曾屋村（現、那賀郡岩出町）の八十九歳の人が一人で旅をして立寄ったことがある。また、⑥には、西国三十三所巡礼の途中に立ち寄ったことが書かれている。何れも達筆で、書き手はある程度の教養がある人であると思われる。これらの写真を写真2に示す。



写真2　宿泊者の礼の歌等

第四節 施行に対する寄進

1. 概要

施行をするにあたって、数々の金品の寄進を受けており、それらの品物・数量・寄進者について、「寄進帳」にまとめられている。また、史料2に示した「寄進帳」の跋文には、各項目に記載できなかつた寄進の内容等について記載されている。寄進の件数は一〇〇〇件以上あり、町内および御所町が所属する葛上郡の村々をはじめ、近隣の四郡の村々から寄進を受けている。さらに件数は少ないが、他国の人々の寄進もある。

寄進の品目は、金銭・食料品・燃料が主であるが、施行所で必要なもの、旅に必要なもの等が含まれている。

この「寄進帳」について調べ、寄進を受けた金品の内容・数量・件数等を集計する。

また、町内の寄進の特徴、施行の世話人、その他、寄進の特徴や問題点等について検証する。

3. その他の施行等

「寄進帳」の跋文を史料2として添付する。この跋文には、「閏三月四日より六月十日迄 風呂之施行」という記述がある。この記述によると、風呂屋四軒によって、施行開始から六月十日までに、一〇九一人に対して風呂の施行をしたことがわかる。六月十日までの宿泊者は、七五七九人である。四軒の風呂屋で施行をしており、人数の集計が正しいとはいえないが、約三三〇〇人は、宿泊せず風呂の施行のみを受けたことになる。各地の市町村吏に施行についての記事は多いが、風呂の施行をしたという記述はない。この風呂の施行が、多くの人を御所に呼んだ要因とも考えられる。なお、六月十日以降は、施行所で湯に入れたと書かれている。

「毎日泊名前」の閏三月二十六日条に左記の記述がある。

一　三人　阿州　妙道郡（名西郡）桜間村　お松女

右親子三人之内母親病氣取合　剩乳呑子老人有之候、病氣中町方ニ而乳貰ひ養育せ話致遣り、其細町役人より大坂

阿波藏敷代官所へ及引合、藏屋敷より、右病人夫榮藏呼

三被遣候處、同四月八日ニ當受仕暫ノ間介抱致居候得共

無其儀、依て同四月十六日に右親子四人共駕ニ而大坂へ返し渡し申候　以上

ここには、乳飲み子を含む母子三人で参宮しようとしていた

ことが書かれている。この日には、同じ村の人ではなく、この三人の単独の旅である。閏三月二十六日に母親が発病し、四月八日には阿波から夫が来ている。のことから、御所の町役人

から大坂阿波代官所→阿波藩→桜間村という連絡が、比較的短

期間にできていることがわかる。「毎日泊名前」は日付順に記載されている。この出来事は、閏三月二十六日から四月十六日までのことであるが、閏三月二十六日の冒頭にまとめて書かれている。このことから、これらの帳面は、後で清書されたことがはつきりとわかる。

その他、「寄進帳」跋文には、「施行宿初り候より迄参詣之人數へ每朝立候節、壹錢式錢つゝ持せ候」とある。また、「立山次第書」序文には、「暮れば蚊のふせぎ、くつさみすれハ薬の施行、医の御見舞」等の記述がある。このようなことも行っていたことがわかる。

施行を受けた人たちが歌等を残している。これらは、糊付けしたと思われる跡があることから、施行所に貼られていたと考えられる。それらの一部は、左記の通りである。

①御蔭とて　施行の宿の　御世話方　神慮に叶い　子孫繁昌
草も木も　なびかぬ國へ　なかりけり　天照します　神の御蔭に
尻かるに　御蔭でぬけ□　參宮人　腰がかるいか　足のか
る□　（下部欠落）
②八十八才　三月堂古柳　行くれて　御所の施行て　ひとや
とり　すみよりたかき　恩をわすれぬ
③御世話人衆中江　かしわでの　音もきこへし施行宿　せわ
のきどくに　神もまんぞく
④萬客に　施行の徳の　めぐみにて　御所をたいしに　神や
守らん　遠州浜宿　閑梁
⑤たすかりに来る　たすけてやろう　神こゝろ　御所のたの

るが、そのようにしていらない。現在と醤油の使い方が違つていて大量に必要であつた、換金した等が考えられる。

⑦味噌の量として、「少し」・「少々」・「大重」の記載がある。

これらを見るに味噌の寄進は少なかつたものと思われる。

前述の奈良の施行ではみそ汁を提供しており、食事に味噌汁を付けるのは一般的であつたと思われる。味噌は各家庭で造つていて、余裕がなかつたという可能性がある。

⑧砂糖の寄進は二件で、計一斤半である。当時砂糖は貴重であつたということを実証しているように思われる。

⑨夕食の寄進が二件ある。四月三日の夕食を東本町（御所町内）が寄進しているが、この日の宿泊者は、一一七人である。この寄進は、全部で一一九四件の寄進の中の八六九件目である。この日は施行開始後約一ヶ月であり、一ヶ月の間に七〇パーセント以上の寄進があつたことがわかる。

⑩もう一件は、「六日の夕食」とあるのみで、月が書かれていない。これは二六七件目で、前記のことを考慮すると閏三月であり、施行開始後三日目である。三日間で、これだけの件数の寄進があつたことがわかる。

⑪「くぎ」は、『日本方言大辞典』によると、「大根や蕪などの漬け物。菜漬け。（大阪）」となつてゐる。くぎの寄進は、野菜の寄進がある前の初期に集中しており、冬の間の野菜の保存食であつたものと考えられる。

⑫干し大根・割干し・切り干しは、近隣の村からの寄進がほとんどである。一方、とうふ・あげ・こんにゃくは、全て町内からの寄進である。町と村との食文化の違いがわかる。

2. 寄進を受けた金品

寄進を受けた金品の内訳等を表2に示す。御所町内からの寄進と近隣の村々等からのものに分けて集計した。品名のみで数量が記載されていないものがあり、数量の集計が困難なものは、件数の集計のみとしている。件数に関し、一人で同時に複数の品物を寄進した場合は、一つの品物を複数人で寄進した場合は、一件としている。件数は、御所町内六六九件、近隣の村五二三件、他国二件で、計一一九四件である。しかし、一人で複数回の寄進をしている人がある一方、村中や町中でまとめた寄進があり、寄進した人の数と件数とは一致しない。寄進した人の数は、この件数より多いものと思われる。

表2では、項目を「金・銀・銭」、「穀類」、「嗜好品」等に分け、それらの項目について、品目毎に集計した。計算が可能なものについては、一件当たりの平均の数量を記載したが、前述のように、数量については大きな幅があり、目安程度にしかならないと思う。これらに關し、特徴、問題点、疑問点等について述べる。なお、寄進帳には、日付が書かれていない。

① 銀・銀札・銭について、銀・銀札は六〇〇匁を一両とし、

銭は六〇〇〇文を一両として、金に換算して集計した。銀

・銀札・銭と金・南陵とを合わせると、合計五両一分三朱になる。銀札は銀に比べ、価値が少し低いようと思われる

が、データがないので銀と同じにした。

② 米の寄進は二二石強で、宿泊者の数は九七二九人である。宿泊者の食事のみであれば十分であるが、昼に通行者に対し、握り飯を施行したとすれば、不足するようと思える。

3. 町内からの寄進

御所町内からの寄進で、名前が記載されているものの件数は、六五三件であるが、一人で複数回の寄進をしている人があるのと、旅人より受取、たき申候。味噌汁又へおかげハ夫々つけ申候」とあり、宿泊者からもらつた可能性がある。また、麦の寄進が少なく、當時、庶民の主食は、麦飯が一般的であったということには疑問がある。

③ 「まこの粉」は、『全国方言辞典』によると、奈良地方の

方言で、小麦粉となつてゐる。どのようにして食べたかわからぬ。

④ 酒の寄進が合計一石八斗七升ある。これらの他に「御神酒」として量が記載されていないものがある。『改訂新庄町史』に酒の施行をしたと書かれているので、宿泊者に饗したものと考えられる。

⑤ 薪・柴・枝については、山に近い村からの寄進が圧倒的に多い。割木については、九四〇件目頃に、町役人等からのまとまつた寄進がある。「寄進帳」跋文に、六月十日以降、風呂の施行を施行所ですることになつたと記載されている。このため、割木の寄進を依頼したのではないかと思われる。

⑥ 醤油の寄進は多く、量のわかるものの合計は一石九斗で、現在の醤油の消費量を考えると、消費しきれないような量である。醤油の量が多いのは、萩之本村（現、樺原市一町）から一石の寄進があつたことが一つの要因である。しかし、この寄進は三九六件目であるが、その後、御所町から五斗五升の寄進を受けている。常識的には、十分な量の醤油があれば、他の品物に替えるように依頼するものと考えられ

⑬ 野菜には、季節感があつて面白く、時期によつて、同じ野菜が集中している。なすびは、個数が記載されているが、

合計二五六三個である。なお、一荷は五〇個とし、数值の記載のないものは無視した。一つの村から十件程度のまとまつた寄進があり、数は、六・七個から最高三〇〇個というバラツキがある。村で集めて持つてきたのではないかなと思われる。

⑭ 「わらじ」は七三〇足で、九七二九人の宿泊者に対する不十分である。初期は、数量が少なく、中期以降に世話人等がまとめて寄進をしている。

これらの寄進をみると、品物の種類が多く、量もまちまちで、各自が手近なものを分相応に寄進したことがわかる。このことは、施行が広く住民に支持されていたということであり、おかげ参りに対する参加意識の表れであると思われる。寄進されたものをどのようにして、参宮者に供されたか、金銭がどのように遣われたのか等、疑問が多いが、推定する方法がない。また、食習慣の違いについても分からぬことが多い。

野菜等	御所町			近隣の村・他国			計			備 考	
	単位	数量	件数	1件当り	数量	件数	1件当り	数量	件数	1件当り	
菜			2			5		7			
ちしや			17			25		42			
三月な			7			9		16			
若な			5			6		11			
青菜			0			6		6			
その他菜類			4			3		7			
田いも			5			12		17			
いも			3			5		8			
なすび	個	188	10	18.8	2,455	66	37.2	2,643	76	34.8	1荷を50個、数値の無いのは無視
きゅうり	本	239	4	59.8		5		9			
白うり	本	11	2	5.5		2		4			
なんきん		0			15	15		15			
牛蒡		4			1			5			
大根		5			6			11			
にんじん		1			1			2			
ふき		8			20			28			
わらび		3			0			3			
せんまい		1			0			1			
たけのこ		5			1			6			
みょうが		0			1			1			
十八		1			3			4			
豆	荷	1.5	3		3			6			
黒大豆		0			2			2			
小豆		7			0			7			
空豆	合	0			2			2			
ごま	合	17	3		1			4			

魚類

うるめ		700	1		0		700	1		700入1俵
かます		12	2		0		12	2		
大たこ	はい	1	1		0		1	1		
ざこ	升	3	1		0		3	1		
鮎	尾	32	1		0		32	1		

漿等

和中散	服	1,050	3		0		1,050	3		1人で500服2回
漿	服	100	1		0		100	1		中村龍品より
施漿	服	155	2		0		155	2		中村龍品より

食器等

茶わん	客	10	1	10.0	85	6	14.2	95	7	13.6	
小さら	枚	20	1	20.0	200	1	200.0	220	2	110.0	
ぬりかわらけ	枚	100	2		0						
箸	膳	700	2		0						
御膳		1			0			1			

履き物等

わらじ	足	645	11	58.6	85	6	14.2	730	17	42.9	
杖	本	15	1	15.0	200	1	200.0	215	2	107.5	
下駄	足	25	2	12.5	0			25	2	12.5	

その他

竹、のぼり、注連縄、墨、白木綿、釣り鐘、鳥かご、板、びん付け、丁ちん、その他不明 10件

件数合計 1,194

表2 寄進された金品の集計

金・銀・銭	御所町			近隣の村・他国			計			備 考	
	単位	数量	件数	1件当り	数量	件数	1件当り	数量	件数	1件当り	
銀	分	948	108	8.8	96	8	12.0	1,044	116	9.0	金換算(60匁:1両) 1 3 2
札	分	310	24	12.9	520	9	57.8	830	33	25.2	同上 1 1 2
錢	文	5,015	55	91.2	1,597	18	88.7	6,612	73	90.6	同(6,000文:1両) 1 0 2
金	朱	4	2	2.0	9	6	1.5	13	8	1.6	100疋:1分 3 1
南陵	片	1	1		2	2	1.0	3	3	1.0	1片:2朱 1 2
	計										5 1 3
穀類											
米	合	17,622	102	172.8	4,020	69	58.3	21,642	171	126.6	米・白米合計 22石2斗9升2合
白米	合	650	3	216.7	60	2		710	5	217	
麦	合	10	1		183	7	26.1	193	8	24.1	
餅米	合	100	3	33.3	0			100	3	33.3	
餅					10			1			こむぎ餅、おかがみ含む
まこの粉					5			0			まこの粉は小麦粉
はつたい粉他					2						他は豆の粉
嗜好品											
酒	合	1,590	49	32.4	280	5	56.0	1,870	54	34.6	
焼酎	合	150	5	30.0	0			150	5	30.0	
茶			7					10			
燃料・照明											
割木	駄	27	19		26	28		53	47		荷・束・貢目は集計から除外、近隣 +13束
薪		11束	3		7駄2荷	9			12		
柴		16束	6		6駄6荷	14			20		
枝			0		10駄9荷	22			22		近隣の束は集計から除外
油	合	30	3	10.0		0		30	3	10.0	他、米屋嘉兵衛による寄進
ろうそく	丁		6					0			灯芯、火打ち石、豆がら
その他											
調味料											
醤油	合	550	6	91.7	1,350	5	270.0	1,900	11	172.7	萩之本村から1件1石の寄進
味噌	斤	1.5	4		3				7		
砂糖	俵	1.5	2	0.8					2		
塩	俵	1	1					1	1		
加工食品等											
き			26				42		68		大根等の塩漬け
漬けもの			26				32		58		
こんにゃく	丁	103	7	14.7	0			103	7	14.7	
とうふ・焼とうふ	丁	224	5	44.8	0			224	5	44.8	
あげ		10	1		0			10	1		
干し大根他			1				19		20		割干し、切り干し
そうめん	把	30	1		0			30	1		
こんぶ			2		0			2			
煮しめ			5		1			6			
さしみ・すし			2		0			2			各1件、同一人
6日夕食	食	97	1		0			97	1		267件目なので閏3月
4月3日夕食	食	119	1		0			119	1		1,194件中869件目

2. 太々神樂

本田安次⁽³⁾氏は、著作集『日本の伝統芸能 第七卷』の中で、内宮の禰宜・菌田守良神主（一七八五—一八四一）の著を引用して左記のように述べている。

今の世に、太々神樂、大神樂、神樂という三種あり。（中略）さる故に神樂と云は、たゞ鼓吹一段あり、大神樂と云ふは、鼓吹六段、太々神樂とは、歌十二段、鼓吹俳優の態、女舞の状もありて、岩屋戸の故事をひがみ勤むるなり

また、同書の別の項には、伊勢神樂について左記のように書かれている。

伊勢神樂というのは、古くより外宮の御師によってとり行われてきたもので、願主の申し出により、その役宅を清め、神殿に神座を設けて、これに両宮を勧請し、御師の下にあつた神楽役人達が大勢参集して行つたものである。

右記によると、太々神樂は、かなり大規模なものであることがわかる。「太々神樂次第書」によると、この時の太々神樂は、神主を含む神職三人と二人の巫女および「神子中」と書かれた氏子によって行われたことがわかる。前記のように、本来太々神樂は大規模なものであるが、御所で行われた神樂はそうではない。太々神樂は、伊勢神宮の御師の家で行われたことから、規模に関係なく、伊勢神宮に關係する神樂は、太々神樂と呼ばれたのではないかと思われる。

太々神樂の祝詞の翻刻を史料3として添付する。祝詞の中に左記のように、犬や鶏について書かれている。

犬ハ貴幣を耳つらに戴き、鶏はゆふしてをかけ尾に付て、

太神宮に詣ふて奉れハ

『文政神異記』⁽³⁾には、「阿波の國徳島のおさんという犬が、頸に銭と金子とをくよりつけてきて、古市町大和屋長兵衛の世話で無事に帰国した」ということが書かれている。また、『御蔭群参図』⁽³⁾に犬がお祓を附けている絵がある。

鶏に關しては、『文政神異記』⁽³⁾に二つの逸話が記載されている。その一つは、「丹波國某郡某村某家へ鶏二羽が御祓をくわえて飛んで來たので、主人がこの鶏を連れて外宮御広前へ来たところ、山城國の參詣人が自分のところで飼つていた鶏だといふので、山城國の人の名前で奉納した」という話である。もう一つは、「大和國某村の或人が寵愛していた鶏がいなくなり、十日ほど過て御祓を持って帰つていた」というものである。

これらの逸話は、おかげ參りの期間中に創られたものと考えられ、それらが、參宮者から參宮者へと伝わり、それを聞いた御所の世話人が、祝詞の中に書き入れたものと思われる。『文政神異記』『浮世の有様』等に、数々の逸話が書かれているが、これと同様の経緯でそれぞれの筆者に伝わったのではないが、そのうちの一一件には、短い批評が付け加えられている。

3. 立山

立山は前述のように、祭りの作り物のことである。施行が終了した後、数多くの立山が作られたことが、史料1として翻刻を添付した「立山次第書」からわかる。立山は町ごとで作られ、その立山には、大閑・閑脇等のランクが付けられている。そして、そのうちの一一件には、短い批評が付け加えられている。

他国の人の寄進として、「金百疋 讀州高松御領分河野郡北之庄村 喜代藏」と「南鎌 壱片 濃州武儀郡上在地 酒井光庵」の二件がある。喜代藏の寄進は八五一一件目で、夕食の寄進があつた四月三日のすぐ前である。宿泊者の名前を調べたが見付からなかつた。この人は、寄進のみであつたと思われる。

立山次第書の序文には、左記のような記述がある。
（前略）菊月の六日、施行宿ニハ代々神樂、町々ニハ思ひ思ひの作りものやら立山やら、古今稀なる賑ハしさ、二里三里的山家より見物くんしゅうおびたゞし（後略）

「古今稀なる賑ハしさ・・・とあり、近隣の村々から大勢の見物人が来たことがわかる。新見の日記によると、当日の大坂

の天氣は曇であり、御所も悪い天気ではなかつたと思われる。これらのに、施行終了直後および太々神樂奉納時の御供えとして餅つきが行なわれたことが「寄進帳」跋文からわかる。そして、全ての行事が終わつた後、伊勢神宮へのお礼参りが行われた。また、村高と寄進の多い少ないとは、ほとんど関係がないようである。

4. 近隣の村等からの寄進

寄進した村は、葛上郡三四ヶ村（「天保郷帳」⁽³⁾）によると総村数六四）、忍海郡九ヶ村（同二〇）、葛下郡一ヶ村、高美郡五ヶ村、吉野郡二ヶ村である。寄進した村の数が多いが、一件か二件と件数の少ない村、件数の多い村、村として村役人等がまとめた村の三つのタイプに分けることができる。これは、村への情報の伝わり方、伝わった後の村人の対応等によるものと考えられる。また、村高と寄進の多い少ないとは、ほとんど関係がないようである。

第五節 施行終了後の行事

1. 概要

九月八日で施行が終了した後、九月二十六日に太々神樂が、宿泊場所となつていていた蔵屋敷で行われ、町々には立山が作られたことが、「立山次第書」や太々神樂関係の文書に書かれている。「立山次第書」の序文には、左記のような記述がある。

（前略）菊月の六日、施行宿ニハ代々神樂、町々ニハ思ひ思ひの作りものやら立山やら、古今稀なる賑ハしさ、二里三里的山家より見物くんしゅうおびたゞし（後略）

「古今稀なる賑ハしさ・・・とあり、近隣の村々から大勢の見物人が来たことがわかる。新見の日記によると、当日の大坂の天氣は曇であり、御所も悪い天気ではなかつたと思われる。これらのに、施行終了直後および太々神樂奉納時の御供えとして餅つきが行なわれたことが「寄進帳」跋文からわかる。そして、全ての行事が終わつた後、伊勢神宮へのお礼参りが行われた。また、村高と寄進の多い少ないとは、ほとんど関係がないようである。

大和国御所町に残つていた「神宮町文書」等に基づいて、文政十三年のおかげ参りについて考察した。この史料によると、大隅・隠岐・壱岐を除く全国の国々から御所に来ている。このことから、この年のおかげ参りは、広い範囲に波及していたといえる。これは、明和期のおかげ参りから六〇年目ということが広く意識されていたためであると思われる。施行を実施した期間は、閏三月四日から九月八日までで、この期間に九七二十九人が宿泊している。宿泊者が一番多いのは紀伊で、次に阿波・大和である。この年のおかげ参りは、三月二十日頃に阿波から始まつたとされているが、参宮者が阿波から紀伊に渡り、紀伊・大和の人を巻き込んで参宮したことがわかる。

伊勢神宮より東の人が多く来ているが、これらの人たちは、参宮のついでに高野山や西国三十三所に参詣したものと考えられる。また、摂津・河内および播磨以西の人たちも多く来ているが、御所は、これらの国から伊勢へ行く街道の途中ではない。施行の噂を聞いて来たか、三十三所等の参詣のついでに来たものと考えられる。または、風呂の施行が魅力的であつたとも考えられる。大和の宿泊者をみると、十津川や吉野といった山間地の人が多く、他国の参宮者を見ても都市部の人は少ない。都市部の人気が多かつたとする通説には疑問がある。

施行のために町内や近隣の村から、様々な寄進を受けている。それらの寄進をみると、品物の種類が多く、量もまちまちである。

る。米の寄進では、最高が五石で最低が二合。錢では、最高が一〇〇〇文で最低が一文である。品物においても、醤油一石・割木四駄というもののから、漬け物少し・菜少しというように幅広く、品物の種類も七〇以上ある。各自が手近なものを分响应に寄進したことなどがわかる。このことは、施行が広く住民に支持されていたこととの現れである。また、住民の多くが寄進に参加していることから、参宮した人は少ないものと考えられる。施行が終わつた後、太々神樂・立山等の行事をしているが、施行を一種のリクレーションと考えていた節がある。施行をはじめ全ての行事は、蔵屋敷の近くに住んでいた伊勢講の人たち等が、自主的に行つたもので、町役人等は、積極的に関与していない。

【註】

(1) 藤谷俊雄『「おかげまいり」と「ええじやないか』』(岩波新書、一九六八)三五頁

(2) 相蘇一弘『おかげ参りの実態に関する諸問題について』『大阪市立博物館研究紀要』第七冊、一九七五)五頁。

西垣晴次編『伊勢信仰II』(雄山閣出版、一九八四)一四五頁にも収録(参考は前者の頁数)

(3) 『日本方言大辞典』(平凡社、一九八九)下巻、一四〇〇頁

(4) 『御蔭参宮文政神異記』上下二冊、版本は神宮文庫等所蔵(寸法、縦二二・二cm×横一五・六cm、上巻二五丁、下巻二五頁)

件数は、大隅・関脇・小結が各三件、前頭が三〇件の合計三九件で、この他、ランクがない「見立作りもの」というものが九件ある。宇治橋・万金丹屋店・お杉お玉等、伊勢に関係した名前の中のが数件ある。参加した町の数は、一九であるが、寺内は参加していない。

宿泊の施行が行われた蔵屋敷の跡に、太神宮の社があり、毎年六月十六日に祭りが行われる。その祭りの時に、約七年前まで、立山が作られていたということである。現在は立山に代わつて、小学生の絵が展示されている。奈良県において、今も立山が実施されている所として、御所市名柄の天満宮(七月二十五日)、櫛原市北八木の愛宕神社(八月二十三日から二十五日)、北葛城郡広陵町大垣内の専光寺(八月二十四日)がある。

4. その他の行事

史料2に示した「寄進帳」の跋文には、施行が終わつた後の行事について書かれているので、その概要を説明する。三斗三升三合の餅をついて、手伝つてくれた人たちにもらつてもらおうとしたところ、施行所の仕舞としては結構なお供であるとして、私も我もと施行所へ駆けつけ、少しの間になくなつてしまつたとある。

太々神樂のお供として、白餅を二石五六斗つき、一合・一合半・三合・五合等の大小のお鏡を揃えた。それらを町内および近在からの施行中の寄付に対するお返しとして配つたと書かれている。

全ての行事が終わつた後、西口屋弥吉郎・和泉屋善三郎・平

野屋和助・玉手屋吉兵衛・はね屋利兵衛・今井屋安兵衛・中村龍品・今井屋七兵衛の八人が、世話人の代表として参宮したことが記載されている。これらの世話人たちは、「施行所の札」には「会所前」の人たちとなつてゐるが、会所前は、蔵屋敷のある町の名前である。なお、この札は、施行所の看板として使用されていたものと考えられる。また、跋文には、毎日太神宮に灯明をあげたという記述がある。この太神宮は、伊勢講のお祓い等であり、施行所に臨時の神棚が作られたものと思われる。これらのこと等から、会所前の伊勢講の人たちが、自主的に施行を始めたものと推測される。

「神宮町文書」のなかに、嘉永元年(一八四八)四月十六日付けの棟札がある。また、二月二十五日付けで「町内一家振舞献立」という文書がある。これらから、施行が終わつた後、太神宮の社が建設されるまでの過程を左記のように推測した。

① 「施行所の札」は、表面が風化していることから、施行が終わつた後も札は、そのまま設置されていた。また、神棚もそのまま祀られていた。

② 嘉永元年になつて、蔵屋敷が老朽化し、取り壊しの必要性が生じた。取り壊すと神棚がなくなるので、社の建設が計画された。

③ 二月二十五日に工事開始の儀式が行われ、四月十六日に棟上げが実施された。

④ 現存している灯籠の日付は、弘化五年正月であるが、予め発注されていたものと考えられる。なお、弘化から嘉永への改元は、二月二十九日である。

理図書館所蔵、『新訂大字陀町史』史料編、第一巻、一
九二二）一一二二一頁

(24) 前掲（4）四九八頁

(25) 前掲（4）五〇六頁

(26) 藤田貫編著『大坂西町奉行新見正路日記』（清文堂、二
〇〇〇）一五八頁、二八三頁

(27) 加唐興三郎編『日本陰陽曆日対照表』（ニシト一、一九
九三）下巻、一四六〇頁

(28) 『角川日本地名大辞典』によると、「桜間」は名西郡で
徳島県には「妙道郡」はない。名東郡があるので、名東を
妙道と書いた可能性が考えられる。

(29) 高田十郎編『奈良井上町中年代記抄』（桑名文星堂、一
九四三）一八〇頁

(30) 東條操編『全国方言辞典』（東京堂出版、一九五一）
七六七頁

(31) 「諸事記録帳」（『改訂新庄町史』史料編、一九八三）
四七〇頁

(32) 前掲（3）上巻、七三八頁

(33) 「天保郷帳」（一八三四）『奈良県の地名』（平凡社、一
九九一）葛上郡：九二八頁、高市郡：九三三頁

(34) 本田安次著作集『日本の伝統芸能 第七卷』（錦正社、
一九九五）三頁および四頁

(35) 前掲（4）五三一頁

(36) 「御蔭群参之図」（文政十三年閏三月、田中易慎写、序

(37) 前掲（4）五一六頁

(38) 玉手屋吉兵衛の分家の木村吉之助氏宅から、半分である
が見つかった。表には「太神宮施行所」と書かれ、裏には
世話人の名前が書かれている。現在、御所市指定文化財に
なっている。

【史料1】（縦帳）

御所町 丁毎ニありし
立山作りもの次第書

此ハ文政十三庚寅之暮春阿波之国より御蔭^{アマ}初り、貴賤老若男女
之わからぬ、參詣之くんじゅう櫛^{スリ}はを引が如く、泊り^リく
のなんじゅう見るに忍ひず、依面この里の世話人打寄施行宿を
思ひ立、町中隣村の厚志をこひ受、北町には中飯の施行、東ニ
もひるのにぎり喰、会所まえ町にハ泊り宿、每夜^ノの参詣宿、
百人式百人之取持世話方の骨おりいわんかたなく、程なく秋の
暮まで一夜もたえまなく、泊れバふろの施行、暮れハ蚊のふせ
ぎ、くつさみすれハ葉の施行医の御見舞、残るかなき取持ハ、
神の意徳のあらわれハ、其身^ノの加持祈祷、且ハ町之繁榮
のしるしなるかと、嬉しさの余り、菊月下の六日、施行宿ニハ
代々神樂、町々ハ思ひ^リの作りものやら立山やら、古今稀

三三丁、巻末に「宇治山田市野村弥三郎氏蔵本、大正八年
に写」旨の記述)

(5) 矢野太郎編『浮世の有様』（国史研究会、一九二〇）およ
び『日本庶民生活史料集成』第一巻（三一書房、一九七
〇）七七頁（参照は後者の頁数）

(6) 『文政十三年御蔭参詣記』写本、神宮文庫所蔵（縦三〇・〇
cm×横二・三cm、全三六丁）、卷末に「天理教管長中山正
義氏所蔵本写、昭和十二年」の旨記載^ト翻刻は神宮司序編
『神宮参拝記大成』（西濃印刷、一九三七）五四九頁

(7) 津田宣直『文政十三寅年伊勢御蔭参実録』（写本、神
宮文庫所蔵、縦二七・〇cm×横一六・四cm、全一四丁）。翻
刻は神宮司序編『神宮参拝記大成』（西濃印刷、一九三七）
五三九頁、および『日本庶民生活史料集成』第一二巻（三一
書房、一九七一）一二三頁に収録。

(8) 『御蔭参詣の種』（写本、神宮文庫所蔵、縦二三・五cm×横
一六・五cm、全六七丁、巻末に「野間闇彦本、大正八年写
了」の旨記載）。翻刻は『日本庶民生活史料集成』第一二
巻（三一書房、一九七一）一一八頁

(9) 『文政十三年御影正見記』上下合巻一冊（写本、神宮文
庫所蔵、縦二二・八cm×横一五・九cm、全七四丁）

(10) 『文政十三年庚寅改元天保元年御蔭参り』（写本、神宮
文庫所蔵、縦一八・三cm×横二六・二cm、上二七丁、下二十四丁）
（11）『御蔭見聽集』（天・地・附録三冊（写本、神宮文庫所蔵、
縦二三・五cm×横一六・五cm、天四四丁、地四七丁、附録

文、天保六年仲夏、春木煥光、神宮徵古館藏）復刻版、神
宮徵古館発行

(12) 松井敬民編『御蔭群参地名録』（写本、神宮文庫所蔵、縦
一・六cm×横一六・三cm、全九〇丁、卷末に「松井祐吉君
蔵本、大正八年に写」旨の記述）

(13) 「樺原市恵比寿神社保管文書」（樺原市北八木町所蔵、
樺原市立図書館マイクロフィルムおよびコピー所蔵）

(14) 前掲（5）一〇八頁

(15) 西垣晴次『ええじやないかー民衆運動の系譜』（新人物
往来社、一九七三）二九二頁

(16) 田村貞雄『ええじやないか研究の現状と問題点』（『日本
史研究』三〇六号、一九八八）五九頁

(17) 川合賢二「お蔭参りへの領主・支配の対応」（『地方史
研究』四〇（2）、一九九〇）一頁

(18) 茨木啓子『文政十三年のお蔭参り・お蔭踊りについて
（ヒストリア』、一四一號、一九九三）一五一頁

(19) 宮本栄子『文政十三年のお蔭参りと施行』（『史文』一
〇、二〇〇八）一頁

(20) 酒井一『文政十三年おかげ参り施行宿の一考察』（今井
林太郎先生喜寿記念国史学論集）一九八八）四四七頁

(21) 前掲（6）五四九頁

(22) 大日本行程絵図 天保十四年御免 慶應元年再刻
板

(23) 「天保元年 上町おかげ灯籠建立諸入用并寄付記帳」

添付資料1 各日宿泊者記録

1/3

月 日	干 支	紀 州		阿 波		大 和		その他の		計		天 候	グレコ暦 月 日
		人數	組數	人數	組數	人數	組數	人數	組數	人數	組數		
閏3月4日	壬 戊	5	1	0	0	0	0	10	3	15	4	陰晴時々雨薄暮晴	4月26日
3月5日	癸 亥	60	7	32	5	0	0	17	3	109	15	陰晴	4月27日
3月6日	甲 子	43	7	23	1	2	1	29	6	97	15	陰晴朝霜降冴還ル	4月28日
3月7日	乙 丑	36	8	28	6	0	0	12	3	76	17	陰晴	4月29日
3月8日	丙 寅	71	12	2	1	1	1	31	9	105	23	曇夕方時々雨夜中大雨	4月30日
3月9日	丁 卯	31	10	30	5	2	1	32	10	95	26	雨夕方晴	5月1日
3月10日	戊 辰	58	10	26	5	0	0	59	5	143	20	陰晴	5月2日
3月11日	己 巳	3	1	2	1	0	0	5	3	10	5	快晴	5月3日
3月12日	庚 午	97	21	34	5	6	2	86	24	223	52	快晴	5月4日
3月13日	辛 未	72	18	4	1	2	1	25	5	103	25	快晴	5月5日
3月14日	壬 申	87	17	8	3	0	0	26	5	121	25	曇星後晴雨	5月6日
3月15日	癸 酉	23	7	8	2	9	2	31	6	71	17	雨星後止	5月7日
3月16日	甲 戌	64	17	23	5	5	4	32	9	124	35	快晴	5月8日
3月17日	乙 亥	93	18	6	2	20	4	33	9	152	33	快晴	5月9日
3月18日	丙 子	91	21	8	3	2	1	29	8	130	33	快晴	5月10日
3月19日	丁 丑	70	18	7	4	15	4	103	27	195	53	雨	5月11日
3月20日	戊 寅	94	17	20	4	9	2	30	9	153	32	快晴夕方曇	5月12日
3月21日	己 卯	42	10	4	2	11	1	34	12	91	25	雨	5月13日
3月22日	庚 辰	55	12	8	3	4	2	44	10	111	27	終日雨	5月14日
3月23日	辛 巳	55	12	11	3	5	3	18	6	89	24	曇	5月15日
3月24日	壬 午	93	19	9	1	19	6	13	5	134	31	陰晴	5月16日
3月25日	癸 未	91	22	18	4	1	1	23	7	133	34	快晴	5月17日
3月26日	甲 申	52	14	24	6	6	3	30	7	112	30	快晴	5月18日
3月27日	乙 酉	65	15	23	4	17	1	10	4	115	24	快晴	5月19日
3月28日	丙 戌	40	11	34	9	16	4	23	6	113	30	快晴	5月20日
3月29日	丁 亥	89	20	25	5	7	4	25	7	146	36	快晴	5月21日
3月計		1,580	345	417	90	159	48	810	208	2,966	691		

4月1日	戊 丑	119	27	15	5	18	3	30	7	182	42	陰晴	5月22日
4月2日	己 丑	71	14	4	1	15	4	40	11	130	30	陰晴冷氣	5月23日
4月3日	庚 寅	82	24	3	2	0	0	34	12	119	38	陰晴風冷氣	5月24日
4月4日	辛 卯	102	23	4	1	0	0	6	4	112	28	快晴	5月25日
4月5日	壬 辰	52	17	20	5	3	2	4	2	79	26	快晴	5月26日
4月6日	癸 巳	133	30	8	3	9	3	11	6	161	42	陰晴	5月27日
4月7日	甲 午	58	17	4	1	7	2	15	4	84	24	雨	5月28日
4月8日	乙 未	62	19	2	1	8	1	48	14	120	35	快晴	5月29日
4月9日	丙 申	99	21	0	0	5	1	30	12	134	34	快晴	5月30日
4月10日	丁 酉	66	18	7	2	0	0	25	10	98	30	快晴	5月31日
4月11日	戊 戌	44	11	3	2	7	4	19	9	73	26	快晴	6月1日
4月12日	己 亥	65	22	4	1	7	2	19	10	95	35	曇夜中雨	6月2日
4月13日	庚 子	105	26	2	2	9	3	11	5	127	36	朝雨星頃晴	6月3日
4月14日	辛 丑	58	15	6	2	19	6	12	6	95	29	陰晴	6月4日
4月15日	壬 黄	46	12	5	1	2	1	21	12	74	26	陰晴	6月5日
4月16日	癸 卯	36	10	6	2	5	2	14	6	61	20	雨	6月6日
4月17日	甲 辰	34	9	3	1	12	1	9	5	58	16	雨八時晴ル	6月7日
4月18日	乙 巳	14	8	24	1	5	2	23	7	66	18	快晴	6月8日
4月19日	丙 午	6	4	0	0	1	1	15	7	22	12	曉雨	6月9日
4月20日	丁 未	40	11	0	0	5	1	46	5	91	17	雨	6月10日
4月21日	戊 申	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6月11日
4月22日	己 戌	56	16	2	2	24	7	58	23	140	48	曇星後晴	6月12日
4月23日	庚 亥	53	13	0	0	4	3	41	12	98	28	快晴	6月13日
4月24日	辛 子	16	4	7	1	7	2	4	3	34	10	快晴	6月14日
4月25日	壬 丑	9	4	0	0	4	1	7	6	65	34	曇星後晴雨夜中強雨	6月15日
4月26日	癸 寅	13	3	0	0	0	0	13	5	26	11	終日雨	6月16日
4月27日	甲 卯	16	5	0	0	1	1	7	2	24	8	曇時々雨	6月17日
4月28日	乙 辰	29	6	2	1	5	2	16	7	52	8	陰晴	6月18日
4月29日	丙 巳	2	1	0	0	0	0	9	2	11	16	曇夜入雨	6月19日
4月30日	丁 未										3	朝風雨星後晴止方晴	6月20日
4月 計		1,503	397	132	38	183	56	633	239	2,451	730		

5月1日	戊 午	34	10	0	0	1	1	75	22	110	33	快晴	6月21日
5月2日	己 未	31	10	5	2	0	0	32	13	68	25	陰晴	6月22日
5月3日	庚 申	30	11	0	0	3	2	19	9	52	22	曇時々雨	6月23日
5月4日	辛酉	13	3	0	0	0	0	31	10	44	13	陰晴	6月24日
5月5日	壬 戌	21	7	5	2	0	0	30	13	56	22	朝小雨星此晴	6月25日

閏三月四日六月十日迄 風呂之施行
 一、壱万九百拾八人、下駄屋 清兵衛、大工 清左衛門、上せ
 ん屋 宗兵衛、常門屋 善兵衛
 ふろ屋四軒ニ而右之人數每夜施行ふろニ入申候、併四軒とハ
 乍申、大工せい・下駄清ニ而入申候。尤右ふろ之義余り永く
 之事故、夫々ふろ屋職ニ候間、いつ迄も無錢ニ而ハ甚た氣之
 毒と及候故、六月十日より施行所ニ而箱ふろ仕、右参詣人壱
 ャ施行所ニ而湯二入申候。

三斗三升三合餅をつき、天道祭り之左法いたし、此御供ハ施行
 中朝晚手伝ニ参り候、隣家之女中衆、其外折々手伝吳候衆中へ
 いたかせ候と存計候所、施行所之仕舞、結構なるお供と我も
 我も施行所へ徒つけ、朝五つ此に初メ少し之間ニ皆々いただか
 ミの大小を抱へ、当町近在より施行中之寄附之かいし、又ハ在
 ャ而世話いたし吳候衆中へ送り申候

尚又、施行も無なんにて相施し候御礼参りとして、惣世話人名
 代として伊勢太神宮へ御礼参り之名前
 奉代々神樂、此御供として、白餅武石五六斗つき、御かゞミ
 西口屋弥吉郎、和泉屋善三郎、平野屋和助倅和吉、玉手屋吉

施行所太神宮様江ハ

兵衛、はね屋利兵衛、今井屋安兵衛、中村龍品、今井屋七兵
 衛、右八人代参仕候

各日宿泊者記録

2/3

月 日	干 支	紀 州		阿 波		大 和		その他の		計		天 候	グレゴリオ歴
		人數	組數	人數	組數	人數	組數	人數	組數	人數	組數		
5月6日	葵 亥	26	10	0	0	2	1	43	16	71	27	陰晴夜中強雨	6月26日
5月7日	甲 子	1	1	2	1	5	2	9	5	17	9	終日強雨	6月27日
5月8日	乙 丑	23	6	11	3	0	0	41	8	75	17	終日雨	6月28日
5月9日	丙 寅	15	5	8	1	0	0	29	7	52	13	終日雨	6月29日
5月10日	丁 卯	19	5	0	0	0	0	35	12	54	17	陰晴	6月30日
5月11日	戊 辰	8	3	26	1	0	0	25	8	59	12	快晴	7月1日
5月12日	己 巳	4	2	0	0	3	1	21	10	28	13	快晴	7月2日
5月13日	庚 午	0	0	0	0	0	0	33	10	33	10	陰晴	7月3日
5月14日	辛 未	17	6	13	4	0	0	53	15	83	25	曇	7月4日
5月15日	壬 申	30	7	124	4	0	0	17	10	171	21	陰晴	7月5日
5月16日	癸 酉	37	9	0	0	0	0	20	7	57	16	陰晴	7月6日
5月17日	甲 戌	19	7	0	0	8	1	27	10	54	18	陰晴	7月7日
5月18日	乙 亥	33	6	0	0	4	2	11	8	48	16	陰晴星後暫雨	7月8日
5月19日	丙 子	6	3	2	1	1	1	20	9	29	14	快晴	7月9日
5月20日	丁 丑	20	6	0	0	0	0	63	8	83	14	快晴	7月10日
5月21日	戊 寅	19	6	2	1	4	1	66	15	91	23	雨	7月11日
5月22日	己 卯	25	9	5	2	1	1	27	8	58	20	快晴	7月12日
5月23日	庚 辰	16	6	0	0	3	1	8	5	27	12	曇時々雨	7月13日
5月24日	辛 巳	10	5	0	0	6	2	53	10	69	17	終日雨	7月14日
5月25日	壬 午	7	3	3	1	5	2	21	10	36	16	雨夕方止	7月15日
5月26日	癸 未	11	6	5	1	4	2	85	19	105	28	快晴	7月16日
5月27日	甲 申	9	4	1	1	0	0	14	7	24	12	陰晴	7月17日
5月28日	乙 酉	3	1	0	0	6	3	18	7	27	11	陰晴少々雷鳴	7月18日
5月29日	丙 戌	23	6	2	1	0	0	16	7	41	14	陰晴	7月19日
5 月 計		381	122	204	22	52	20	755	231	1,392	395		

6月1日	丁 亥	7	3	1	1	0	0	33	12	41	16	雷雨	7月20日
6月2日	戊 子	7	1	5	2	0	0	54	15	66	18	快晴	7月21日
6月3日	己 丑	10	4	0	0	4	1	42	14	56	19	陰晴	7月22日
6月4日	庚 寅	10	6	0	0	1	1	40	7	51	14	快晴	7月23日
6月5日	辛 卯	10	3	3	1	1	1	5	2	19	7	快晴	7月24日
6月6日	壬 辰	0	0	3	1	1	1	35	14	39	16	快晴	7月25日
6月7日	癸 巳	3	2	0	0	0	0	26	8	29	10	快晴	7月26日
6月8日	甲 午	13	5	0	0	0	0	40	13	53	18	快晴	7月27日
6月9日	乙 未	9	4	3	1	0	0	43	17	55	22	快晴	7月28日
6月10日	丙 申	9	4	1	1	0	0	21	9	31	14	快晴	7月29日
6月11日	丁 酉	22	7	0	0	2	1	68	12	92	20	快晴	7月30日
6月12日	戊 戌	0	0	0	0	1	1	26	8	27	9	快晴	7月31日
6月13日	己 亥	2	1	0	0	0	0	41	10	43	11	陰晴星前時々雨	8月1日
6月14日	庚 子	13	6	0	0	0	0	38	12	51	18	曇時々雨	8月2日
6月15日	辛 丑	9	3	1	1	0	0	58	15	68	19	夜來雨星前刻晴	8月3日
6月16日	壬 寅	5	3	0	0	0	0	37	14	42	17	曇時々雨	8月4日
6月17日	癸 卯	14	3	0	0	0	0	16	8	30	11	陰晴風星後刻晴	8月5日
6月18日	甲 辰	5	2	0	0	0	0	32	9	37	11	晴八時過俄ニ風雨即刻晴	8月6日
6月19日	乙 巳	1	1	3	1	0	0	48	10	52	12	快晴八時過暴雨即刻	8月7日
6月20日	丙 午	2	1	4	2	0	0	23	10	29	13	陰晴八時過小即刻晴	8月8日
6月21日	丁 未	10	4	1	1	0	0	17	7	28	12	快晴	8月9日
6月22日	戊 申	10	5	6	3	4	2	57	17	77	27	快晴	8月10日
6月23日	己 酉	0	1	0	0	0	0	0	0	0	8	快晴	8月11日
6月24日	庚 戌	7	3	2	1	0	0	19	6	28	10	快晴	8月12日
6月25日	辛 亥	7	4	2	1	0	0	67	17	76	22	快晴	8月13日
6月26日	壬 子	7	3	4	2	0	0	9	7	20	12	快晴	8月14日
6月27日	癸 丑	9	4	0	0	0	0	23	9	32	13	快晴	8月15日
6月28日	甲 寅	1	1	0	0	0	0	33	10	34	11	快晴	8月16日
6月29日	乙 卯	2	2	2	1	1	5	7	21	11	陰晴	8月17日	
6 月 計		204	85	41	20	16	9	966	299	1,227	413		

7月1日	丙 辰	3	2	6	3	1	1	25	10	35	16	快晴	8月18日
7月2日	丁 巳	9	4	0	0	0	0	10	8	19	12	陰晴7時地震	8月19日
7月3日	戊 午	19	6	1	1	3	1	87	24	110	32	未明少々雨即刻止陰晴	8月20日
7月4日	己 未	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	晴ヨリ雨5時比止晴	8月21日
7月5日	庚 申	0	0	0	0	0	0	3	2	3	0	快晴8時過雷雨	8月22日
7月6日	辛酉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	快晴	8月23日
7月7日	壬 戌	0	0	2	1	2	1	16	7	20	9	快晴	8月24日
7月8日	癸 亥	7	4	5	3	0	0	84	39	96	46	陰晴時々小雨	8月25日
7月9日	甲 子	2	2	2	1	1	5	0	0	0	0	記載なし	8月26日

各日宿泊者記録

3/3

月 日	干 支	紀 州		阿 波		大 和		その他の		計		天 候	グレゴリオ歴	
		人數	組數	人數	組數	人數	組數	人數	組數	人數	組數			
7月10日	乙 丑									0	0	快晴	8月27日	
7月11日	丙 寅									0	0	陰晴夜入小雨半時強雨到曉	8月28日	
7月12日	丁 卯									0	0	晴到風雨時止	8月29日	
7月13日	戊 辰									0	0	陰晴殘暑強	8月30日	
7月14日	己 巳									0	0	快晴南風	8月31日	
7月15日	庚 午									0	0	陰晴時々雨	9月1日	
7月16日	辛 未									0	0	曇時々雨夜中強雨	9月2日	
7月17日	壬 申	0	0	2	1	0	0	14	6	16	7	曇時々雨	9月3日	
7月18日	癸 酉	4	1	0	0	0	0	19	6	23	7	雨星後強雨	9月4日	
7月19日	甲 戌	16	6	0	0	0	0	8	5	24	11	強時々雨薄暮ヨリ遠雷	9月5日	
7月20日	乙 亥	5	3	0	0	0	0	31	5	36	8	陰晴5時前地震	9月6日	
7月21日	丙 子	0	0	0	0	0	0	22	11	22	11	陰晴夕刻ヨリ快晴	9月7日	
7月22日	丁 卯	9	5	0	0	0	0	76	31	85	36	晴ヨリ快晴	9月8日	
7月23日	戊 辰	1	1	0	0	0	0	24	10	25	11	快晴	9月9日	
7月24日	己 巳	13	3	3	1	0	0	15	6	31	10	快晴冷氣	9月10日	
7月25日	庚 午	1	1	2	1	0	0	0	0	0	3	2	曇	9月11日
7月26日	辛 未	10	3	3	1	0	0	12	7	25	11	陰晴	9月12日	
7月27日	壬 申	1	1	0	0	0	0	12	8	14	10	曇時々雨	9月13日	
7月28日	癸 酉	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	陰晴時々雨	9月14日
7月29日	甲 戌	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	陰晴時々雨	9月15日
7月30日	乙 亥	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	陰晴沿氣	9月16日
7 月 計		98	40	24	12	7	4	458	185	587	241			

8月1日	丙 辰	9	2	0	0

⑥『文政十三年御影正見記』(同、『正見記』)

⑦『御蔭参話の種』(同、『話の種』)

⑧『文政十三年御蔭参雜記』(同、『雜記』)

⑨『御蔭群參地名錄』(同、『地名錄』)

なお、『雜記』は、伊勢の万金丹本舗野間商店、『地名錄』は、古市はぐれ調所での日々の観測の記録で、宮川渡しの渡船者数以外の記述は一次史料である。『地名錄』と『雜記』以外は、おかげ参り全般について書かれたもので、情報としては二次的である。

第一節 波及範囲等

概要

まず、文政十三年のおかげ参りの波及範囲について検討する。先行研究では、この年のおかげ参りの波及範囲に関して、狭かつたとする説と広かつたとする説がある。これらの論議は、各種の記録に出てくる国名によつて論じられている。御所町の「毎日泊名前」に記録されている宿泊者の出身地および各種の記録に出てくる国名をまとめるこことによって、この論議に結論を出すことにする。

各種記録のまとめ

各種の記録に出てくる国名および御所町の「毎日泊名前」に記録されている宿泊者の出身地を表1にまとめた。「毎日泊名前」に

波及範囲の推定

先行研究では、文政十三年のおかげ参りの波及範囲に関して、狭かつたとする説と広かつたとする説がある。この論議のもとは、採用した記録の違いによるものである。

表1からわかるように、『文政神異記』・『実錄鏡』・『雜記』

前「『地名錄』・『雜記』は初出の日付を記入し、『文政神異記』・『實錄鏡』は出てくる国名の欄に○をつけた。なお、国の順番は、「毎日泊名前」の初出順とし、『地名錄』・『雜記』はその順番に番号をつけた。この初出の順番については、次節で検討する。大坂・堺・京都・小豆島・江戸・長崎は、これらの史料で国とは別に出ているので、表でも別にした。また、参考のため、御所町で施行が行われた期間(閏三月四日から九月八日まで)の国別の宿泊者の人数と多い順番を記入した。

これらの他、参宮者の国名が記載された史料として左記のものがあるが、国数が少ないので割愛する。

①伊勢野間商店宿泊者：閏三月十三日から六月十日まで、三六ヶ国、計一七八一人

②堂島浜宿泊者：四月五日から八月八日まで、四一ヶ国、一万八〇八五人

③岡司家宿泊者：四月から八月まで、三七ヶ国、計三二二一人

第八章 文政十三年おかげ参りについての再検討

一 波及範囲、施行の実態、参宮者数等一

はじめに

前章では、「神宮町文書」に基づき、文政十三年(一八三〇)のおかげ参りに關し、御所町における施行、施行のための寄進等について検討した。この検討の過程において、先行研究で通説となつていていることや議論が分かれていること等について、再検討する必要性を感じた。

前章では、「神宮町文書」に基づき、文政十三年(一八三〇)のおかげ参りに關し、御所町における施行、施行のための寄進等について検討した。この検討の過程において、先行研究で通説となつていていることや議論が分かれていること等について、再検討する必要性を感じた。

まず、文政十三年のおかげ参りの波及範囲についての論議である。御所町の記録によれば、御所町には大隅・隱岐・壱岐以外の全ての国人が来ているので、おかげ参りはほぼ全国に波及したといえる。なぜ波及範囲について論議が分かれるかについて検討する。また、御所町の記録および他の記録に記載されている各国の人々がその地に初めて現れた日等から、おかげ参りの施行を受けた人々の旅の目的等について考えてみる。

次に、施行のみを頼りにして参宮できたかどうかの問題がある。このことは、次に述べる参宮者数との関連でも重要なことと考えられる。各種史料に見られる施行の実態について調べることともに、御所町における施行の様子等からこの問題について検討する。また、施行や寄進に關係した人たち等が参宮したかどうかを考へてみたい。

最大の疑問は、文政十三年のおかげ参りに、四〇〇万人から

五〇〇万人の人たちが参宮したとされていることである。これが通説になつてゐるが、五〇〇万人といえども、当時の全人口の約六分の一といふことになる。参宮者数を仮に五〇〇万人とし、当時の六八ヶ国すべてから参宮者が訪れたとすると、一国あたりの参宮者は単純に計算して約七万人である。ところが、御所町の宿泊者のうち、国別で最も多い紀伊でも延べ四千人強しかいない。紀伊はおかげ参りが始まつたとされる阿波から伊勢への経由地の一つであること等から、平均的な数字より参宮者数が多いと考えられる。紀伊からは、熊野街道、和歌山街道や泉州を経由した可能性、また素通りした人等が考えられるが、それでも四千人強は、七万人に比べて少なすぎるのではないか。このように、参宮者数には疑問があるので、先行研究等とは異なつた觀点から検討する。

検討にあたつては、「神宮町文書」とともに当時の記録等を参照する。文政十三年のおかげ参りに関する当時の記録の主ものは、前章に列挙したが、本章で参照するものは、左記の通りである。今後、これらを参考する場合は、括弧内のように略記する。これらの詳細については、前章の註に記載しているので割愛する。

①『御蔭參文政神異記』(以下、『文政神異記』とする)

②『浮世の有様 卷の二』(同、『浮世の有様』)

③『文政十三年庚寅改元天保元年御蔭参り』(同、『天保元年御蔭参』)

④『文政十三寅年伊勢御蔭參実錄鏡』(同、『実錄鏡』)

⑤『御蔭見聽集』(同、『見聽集』)

は、国の数が少なく、『地名録』は多い。波及範囲が狭いとする論拠は、『文政神異記』・『雑記』を参照したことによるものであり、広いとするのは、『地名録』を参照している。藤谷俊雄氏は『雑記』を参照して、「動員された地域の広さにおいては、明和のものにおよばない」とし、波及範囲を地図に表している。相蘇一弘氏は『地名録』を参照して、「伝播範囲を言

うならば、文政度は明和より更に拡大している」としている。

『文政神異記』および『実録鏡』は、各地で起こった諸現象を記載したもので、なかには「某国」という表現が使われている。これらに記載された地域における「おかげ参り」が波及したことは確かであるが、名前の挙げられなかつた地域には波及しなかつた

とするのは問題である。『雑記』は、伊勢の野間商店で調べた参宮者の出身地であるが、出身地が書かれていない日が半分以上あり、参宮者の全ての出身地を網羅しているとはいえない。

一方『地名録』の国名記載の末尾には、左記の説明がある。

この記述によつて、多くの国名が記載されている『地名録』でさえも、全ての参宮者について調べた訳ではないことがわかる。

右、古市町はぐれ場調所³に於テ日々見聞或ハ笠印引合帳ニテ録す、尤群參在地名脱漏計り難し

「毎日泊名前」と『地名録』を比較すると、薩摩・対馬は、

「毎日泊名前」にあつて『地名録』にない。これらの国は、『地名録』で見落とされている可能性がある。『地名録』にあつて

「毎日泊名前」にないのは、隠岐のみであり、両方にないのは、大隅・壱岐である。以上のように、何らかの史料に国名が記録されているところを波及範囲と考えるならば、文政十三年のおかげ参りは、ほとんど全国に及んだといえる。

表1 文政十三年おかげ参りの各史料初出（「毎日泊名前」初出順）

番号	国	毎日泊		地名録		雑記		神異		実録		毎日泊	
		初出	順	初出	順	初出	順	初出	順	人數	順	初出	順
1	紀伊	3/4	1	3/4	2	3/2	2	○		4075	1	37	堺
2	阿波	3/4	1	3/1	1	3/1	1	○	○	887	2	38	京都
3	播磨	3/4	1	3/8	4	3/21	9	○		256	5	39	但馬
4	大坂	3/5	2	3/5	3	3/5	4	○	○	134	12	40	肥前
5	尾張	3/5	2	3/21	9	3/13	7	○	○	91	18	41	陸奥
6	大和	3/6	3	3/5	3	3/4	3	○	○	449	3	42	美作
7	豊後	3/6	3	4/19	28					131	13	43	加賀
8	長門	3/6	3	5/11	32					85	21	44	丹後
9	越前	3/6	3	4/17	27	4/8	13			82	23	45	志摩
10	和泉	3/7	4	3/12	7	3/2	2	○	○	206	7	46	丹波
11	佐渡	3/7	4	5/12	33					32	42	47	小豆島
12	越中	3/7	4	4/15	26					25	47	48	肥後
13	越後	3/8	5	5/11	32					355	4	49	備後
14	讃岐	3/8	5	3/4	2	3/12	6	○		198	9	50	若狭
15	出雲	3/8	5	3/28	15					130	14	51	武藏
16	安芸	3/8	5	3/8	4	3/25	11	○		81	24	52	豊前
17	伊勢	3/8	5	3/8	4	3/12	6	○	○	57	29	53	下総
18	近江	3/8	5	3/14	8	3/12	6	○	○	46	34	54	伯耆
19	出羽	3/8	5	4/19	28					33	41	55	江戸
20	河内	3/9	6	3/9	5	3/8	5	○	○	151	10	56	上総
21	遠江	3/9	6	4/7	22	4/15	14	○		135	11	57	常陸
22	周防	3/9	6	4/19	28					114	16	58	長崎
23	三河	3/9	6	3/10	6	3/13	7	○		18	51	59	日向
24	伊予	3/11	7	3/4	2	3/12	6	○	○	206	8	60	下野
25	備前	3/11	7	3/29	16					59	27	61	飛驒
26	信濃	3/11	7	4/28	30	4/15	14	○		50	32	62	土佐
27	攝津	3/12	8	3/9	5	3/4	3	○	○	99	17	63	伊賀
28	備中	3/12	8	3/14	8					83	22	64	能登
29	淡路	3/12	8	3/5	3	3/5	4	○		73	25	65	上野
30	美濃	3/12	8	3/26	13	3/23	10	○	○	58	28	66	筑前
31	因幡	3/12	8	4/13	24	4/15	14	○		34	40	67	筑後
32	駿河	3/12	8	6/1	40	7/20	18	○		30	43	68	薩摩
33	甲斐	3/12	8	6/12	44					20	50	69	対馬
34	伊豆	3/12	8	5/27	39	7/20	18	○		12	56	70	安房
35	石見	3/13	9	5/19	37					234	6	71	相模
36	山城	3/14	10	4/5	21	3/5	4	○		26	45	72	隠岐

3月は全て閏3月

毎日泊 :「おかげ中 每日泊名前」(大和国御所町)

地名録 :『御蔭群參地名録』

雑記 :『御蔭參雜記』

神異 :『御蔭參文政神異記』

実録 :『文政十三寅年伊勢御蔭実録鏡』

おかげ参りは、ほとんど全国に及んだといえる。

なお、御所町で国名の記録が残っているのは、宿泊者のみである。六月十日までの宿泊者は七五七九人であるが、「寄進帳」に、この日までに風呂の施行を受けた人は一〇九一八人⁴という記載がある。これらの差は約三三〇〇人であるが、宿泊しても、入浴していない人がいるはずであり、国名の記録のない人はこの差より多い。さらに、宿泊も入浴もせずに、通過した人もかなりあると考えられる。それらのなかに御所町の記録にない大隅・壱岐・隠岐の人がいた可能性はゼロではない。

4. 御所町で施行を受けた人々

表1の「毎日泊名前」の初出日は、御所町の施行所に最初にその国人が宿泊した日である。ただし、後述するように、閏三月四日の施行開始以前にも参宮者は御所町を通過している。「雑記」および『地名録』の初出日は、伊勢に参宮者が初めて現れたことが記録された日である。本項では、これらの初出日に着目して、御所町の施行を受けた人々について考えてみる。

文政十三年のおかげ参りの始まりの日に関しては、『文政神異記』に「佐古町八丁目手習屋に手習いたし居候子供等、御参宮仕度趣、三月十九日物語いたし、翌廿日手習子供二三十人参宮仕候、これ御蔭参りのはしめなり」と記載されている。また、「雑記」⁵の閏三月一日条には「先月廿日頃、阿波國江御祓奉り、色々奇異の儀等有之候由にて、おかげ参りと書付いたし候笠をかむり（後略）」とある。これらはいずれも、阿波以外の地での

三十三所の参詣を目的として出発しており、旅の途中でおかげ参りの施行に便乗したものと考えられる。

御所町で施行を受けた人たちを整理してみると、まず、おかげ参りとして伊勢への往還の途中にあると考えられる人たちであり、阿波、紀伊および大和の一部が該当する。人数は紀伊が四〇七三人、阿波が八八七人で、大和は全体で四四九人であるが、

そのうち約三分の一が紀伊からの街道筋の人であり、合わせると全体の宿泊者九七二九人の半分強になる。これ以外の半分弱の人は、国元と伊勢との最短経路をたどつておらず、参宮以外の目的で旅をしている。それらは、前述の西国巡礼等の目的で出発し、施行に便乗した人や、参宮の後に西国巡礼等のために来た人たちなどである。このように、御所町の施行所には、單純に伊勢への往還の途上にある参宮者だけでなく、さまざま人々が訪れていたのである。

第二節 施行および施行宿の実態

1. 概要

次に、おかげ参りにおいて、重要な役割を果たした施行の実態について検討する。施行を受けるのみで旅をすることができたかどうかの問題である。各種の史料に書かれている施行の実態、御所町の施行の様子等によって、この問題について考えてみる。

2. 史料による施行の実態

聞き書きであり、信憑性に疑問があるとしても、各地に現れたという記録の日付と、その地と阿波との距離を考慮すると、三月二十日頃に始まつたと考えて問題がないように思える。

御所町に参宮者が最初に現れた日の記録はないが、「立山次第書」の序文に「参詣之くんじゆう櫛之はを引が如く、泊りくのなんじゆう見るに忍ひず、依而この里の世話人打寄施行宿を思ひ立」とあり、閏三月四日の施行開始までにもここを通過した人がいることがわかる。

御所町で最初の日に施行を受けた紀伊(一番、表1の左端の番号)、阿波(三番)の人たちは、おかげ参りが始まつたとされる阿波とそこから波及した紀伊からの人たちの参宮の途中であると考えて問題がない。

同じ初日の播磨(三番)と二日目の大坂(四番)については、阿波から淡路島を経由して播磨に至る経路のことが『文政神異記』に記載されているので、この経路でおかげ参りが波及したと考えられる。しかし、播磨・大坂から伊勢に行くには、暗峠を越えて奈良を経由するか、京都から東海道を行くのが一般的である。したがって、最初に御所町に来たこれらの国人たちは、別の目的で国を出て、旅の途中でおかげ参りの施行に便乗した可能性が高いのではないか。もっとも九月までの施行期間中に、播磨は二五六人、大坂は一三四人が宿泊しており、その中にはおかげ参りとして出発した人たちが大勢いたことは確かである。

尾張(五番)・豊後(七番)・長門(八番)・越前(九番)・佐渡(一一番)・越中(一二番)・越後(一三番)・出雲(一五番)等、伊勢に比べ

施行について書かれたものは多いが、ここでは、まず五つの史料を紹介する。『天保元年御蔭参⁽²⁾』に「御蔭参」と題した狂詩が記載されている。全体が四二句の五言古体詩であるが、前半部は左記の通りである。

文政庚寅ノ年、御蔭参宮專ナリ、阿州道者夥シク

半加太着船ス、男女ノ無ニ差別⁽¹⁾、混雜吟ニ濱辺

講元目印擎⁽²⁾、其組跡先⁽³⁾、簇々打笠ノ浪ヲ

濱々モウトシテ、立ニ砂煙ヲ、一毎柄杓ヲ振、門並合力ヲ傳

袋ハ重シ報謝ノ米、腰ハ輕シ路用ノ錢、中食群ニ⁽⁴⁾ニ持待

汲レ茶如レ湧泉⁽⁵⁾、幸ニ貰ニ善根ノ宿ヲ、押合⁽⁶⁾着形眼ル

蒲団吳⁽⁷⁾所少⁽⁸⁾、明方欲レ牽⁽⁹⁾レ風ヲ

蒲団吳れる所少なく、明け方風をひかんと欲す」とあり、施行六行目に「幸いに善根の宿を貰い、押し合いで着たまま眠る。

蒲団吳れる所少なく、明け方風をひかんと欲す」とあり、宿での厳しい状況がわかる。

『浮世の有様⁽²⁾』にも、施行宿での厳しい状況が述べられている。

座敷より庭一面に詰り、ふとん一畳二人へ渡せるは最上の事にて、四五人に一畳、又施行宿にては何れもふとんにして、雨露に濡ざるまでのよし。(中略)かくて宿にて大勢のおし合て臥ぬるが、夜中手水に起きぬるにぞ、子を持てる人々は、子を踏ぬやうなしてよと、何れも口々にわめきちらして、子なき人迄も少しもまどろみかたく、三更過れば宿の主頻に出立を促し、巔末の膳を出しぬるゆへ、これをたべて立出れば、其跡へ宿なくて野宿せし人、又は詮方なくて夜通しに歩みぬる人など、入かわりて宿りぬる事

御所町に現れた日がずいぶん早い国がある。これらの国の初出の人たちも、おかげ参りとして国を出たのではなく、別の目的で出発したのではないかと考えられる。その国に情報が伝わり、伊勢を経由して(自指して)御所町に来るには日数的に無理がある。しかし、おかげ参りは九月まで続くので、中にはおかげ参りとして出発した人たちもいたであろう。

以上のように、御所町の「毎日泊名前」には、別の目的で国を出発しておかげ参りに合流した人が含まれている。このことは、言い換えれば、おかげ参りの施行所には、本来のおかげ参りの参宮者だけでなく、おかげ参りに便乗した旅人もやつてきていたことを示唆している。

おかげ参り参宮者の別の目的に関する、前章では、伊勢神宮より東の国々の人たちが御所町に来たのは、伊勢参宮のついでに、高野山や西国三十三所の参詣をするためであると述べた。御所町は、西国三十三所の第五番葛井寺から第六番壇阪寺への途中にあり、高野街道は町のすぐ近くを通っている。

このような伊勢参宮と西国巡礼等との関連について、小野寺淳氏は道中記に基づいて、参宮とその後のルートを類型化している。田中智彦氏は小野寺氏の研究を参照して、「近世の参宮者は、一般的に伊勢神宮だけに参拝して帰郷することはなく、その往復に各地の名所旧跡や寺社を訪れている」としている。また、金森敦子氏も同様のことを述べ、紹介している市町村史のなかの道中記にも事例が多い。

尾張や越前などの人々が伊勢より先に御所町に来ているのは、おかげ参りが始まる前に、すでに伊勢参宮や高野山・西国

寄進についての詳細は前章で述べているが、全部で一九四件である。金銭は金換算で約六両、米は二二石余りあり、現物の品物は、加工食品・野菜類・薬・酒類・燃料・わらじ等々、七〇種類以上あった。世話人の代表からは多くの回数の寄進があるので、その時々不足するものを持ち寄り、精一杯の対応を心がけたことが推察される。酒の寄進が二石弱あることから、酒も提供されたと考えられる。

一方、御所町の施行所は藏屋敷を利用しており、畳があつた可能性は低く、施行記録に蒲団を用意したという記述はない。一日に最大二二三人の宿泊（閏三月十二日）があり、十分な対応は非常に困難である。また、台風と思われる日も宿泊した一人全員が出て行つており、施行宿では滞留が許されなかつたと考えられる。世話人たちはできるかぎりの世話をし、近隣の人たちも協力したものと思われるが、十分な対応は物理的に無理であつたと考えられる。

4. 施行のみでの参宮および施行関係者の参宮

施行のみで参宮ができたかどうかの問題について、藤谷俊雄氏は、「無錢で旅行することを『まったく作り話とはいえない』と述べている。また、相蘇一弘氏は、寄進された物の多さに疑問を呈するとともに、「無錢の者の占める割合はむしろ少なかつたと結論せざるを得ない」とし、自費での参宮の例をあげている。

茨木啓子氏は、市町村史等に基づいて、大和国の施行所をまとめた一覧表を作成している。二九ヶ所余りであるが、施行所

があつたことが確実な御所市・権原市北八木・大和高田市が含まれていない。これらは、市町村史に記載がないためである。これらその他に、未発見の施行所の史料、記録を残していない施行所等も考えられ、大和国だけでも相当数の施行所があつたことは確かである。

したがつて、施行のみを頼りに参宮することは可能であったと考えられるが、前述のように、施行を頼りに旅をすることは楽なことではなかつたようと思われる。物価の高騰の問題もあり、自力で参宮ができる人たち、すなわち、伊勢講に加入している人、ある程度経済力がある人等は、おかげ参りの期間中には無理をして参宮しなかつたと考えられる。

施行等の関係者が参宮したかどうかの問題もある。「寄進帳」の跋文に「施行もなんにて相施し候御礼参りとして、惣世話人名代として伊勢太神宮様へ御礼参りの名前」として、八人の名前が書かれている。御所町の施行所では、お盆の三日間を除き、連續六ヶ月余りにわたつて、食事と宿泊の世話、二ヶ所での昼食の施行等をしている。このためには、大勢の世話人が必要であったと考えられる。これらの人たちは、右記の跋文が示すように期間中に参宮しないし、とても参宮できるような雰囲気ではなかつたと考えられる。また、町中をはじめ近隣の村々から、多数の人々の寄進を受けているが、これら寄進をした人たちも、参宮に代わるものとして寄進した可能性が高い。

前述の自力で参宮できる人たちのおかげ参り期間中の参宮の有無、施行の世話人や寄進者の参宮の有無等は、次節の参宮者数を考える上において、留意すべきことである。

なりとぞ。

ここには、施行宿が窮屈で、人数が多い場合、夜中に宿泊者を入れ替えることがあることが書かれている。

『正見記』には、施行所における食事の提供の模様が書かれていて、空腹の者が施行に殺到する状況がわかる。

接待所に於て粥を施し飯を与ふ。空腹のものは見て、我劣らずと押退けて、粥の冷るの忍へかね啜つて口を焼くも有、呑んで胸を焦もあり、或ハ七顛八倒し是に懲りて去ルもあり、又ハ二椀三椀も静かに食ふもあり、久敷飢たる者共ハ五椀七椀啜つても飽きる者もあり、千差万別宛も餓き道の如くなり

「吉川利右衛門古記帳」には、大和国十市郡山之坊村（現、権原市山之坊）の施行所における接待の様子が書かれている。

施行所を新しく作ったことや、村人が交代で対応したこと、食事だけでなく酒も施されたことがわかる。

閏三月四日当村大道佐平次向ひ、六兵衛干場ニ而接待所拵施行致候、同五月初而利右衛門・喜右衛門・弥兵衛三人米三斗、壱人前ニ壹斗ゾ、握飯施し申候、是ヲ初として村方餅・酒・はつたい面々夫々組合施し申候、其外思ひくニ施行致候而、尤接待所茶たきハ毎日式人ツ、村方よりかわる

／參り申候

「諸事記録帳」には、大和国葛上郡新庄村（現、葛城市新庄）の施行所における接待の様子が記載されており、食べ物以外に、錢も施されたことがわかる。錢やわらじが施されたことは、御所町をはじめ各地の施行所の記録にみられる。

3. 御所町での施行

御所町での施行の様子については、「立山次第書」の序文に次のように書かれている。

北町には中飯の施行、東にもひるのにきり喰、会所まへ町にハ泊り宿、毎夜くの参詣宿、百人式百人之取持、世話方の骨おりいわんかたなく、程なく秋の暮まで一夜もたへまなく、泊ればふろの施行、暮れハ蚊のふせぎ、くつさみすれハ薬の施行、医の御見舞

食事付きの宿泊以外に、昼のにぎり飯や風呂の施行、病人には薬の施行をしている。その他、「寄進帳」には、錢一文・二文の提供のことが書かれており、多様な施行があつたことがわかる。「会所まへ町にハ泊り宿」となつてゐるが、会所前町には藏屋敷があり、これが利用されたと考えられる。第二章で述べた通り、当時は皆銀納であり、藏屋敷は空いていたと推定される。

れ、比較的山間部を通る伊勢本街道と和歌山街道が合流したあとで、現在の宮川橋あたりであり、水域部の幅は約九〇メートルである。

宮川の渡しに關し、延宝四年（一六七六）の定³⁵がある。全一三条であるが、ここでは、関係のある第三条から第五条および第七条の四条のみを示す。

宮川就両舟渡申付候定
一、中川原口之渡し守不斷六人
舟三艘之内 壱艘ハうかい舟、弐艘ハ馬舟
一、中嶋口之渡守不斷三人
舟式艘之内 壱艘ハうかい舟、壹艘ハ馬舟

右定之九人之人數ハ昼夜無透間舟場ニ相詰居可申候事
一、諸國御参宮人馳走之ため其外往還之諸人ニ至迄舟賃壹錢
も取不申、少も無滞昼夜を不限即時ニ相渡し可申候事
一、人馬共ニ舟不相應ニ大勢取込のせ申間敷候事

これによつて、普段は下の渡し（中川原口之渡）は三艘、上の渡し（中嶋口之渡）は二艘であったこと、渡し守は合わせて九人であつたこと、参宮人を含め渡し賃が無料であつたこと、昼夜を問わず乗船させたこと、過積載が禁止されていたことがわかる。ここに記載の「うかい舟」について、「近世伊勢湾海運史の研究」³⁶には、「鵜飼舟は「へさき」と「とも」の両方をとが

らした形のもので、櫓がなく、竿と梶を用いた。だいたい二五俵積みで、長さ七間半、幅六尺五寸程度」とある。現代風に言えば、長さ一三・五メートル、幅二メートル弱、積載量一五〇キログラム程度の小船である。

3. 史料に記された参宮者数

文政十三年おかげ参りの参宮者数について、『文政神異記』の序文に、「宮川上下渡者、總数四百八十六萬二千八十人」と記載されている。また本文には、閏三月朔日から六月二十日までの各日の宮川の上の渡しと下の渡しの渡船者数が記載されている。『雜記』・『天保元年御蔭參』・『地名録』等にも人数の記載がある。

『文政神異記』³⁷と『雜記』³⁸に記載されている各日の渡船者数を表²に示す。『文政神異記』には六月二十日までの人数しか記載されておらず、残りは続編に記載するとなつていて、続編の存在は確認できない。また『雜記』の記載は四月末までで、表中にゴシックで示したように『文政神異記』とは所々違ひがあるが、二つのデータはほとんど同じである。『文政神異記』には各月のべ（合計）が記載されているが、表²の「計」欄（筆者集計）に示している実際の合計とは少し違つていて。

『天保元年御蔭參』³⁹に記載されている各月の合計を表の下部に記載した。総計および他の史料に記載のない六月・七月・八月・九月の合計がわかる。閏三月・四月・五月の各月のべは『文政神異記』と一致しており、総計は同序文の数値と一致している。

第三節 参宮者数

1. 概要

本節では、参宮者数について検討をする。参宮者数については、「宮川の渡し」の渡船者的人数に基づいて論じられている。『文政神異記』、『雜記』等に渡船者数が記載されているが、先行研究等は、これらに書かれている人数を正しいとして、参宮者数を四〇〇万人から五〇〇万人としている。

まず、宮川の渡しについて述べ、史料に書かれている参宮者数をまとめる。また、先行研究では、参宮者数についてどのように考へているかを調べる。そして、このような多数の人たちが、渡船することができるかどうかについて検証する。

2. 宮川の渡し

参宮者数については、従来、宮川の渡船者数に基づいて論じられていることから、宮川の渡しについて述べておく。

関西や名古屋方面から陸路で伊勢神宮に行くためには、宮川を渡らなければならない。この宮川には、「上の渡し」と「下の渡し」の二つの渡しがあつた。これらの下流に「汐合の渡し」があつたが、街道には繋がつていらない。明治二十五年（一八九二）の二万分の一の地形図を図1「宮川付近地形図」として示す。

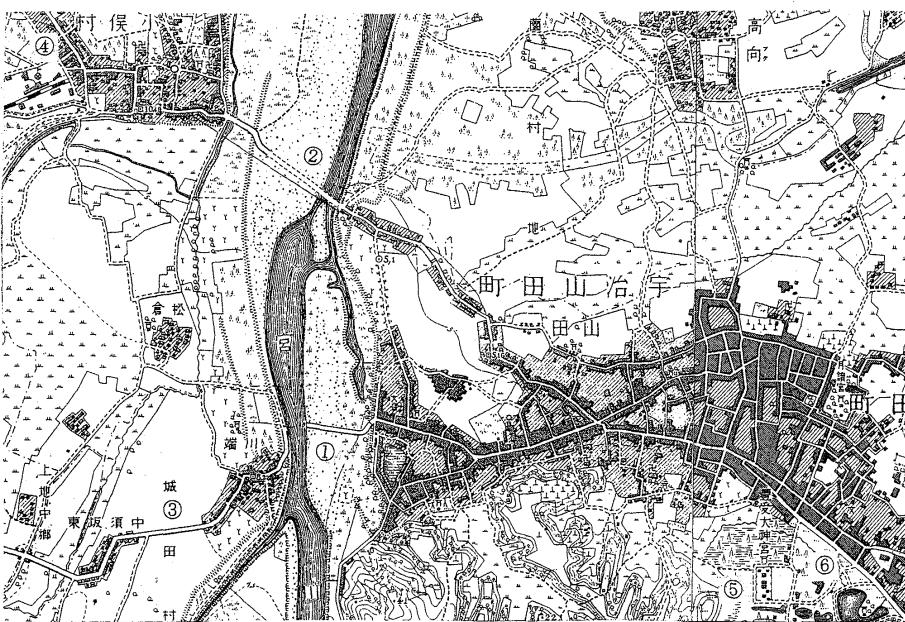


図1 宮川付近地形図（明治25年） ①上の渡し、②下の渡し、③至伊勢本街道・和歌山街道、
正式二万分一地形図集成（田丸町・山田） ④至初瀬街道・参宮街道、⑤外宮、⑥至古市經由内宮

『地名録』にも閏二月・四月・五月の各日の人数が書かれている。『文政神異記』も各月に二・三ヶ所の数値の違いがあるが、これは一致している。

以上のことを考慮すると、全てのデータの元は一つで、違ひは転記ミスであるといえる。相蘇一弘氏はこのデータの出所について、『見聴集』に「三方会合小林奉行所へ上ヶ候写しなり」という記載があるので信頼できるとしているが、「奉行所へ上ヶ候写し」という一次史料の存在を確認することはできなかつた。また、どのようにして、この史料が各種史料に転記されたかもわからない。

4. 先行研究等の参考者数

先行研究では参宮者数を、表2の総計の四八六万二〇八〇人としているものや、六月二十日までの合計である四二七万六五〇〇人を採用しているものの他、下の渡しの下流にある汐合の渡しや直接遠方から船で山田に着くルートを考慮に入れ、約五〇〇万人をしているもの等がある。

先行研究のなかでも、藤谷俊雄氏⁽⁴⁾、相蘇一弘氏⁽⁴⁾および西垣晴次氏⁽⁴⁾の成果がある種の固定概念となり、歴史辞典類の記述にも反映されている。それらの記述は、左記に引用する通りである。

①藤谷俊雄氏の記述（『国史大辞典』）：次は天保元年（一八三〇）で、閏三月一日阿波から始まり、地域は明和度に及ばなかったが、参加人数は遙かに多く八月末までに約五百万人に達した。

②相蘇一弘氏の記述（『日本歴史大事典』）：文政度には奥羽

から南九州まで四六二万人余が参加する最大規模になつた。

③西垣晴次氏の記述（『日本史大事典』）：三月に阿波から起

こつた文政のお蔭参りは各地に急速に伝播した。閏三月から六月二十日までに宮川の渡を渡った人員は四二七万六五〇〇人であった（「文政神異記」）。

右記のように辞典類には、四〇〇万人から五〇〇万人が参宮したとしている。市町村史もこの数をベースにした記述になつておらず、博物館・歴史資料館等におけるおかげ参りの説明には、この数が用いられていることが多い。しかし、これらの数値の現実的 possibility について検証した研究はない。

5. 参宮者数の推算

表2で一日あたりの最大の渡船者数は、閏三月二十六日の下の渡しの一、二万人である。そこで、一つの渡船場で一日に一二万人が渡船可能かどうか、可能としても、それが往復か片道かについて検討してみる。

『文政神異記』・『伊勢参宮名所図会』に宮川渡しの絵が掲載されている。これらの絵では乗船者数は二〇人から二五人である。前述の「うかい舟」の説明では二五俵積みとなつていてが、一俵は約六〇キログラムであるので、約二五人乗りということになる。馬舟は、牛馬を積載出来る舟で、うかい舟より大きいと考えられるが、両方使われていることから、一艘あたり平均三〇人が乗船できるものと仮定する。

船の数に関しては、『地名録』の閏三月二十四日条に、「宮

表2 宮川渡しの人数

日	閏3月			4月			5月			6月			7月			8月			9月			計					
	上	下	計	上	下	計	上	下	計	上	下	計	上	下	計	上	下	計	上	下	計	上	下	計			
1 合わせて		1,000	1,000	1,000	17,000	97,000	114,000	400	7,000	7,400	250	9,000	9,250														
2 2,000	1,000	3,000	3,000	12,000	85,000	97,000	400	6,000	6,400	350	8,000	8,350															
3 6,000	5,000	11,000	11,000	13,000	96,000	109,000	400	6,000	6,400	200	8,000	8,200															
4 13,000	10,000	23,000	23,000	11,000	95,000	106,000	400	6,000	6,400	350	10,000	10,350															
5 25,000	37,000	62,000	62,000	10,000	96,000	106,000	300	5,000	5,300	300	10,000	10,300															
6 23,000	42,000	65,000	65,000	10,000	98,000	108,000	300	6,000	6,300	200	8,000	8,200															
7 19,000	53,000	72,000	72,000	7,000	79,000	86,000	300	7,000	7,300	300	8,000	8,300															
8 13,000	46,000	59,000	59,000	8,000	80,000	88,000	300	9,000	9,300	350	7,000	7,350															
9 14,000	39,000	53,000	53,000	5,000	60,000	65,000	400	10,000	10,400	300	6,050	6,350															
10 13,000	42,000	55,000	55,000	5,000	65,000	70,000	300	9,000	9,300	300	6,500	6,800															
11 12,000	40,000	52,000	52,000	4,000	63,000	67,000	300	8,000	8,300	250	6,000	6,250															
12 11,000	38,000	49,000	49,000	3,000	50,000	53,000	300	8,000	8,300	200	6,000	6,200															
13 12,000	40,000	52,000	52,000	2,000	43,000	46,000	300	9,000	9,300	200	5,500	5,700															
14 13,000	42,000	55,000	55,000	1,500	40,000	41,500	350	10,000	10,350	200	5,400	5,600															
15 14,000	50,000	64,000	64,000	1,000	36,000	37,000	400	13,000	13,400	200	6,500	6,700															
16 19,000	75,000	94,000	94,000	1,000	37,000	38,000	400	16,000	16,400	300	2,900	3,200															
17 20,000	80,000	100,000	100,000	800	30,000	30,500	30,800	500	18,000	18,500	400	37,000	37,400														
18 21,000	76,000	97,000	97,000	1,000	23,000	24,000	400	18,000	18,400	250	15,000	15,250															
19 24,000	85,000	109,000	109,000	800	18,000	18,300	500	19,000	19,500	150	8,000	8,150															
20 23,000	86,000	109,000	109,000	800	18,400	19,200	500	18,000	18,500	300	8,500	8,800															
21 24,000	87,000	111,000	111,000	600	15,000	15,600	400	17,000	17,400	300	16,000	16,300															
22 23,000	84,000	107,000	107,000	700	16,000	16,700	300	16,000	16,300	300	15,000	15,300															
23 26,000	90,000	116,000	116,000	600	17,000	17,800	300	14,000	14,300	300	14,000	14,300															
24 28,000	100,000	108,000	108,000	600	15,600	15,600	300	14,000	14,300	300	12,000	12,300															
25 27,000	110,000	137,000	137,000	700	15,000	15,700	300	12,000	12,300	300	11,000	11,250															
26 28,000	120,000	148,000	148,000	8,000	4,000	12,000	400	13,000	13,400	400	14,000	14,400															
27 23,000	98,000	121,000	121,000	8,000	留川	留川	0	0	0	0	0	0															
28 18,000	93,000	111,000	111,000	8,000	留川	留川	0	0	0	0	0	0															
29 19,000	98,000	117,000	117,000	500	6,000	6,400	6,500	250	11,000	11,250	250	11,000	11,250														
30																											
計	513,000	1,767,000	2,281,000	2,245,000	134,000	1,304,400	1,438,400	1,445,900	10,400	332,000	342,400	5,350	181,350	186,700													
〔文政神異記〕に記載の	2,281,200																										
〔天保元年御纂參〕	2,281,200																										

少なくなることは確かである。

船頭に関しては、平常時であれば昼夜を問わない運航であつても、夜間の乗船者は少ないと考えられるので、船頭の交代要員は必要ない。しかし、一日に二四時間の連続運航をするためには、交代要員が必要である。一般的に船と船頭は一体と考えられ、船が調達できたとしても、連続運航のために必要な数の船頭を確保することは困難のように思われる。このように、船や船頭のことから、記録に残っている渡船者数は、往復としても過大であると考えられる。

四月の中頃以降、上の渡しの渡船者は、留川の前後は別として一〇〇〇人以下であり、平常時の配船（定書では二艘）になつたと考えられる。また、下の渡しに臨時に調達された船も、徐々に渡しを離れて本来の業務に戻り、急な渡船者の増加には対応できなくなつてゐた可能性がある。六月十六日は前日の四倍以上になつており、人數の正確さが疑われる。

以上のことから、渡船者数のデータは、毎日の相対的な多少は別として、信頼性が低いと考えられる。データの信頼性が高いければ、前述の計算のように、宮川の渡船者のデータは往復であり、総数は半分の二〇〇万人強であるといえる。しかし、データの信頼性が低いことから、参宮者の実数を確定することができない。沙合の渡しの渡船者、藤谷俊雄氏が指摘している直接船で来た人等の加算要因を考慮しても、通説の四〇〇万人から五〇〇万人という数値は過大であり、かなり少なかつたと考えるべきである。とはいへ、かりに一〇〇万人としても、「おかげ参り」が大衆的な群參であつたことに変わりはない。

おわりに

本稿では、文政十三年のおかげ参りについて、波及範囲、施行の実態、参宮者数等の点から再検討した。大和国御所町における施行に関する史料が見つかり、おかげ参りについて調べていくうちに、これらに疑問が生じたためである。

波及範囲に関し、伊勢の近くまたはどこかの施行所で国名が記録されている国を波及範囲とするならば、ほとんど全国に波及したといえる。

御所町における初出を調べた結果、別の目的で出発した人がおかげ参りの流れに合流していたのではないかと推察される。従来、道中日記等によつて、伊勢参宮とともに高野山参詣・西国巡礼等を行う例が多いと指摘されており、おかげ参りにおいても、同様と考えられる。

施行のみで参宮することができたかどうかの問題について

は、各所に施行所があり可能であつたと考えられる。しかし、

施行を受けて旅することは楽なことではなく、自力で参宮で

る人は、この時期に参宮しなかつたものと思われる。また、施

行の世話人や施行のために寄進した人たちも参宮しなかつたと考

えられる。

本検討のなかで、参宮者数が最も重要な問題である。辞典類

には四〇〇万人から五〇〇万人と書かれており、先行研究や市

町村史等もこの人数をベースにしている。本検討では、参宮者数は宮川の渡しの渡船能力から、実際にはその半分以下である

川舟三十艘上下」とある。これは、上下二つの渡しを合わせたものであると考えられるが、一つの渡しの船の数を三〇艘とする。なお、前述の延宝四年の定書によると、通常の船の数は、下の渡しが三艘で、上の渡しが二艘である。また、明和八年（一七七一）のおかげ参りの記録である「いせ参御蔭之日記」には、「宮川の渡し、八艘より十艘位にてこし候由」とある。したがつて三〇艘というのは、例外的な数値である。

一艘あたりの乗船者数を三〇人とし、三〇艘の船を二四時間稼働させて、一日に一二万人を運ぶとすると、往復何分で運ばなければならぬかを計算してみる。

$$120,000 (\text{人}) + 30 (\text{人}) + 30 (\text{艘}) \times 133.3 (\text{回})$$

$$24 (\text{時間}) \times 60 (\text{分}) + 133.3 (\text{回}) \times 10.8 (\text{分})$$

この計算では、往復約一〇・八分で運ばなければならず、片道は半分の約五・四分となる。三〇人の乗・下船に必要な時間、流れに直角に約九〇メートルの航行、船の固定のための操作等を考えると、この時間ではとても無理である。特に、大勢の乗船待ちの人たちがいる状態で、秩序正しく短時間で乗・下船ができるかという問題がある。このことから、片道とするのは不適切で、往復で一二万人であるといえる。そうすると、一日に下の渡しを渡つた参宮者数の最大は、半分の六万人になる。蘇一弘氏⁶³は、「見聽集⁶⁴」の「今日入込人數を斗り見れば廿五六万人之群衆ナリ」を引用して、「廿五六万人」という数を肯定し、一二万人を片道としている。しかし、渡船能力を考慮すれば、この数値は大きすぎる。

ここまで検討で、「文政神異記」等に記載されている文政

十三年の参宮者数は、宮川の渡しの渡船能力から、片道ではなく往復であるとした。次に、通説となつてゐる四〇〇万人から五〇〇万人という参宮者数を半分にしてよいかどうかについて考えてみる。

『文政神異記』等の人数の総数は四八六万二〇八〇人と細かい数値になつておらず、一見精度が高いように見えるが、表2からわかるように、各日の数値は大部分が一〇〇〇人単位であり、精度は高くなない。また、一〇〇〇人以下であつても、全てが五〇人単位になつており、実際に計数した数値でないことがわかる。なお、八〇人の端数は詳細不明の九月の人数によるものである。さらに、何万人という渡船者をどのようにして数えたかについても疑問が残る。

渡船者数の推算において、三〇艘の船を二四時間連続で運航するとして、下の渡しの一日の最大渡船者数を六万人とした。しかし、次の理由によつて、その数でも過大気味であるといえる。

①片道一〇分あまりでも、時間的に無理がある。

②上下の渡しを合わせて、三〇艘である可能性が高い。

③二四時間、同じペースで運航できるとは思えない。

④過積みは禁止されていた。

特に、船と船頭のことが問題であると考えられる。計算では、下の渡しのみで三〇艘としたが、『地名録』の「宮川舟三十艘上下」という表現や船の調達のことを考えると、合計で三〇艘の可能性が高い。この場合、上の渡しと下の渡しの比率がわからないので、渡船者数を推算することができないが、推算値が

【註】

(1) 江戸時代の全人口について、関山直太郎『近世日本の人口構造』(吉川弘文館、一九五八)は、宗門改帳から調べた

文政十一年の人口を約二七〇〇万人(一一三頁)としている。速水融『歴史人口学で見た日本』(文春新書、二〇〇

一)では、前記調査における武士等の漏れを約五〇〇万人(五七頁)とし、近世中期以降の人口を三〇〇〇万人強としている。

(2) 本書、第七章の一九八頁の表1に「神宮町文書」の「おかげ中 每日泊名前 施行所」(「毎日泊名前」という)

三冊の宿泊者数をまとめている。今後、この宿泊者数を引

用する場合は註記を省略する。

(3) 松井敬民編『御蔭群參地名録』(写本、神宮文庫所蔵)の

一丁から七〇丁にでてくる国名。

(4) 『文政十三年御蔭參雜記』(写本、神宮文庫所蔵)。翻刻は神宮司庁編『神宮參拝記大成』(西濃印刷、一九三七)、五四

九頁から五七一頁にでてくる国名。

(5) 『御蔭參宮文政神異記』上下二冊(版本は神宮文庫等所蔵) 翻刻は神宮司庁編『神宮參拝記大成』(西濃印刷、一九三七)

四五五頁から五三八頁にでてくる国名。

(6) 津田宣直『文政十三寅年伊勢御蔭參實錄鏡』(写本、神宮文庫所蔵)。翻刻は神宮司庁編『神宮參拝記大成』(西濃印刷、一九三七)、五三九頁、および『日本庶民生活史料集成』第一二卷(三一書房、一九七一) (参照は後者の頁数)

一二三頁から一二七頁にでてくる国名。

(7) 酒井一「文政十三年おかげ参り施行宿の一考察」(『今井林太郎先生喜寿記念国史学論集』、一九八八)の四五一頁から四六四頁にでてくる国名。

(8) 「橿原市恵比寿神社保管文書」(奈良県橿原市北八木町所蔵)(マイクロフィルムを橿原市立図書館所蔵)。宮本栄子「文政十三年お蔭参りと施行」(『史文』一〇号、二〇〇八)に集計が記載されているが、筆者独自で集計。

(9) 矢野太郎編『浮世の有様二』(国史研究会、一九二〇)および『日本庶民生活史料集成』第一一卷(三一書房、一九七〇八)一〇八頁(参照は後者の頁数)

(10) 西垣晴次『ええじやないか—民衆運動の系譜』(新人物往来社、一九七三)二九二頁

(11) 藤谷俊雄『おかげまいり』と『ええじやないか』(岩波新書、一九六八)九〇頁、波及範囲の地図は八三頁。

(12) 相蘇一弘『おかげ参りの実態に関する諸問題について』(大阪市立博物館研究紀要)第七冊(一九七五)三一頁。

西垣晴次編『伊勢信仰II』(雄山閣出版、一九八四)

一四五頁にも収録。

(13) 引用部分は「古市町はぐれ場調所」となっているが、同書の別の所に「古市町的場はぐれ調所」とあるので、傍線部は写し間違いであると思われる。

(14) 本書、第七章、一九八頁

(15) 前掲(5)四九五頁

(16) 前掲(4)五四九頁

とした。参宮者数が実際を大幅に上回る数にされてきたのは、一つの史料に書かれていることがそのまま受け入れられてきたためである。宮川の渡しの渡船者数については、複数の記録があるが、それらは全て二次史料で一次史料は一つである。もとの史料が一つしかない場合、異なる観点から検証を加えることが必要であると思う。

おかげ参りの参宮者数は、通説よりかなり少ないと指摘したが、参宮者数が少なかつたとしても、おかげ参り全体の規模が小さかつたというわけではない。参宮はしなくとも、何かの形で関わりを持った人たちが想像以上に多い。前述の施行の世話人やそのために寄進した人たちはその例である。御所町では施行が終わった後、町ごとに四八点の立山等が製作されたが、その製作に携わった人々や近隣の村々から見物に来た人たちもいるのである。

伊勢に行く代わりに、その期間中に近くの神社等に参詣したという例もある。文政十三年九月頃、畠田村(現、奈良県北葛城郡王寺町畠田)に「送迎太神宮」⁽⁶⁾という臨時の社が造られ、大勢の参詣者があつたという。丹後国の真名井神社等、伊勢神宮以外の神社への参詣が盛んであったという報告もある。また、各地におかげ踊りが流行し、それにも多数の参加者があつたとされている。

おかげ灯籠の建立などもある。奈良県内には一五〇基ほどのおかげ灯籠が現存しているが、これらは、おかげ参りの参詣または施行の記念として建立されたとされている。しかし、「村中安全」等の銘があるものが多く、村中で参詣に出かける

可能性は少ないので、参詣の記念とは考えにくい。また、街道から離れた場所に建立されているものが多く、施行の記念とも考えることができない。おかげ参りの参詣に代わるものとして、村中から寄付を集めて建立したと考えられる。したがつて、村中の人たちが関わったことになる。

刷り物にもおかげ参りが登場する。たとえば、神宮文庫には、「伊勢御蔭集」⁽⁶⁾として、約一五〇枚の文政十三年おかげ参りに関する刷り物を収録したものがある。浮世絵・見立・づくし・かえうた・なぞかけ・狂歌等である。これらの出版に関係した人々、これらを購入した人たちがいるのである。

芝居では、大阪の角座でおかげ参りが始まつた閏三月から二ヶ月間続けて、「伊勢音頭・恋寝劍」⁽⁶⁾が上演されたという川合賢二氏の報告がある。この芝居は、伊勢の古市における刃傷事件を題材にしたもので、おかげ参りに関連して上演されたものと考えられる。これらのことから、当時、おかげ参りについて、非常に関心が高かつたことがわかる。

今までおかげ参りは、参宮者の多さのみが注目されてきたが、単に伊勢参宮ということだけではなく、それに関連する多様な側面を持つている。したがつて、今後はこれらの関連の出来事も含めて、おかげ参りの全体像を解明していくなければならないと思う。

- (45) 前掲 (10)
- (46) 『国史大辞典』第二巻(吉川弘文館、一九八〇)
七二八頁
- (47) 文政十三年は十二月九日に改元し、天保元年になるが、
ここでは原文のとおり引用する。
- (48) 『日本歴史大事典』(小学館、二〇〇〇)1、四八八頁
- (49) 『日本史大事典』(平凡社、一九八二)第一巻
一三〇頁
- (50) 前掲 (5) 四九六頁
- (51) 蔵閑月『伊勢參宮名所圖会』(寛政九年(一七九七)刊)
第四巻、二丁裏
- (52) 「いせ參御蔭之日記」(『日本庶民生活史料集成』第一
二巻、三一書房、一九七一)一〇七頁
- (53) 前掲 (12) 三二頁
- (54) 前掲 (42) 地編、二四丁裏
- (55) 前掲 (11) 八九頁
- (56) 前掲 (25) 一六九頁、および「福知堂村手覚年代記」
『新訂王寺町史』資料編、二〇〇〇)五九三頁(本文編、
一九五頁に説明文)等に記載されている。送迎は地名。
- (57) 山形隆司「文政十三年おかげ踊りの再検討」(『奈良歴
史研究』五五号、二〇〇一)七頁
- (58) おかげ踊りについては前掲(57)の他に、左記等の研究
がある。
- ・岩井宏美「大和の「お蔭参り」と「お蔭踊り」」(『大和文化研
究』一五巻三号、一九七〇)一頁

・川合賢二「天保のお蔭踊りと村政改革－摂津国池田を中心
として－」(『ヒストリア』七六号、一九七七)五四頁

・中島三佳「文政十三年のお蔭踊りについて」(『地方史研
究』一六八号、一九八〇)一一頁

・矢野芳子「文政十三年おかげ参りとおかげ踊り」(西垣晴
七)に、七五〇基余りの奈良県内の太神宮常夜燈の調査結
果がある。そのなかで文政十三年四月から天保二年(一八
三二)末までに建立された灯籠(おかげ等の銘がないものを
含む)、および天保三年で「おかげ」の銘がある灯籠は一
四九基である。これらを「おかげ灯籠」とした。

(60) 「伊勢御蔭集」神宮文庫所蔵。序文に「文政十三庚寅歳、
蓑笠軒」とある。各種の刷り物を貼って、縦三七・五cm×
横二七・二cm、上・下巻各三五丁の冊子にしたものであつ
たが、現在は各丁毎に裏打ちをして保管されている。

(61) 大阪府立図書館編『芝居番付目録』(清文堂出版、一九
七三)一一頁

(62) 川合賢二「大阪地方におけるお蔭参りとお蔭踊り」(『歴
史手帳』一二巻七号、一九八四)三八頁

(31) 前掲(8)

(32) 奈良県大和高田市の竜王宮(石園坐多久豆玉神社)には、
施行の様子を表した絵馬が残っていた。一九九〇年に火災
で焼失したが、大和高田市所蔵の複製がある。

(33) 明和のおかげ参りについてであるが、前掲(11)の六四頁
から六七頁に「物価騰貴」という一節があり、九八頁には
文政十三年の状況が書かれている。その他、「御蔭参話の
種」、(写本、神宮文庫所蔵)。翻刻は『日本庶民生活史料集
成』第一二巻(三一書房、一九七一(一九九〇等、物価高
騰について書かれたものは多い。

(34) 『正式二万分一地形図集成』中部日本二(復刻版、柏書
房、二〇〇五)図1は「田丸町」および「山田」を合成(原
寸)

(35) 『三重県史』(一九九八)資料編、近世四(上)九三三頁

(36) 村瀬正章『近世伊勢湾海運史の研究』(法政大学出版局、
一九八〇)二四九頁

(37) 前掲 (5) 四九四頁

(38) 前掲 (5) 五〇六頁

(39) 前掲 (4) 五四九頁

(40) 前掲 (22) 一丁裏

(41) 前掲 (12) 三一頁

(42) 『御蔭見聴集』(写本、神宮文庫所蔵)、地編 二四丁裏

(43) 前掲 (11)

(44) 前掲 (12)

(25) 広吉寿彦編『吉川利右衛門古記帳』(甚太郎一代記)
清文堂出版、一九九四)一六五頁

(26) 「諸事記録帳」(『改訂新庄町史』史料編、一九八四)
庫所蔵)上巻、「第六 旅人施施行」

(27) 『文政十三年御影正見記』上下合巻一冊(写本、神宮文
庫所蔵)四五七〇頁

(28) 前掲 (11) 八八頁

(29) 前掲 (12) 二五頁

(30) 萩木啓子「文政十三年のお蔭参り・お蔭踊りについて－
大和国を事例として－」(『ヒストリア』一四一号、一九
九三)一五一頁

接支配した桑山氏の時代、すなわち、慶長五年（一六〇〇）から

寛永六年の間であるとした。約四〇〇年前に造られた町並みが、現在もほとんどそのまま残っているということは、全国的に珍しいことである。この検証の結果が、町おこしの一助になればと思う。

検地が行われた寛保二年以降の石高の詳細および近世後期の人口の動向を明らかにした。これらの関係によって、商業中心の町であつたと考えた。なお、検地以前の石高については、今後の課題である。

耕地は、現在の行政区と異なり、周辺部でかなり入り組んでいる。これについてはもう少し検証の必要がある。水利慣行に關し、元禄四年（一六九一）に決められた番破れの決まりが、さほど大きくなないと結論づけた。大洪水とされたのは、後年、葛城川の改修工事の申請のために書かれた大げさな数値が信用されたこと、諸堤のないところで起つたことをその理由とした。また、六軒町伝説は、明治二十三年以降にできたものであると考えた。六軒町伝説の否定は、御所まちの住人にとって、受け入れ難いものかもしれない。

結 言

本研究は、大和国葛上郡御所町に残つてゐる近世後期の地方文書等に基づいて、当時の町の実態、社会の情勢等について考察したものである。近世の御所町に関しては、『大和御所町誌』があるのみで、ほとんどわかつてない。『大和御所町誌』は、当時、御所中学校の校長であった日色四郎先生が、一人で編纂されたものである。「前がき」によると、校長としての職務のかたわら、半年あまりで完成させたとのことである。秋津村との合併が決まって、急きよ出版されることになったもので、ご本人も機会があれば、改訂増補したいと述べておられる。中学生の時に、日色先生にお世話になつた。本研究が、町誌を改訂増補することになり、恩返しになればと思つてゐる。

寛保二年（一七四二）に、御所町および近隣の村々の検地が行われ、その時に作成された検地絵図が三枚残つてゐる。町誌に掲載されている絵図の写真は、赤塚家文書のものである。したがつて、町誌の編纂には、赤塚家文書が参照されたと考えられるが、それらのほとんどが行方不明である。『御所市史』には、古文書類が現存していると書かれているが（一六九頁）、御所町の宗門改帳の説明に、他村の宗門改帳の写真が掲載されている。市史の編纂のときには、すでに紛失していた可能性が高い。なお、その当時は中井家文書は、存在が知られていないかった。御所まちでは、町おこしの一環として、毎年十一月に「霜月祭」というイベントを実施し、町家の公開を行つてゐる。平成

第二章 年貢および町入用

年貢の対象となる毛付高は、町の高から石砂入の高および皆無の高を引いたものであるが、石砂入は、三〇年近く同じこと書かれていて、事実を反映していないように思える。また、水腐・旱損の皆無は、免定と免割目録で違つておらず、納税者有利になつてゐる。

毛付高、免、石代銀納等の推移をまとめた。不作で米が値上がりした年には免を低くする等、負担を軽減するようにしている。一般的に、支配者は無慈悲に年貢を徴収していとされたが、ある程度、納税者のことを考慮していとある。付加税のうち、冥加金と運上については、決定方法がわからなかつた。また、溜池等の年貢の半分を幕府が負担している。このような例が、他地域にあるかどうかも疑問である。これらについて、今後調べたいと思つてゐる。

年貢の徴収は、役所からの免や石代納銀と異なる免と米の値段を設定し、付加税を含めて、合計額で徴収額と納入額が、ほぼ等しくなければよいという考え方で処理されている。また、町入用との、いわゆる井勘定である。町役人の数と事務処理の量を考えると、合理的な処理方法であると思える。

町入用については、費用項目が多く、また、会所での費用、人足賃が多額であるという印象を持つた。今回、調べなかつた「免割小日記」によつて、詳細を調べる必要がある。

第三章 高名寄帳に基づく近世後期の人々の動向

寛保三年（一七四三）から明治三年（一八七〇）の間の高名寄帳

十二年（一〇〇〇）の第二回のとき、何か古いものがあれば、出してほしいということで、家に訳のわからない書類が沢山あることを思い出し、それらの一部を出すことにした。それまで、技術関係の仕事をしてきたので、当時は、「地方文書」という言葉も知らなかつた。そのうちの一冊を何気なく聞いたとき、大塩平八郎一行の手配について書かれているのが見つかった。そこで初めて、これらの書類の重要性に気がつき、以来、調査を続け、ここに研究成果をまとめることができた。

平成十六年（二〇〇四）に、奈良女子大学と共同で町家調査を行つたとき、神宮町文書を発見した。修士論文は、それに基づいてまとめ、本書にも組み込んでいる。本研究で得られた結果で重要なこと、または今後の課題は左記の通りである。

第一章 御所町の概要

支配の変遷について、桑山氏が改易になつた直後および郡山藩主多氏支配の後半以外は、明らかにできたと思う。桑山氏が改易になつた寛永六年（一六二九）以降の数年間は、御所藩の陣屋跡に代官所が置かれていた可能性がある。現在も残つてゐる「代官町」の由来に関係していく興味があるが、解明できる料がでてくる可能性は低い。

前述の検地絵図と現在の町並みを比べると、ほとんど変わつてないことがわかる。道路の幅は、二間（三・六m）または二間半（四二四m）で、現在の車社会になんとか耐えられるものである。また、家の裏側には背割下水が配置されていて、計画的に造られた町並みである。この町並みが造られたのは、直

人組は、ほとんど機能していなかつたということである。このことは、多くの先行研究の主張を否定するものである。

第六章 賴母子講および金銭貸借

賴母子講は、一三世紀頃から各地で行われていたとされるので、その仕法は、多種多様であったと考えられる。解析を行つた三種類の講のうち二つの講は、講元は掛銀の運用を行い、参加者と講元の双方が利益を得ている。賴母子講は、庶民の相互扶助のためのものとされているが、当時の物価と現在の物価を比較した結果、掛銀は庶民が参加できるような額ではないことを指摘した。また、集めた資金の運用に関し、当時の利足を調べた結果、十分採算がとれることはわかつた。

もう一つの講は、神社の復興を名目としたもので、掛銀が少なく参加者が多い。この講の場合、宝くじ的要素を持たせ、講元の利益を確定するとともに、参加者の満足を得るようにしている。賴母子講は、それぞれ工夫されていることに感心した。

第七章 文政十三年おかげ参りについての考察

神宮町文書に基づいて、文政十三年（一八三〇）のおかげ参りについて考察した。この史料によると、大隅・隱岐・壱岐を除く全国の国々から御所町に来ていて、施行をした約六ヶ月間に、九七二九人が宿泊している。伊勢神宮より東の人や、摂津、河内等、伊勢へ行く街道から外れる人が来ている。これらの人たちは、参宮のついでに高野山や西国三十三所に参詣したものか、別の目的で出発した人たちが、おかげ参りの施行に便乗した等

の理由を考えた。

施行のために町内や近隣の村から、様々な寄進を受けている。それらの寄進をみると、各自が手近なものを分相応に寄進したことがある。この分相応ということは、現在の変な平等社会と比べて、いい面を持つていて、終わった後の行事等から、施行が広く住民に支持されていたこと、終わった後の行事等から、施行を一種のリクレーションと考えていたことが感じられた。

神宮町文書を調べていて、最も強く印象に残つたのは、この記録を残した御所町の先人たちの識字率の高さと勤勉さである。各地の市町村史等に施行の記録があるが、神宮町文書ほど詳細な記録はない。このような記録を残すためには、多数の文字が書ける世話を必要であり、また、六ヶ月間あまり記録をとり続けるという勤勉さが必要である。

第八章 文政十三年のおかげ参りの再検討

文政十三年のおかげ参りの波及範囲について、広かつたとする説と狭かつたとする説がある。このように説が分かれているのは、参照した史料の違いによるものであることを指摘した。また、施行を受けるのみで参宮できたかどうかの問題についても、意見が分かれている。これについては、可能であるが、自力で参宮できる人は、おかげ参りの期間中に無理をして参宮しなかつたとした。これらの結論は常識的なものである。近世史の研究では、史料をそのまま受け入れる傾向があるようと思える。次に述べる参宮者の数については、その典型であると考えられる。

を調べた。高持の持高の分布を調べた結果、天保二年以降で、四〇石以上の高持の持高が大幅に増加し、一石未満の高持の数が大幅に減少している。この二極化傾向について、商品経済の発展としている先行研究等があるが、御所町の場合は、インフレーションがその要因であるとした。インフレーションの影響について、商業の場合は、個々の問題で、波に乗れるかどうかが問題である。一方、農業の場合は、自作でも小作でも一〇石以上の土地を確保していれば、対応できるものと考えられる。高い高持の動向や持高の変化をみたとき、屋敷・田畠の取引は活発に行われている。これらのことから、「田畠永代売買禁止令」は実効性がなく、また、富裕層・貧困層の固定という概念等については、問題があることを指摘した。

第四章 宗門改帳に基づく近世後期の人々の動向

宝暦二年（一七五二）から明治三年（一八七〇）の間の宗門改帳や関連史料等によつて、近世後期の人々の動向について検証した。宗門改帳の作成基準や様式は、同じ幕府領であつても、その時の支配者によつて異なる。在籍の問題で、「現住地主義」と「本籍地主義」があるが、御所町の場合、時代によつて異なる。これは、先行研究等の江戸時代の人口統計に問題が生じる可能性がある。

人口は、調べた期間で大きな変化がない。この要因として、出生より死亡が多く、人口の自然減になつていて、御所町の場合は、人口の増減の最も大きな要因は転入・転出であつた。家族の人数は三人から四人で、時代が下がるにしたがつて、

家持の割合が減少するとともに、借家の一人暮らしが増加している。「夫婦の子供数は、ほとんどの年で平均二人以下であり、子供一人の夫婦も多い。第一子との年齢差は、父親が三〇歳前後で、母親が二十五歳前後であり、早婚とはいえない。独身の人生も多く、具体的な数値を求めることができないが、合計特殊出生率は、現代と同じで二・〇未満であることは確実である。江戸時代は、早婚で子沢山とされているが、これは、人口が急激に増加した明治時代以降との勘違いのように思える。

人の移動に関し、時代が下がるにしたがつて、地域内寺院の割合が少なくなっている。引つ越してくる人が時代とともに多くなつたことを現しており、慶應二年では町内の寺院の檀家が五人組帳前書の拡大解釈であると考えられる。

第五章 五人組の機能に関する再検討

五人組は、年貢納入の連帯責任、犯罪防止のための相互監視等、江戸時代の悪いイメージの一つとなつていている。しかし、年貢の連帯責任には矛盾があることを指摘した。年貢の未進に對しては、屋敷・田畠の物納で対応が可能であり、その例もあることを明らかにした。また、相互監視についても疑問があり、五人組帳前書の拡大解釈であると考えられる。

借財を残して家出した人の借財処理を五人組が実施した例を紹介した。この例では、五人組は金銭面での負担はせず、ただ処理を担当しただけである。五人組制度の実態についてまとめた。御所町では、五人組帳前書の読み聞かせも実施していなし、組合せについても、なんの工夫もされていない。すなわち、五

先行研究や辞典類等では、文政十三年のおかげ参りには、四〇〇万人から五〇〇万人の人たちが参詣したということで一致している。これは、一つしかない史料をそのまま受け入れられたことによるものである。本研究では、参宮者数は宮川の渡しの渡船能力から、実際にはその半分以下であるとした。これが、本研究のなかで最も重要なものであると考えている。

今までおかげ参りは、参宮者の多さのみが注目されてきた。しかし、単に伊勢への参宮だけではなく、いろいろな側面を持つているというのが、おかげ参りについての本検討の結論である。

中井家文書は七五〇点ほどあるが、ある程度検討が済んでいるが本書に入れなかつたもの、未検討のもの等がある。ある程度検討が済んでいる項目として、高札と町定、綿作、文化十二年の洪水等がある。未着手の項目で、最も手間がかかると思われるは「公用帳」、「御届帳」等の解析である。「公用帳」に書かれている触等の半分余りは、『京都町触集成』等に記載されている条項と同じである。しかし、独自のものとしてどのようなものがあるかが問題である。また、本書で参照した「御検地用集帳」の全文の翻刻、おかげ参りの「毎日泊名前」や「寄進帳」の翻刻等の仕事が残つてゐる。

本研究は、御所町の歴史を明らかにすることと、先行研究で常識となつてることの再検討を目的としていた。本書の各章では、一応の成果をあげることができたと思う。今後、ライフルワークとして、検討を続けるつもりである。前述のように、近

世史の先行研究は、史料に書かれていることをそのまま受け入れて、結論を出しているよう思える。今後、検討するにあたっては、広い視野で、先行研究とは異なつた観点から検証することができればと考えている。

以上